令和５年度
独立行政法人統計センター事業報告書
（業務実績等報告）

令和６年６月
独立行政法人統計センター

目　　次

【事業報告書】

１　法人の長によるメッセージ…… 1

２　法人の目的、業務内容
（１）法人の目的 …… 3
（２）業務内容 …… 3

３　政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）…… 4

４　年度目標
（１）概要 …… 5
（２）一定の事業等のまとまりごとの目標等…… 5

５　経営理念・経営方針…… 6

６　事業計画 …… 8

７　持続的に適正なサービスを提供するための源泉
（１）ガバナンスの状況…… 10
（２）役員等の状況…… 10
（３）職員の状況 …… 11
（４）重要な施設等の整備等の状況…… 11
（５）純資産の状況…… 11
（６）財源の状況 …… 11
（７）社会及び環境への配慮等の状況…… 12
（８）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉…… 12

８　業務運営上の課題・リスク及びその対応策
（１）リスク管理の状況…… 14
（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況…… 14

９　業績の適正な評価の前提情報…… 16

10　業務の成果と使用した資源との対比
（１）当事業年度の主な業務成果・業務実績…… 20
（２）自己評価 …… 23
（３）主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況…… 26

11　予算と決算との対比…… 27

12　財務諸表
（１）貸借対照表 …… 28
（２）行政コスト計算書…… 28
（３）損益計算書 …… 29
（４）純資産変動計算書…… 30
（５）キャッシュ・フロー計算書…… 30

13　財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報…… 31

14　内部統制の運用に関する情報
（１）内部統制の推進（業務方法書第14条、16条）…… 33
（２）リスク評価に関する事項（業務方法書第17条）…… 34
（３）監事及び監事監査に関する事項（業務方法書第22条）…… 34
（４）内部監査に関する事項（業務方法書第23条）…… 34

（５）入札・契約に関する事項（業務方法書第25条）…… 34

15　法人の基本情報
（１）沿革 …… 36
（２）設立に係る根拠法…… 36
（３）主務大臣（主務省所管課等）…… 36
（４）組織図 …… 37
（５）事務所の所在地…… 38
（６）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況…… 38
（７）主要な財務データの経年比較…… 38
（８）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画…… 39

16　参考情報
（１）要約した財務諸表の科目の説明…… 42
（２）その他公表資料等との関係の説明…… 44

【業務実績等報告書】

Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項…… 49
（１）人口に関する統計調査…… 51
①　国勢調査 …… 52
②　就業構造基本調査…… 53
③　住宅・土地統計調査…… 54
④　労働力調査 …… 55
（２）経済に関する統計調査…… 57
①　経済センサス（基礎調査・活動調査）…… 58
②　経済構造実態調査…… 59
②　個人企業経済調査…… 62
④　科学技術研究調査…… 63
⑤　サービス産業動向調査…… 63
（３）消費に関する統計調査…… 65
①　小売物価統計調査（消費者物価指数）…… 66
②　家計調査 …… 68
③　家計消費状況調査…… 70
④　家計消費単身モニター調査…… 70

２　統計データの利活用の推進に関する事項…… 72
（１）加工統計等の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理…… 74
（２）調査票情報の二次的利用…… 77
①　調査票情報等の提供及び活用の推進…… 78
②　調査票情報のオンサイト利用…… 80
③　一般からの委託に応じた統計の作成等（オーダーメイド集計）…… 83
④　匿名データの作成及び提供…… 85
（３）統計データ利活用センターによる取組…… 88
（４）統計リテラシー向上のための取組…… 91
①　SSDSEの整備…… 92
②　統計データ分析コンペティションの開催…… 92

３　公的統計の発展の支援に関する事項…… 95
（１）受託を受けて行う統計調査の製表…… 97
①　内閣官房内閣人事局委託業務…… 98
②　人事院給与局委託業務…… 98
③　人事院職員福祉局委託業務…… 99
④　総務省自治行政局委託業務…… 99

⑤　公害等調整委員会事務局委託業務 100
⑥　財務省委託業務 100
⑦　厚生労働省委託業務 101
⑧　国土交通省自動車局委託業務 101
⑨　国土交通省総合政策局委託業務 102
⑩　都道府県委託業務 103
⑪　有償受託製表（東京都生計分析調査等） 104
（２）委託を受けて行う統計調査の実施 106
（３）政府統計共同利用システムの運用管理、統計データのオープン化の推進等 110
（４）事業所母集団データベースの整備・運用管理 115
（５）各府省支援業務 118

４　統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項 121
（１）統計に関する技術の研究 123
①　製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質向上に資するための研究 124
②　統計ニーズの多様化への対応などに資するための研究 125
③　外部機関との連携及び研究成果の普及等 126
（２）統計活動に関する国際協力 128
①　国際的な動向等に関する情報収集 128
②　海外への技術協力 129
③　ＬＩＳのデータベース利用に関する支援 129

５　その他 131

Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項

１　業務運営の効率化に関する事項 135
（１）計画的な業務運営の効率化に向けた取組 135
（２）業務経費及び一般管理費の削減 135
（３）効率的な組織体制の整備及び管理 136
（４）給与水準の適正化等 136
（５）製表業務の民間委託等に向けた取組 136
（６）情報通信技術を活用した業務運営の効率化 137
（７）情報システムの整備及び管理 138

２ 調達等の合理化に関する事項 140
（１）調達等合理化計画 140
（２）契約内容の監査 142

Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 144

Ⅳ　短期借入金の限度額 148

Ⅴ　不要財産等の処分に関する計画 149

Ⅵ　重要な財産の譲渡等に関する計画 150

Ⅶ　その他業務運営に関する重要事項

１　施設及び設備に関する計画 151

２　人事に関する計画 152
（１）人材確保・育成の推進 152
（２）人事評価制度 156
（３）ワーク・ライフ・バランスの推進 158

３　積立金の処分に関する計画 160

４　その他センターの業務の運営に関し必要な事項･････････････････････････ 161
（１）内部統制の充実・強化･･･ 162
（２）情報セキュリティ対策の徹底･････････････････････････････････････ 163
（３）危機管理の徹底･･ 164
（４）環境への配慮 ･･ 165
（５）職員の安全・健康管理･･･ 166

１　法人の長によるメッセージ

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報です。情報技術の急速な進歩発展により、社会には膨大な情報があふれています。そうした中で、適正なプロセスを経て作成された公的統計の重要性は、ますます高まっています。

令和５年度は、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）発足後20年目に当たる節目の年でした。この間、長年培ってきた統計に関する技術と経験を活かし、使命感を持って、公的統計が国民の皆様にとって有意義でかつ信頼されるものとなるよう努力を続けてきました。

特に、公的統計の信頼性を確保するためには、正確な統計の作成と秘密の保護の体制が不可欠です。当法人は、統計に関する専門的な知見を基礎にICTやAI等のデジタル技術も駆使した統計編成技術を有し、ISMS認証を取得するなど情報セキュリティへの対応にも万全を期しています。

統計センターの基本的な使命は、以下の３つです。

・「統計をつくる」：人口、失業率、消費者物価指数、家計や企業活動の状況等の社会経済の動向を示す我が国の重要な統計の作成

・「統計を活かす」：政府統計の総合窓口（e-Stat）での使いやすい統計データの提供。高度な統計利活用の支援

・「統計を支える」：政府統計共同利用システムの運用管理。各府省の統計作成の支援

こうした使命を果たすため、「弛（たゆ）まぬ技術の向上」と「適正な組織運営」の取組を積極的に進めています。

当法人は、「統計をつくる」、「統計を活かす」、「統計を支える」という業務の３本柱に変更はないものの、統計ユーザーの利便性や各府省の統計の品質に関わる多くの新たな課題への積極的な取組を続けていく必要があります。

また、統計行政全般を支える基盤的な専門組織としての性格を今後もますます強めていくものと考え、このような役割を的確に果たしうる組織として、公的統計の発展に大きく貢献していくためには、人材の確保・育成が急務であり、必須であると考えることから、「人材確保・育成方針」に基づき「人材確保・育成実行計画」を策定し、令和５年度から実施しています。

さらに、統計は使われてこそ価値を生じるのであり、より多くの皆様（ユーザー）に統計を使ってもらえるよう、統計センターの業務全般について、「ユーザーの利便性向上」を常に念頭に置いて改善を進めていくことが重要であると考え、また、ウェルビーイングの考え方も取り入れ、「統計センター経営理念」等を令和５年度末に改定しました。

当法人は、近年の公的統計をめぐる状況を踏まえ、令和２年６月に閣議決定された第Ⅲ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）において、総務省

の統計部局とともに中央統計機構として位置付けられました。

また、令和５年３月に閣議決定された第Ⅳ期の「基本計画」においても、我が国の公的統計の基盤的組織として各府省の統計部門を支えていくことが期待されており、今後とも関係方面と連携を深めつつ、その役割をしっかり果たしてまいります。

令和５年度は、新たな役員体制の下、「統計をつくる」、「統計を活かす」、「統計を支える」という３つの使命を適切に果たすことができました。この場を借りて多くの関係者の皆様に感謝申し上げます。

２　法人の目的、業務内容

（1）法人の目的

当法人の目的は、「独立行政法人統計センター法」（平成 11 年法律第 219 号。以下「統計センター法」という。）第３条に定められています。内容は、以下のとおりです。

当法人は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第４条第１項第 82 号に規定するものをいう。以下「国勢調査等」という。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。

（2）業務内容

当法人の業務内容は、統計センター法第 10 条に定められています。内容は、以下のとおりです。

１　国勢調査等の製表を行うこと。
２　国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施し、又は統計調査の製表を行うこと。
３　統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。
４　前３号に掲げる業務に必要な技術の研究を行うこと。
５　国の行政機関又は指定独立行政法人等（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 25 条に規定する指定独立行政法人等をいう。以下この号において同じ。）の委託を受けて、同法第 33 条の２第１項、第 34 条第１項又は第 36 条第１項の規定に基づき当該国の行政機関又は指定独立行政法人等が行う事務の全部を行うこと。
６　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

３　政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

当法人は、我が国の中央統計機構の一翼を担う機関として、国と一体となって公的統計に係る製表事業等を実施し、我が国社会の重要な指標を遅滞なく作成・提供しています。また、政府統計共同利用システムの運用・管理を行うなどにより、公的統計の作成・提供の基盤としての役割を果たしています。

当法人の統計行政機構における位置付け及び役割は、以下の図１、図２のとおりです。

図1　我が国の主な統計行政機構

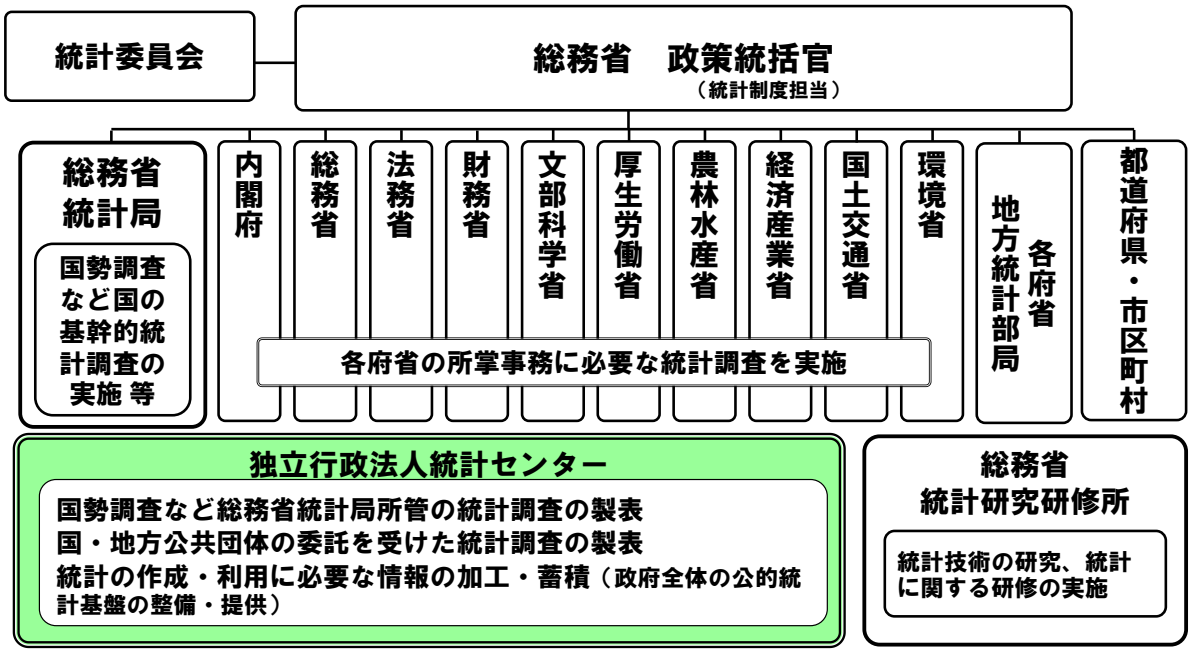

図2　統計作成の流れと統計センターの役割

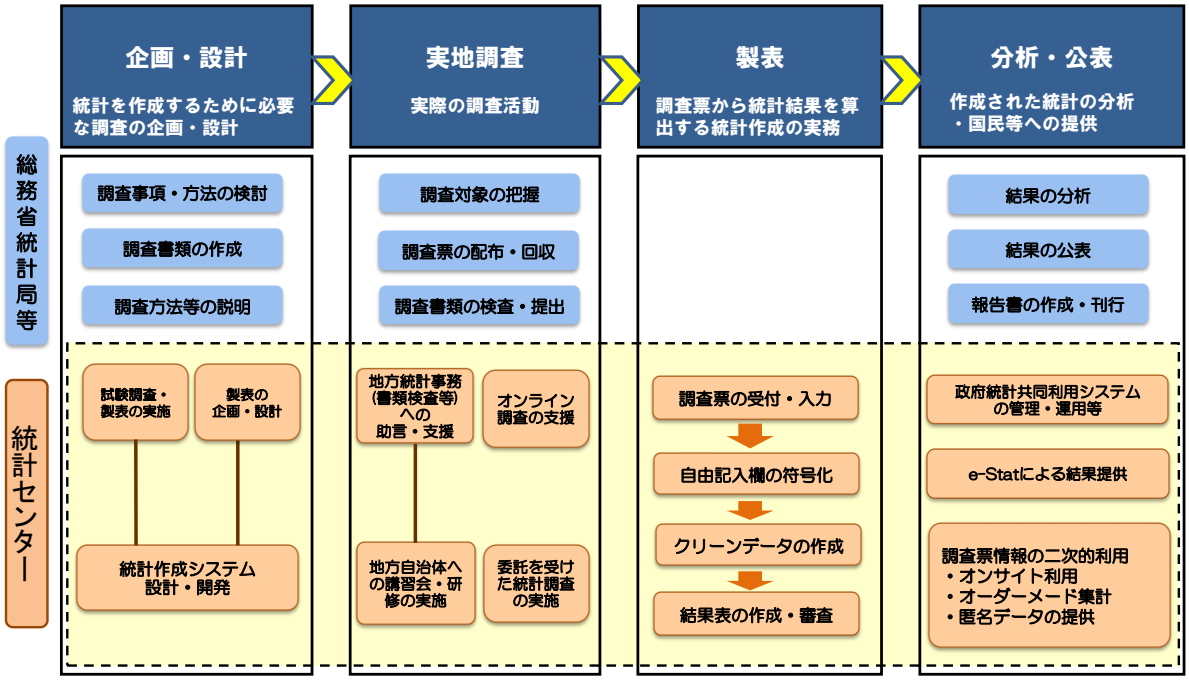

４　独立行政法人統計センター年度目標

（1）概要

公的統計は、国民の合理的な意思決定に必要不可欠な「社会の情報基盤」です。

当法人は、「３　政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）」で示したように、公的統計に係る製表事業等の実施や、政府統計共同利用システムの運用・管理を行うなどにより、公的統計の作成・提供の基盤としての役割を果たしています。そのため、個人情報や秘密情報の取扱いの増大に伴い、統計業務に対する国民の信頼を一層確保する必要があることなどに鑑み、役職員に公務員身分を付与し、厳格な服務規律を課す行政執行法人とされているところです。また、「基本計画」において、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待されているところです。

以上を踏まえ、当法人は、総務省統計局等の調査実施部門と密接な連携を図り、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、統計利用者や調査対象者が便利に安心して活用できる統計サービスの提供、統計作成を支えるシステムの運用管理等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資するものとされています。

これらを踏まえ、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の９第１項の規定に基づき、令和５年度の目標が定められています。

詳細につきましては、「独立行政法人統計センター 令和５年度 年度目標」（以下「年度目標」という。）を御覧ください。

（2）一定の事業等のまとまりごとの目標等

当法人は、年度目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく情報を開示しています。

具体的な区分名は、以下のとおりです。

1　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項
2　統計データの利活用の推進に関する事項
3　公的統計の発展の支援に関する事項
4　統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項

５　経営理念・経営方針

我が国の公的統計の作成及び提供の基盤的な専門組織として、「正確な統計の作成（統計をつくる）」、「統計データの利活用の推進（統計を活かす）」、「公的統計の発展の支援（統計を支える）」の３つの使命をユーザーの利便性向上を常に念頭に置きつつ適切に果たすため、「弛（たゆ）まぬ技術の向上」と「適正な組織運営」を進め、確かな技術と統計の信頼性の確保によって、豊かな社会づくりのための情報基盤の整備と国民生活の向上に寄与します。同時に、全ての職員が成長でき、ここで働いてよかったと思える、すばらしい組織を追求します。

図３　統計センターの経営理念・経営方針のイメージ

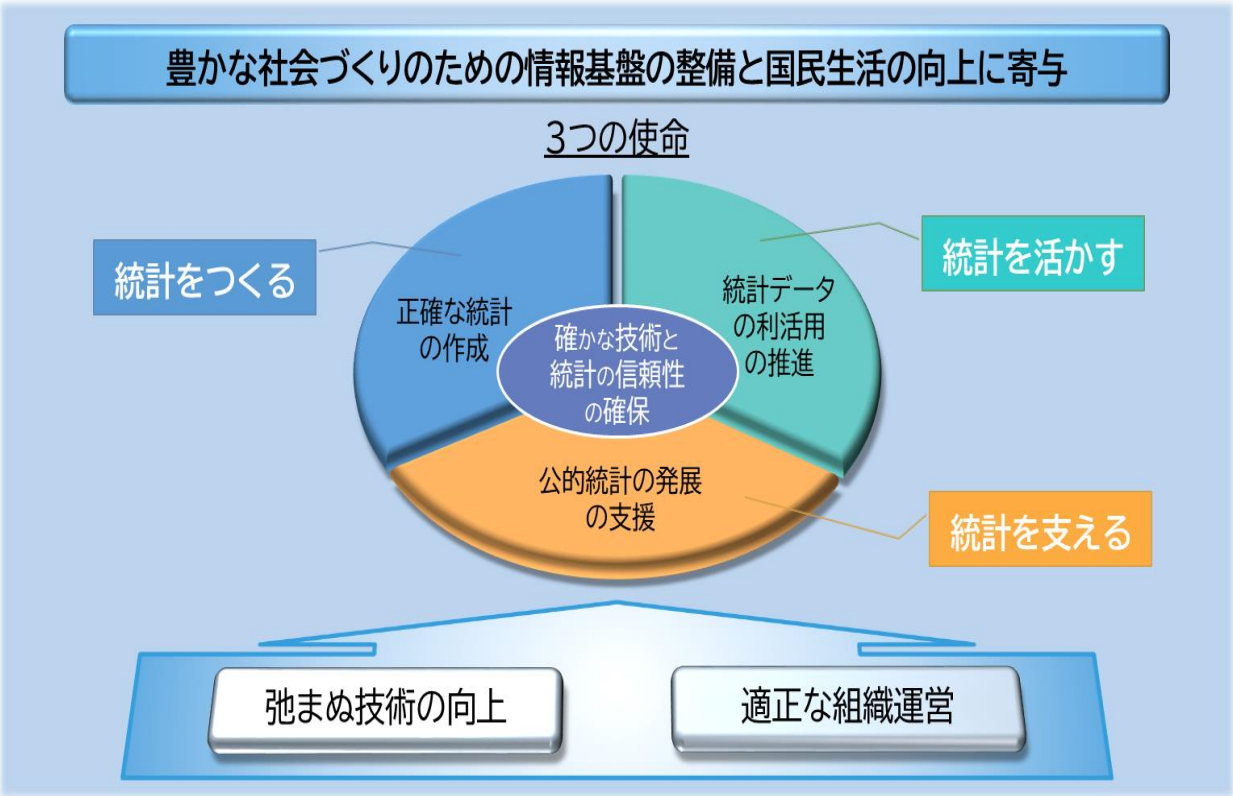

正確な統計の作成

社会経済情勢の変化や動向を的確に表す統計の作成に向けて、長年培ってきた製表に関する経験と専門性を活用するとともに、近年加わった調査実施機能の充実により、徹底した秘密の保護の下に、高い品質と信頼性が確保された統計を迅速に作成・提供し、社会経済の発展に貢献します。

統計データの利活用の推進

社会の発展を支える情報基盤である統計データについて、多様な利用者ニーズに応えるため、厳正な情報管理の下に、ユーザー目線を踏まえた多角的なサービスを提供し、統計データ利活用の推進に寄与します。

公的統計の発展の支援

公的統計の共通的な業務基盤・利用基盤となるサービスの安定的な提供に取り組むとともに、統計の一層の品質向上と信頼確保を図るため、政府における中央統計機構の一員として、蓄積されたノウハウを活かし、各府省における統計作成プロセスの適正化につながるよう、公的統計の発展を支援します。

弛（たゆ）まぬ技術の向上

これら3つの使命を果たすため、理論に裏打ちされた統計技術、先進のAI技術や情報通信技術（ICT）を活用したDXの推進を図るとともに、学術研究機関や諸外国・国際機関との連携を図りつつ、最新の理論も導入した高度な統計技術の研究開発に取り組むことによって、弛まぬ技術の向上を図ります。

適正な組織運営

業務の高度化・効率化に変化を恐れることなく果敢に立ち向かうとともに、公的統計機関としての高い使命感と倫理観に基づき、職員が働きがいを持ち続けられるよう、法人価値と職員意識を共に高めていく組織風土の醸成に取り組むほか、多様な働き方に配慮するなど、適正な組織運営を行います。

６　独立行政法人統計センター事業計画

年度目標で定められた項目を着実に達成するため、通則法第 35 条の 10 第１項の規定に基づき、「令和５年度独立行政法人統計センター事業計画」（以下「事業計画」という。）を策定しています。

「事業計画」に掲げる区分、項目及びその主な内容は、下表のとおりです。

詳細につきましては、「事業計画」を御覧ください。

第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
	１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項			
		(1) 国勢調査		
		(2) 経済センサス（基礎調査及び活動調査）		
		(3) 就業構造基本調査		
		(4) 住宅・土地統計調査		
		(5) 経済構造実態調査		
		(6) 労働力調査		
		(7) 小売物価統計調査（消費者物価指数）		
		(8) 家計調査		
		(9) 個人企業経済調査		
		(10) 科学技術研究調査		
		(11) サービス産業動向調査		
		(12) 家計消費状況調査		
		(13) 家計消費単身モニター調査		
	２　統計データの利活用の推進に関する事項			
		(1) 加工統計等の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理		
		(2) 調査票情報の二次的利用		
		(3) 統計データ利活用センターによる取組		
		(4) 統計リテラシー向上のための取組		
	３　公的統計の発展の支援に関する事項			
		(1) 委託を受けて行う統計調査等の製表		
			① 内閣官房内閣人事局委託業務	
			② 人事院（給与局、職員福祉局）委託業務	
			③ 総務省(自治行政局、公害等調整委員会事務局)委託業務	
			④ 財務省委託業務	
			⑤ 厚生労働省委託業務	
			⑥ 国土交通省（物流・自動車局、総合政策局）委託業務	
			⑦ 都道府県委託業務	
			⑧ 有償受託製表（東京都生計分析調査、経済センサス-活動調査）	
		(2) 委託を受けて行う統計調査の実施 ・企業調査支援事業（経済構造実態調査、科学技術研究調査、経済産業省企業活動基本調査）		
		(3) 政府統計共同利用システムの運用管理		
		(4) 統計データのオープン化の推進・高度化等		
		(5) 事業所母集団データベースの整備・運用管理		
		(6) 各府省支援業務		

	４　統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項	
		(1) 統計に関する技術の研究
		(2) 統計活動に関する国際協力
	５　その他 ・上記１から4までに掲げる業務を行うに当たっての製表結果の精度確保、秘密の保護を徹底	
第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
	１　業務運営の効率化に関する事項	
		(1) 計画的な業務運営の効率化に向けた取組
		(2) 業務経費及び一般管理費の削減
		(3) 効率的な組織体制の整備及び管理
		(4) 給与水準の適正化等
		(5) 製表業務の民間委託に向けた取組
		(6) 情報通信技術を活用した業務運営の効率化
		(7) 情報システムの整備及び管理
	２　調達等の合理化に関する事項	
		(1) 調達等合理化計画
		(2) 契約内容の監査
第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
第４　短期借入金の限度額		
第５　不要財産等の処分に関する計画		
第６　重要な財産の譲渡等に関する計画		
第７　その他業務運営に関する事項		
	１　施設及び設備に関する計画	
	２　人事に関する計画	
		(1) 人材確保・育成の推進
		(2) 人事評価制度
		(3) ワーク・ライフ・バランスの推進
	３　積立金の処分に関する計画	
	４　その他センターの業務の運営に関し必要な事項	
		(1) 内部統制の充実・強化
		(2) 情報セキュリティ対策の徹底
		(3) 危機管理の徹底
		(4) 環境への配慮
		(5) 職員の安全・健康管理

7　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

（1）ガバナンスの状況

独立行政法人統計センターに係る業務方法書（平成 15 年４月１日統計センター規程第 22 号。以下「業務方法書」という。）に定めた業務の適正を確保するための体制を適切に運用しており、業務プロセス改善の必要が認められるものについては不断の見直しを行うなど、PDCA サイクルを確実に機能させることにより内部統制の推進に取り組んでいます。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、「１４　内部統制の運用に関する情報」及び業務方法書を御覧ください。

図４　統計センターのガバナンス体制図

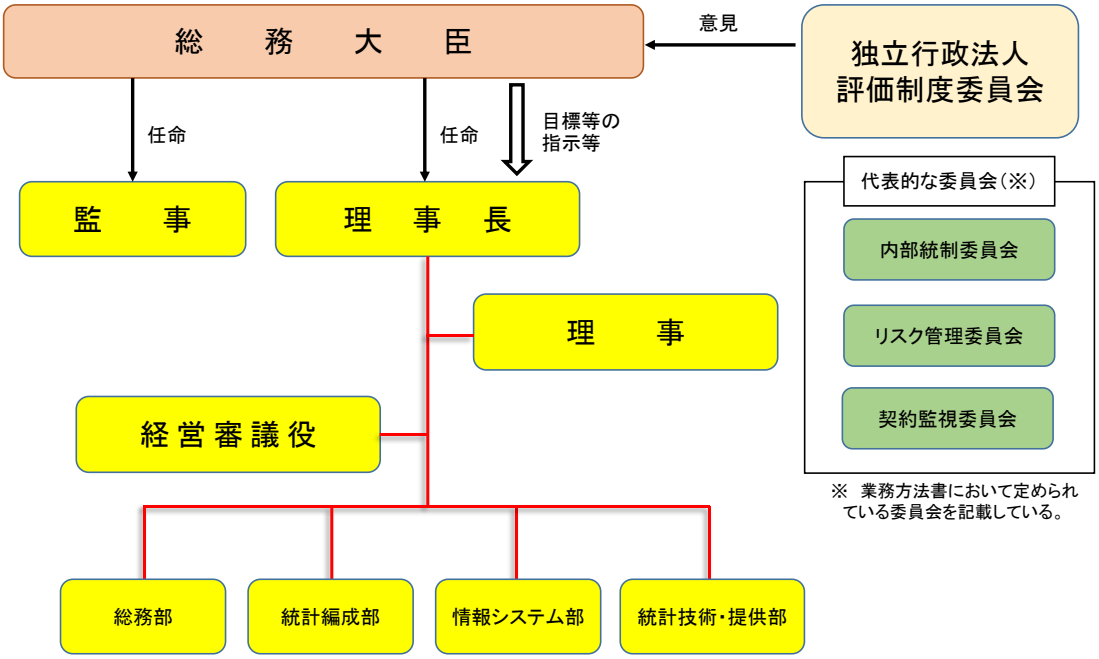

（2）役員の状況

役職	氏　名	任　期	担　当	経歴（主な前歴）
理事長	佐伯　修司	令和5年4月1日 ～令和9年3月 31 日		総務省統計局長
理事	栗原　直樹	令和5年4月1日 ～令和7年3月 31 日	統計編成	総務省統計委員会担当室次長
理事	木村　敦	令和5年4月1日 ～令和7年3月 31 日	情　報	NTTファシリティーズ総合研究所取締役
理事 （非常勤）	西郷　浩	令和5年4月1日 ～令和7年3月 31 日	研　究	早稲田大学教授（現職）
監事 （非常勤）	林　奈津子	令和5年6月 20 日から 令和８事業年度について の財務諸表承認日まで	業　務	東京都産業労働局東京障害者職業能力開発校長
監事 （非常勤）	布施　伸枝	令和5年6月 20 日から 令和８事業年度について の財務諸表承認日まで	会　計	布施伸枝公認会計士事務所（現職）

（3） 職員の状況

常勤職員は、令和５年度末において 635 人（うち３人は令和６年３月 31 日付け退職者）であり、前年度末から５人減（0.8%減）となりました。平均年齢は 43 歳（前年度末 43 歳）であり、令和５年度における総務省等国の行政機関からの出向者は 30 人となっています。また、統計データの二次的利用や統計作成に係る技術研究等の高度な知識を要する専門職員を育成するため、専門的知見を有する外部の者を雇用し、職員への教授を図っています。

なお、全職員に占める女性職員の割合は 70.3%、役員に占める女性の割合は 33.3%、女性管理職の割合は 42.3%、全職員の男女の賃金差異は 93.5%となっており、当法人は、女性の職業生活における活躍を推進しています。

【参考：企業における課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は 12.7%、全産業における男女間の賃金差異は 74.8%（出典：令和４年度雇用均等基本調査、令和５年賃金構造基本統計調査）】

（4） 重要な施設等の整備等の状況

該当ありません。

（5） 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

資本金及び出資金はありません。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

目的積立金の申請は行っておりません。

（6）財源の状況

① 財源の内訳

（単位：百万円）

区分	金額	構成比率（%）
収入		
運営費交付金収入	7,724	80.93
受託製表収入	34	0.36
政府統計共同利用システム運用管理等収入	1,771	18.56
統計作成支援事業収入	13	0.14
その他の収入	1	0.01
合計	9,543	100

※ 各欄と合計欄の数字は単位未満四捨五入の関係で一致しないことがある。

② 自己収入に関する説明

（単位：百万円）

区分	金額	概要
受託製表収入	34	国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を行うことにより、自己収入を得ています。
政府統計共同利用システム運用管理等収入	1,771	政府統計共同利用システムの運用管理や利便性向上に向けた取組を行うとともに、統計データの提供等確実に行うことにより、自己収入を得ています。
統計作成支援事業収入	13	一般からの委託に応じた統計の作成等（オーダーメード集計）、一般からの求めに応じた匿名データの提供及び調査票情報の提供を行うことにより、自己収入を得ています。
その他収入	1	通勤手当の返納等
合計	1,819	

※ 各欄と合計欄の数字は単位未満四捨五入の関係で一致しないことがある。

（7）社会及び環境への配慮等の状況

① 環境への配慮

当法人は、環境に与える影響を配慮し、適切な対応を図ることを達成するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づき策定した、統計センターにおける「令和５年度環境物品等の調達の推進を図るための方針」に掲げた目標を達成するため、業務に必要な物品等については、環境物品の調達を図り、環境への負荷の低減に寄与しました。

また、執務室の照明を消費電力の少ない LED タイプの照明器具へ交換することにより、消費電力を抑制し、温室効果ガスの排出の削減に努めました。

② 節電への対応

令和５年度の節電対策については、「統計センター節電対策」を策定し、節電に対する共通の認識と具体的な取組内容を、イントラネット及びメールにより役職員へ周知を行い、庁舎を管理する統計局と連携し、総務省第二庁舎の節電に努めました。

（8）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当法人は、長年培ってきた経験と専門性を活かすとともに、徹底した秘密の保護の下に、製表結果の精度確保、秘密の保護、品質の維持・向上のため、統計の品質管理等に努めています。

秘密の保護に関しては、情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）に関する認証である「JIS Q 27001（ISO/IEC27001）」を取得しています。ISMS に基づくマネジメントシステムを運用する情報セキュリティ対策を確実に実施し、調査票情報等の秘密の保護を徹底しています。

また、製表結果の精度確保に当たっては、製表業務の各段階における品質管理活動を着実に実施するとともに、取組状況の監視、達成状況の評価、更なる活動内容の見直しを行

い、製表業務の品質管理における PDCA サイクルを着実に行うことにより、品質の維持・向上の実現に努めています。

当法人は、理論に裏打ちされた統計技術や先進の AI 技術や情報通信技術（ICT）を推進するとともに、学術研究機関や諸外国・国際機関との連携を図りつつ、最新の理論も導入した高度な統計技術の研究開発に取り組むことによって、「弛（たゆ）まぬ技術の向上」を図っています。

令和５年度においては、特許出願を行っていた「多次元クロス度数表の秘匿変換処理による個票データの匿名化装置」について、統計センター発足以来初の特許を取得（特願 2019-149284）しました。今後、匿名データを作成する技術としての利用や、公表結果表から統計教育用のミクロデータを作成する手法としての利用が期待されていること。さらに、特許技術を公開することにより統計データの利用可能性が広がり二次的利用の増加に貢献することが期待されています。

また、当法人に課せられた役割を的確に果たしうる組織として、公的統計の発展に大きく貢献していくためには、人材の確保・育成が急務かつ必須であることから、職員が働きがいを持ち続けられるよう、法人価値と職員意識を共に高めていく組織風土の醸成に取り組むなど、適正な組織運営を行っています。

主な取組としては、男性職員による育児参加や女性職員の活躍促進を更に進めるため、両立支援制度の周知･休暇制度の取得に関する意向確認、関連規程の改正等を進め、また、仕事と家庭の両立だけでなく、災害や感染症等のリスクへの対応等の働く職員を取り巻く環境が複雑化している状況の下、全ての職員が心身ともに健康で活躍できる職場を整備し、職員の様々な事情に応じた柔軟な働き方や時間当たりの生産性を高める働き方を検討、推進することとしました。

このため、職員が働きやすい職場環境の整備の一環として、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たしたことから、行政執行法人では初の「子育てサポート事業主」として、厚生労働大臣の認定（「くるみん」認定）を受けました。併せて「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク（愛称：トモニン）も取得しています。

また、「統計センター人材確保・育成実行計画」に基づく具体的な対応として、統計センターホームページ内の「採用案内」サイトの刷新（育児・介護支援制度、人材確保・育成、研修制度の紹介等を導入）、人事院主催のイベントへの参加、前年度より専門学校等への業務説明会開催回数を増加、統計センター独自の業務説明会・座談会（対面形式・オンライン形式）の開催等の取組を行った結果、採用（内定）者数が増加しました。

さらに、「働きやすさ」の向上に資する新たな措置として、「看護休暇」及び「調和休暇」について、令和５年度に見直しを行い、「独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程」及び「独立行政法人統計センター非常勤職員就業規則」を改正することにより、当該制度の休暇取得者が増加しました。

8　業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（1） リスク管理の状況

当法人では、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とすることを目的として、「独立行政法人統計センターリスク管理規程」(平成 27 年３月６日統計センター規程第 32 号)(以下「リスク管理規程」という。）を整備しています。また、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を整備することにより、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることとしています。

当法人におけるリスク管理体制は、図５のとおりです。

図5　統計センターにおけるリスク管理体制

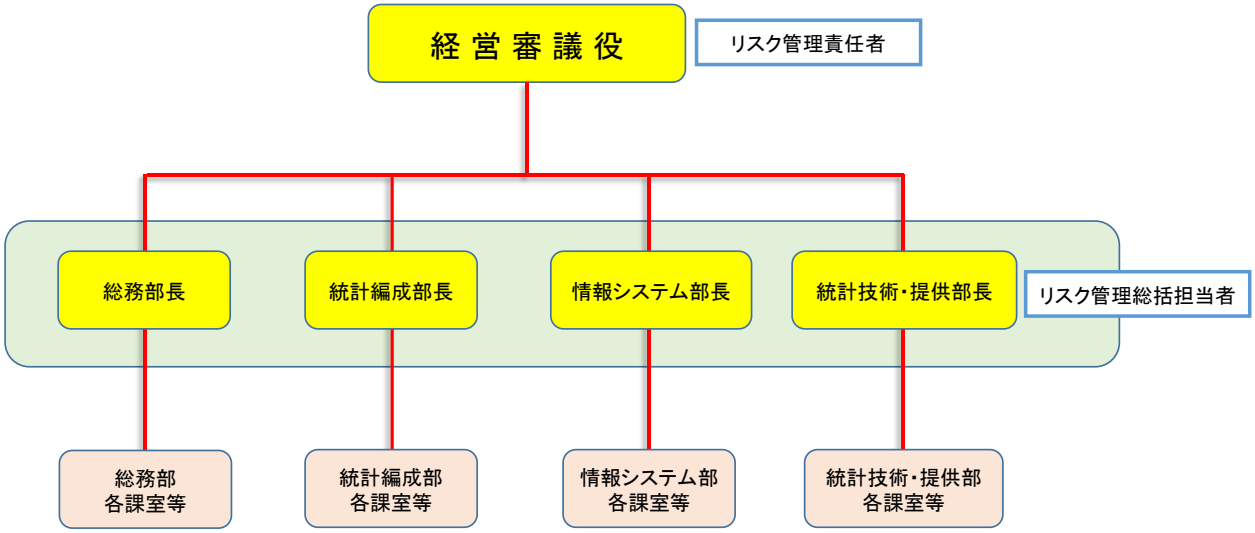

（2） 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

リスク管理規程において、リスク管理委員会は、「センターに内在するリスクを重要度、分野別に区分、整理したリスク一覧を作成」し、「内部統制委員会に報告」することとされていることから、これを踏まえて、「課室等別リスク一覧（案)」を作成し、リスク管理委員会における審議を経て内部統制委員会に報告しています。

「課室等別リスク一覧」により把握したリスクについては、内部統制委員会において、リスク監視体制（図６参照）の下、これらリスクの顕在化を回避するためにモニタリングを実施しています。なお、リスク管理委員会では、各課室等がモニタリングを実施する「日常管理項目」と、リスク管理上重要な項目として内部統制委員会により監視を実施する「重点管理項目」について分析・評価を行い、内部統制委員会では、日常管理項目については適宜報告を受けるとともに、重点管理項目について常時監視(モニタリング)しています。

このほか、リスク管理委員会においては、リスクが顕在化する前やリスク事象が発生した場合等のリスクに対する予防策や再発防止策を検討・策定しています。

令和５年度における、リスク管理委員会及び内部統制委員会の開催状況については、「１４　内部統制の運用に関する情報」を御覧ください。

図６　統計センターにおけるリスク監視体制の概要

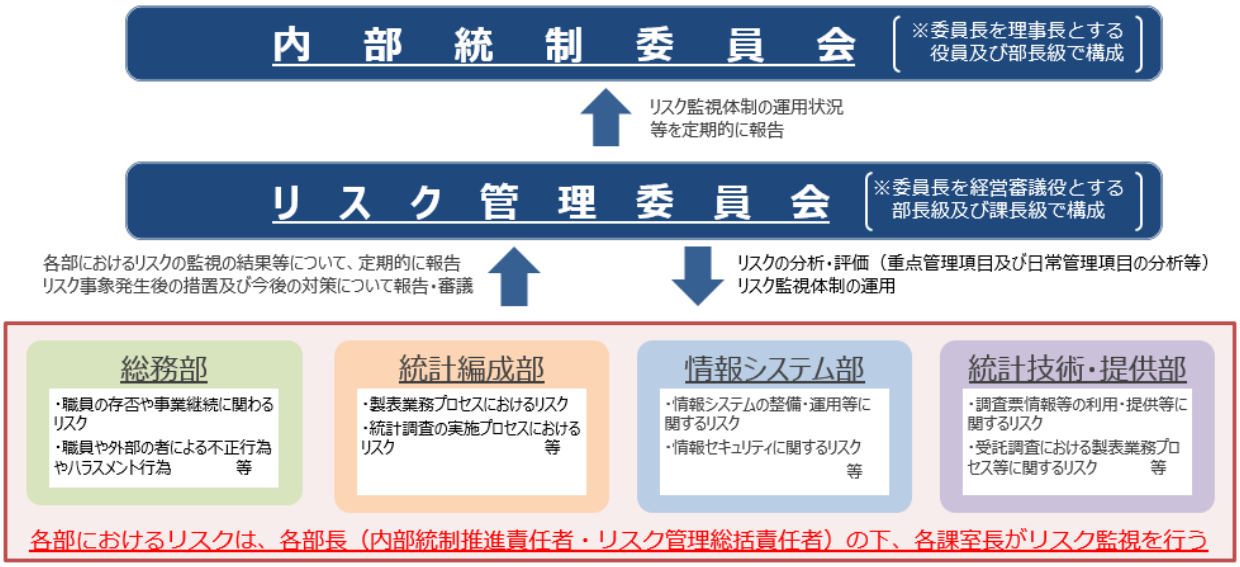

９　業績の適正な評価の前提情報

当法人の主な業務内容は、統計センター法第 10 条に定められています（「２　法人の目的、業務内容」を参照）。

令和５年度の当法人の各事業についての理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主なスキームを示します。

１　統計をつくる

ｉ）　統計作成のスキーム

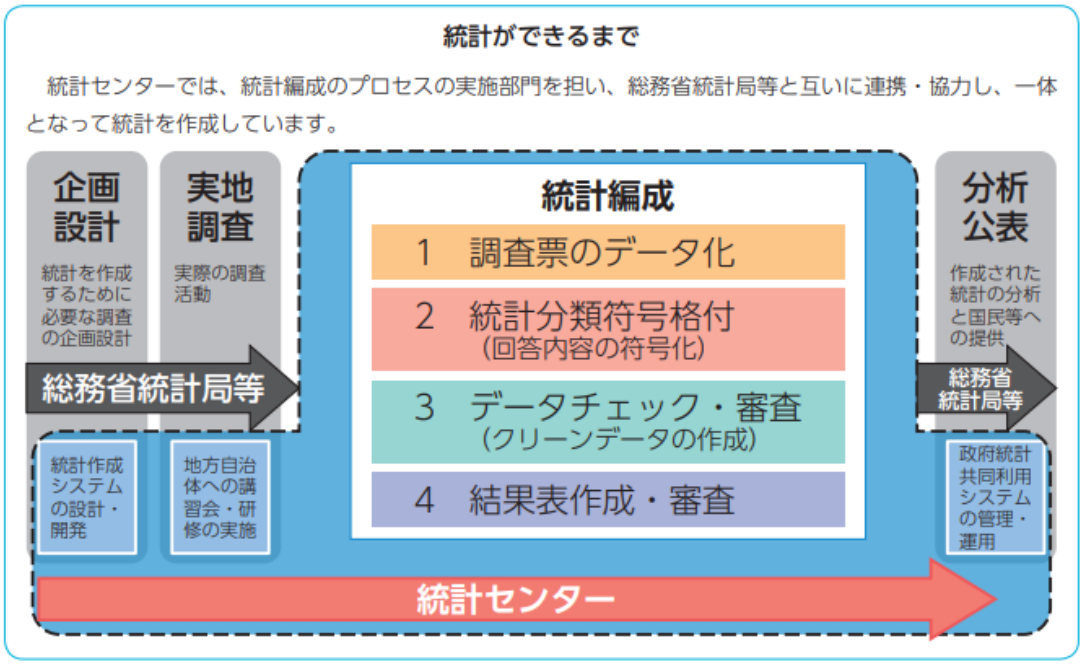

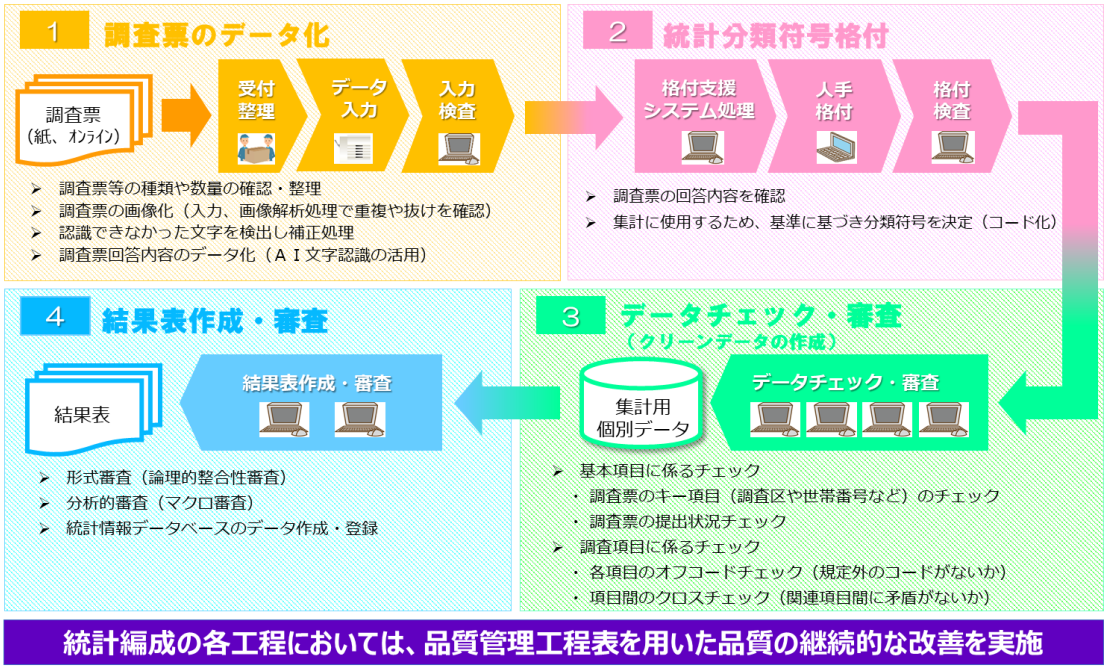

2　統計を活かす

ⅱ）　公的統計のミクロデータ（二次的利用基盤）

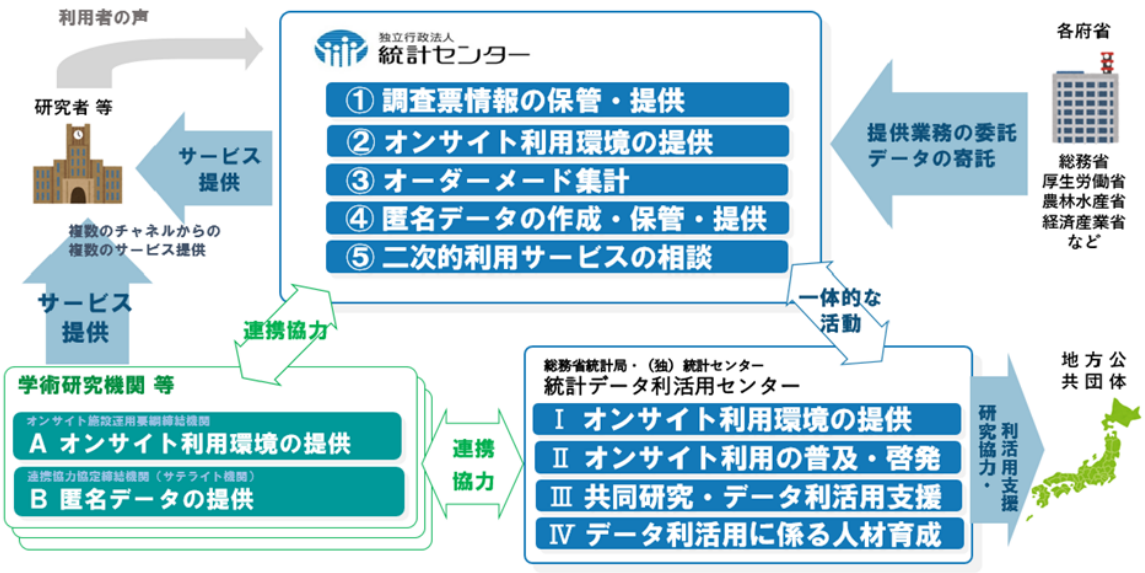

ⅲ）　オンサイト施設による調査票情報の提供

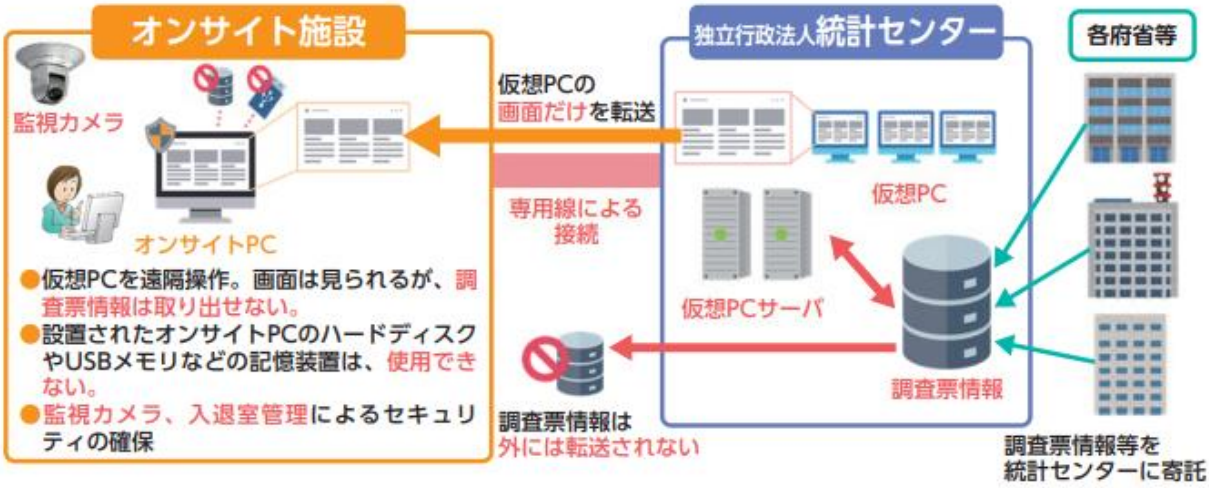

3 統計を支える

iv） 政府統計共同利用システムの運用管理

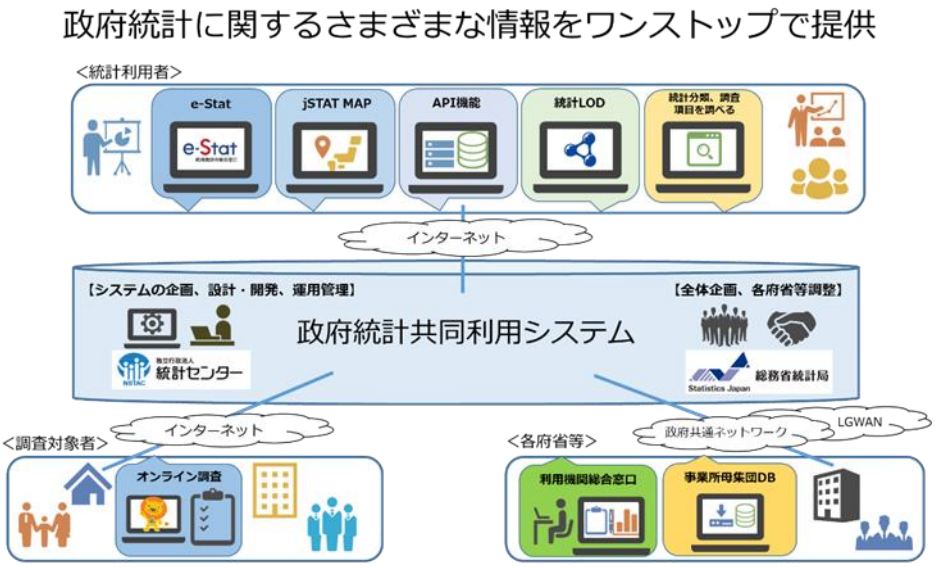

v） API 機能による統計データの提供

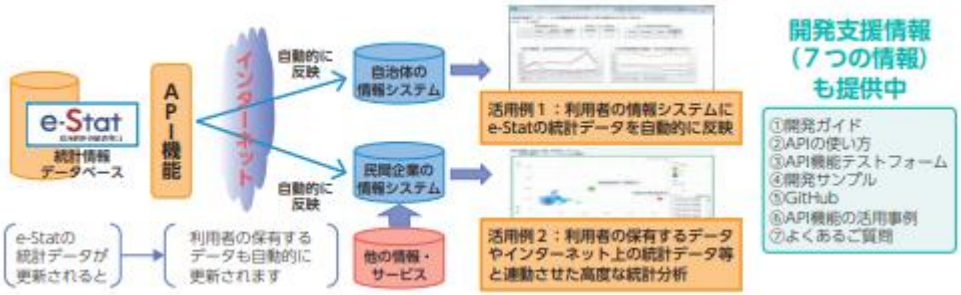

vi） 事業所母集団データベース

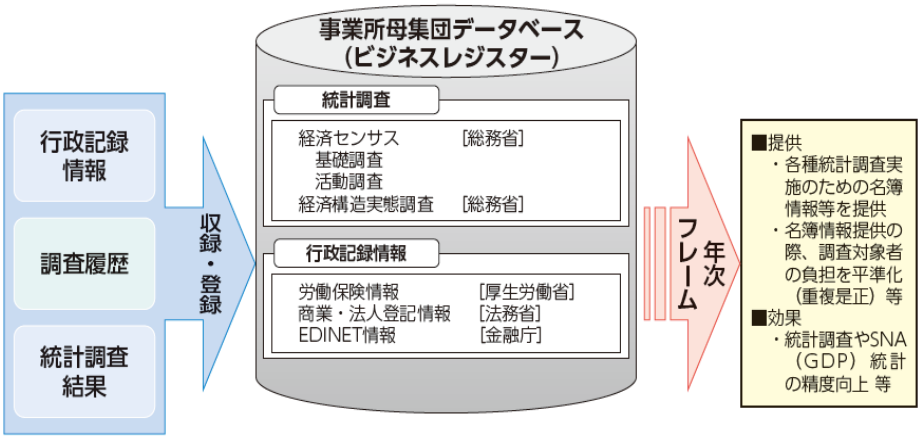

vii） 統計調査の支援（オンライン回答サポート）

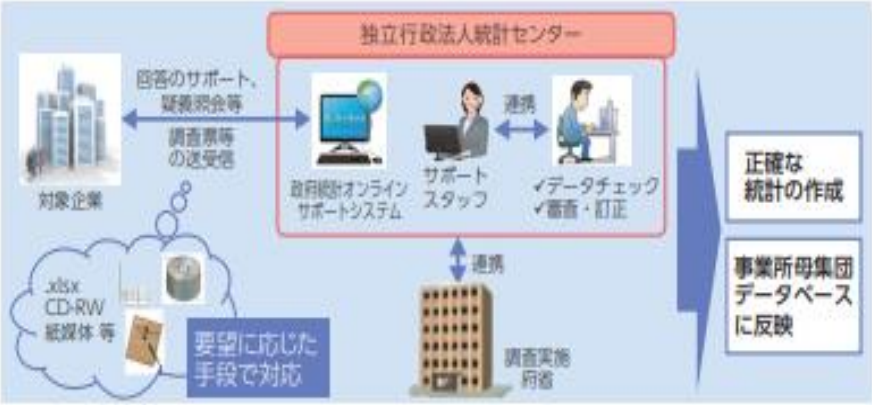

１０　業務の成果と使用した資源との対比

（1）当事業年度の主な業務成果・業務実績

以下、令和５年度における統計センターの事業概要を報告いたします。なお、16～19ページに業績の適正な評価の前提情報を掲載していますので、御参照ください。

■ 令和5年度（2023年度）事業の概要

◇『正確な統計の作成』（統計をつくる）◇

景気動向に関心が高まる中、労働力調査、小売物価統計調査（消費者物価指数）、家計調査等の経常調査の統計作成を行いました。これらの統計は、経済財政運営上の重要な経済指標等として、各方面からますます注目が集まっており、急激な物価上昇等による日本経済への深刻な影響が懸念される状況に鑑み、経営上の最優先事項として取り組みました。

また、大規模な周期調査として、国勢調査、経済センサス（基礎調査及び活動調査）、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査及び経済構造実態調査の統計作成を行いました。

昨年度に引き続き、業務を確実かつ継続的に実施する体制を整備し、委託者との十分な連携を図り、適切な準備、業務管理の下、全ての調査において委託者の定める期限までに製表結果を提出しました。

◇『統計データの利活用の推進』（統計を活かす）◇

公的統計の二次的利用（高等教育・研究等への利用）に係るサービスの効率的かつ効果的な提供を図るため、統計調査を実施する行政機関等からの委託を受けて、調査票情報等の保管・蓄積、匿名データの作成・提供及びオーダーメード集計の業務サービスを提供しています。特に、匿名データ及びオーダーメード集計による研究者等へのデータ提供については、前年度に引き続き、公的統計の利用環境の充実を図るために対象調査範囲の拡大を行うとともに、積極的な周知・広報を行いました。また、オーダーメード集計については、平成28年４月から利用要件等が緩和されており、需要予測等の企業活動等の一環として用いられる場合であっても、研究的意義を有し、事後的に分析成果等が公表され学術研究発展に資するのであれば、利用可能となっています。これにより、オーダーメード集計の民間利用が容易になりました。

「基本計画」に基づき、総務省及び各府省と連携して、調査票情報等の提供及び活用を推進しています。令和５年度については、オンサイトで利用可能な統計調査を拡充し、令和６年３月時点で11府省庁94調査538年次分がオンサイトで利用可能となっているところです。また、令和元年５月に調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイト「miripo」を開設し、ミクロデータ利用に関する情報の一元的な提供を行うことにより、利便性の向上を図っています。

平成30年４月から和歌山県に開設している「統計データ利活用センター」では、関係部署と連携してオンサイト利用を支えるシステムの運用管理を行っているほか、オンサイト利用の全国的な展開に向けた取組や、利便性向上策の検討等を行っています。

◇『公的統計の発展の支援』（統計を支える）◇

「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備した「政府統計共同利用システム」（以下「共同利用システム」という。）は、政府が電子政府の推進の一環として構築を進めてきたもので、各府省や地方公共団体の統計業務をICTにより共通化し、公的統計を作成・提供する際の一元的な共通システムとして、統計センターが運用管理を行っています。

主な機能である「政府統計の総合窓口（e-Stat)」（以下「e-Stat」という。）では、統計表データに年間約3,487万件のアクセス、統計データベースに年間約792万件のアクセスがありました。

同じく、「共同利用システム」の機能である「政府統計オンライン調査総合窓口（e-survey)」を利用し、19府省庁等の117の統計調査でオンライン調査の実施に御利用いただきました。

政府が取り組んでいるオープンデータの推進を先導するため、統計データの提供方法を高度化し、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な事業の創出等を支援する取組を、総務省統計局と連携して実施しています。統計におけるオープンデータの高度化については、「e-Stat」のAPI機能及び統計地理情報システム機能（「地図で見る統計（jSTAT MAP)」（以下「jSTAT MAP」という。））の運用を確実に実施しており、新規の利用登録数は、ＡＰＩ機能は37,398件、jSTAT MAPは38,165件と、多くの方々に御利用いただいています。

また、委託を受けた統計調査の実施について、経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査を実施するに当たって、企業調査支援業務のサポート対象企業に対し、対象企業の担当者との信頼関係構築やサポートスタッフの人材育成を図りつつ、調査を滞りなく実施しました。

◇『弛（たゆ）まぬ技術の向上』◇

令和５年度は、製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質向上に資するための研究として「格付支援システム」、「データエディティング」、「消費動向指数」等に関する研究を、また、統計ニーズの多様化への対応等に資する研究として「匿名データの作成手法」、「一般用ミクロデータの作成及び提供」、「調査票情報の提供に関するオンサイト利用等の検討」、「オンデマンドによる統計作成機能・方策についての研究」に関する研究を行いました。これらの研究成果は、統計センターにおける統計編成の実務に適用するほか、国際会議や学会等で発表し高い評価を受けるなど、公的統計の改善・発達に貢献しています。

また、公的統計は、国内だけではなく、諸外国においても作成・利用されています。国際的な統計行政の発展及び世界における我が国の統計行政のプレゼンス向上に貢献するため、国際会議等への職員派遣、発展途上国等への技術協力、諸外国への統計データ提供環境の整備等に、統計局・統計研究研修所と連携して積極的に参画しています。

◇『適正な組織運営』◇

公的統計の作成業務は、国民の皆様から提供いただいた情報の管理の徹底を基に、効率的に業務を実行し、国民が統計を必要とする時期までに遅滞なく完遂しなければなりません。

このため、統計センターでは、業務プロセスの改善に資する技術開発を進め、確かな技術に裏打ちされた業務プロセスを構築することにより、統計の正確性を担保しつつ、業務運営の高度化・効率化を実現する業務改革の取組を進めています。

このほか、今後においても、「事業計画」の着実な実施はもとより、公的統計の作成及び提供の基盤的な専門組織としての役割を的確に果たしていくため、組織としての短期課題や中長期課題を取りまとめ、これを基に統計センターの在るべき方向性を踏まえた「統計センター未来戦略」の策定に向けた検討を行いました。

今後とも、情報管理の徹底と効率的な業務運営を進め、各府省や地方公共団体の統計整備の支援、公的統計の利用環境の充実に、組織を挙げて全力で取り組んでまいります。

（2）自己評価

令和５年度においては、「事業計画」に沿って業務に取り組み、年度目標の着実な達成に向け、適切な事業運営を行ってまいりました。

「６　事業計画」における各項目の自己評価の結果については、以下のとおりです。

詳細につきましては、【業務実績等報告書】を御覧ください。

なお、参考として、統計センターの経営理念及び経営方針に沿って整理した「事業計画等一覧」を掲載していますので、併せて御覧ください。

＜事業計画等一覧＞

事業計画			自己評価	行政コスト（百万円）
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項	A	4,457
		(1) 人口に関する統計調査 ①国調調査 ②就業構造基本調査 ③住宅・土地統計調査 ④労働力調査　【重要度高】	A	
		(2) 経済に関する統計調査 ①経済センサス（基礎調査及び活動調査）　【重要度高】 ②経済構造実態調査 ③個人企業経済調査 ④科学技術研究調査 ⑤サービス産業動向調査	B	
		(3) 消費に関する統計調査 ①小売物価統計調査（消費者物価指数）　【重要度高】 ②家計調査　【重要度高】 ③家計消費状況調査 ④家計消費単身モニター調査	A	
	2	統計データの利活用の推進に関する事項	A	576
		(1) 加工統計等の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	B	
		(2) 調査票情報の二次的利用 ①調査票情報等の提供及び活用の推進 ②調査票情報のオンサイト利用　【困難度高】 ③一般からの委託に応じた統計の作成等（オーダーメード集計） ④匿名データの作成及び提供	A	
		(3) 統計データ利活用センターによる取組	B	
		(4) 統計リテラシー向上のための取組	A	

事業計画			自己評価	行政コスト（百万円）
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3	公的統計の発展の支援に関する事項	A	2,700
		(1) 委託を受けて行う統計調査等の製表 ①内閣官房内閣人事局委託業務 ②人事院（給与局、職員福祉局）委託業務 ③総務省委託業務(自治行政局、公害等調整委員会事務局) ④財務省委託業務 ⑤厚生労働省委託業務 ⑥国土交通省（物流・自動車局、総合政策局）委託業務 ⑦都道府県委託業務 ⑧有償受託製表（東京都生計分析調査、経済センサス-活動調査）	B	
		(2) 委託を受けて行う統計調査の実施 【困難度高】 ・企業調査支援事業（経済構造実態調査、科学技術研究調査、経済産業省企業活動基本調査）	S	
		(3) 政府統計共同利用システムの運用管理、統計データのオープン化の推進・高度化等	A	
		(4) 事業所母集団データベースの整備・運用管理	B	
		(5) 各府省支援業務 【困難度高】	S	
	4	統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項	A	145
		(1) 統計に関する技術の研究	A	
		(2) 統計活動に関する国際協力		
	5	その他 ・上記1から4までに掲げる業務を行うに当たっての製表結果の精度確保、秘密の保護を徹底	B	7,878 の内数
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1	業務運営の効率化に関する事項	B	
		(1) 計画的な業務運営の効率化に向けた取組		
		(2) 業務経費及び一般管理費の削減		
		(3) 効率的な組織体制の整備及び管理		
		(4) 給与水準の適正化等		
		(5) 製表業務の民間委託に向けた取組		
		(6) 情報通信技術を活用した業務運営の効率化		
		(7) 情報システムの整備及び管理		
	2	調達等の合理化に関する事項	B	
		(1) 調達等合理化計画		
		(2) 契約内容の監査		

事業計画			自己評価	行政コスト（百万円）
Ⅲ	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		B	
Ⅳ	短期借入金の限度額			
Ⅴ	不要財産等の処分に関する計画			
Ⅵ	重要な財産の譲渡等に関する計画			
Ⅶ その他業務運営に関する事項	1	施設及び設備に関する計画	B	
	2	人事に関する計画		
		(1) 人材確保・育成の推進	A	
		(2) 人事評価制度	A	
		(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	A	
	3	積立金の処分に関する計画	B	
	4	その他センターの業務の運営に関し必要な事項		
		(1) 内部統制の充実・強化	A	
		(2) 情報セキュリティ対策の徹底		
		(3) 危機管理の徹底		
		(4) 環境への配慮		
		(5) 職員の安全・健康管理		

（注１）下線は、一定の事業等のまとまりごとの区分を表しています。

（注２）自己評価区分

Ｓ：法人の業績向上努力により、「事業計画」における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対年度目標値が 100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果がえられていると認められる場合）。

Ａ：法人の業績向上努力により、「事業計画」における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の 120%以上、又は定量的指標の対年度目標値が 100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

Ｂ:「事業計画」における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の 100%以上）。

Ｃ：「事業計画」における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の 80%以上 100%未満）。

Ｄ：「事業計画」における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の 80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

「正確な統計の作成“統計をつくる”」については、法人経営上の最重要事項の一つである「労働力調査」、「小売物価統計調査　（消費者物価指数）」及び「家計調査」の製表業務を着実に遂行し、当初目標を上回って達成するとともに、経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査による３調査同時一体的実施による「企業調査支援事業」においても、困難な事業を着実に実行し、当初目標を質的・量的に上回って達成しました。

「統計データの利活用の推進“統計を活かす”」における統計リテラシー向上のための取組では、利用者の要望を把握した上で、気候に関する SSDSE（教育用標準データセット）を新たに公開したことや、学会等への積極的な広報活動を実施したことなどにより、SSDSE のダウンロード数が 15 万件と、前年度（約５万件）に比べ大幅に増加するなどの成果を上げました。

「公的統計の発展の支援“統計を支える”」における企業調査支援事業は、経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の業務委託を受け、３調査を同時一体的に実施し、調査票の回収率や報告者負担の軽減と合わせて回答内容の正確性の確保を図ったことや、「各府省支援業務」では、「公的統計基本計画」を踏まえた、各府省の統計調査の支援を行うスキームとして、各府省からの相談のうち、製表に関する事項等に対し、「中央統計機構」の一員として貢献しました。また、統計調査のオンライン化支援、汎用集計ツールの導入支援及びデータカタログ等の整備に係る支援を、効率的・効果的遂行するため、「統計基盤デジタル化推進支援室」を設置し、「事業計画」策定後に定められた「規制改革実施計画」（令和５年６月 16 日閣議決定）に基づき、早期の調査票情報の円滑な二次的利用を確保するため、利用申出の内容に応じた提供データの作成自動化等を実現するための土台となるメタデータの整備を強力かつ迅速に推進する観点から、必要となる変換ツールを新規に開発して各府省へ提供するなど短期間で的確に取り組んだことや、オンライン調査を実施するために必要となる企画設計作業等や各府省の集計業務を支援することを目的に開発している汎用集計ツールについて、多数の府省への技術的な支援やヒアリング等を行うなどの対応を着実に遂行したことにより、目標を質的及び量的に上回って達成する成果を上げました。

上述のとおり、経営理念・経営方針の下、年度目標・事業計画に沿った業務実績について、所期の目標を上回る成果を上げることができました。

今後も、当法人では、経営理念・経営方針に掲げられたそれぞれの使命について、有機的なつながりを常に意識した業務運営への取組を進め、確かな技術と統計の信頼性の確保により、豊かな社会づくりのための情報基盤の整備と国民生活の向上に寄与してまいります。

（3）主務省令期間における主務大臣による総合評定の状況

区分	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
評定	－	－	－	－	－

１１　予算と決算との対比

（単位：百万円）

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金収入	7,684	7,724	前期からの繰越しが生じたため
受託製表収入	33	34	当初想定以上の自己収入となったため。
政府統計共同利用システム運用管理等収入	1,754	1,771	前期からの繰越しが生じたため
統計作成支援事業収入	9	13	当初想定以上の自己収入となったため。
その他の収入	－	1	通勤手当の返納等が生じたため。
計	9,480	9,543	
支出			
業務経費	1,572	1,519	
経常統計調査等に係る経費	1,309	1,285	効率的な予算執行に努めたため。
周期統計調査に係る経費	262	234	効率的な予算執行に努めたため。
受託製表経費	33	34	当初想定以上の自己収入見合いの支出となったため。
政府統計共同利用システム運用管理等経費	1,754	1,740	効率的な予算執行に努めたため。
統計作成支援事業経費	9	13	当初想定以上の自己収入見合いの支出となったため。
一般管理費	312	313	想定以上の消費税確定申告額となったため。
人件費	5,800	5,443	
計	9,480	9,063	

（留意事項）

※ 各欄と合計欄の数字は単位未満四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 詳細については、決算報告書参照。

１２　財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	2,484	流動負債	2,297
現金及び預金	1,015	未払金	1,491
未収金	995	短期リース債務	314
賞与引当金見返	469	賞与引当金	469
その他の流動資産	5	その他の流動負債	23
固定資産	7,352	固定負債	5,970
有形固定資産	483	資産見返運営費交付金	236
リース資産	349	長期未払金	443
その他の固定資産	133	長期リース債務	51
無形固定資産	1,639	退職給付引当金	5,230
ソフトウェア	1,639	その他の固定負債	10
投資その他の資産	5,231	負債合計	8,267
退職給付引当金見返	5,230	純資産の部	
その他の投資その他の資産	0	資本金	－
		資本剰余金	－
		利益剰余金	1,569
		前事業年度繰越積立金	341
		当期未処分利益 （うち当期総利益1,228）	1,228
		純資産合計	1,569
資産合計	9,836	負債・純資産合計	9,836

（2）行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金額
損益計算書上の費用	
経常費用	8,706
臨時損失	－
その他行政コスト	－
行政コスト合計	8,706

（3）損益計算書

（単位：百万円）

	金額
経常費用	8,706
業務費	7,846
人件費	4,766
減価償却費	676
外注委託費	874
通信運搬費	338
賞与引当金繰入	422
その他の業務費	768
一般管理費	851
人件費	547
租税公課	75
減価償却費	41
外注委託費	37
賞与引当金繰入	46
その他の一般管理費	106
財務費用	8
雑損	1
経常収益	9,770
運営費交付金収益等	7,149
賞与引当金見返に係る収益	469
退職給付引当金見返に係る収益	349
自己収入等	1,803
その他の調整額	164
前事業年度繰越積立金取崩額	164
当期総利益	1,228

（4）純資産変動計算書

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	－	－	852	852
当期変動額	－	－	717	717
利益の処分又は損失の処理	－	－	△347	△347
その他	－	－	1,064	1,064
当期末残高	－	－	1,569	1,569

（5）キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	843
投資活動によるキャッシュ・フロー	△388
財務活動によるキャッシュ・フロー	△362
当期資金増加額	92
資金期首残高	923
資金期末残高	1,015

（参考）資金期末残高と現金及び預金との関係

（単位：百万円）

	金額
資金期末残高	1,015
定期預金	－
現金及び預金	1,015

（留意事項）

※ 各欄と合計欄の数字は単位未満四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 詳細については、令和５年度財務諸表参照。

１３　財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

（1）貸借対照表

（資産）

令和５年度末現在の資産合計は 9,836 百万円と、前年度比 635 百万円増（6.9%増）となっている。これは、新規取得によりソフトウェアが前年度比 383 百万円増（30.5%増）となったことが主な要因である。

（負債）

令和５年度末現在の負債合計は 8,267 百万円と、前年度比 81 百万円減（1.0%減）となっている。これは、退職給付引当金が前年度比 199 百万円増（4.0%増）、長期及び短期リース債務が前年度比 335 百万円減（47.9%減）となったことが主な要因である。

（2）行政コスト計算書

令和５年度の行政コストは 8,706 百万円となり、内訳としては、業務費 7,846 百万円、一般管理費 851 百万円、財務費用等 9 百万円となっている。

（3）損益計算書

（経常費用）

令和５年度の経常費用は 8,706 百万円と、前年度比 797 百万円減（8.4%減）となっている。これは、減価償却費が前年度比 446 百万円減（38.3%減）となったことが主な要因である。

（経常収益）

令和５年度の経常収益は 9,770 百万円と、前年度比 150 百万円減（1.5%減）となっている。これは、運営費交付金収益が前年度比 130 百万円増（1.9%増）及び政府統計共同利用システム運用管理等収入が前年度比 287 百万円減（14.1%減）となったことが主な要因である。

（当期総利益）

令和５年度の当期総利益は 1,228 百万円となり、前年度比 489 百万円増（66.2%増）となっている。内訳としては、当期純利益 1,064 百万円、前事業年度繰越積立金の取崩額 164 百万円となっている。

（4）純資産変動計算書

令和５年度の純資産は 1,569 百万円となり、前年度比 717 百万円増（84.1%増）となっている。これは、当期純利益の計上による 1,064 百万円増に対して、国庫納付金の納付による 347 百万円減となったことが要因である。

（5）キャッシュ・フロー計算書

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

令和５年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 843 百万円と、収入が前年度比 892 百万円減（8.9％減）となっている。これは、運営費交付金収入が 222 百万円減（2.8％減）となったこと及び政府統計共同利用システム運用管理等収入が 685 百万円減（32.8％減）となったことが主な要因である。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

令和５年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△388 百万円と、支出が前年度比 52 百万円減（11.9％減）となっている。これは、固定資産の取得による支出が 46 百万円減（10.6％減）となったことが主な要因である。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

令和５年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△362 百万円と、支出が前年度比 390 百万円減（51.8％減）となっている。これは、リース債務の返済による支出が 390 百万円減となったことが要因である。

１４　内部統制の運用に関する情報

当法人の業務は、通則法及び統計センター法並びに関係法令によるほか、業務の適切な運営に資することを目的に定めた「業務方法書」により行っています。

当法人における内部統制システムの推進体制は、図７のとおりです。

図7　統計センターにおける内部統制システムの推進体制

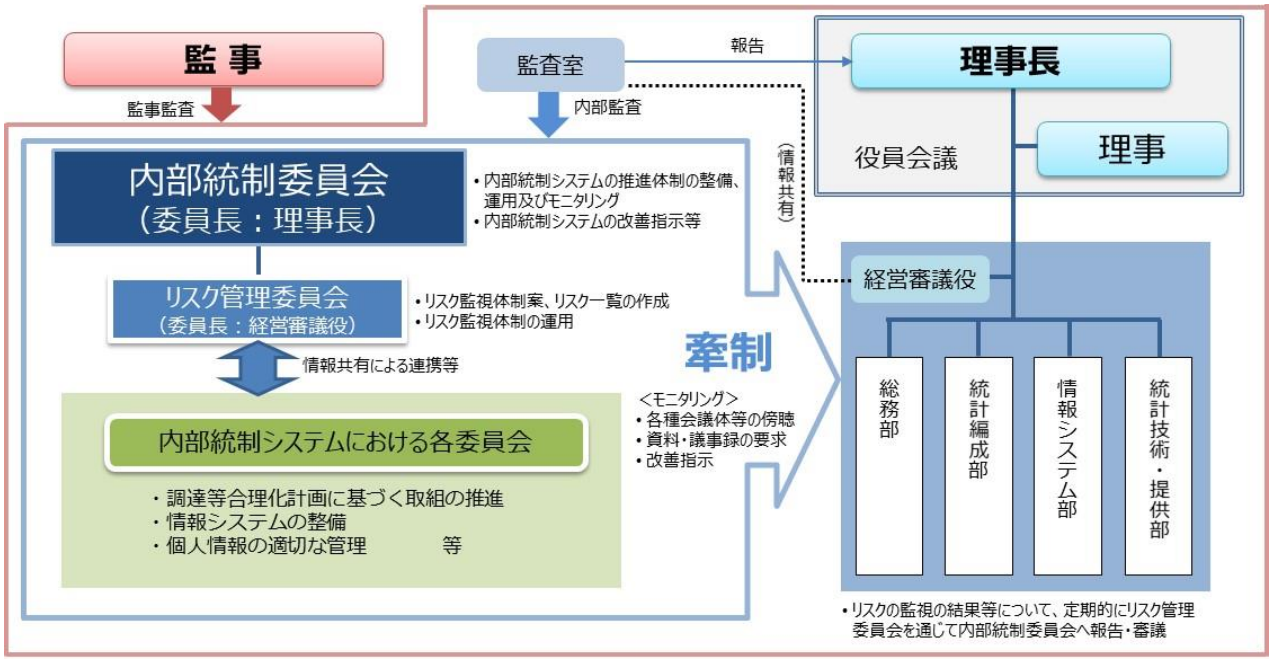

令和５年度における内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりです。

（1）内部統制の推進（業務方法書第 14 条、16 条）

当法人は、通則法、統計センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備することを目的として内部統制委員会を設置し、継続的に見直しを図っています。

令和５年度における内部統制委員会の開催状況は、以下のとおりです。

令和５年度における内部統制委員会の開催状況

No	開催日	概要
1	R5.　5.15	・内部統制システムの運用について（令和５年度） ・統計表における閲覧の不備について
2	6.19	・独立行政法人統計センター緊急事態対応規程の改正及び独立行政法人統計センター感染症対応事業継続計画の策定について
3	9.25	・内部統制推進月間について
4	R6.　3.11	・内部統制システムの運用について（令和６年度）

（2）リスク評価に関する事項（業務方法書第 17 条）

当法人は、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、統計センターの業務の円滑な運営に資することを目的として、「独立行政法人統計センターリスク管理規程」を整備しています。当該規程において、リスク管理体制の整備（「８　業務運営上の課題・リスク及びその対応策」参照）や、リスク管理委員会の設置について定めています。

令和５年度におけるリスク管理委員会の開催状況は、以下のとおりです。

令和５年度におけるリスク管理委員会の開催状況

No	開催日	概要
1	R5.　5.9	・内部統制システムの運用について（令和５年度） ・統計表における閲覧の不備について
2	6.15	・独立行政法人統計センター緊急事態対応規程の改正及び独立行政法人統計センター感染症対応事業継続計画の策定について
3	9.19	・内部統制推進月間について
4	R6. 1.15	・基盤利用システムにおけるメール送信不具合について
5	2.5	・政府統計共同利用システムの障害について
6	3.4	・内部統制システムの運用について（令和６年度）

（3）監事及び監事監査に関する事項（業務方法書第 22 条）

令和５年４月に、監事から令和５年度監事監査計画の通知を受けています。また、６月には、前年度（令和４年度）の業務等に関する監査結果の提出があり、法令順守状況及び年度目標達成状況については法令等に従い適切に実施され、年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施したことや、その他の事項については指摘すべき重要な事項は認められなかった等との報告を受けています。

なお、会計処理に関する信頼性・透明性を高めるため、通則法第 39 条の規定に準じて、外部監査人による会計監査を実施し、その結果を監事に報告しています。

（4）内部監査に関する事項（業務方法書第 23 条）

内部監査担当部門を設置し、内部監査計画に基づき業務の執行状況を監査するとともに監査結果及び結果に対する改善措置状況を理事長に報告しています。

なお、内部監査の結果を監事へ報告するとともに、監事とは随時連絡及び調整を行っています。

（5）入札・契約に関する事項（業務方法書第 25 条）

入札及び契約に関する規程等については、「会計規程」や「契約事務取扱要領」のほか、契約締結事務に関する事項を審査するための「独立行政法人統計センター契約審査委員会運営要綱」、監事及び外部有識者から構成される統計センター契約監視委員会の設置、随意契約の締結前に妥当性等を検証する随意契約適正化検証チーム設置要領等の内部規程等の整備を行っています。

さらに、契約監視委員会については毎年度開催し、委員からの意見を踏まえた契約事務全般の適正化に努めているところです。

令和６年度の契約監視委員会における「令和５年度調達等合理化計画の自己評価」及び「令和６年度調達等合理化計画（案)」の点検のほか、令和５年度の契約案件の手続内容等に係る事後点検の結果については、改善を必要とする意見等は特段ありませんでした。なお、令和６年度の契約監視委員会の議事概要は、統計センターホームページに公表しております。

１５　法人の基本情報

（1）沿革

明治　4 年（1871 年）　太政官正院に政表課が置かれたとされる
明治 18 年（1885 年）　内閣に統計局が設置される
昭和 24 年（1949 年）　総理府設置により総理府統計局製表部となる
昭和 59 年（1984 年）　総務庁設置に伴い統計局製表部が総務庁統計センターとなる
平成 13 年（2001 年）　中央省庁等再編に伴い総務省統計センターとなる
平成 15 年（2003 年）　独立行政法人として新たに発足する

（2）設立に係る根拠法

独立行政法人統計センター法（平成 11 年法律第 219 号）

（3）主務大臣（主務省所管課等）

総務大臣（総務省統計局総務課）

（4）組織図（令和6年3月 31 日現在）

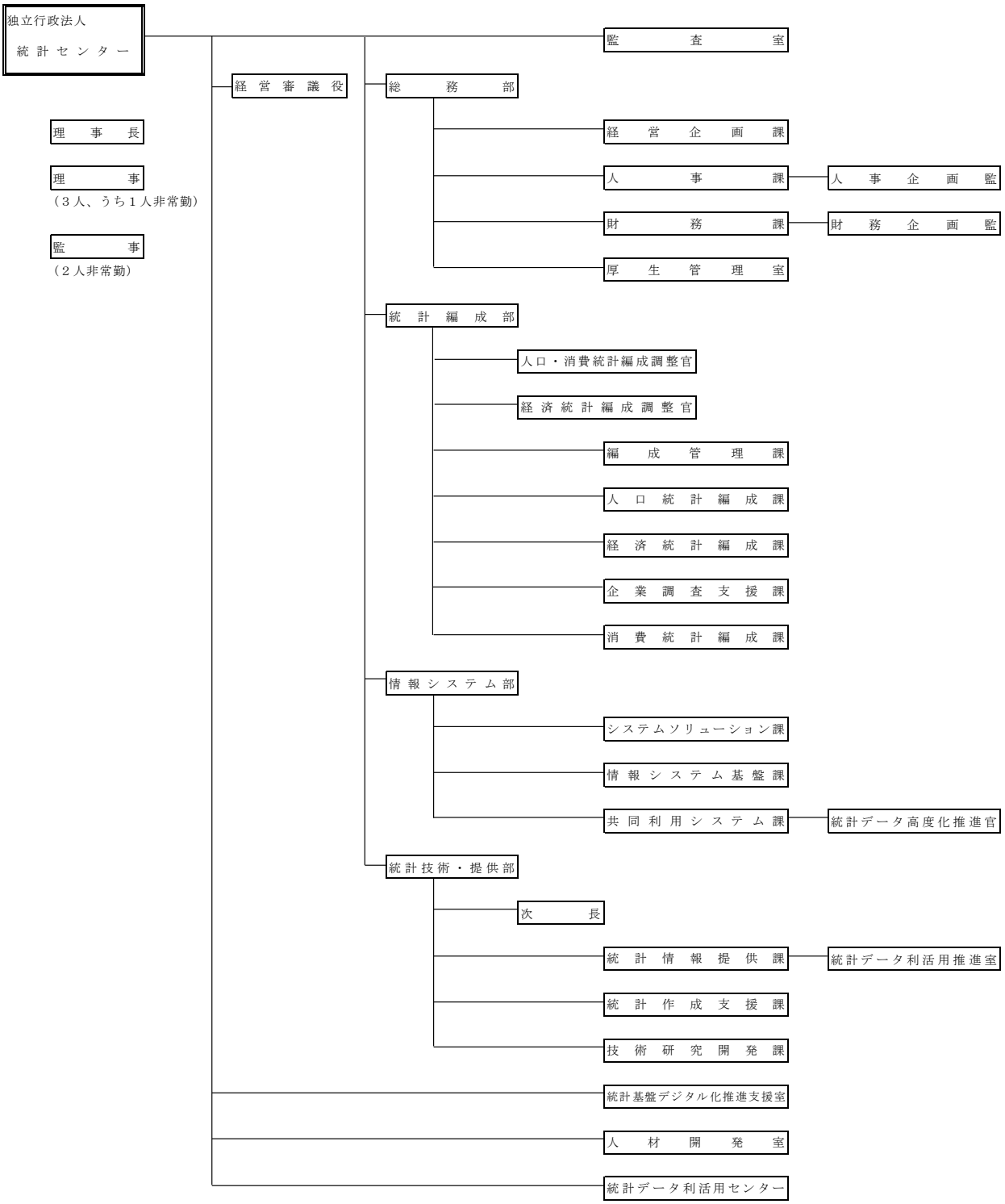

（5）事務所の所在地

東京都新宿区若松町 19-１

[統計データ利活用センター]

和歌山県和歌山市東蔵前丁３-17 南海和歌山市駅ビル５階

（6）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

（7） 主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
資産	12,284	10,446	9,821	9,201	9,836
負債	11,197	9,262	8,562	8,348	8,267
純資産	1,087	1,184	1,259	852	1,569
行政コスト	16,118	9,496	10,825	9,503	8,706
経常費用	10,302	9,496	10,654	9,503	8,706
経常収益	10,614	9,969	11,417	9,919	9,770
当期総利益	538	773	1,007	738	1,228

（8） 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

（単位：百万円）

区別	合計
収入	
運営費交付金収入	8,224
受託製表収入	30
政府統計共同利用システム運用管理等収入	1,400
統計作成支援事業収入	8
その他の収入	－
計	9,662
支出	
業務経費	1,948
経常統計調査等に係る経費	1,143
周期統計調査に係る経費	805
受託製表経費	30
政府統計共同利用システム運用管理等経費	1,400
統計作成支援事業経費	8
一般管理費	290
人件費	5,986
計	9,662

（留意事項）

※ 各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 詳細については、「事業計画」参照

② 収支計画

（単位：百万円）

区別	合計
費用の部	9,479
経常費用	9,477
業務費	6,878
受託製表業務費	30
政府統計共同利用システム運用管理等経費	910
統計作成支援事業経費	8
一般管理費	1,032
減価償却費	620
財務費用	2
収益の部	9,692
運営費交付金収益	7,419
受託製表収入	30
政府統計共同利用システム運用管理等収入	1,400
統計作成支援事業収入	8
資産見返負債戻入	97
資産見返運営費交付金戻入	97
資産見返物品受贈額戻入	－
賞与引当金見返に係る収益	445
退職給付引当金見返に係る収益	293
その他の収入	－
財務収益	－
純利益	212
総利益	212

（留意事項）

※ 各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 詳細については、「事業計画」参照

③ 資金計画

（単位：百万円）

区別	合計
資金支出	9,662
業務活動による支出	8,884
投資活動による支出	499
財務活動による支出	279
資金収入	9,662
業務活動による収入	9,662
運営費交付金収入	8,224
受託製表収入	30
政府統計共同利用システム運用管理等収入	1,400
統計作成支援事業収入	8
その他の収入	－
投資活動による収入	－
財務活動による収入	－

（留意事項）

※ 各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 詳細については、「事業計画」参照

１６　参考情報

（1）要約した財務諸表の科目の説明

①　貸借対照表

現金及び預金	：現金及び預金を計上している。
未収金	：自己収入事業において発生した未収金等を計上している。
賞与引当金見返	：賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、「事業計画」で明らかにされている場合に、その相当額を計上するもの。
その他の流動資産	：内訳は、棚卸資産、前払費用。
有形固定資産	：工具器具備品、建物附属設備等の独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産を計上している。
無形固定資産	：ソフトウェア等の具体的な形態を持たない無形の固定資産を計上している。
退職給付引当金見返	：退職給付に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、「事業計画」で明らかにされている場合に、その相当額を計上するもの。
その他の投資その他の資産	：内訳は、長期前払費用。
未払金	：経費及び資産購入対価等の未払金（支払期日が１年以内のもの）を計上している。
短期リース債務	：１年以内に支払うファイナンスリース契約に基づく未払リース料を計上している。
賞与引当金	：賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を賞与引当金として計上している。
その他の流動負債	：内訳は、未払費用、預り金、資産除去債務。
資産見返運営費交付金	：運営費交付金を財源として固定資産を購入する場合に計上する固定資産帳簿価額に相当する負債勘定を計上している。
長期未払金	：支払期日が１年を超えた後に到来する未払金を計上している。
長期リース債務	：１年を超えて支払うファイナンスリース契約に基づく未払リース料を計上している。
退職給付引当金	：当事業年度末における退職給付債務の見込額を退職給付引当金として計上している。
その他の固定負債	：内訳は、資産除去債務。
前事業年度繰越積立金	：個別法により前事業年度より繰り越された積立金を計上している。
当期未処分利益	：当期総利益を計上している。

②　行政コスト計算書

損益計算書上の費用	：損益計算書における経常費用及び臨時損失。
その他行政コスト	：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの。

行政コスト	：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの。

③ 損益計算書

業務費	：独立行政法人の業務に要した費用を計上している。
人件費	：給与、賞与、退職手当、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費を計上している。
減価償却費	：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費を計上している。
外注委託費	：役務の提供等を受けたときに支払う経費を計上している。
賞与引当金繰入	：賞与引当金の当期繰入額。
一般管理費	：独立行政法人の業務に間接的（管理部門経費）に要した経費を計上している。
財務費用	：利息の支払に要する経費を計上している。
雑損	：俸給訂正に係る給与の差額支給額を計上している。
運営費交付金収益等	：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益を計上している。
賞与引当金見返に係る収益	：賞与引当金見返勘定に係る収益額。
退職給付引当金見返に係る収益	：退職給付引当金見返勘定に係る収益額。
自己収入等	：受託製表収入、政府統計共同利用システム運用管理等収入、統計作成支援事業収入等収益額を計上している。
臨時損失	：臨時的に発生した、固定資産除却損、減損損失、国庫納付金を計上している。
臨時利益	：臨時的に発生した、固定資産売却益、資産見返運営費交付金戻入、資産見返物品受贈額戻入を計上している。
その他の調整額	：前事業年度繰越積立金の取崩額を計上している。

④ 純資産変動計算書

当期末残高	：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当。
投資活動によるキャッシュ・フロー	：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当。
財務活動によるキャッシュ・フロー	：リース債務の返済による等が該当。

（2）その他公表資料等との関係の説明

「統計センターホームページ」等では、当法人に関する情報提供を行っています。また、当法人は、e-Stat を始めとする政府統計共同利用システムの運用管理を行っています。

＜統計センターホームページ＞

URL：https://www.nstac.go.jp/

＜e-Stat＞

URL：https://www.e-stat.go.jp/

パンフレット

＜統計センターパンフレット＞

＜統計データ利活用センターパンフレット＞

詳細につきましては、統計センターホームページ等を御覧ください。

業 務 実 績 等 報 告

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－１	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第１号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報(※)

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
製表基準適応度							
提出期限							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
予算額（千円）	5,293,317	5,445,712	6,169,391	5,079,692	4,664,215
決算額（千円）	5,114,166	5,316,547	5,861,817	4,873,886	4,290,090
経常費用（千円）	5,072,781	5,250,980	5,937,696	4,926,451	4,457,136
経常利益（千円）	192,933	181,972	292,060	144,798	154,158
行政コスト（千円）	8,760,850	5,250,980	6,108,521	4,927,095	4,457,136
従事人員数（人日）	98,524	110,317	125,201	97,314	77,067

（※）主要なアウトプット（アウトカム）情報については、細分化された評価を参照

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

<table>
<tr><th rowspan="2">主な評価指標</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr>
<td>
＜評価の視点＞
国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項について、適切に実施されているか。

○当該事項の評定は、以下の方法で評定区分を算出する。
①個別評価の結果を数値に変換
<table>
<tr><td>個別評価結果</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>S</td></tr>
<tr><td>変換値</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr>
</table>
②上記①の値を用いて平均値を算出し、評定区分を当てはめる
<table>
<tr><td>平均値※</td><td>0.5未満</td><td>0.5以上
～1.5未満</td><td>1.5以上
～2.5未満</td><td>2.5以上
～3.5未満</td><td>3.5以上</td></tr>
<tr><td>評定</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>S</td></tr>
</table>
※小数点第二位を四捨五入
</td>
<td>
１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項
業務実績の状況については、Ｉ－１－１～Ｉ－１－３の個別評価の結果ごとに詳細を記載
</td>
<td>
＜評定と根拠＞
国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項について、個別評価の結果は、Ａ評価２項目、Ｂ評価１項目であり、主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、当該事項の評価をＡとした。
</td>
</tr>
</table>

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－１－１	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項（人口に関する統計調査）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第１号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 以下の調査については、不測の事態が生じた場合においても業務の確実かつ継続的な実施を特に優先的に図る必要性が高いため。 ・現下の経済情勢に関する調査でありその結果が閣議において毎月報告され社会に提供される労働力調査	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
製表基準適応度(※１)			○	○	○	○	○
提出期限(※２)			○	○	○	○	○

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※３）	２年度（※３）	３年度（※３）	４年度（※３）	５年度（※３）
予算額（千円）	5,293,317	5,445,712	6,169,391	5,079,692	4,664,215
決算額（千円）	5,114,166	5,316,547	5,861,817	4,873,886	4,290,090
経常費用（千円）	5,072,781	5,250,980	5,937,696	4,926,451	4,457,136
経常利益（千円）	192,933	181,972	292,060	144,798	154,158
行政コスト（千円）	8,760,850	5,250,980	6,108,521	4,927,095	4,457,136
従事人員数（人日）	13,061	34,527	50,782	22,555	18,578

（※１）製表基準に適応＝○、製表基準に不適応＝×　（※２）期限どおり提出＝○、期限超過＝×　（※３）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標

１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

（１）次に掲げる総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第82号の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出すること。

その際、調査票の記入不備の増加やオンライン調査の導入・拡大等に伴い必要となる対応に適切に取り組むほか、符号格付業務において格付支援（調査票の記入内容の統計分類符号への格付に係るソフトウェアによる支援をいう。以下同じ。）システムを適用するなど、各統計調査の特性・状況も踏まえて業務の質の向上と効率化を図ること。

①　国勢調査
③　就業構造基本調査
④　住宅・土地統計調査
⑥　労働力調査

【指標】
・製表基準への適応状況（100%）
・提出期限の遵守状況（100%）
・業務の質の向上及び効率化の状況
（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。）

（２）上記（１）に掲げる統計調査のほか、国勢調査等の実施に総務省が必要と認める調査等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進めること。

【指標】
・製表基準への適応状況（100%）
・提出期限の遵守状況（100%）
・業務の質の向上及び効率化の状況
（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。）

事業計画

１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第82号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)のうち次に掲げる統計調査(周期調査･経常調査)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて適切に事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。

その際、調査票の記入不備の増加、オンライン調査の導入・拡大等に伴い、新たな対応を要する業務に適切に取り組む。

また、格付支援システム等の情報通信技術の活用など、業務改善への積極的な取組により、業務の効率化と品質の維持・向上を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害等の不測の事態（以下「不測の事態」という。）が生じた場合、製表業務を始めとする業務の確実かつ継続的な実施を図るため、新型コロナウイルス感染症の流行下で講じた対策も参考に業務体制を変更する等の措置を講じ、その時々の情勢や法人の状況等の変化に応じて各業務の在り方や重要性に影響が生じる場合は、その影響の度合いも踏まえて、法人全体としてマネジメントを含め柔軟かつ的確に対応する。

①　周期調査

国勢調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査の製表に当たっては、効率的な業務運営及び情報管理の徹底を図り、円滑な業務遂行に万全を期す。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国勢調査	令和７年調査に関する製表事務	第２次試験調査に関する集計	令和５年９月
就業構造基本調査	令和４年調査に関する製表事務	全国編　結果表 地域編　結果表	令和５年７月 令和５年７月
住宅･土地統計調査	令和５年調査に関する製表事務	住宅数概数集計結果表 住宅及び世帯に関する基本集計結果表	令和６年度に継続 令和６年度に継続

主な評価指標

＜評価の視点＞

統計調査等の製表に関する業務については、以下の方法により評価を行う。

(1) 統計調査ごとの仮評価

①「製表基準への適応」の達成状況による評価
○：製表基準に適応
×：製表基準に不適応

②「提出期限」の達成状況による評価
○：期限どおり提出
×：期限超過

③効率化（要員投入量）等の達成状況による評価
≪評価点と要員増減率≫
〈100点〉
▲20%以上▲25%未満
〈75点〉
▲15%以上▲20%未満
〈50点〉
▲10%以上▲15%未満
〈25点〉
▲５%以上▲10%未満
〈0点〉
▲５%未満＋５%未満
〈▲25点〉
＋５%以上＋10%未満
〈▲50点〉
＋10%以上＋15%未満
〈▲75点〉
＋15%以上＋20%未満
〈▲100点〉
＋20%以上＋25%未満
※分母（計画値）は、事後的な業務増減を織り込んだ要員計画ベースで算出
※±５%増減幅ごとに±25点とし、上下限なし
※増減率については、小数点以下を切り捨てて算出
※業務量に変更等があったことにより、要員投入量の効率化実績に影響を及ぼす場合には、考慮しない。
※要員投入量（計画）が100人未満の場合には、効率化（要員投入量等）による評価を行わない。

④満足度アンケートの結果による評価
≪評価点と満足度平均点≫
〈100点〉
88点以上
〈75点〉
63点～87点
〈50点〉
38点～62点
〈25点〉

法人の業務実績・自己評価

業務実績

＜製表業務の実施状況＞

【人口に関する統計調査】

（１）国勢調査

ア　製表基準の適応度[*1]

総務省統計局（以下「統計局」という。）から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアル（製表事務手続、操作の手引等。以下同じ。）を適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	提　出　状　況	
	予　定	実　績
令和７年調査		
第２次試験調査に関する集計	R5．9	R5．9．7

ウ　要員投入量

国勢調査に係る実績は、6,687人日（計画7,098人日）で、対計画▲411人日（▲５%）となった。

減少の主な要因は、第１次試験調査のシステムを第２次試験調査でも活用したことや、本調査における受付整理場所の決定に伴い、第３次試験調査での検討が不要となったことなどが挙げられる。

エ　満足度アンケート[*2]の結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

①　調査票のデータ化プロセス

(ｱ)　ＡＩ技術を用いた文字認識の適用範囲拡大

令和７年国勢調査の更なる事務効率化に向け、令和２年国勢調査の産業・職業自由記入欄において導入した「ＡＩ技術を用いた文字認識」を国名、５年前の居住地（前住地）、従業地・通学地等にも適用するため、第２次試験調査において検証を行った。

③　データチェック・審査プロセス

(ｱ)　次回の国勢調査における「製表業務の改善」に資するためのデータ作成

統計局から「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所調査」に関する調査票情報の提供を受け、令和７年国勢調査のデータチェック・審査において、利活用を図るためのデータ整備を行った。また、令和２年国勢調査データチェック・審査において「共同住宅」に関するエラー件数が膨大であったことから、令和７年国勢調査時に、再度、共同住宅の情報をインターネット等で確認・審査することがないよう、先行して共同住宅の階数や住居の種類（公営・公社・都市再生機構）などの情報をとりまとめた名簿作成を行い、事務効率化を推進した。

自己評価

＜評定と根拠＞

評定：Ａ

【評定根拠】

以下の各統計調査の仮評価結果及び「主な評価指標」に掲げる「評価の方法」に基づき、所期の目標の水準を上回って達成していることから、当該事項の評定をＡとした。

（１）国勢調査

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲5%	25点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	―	―
(6)統計分類符号格付プロセス	―	―
(7)データチェック・審査プロセス	次回の国勢調査における「製表業務の改善」に資するためのデータ作成	25点
(8)結果表作成・審査プロセス	―	―
計		150点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

[*1] 適応度：統計センターが、委託元から提示された基準及び手続に基づいて製表業務を適切に行ったかを判断するもの

[*2] 満足度アンケート:委託元が、統計センターから提出された製表結果について、誤りや期限の遅れなどがなかったかを判断したもの

		住宅の構造等に関する集計　結果表 土地集計　結果表	令和６年度に継続 令和６年度に継続

② 経常調査

経常調査の製表に当たっては円滑な業務遂行に万全を期す。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
労働力調査	令和５年３月から令和６年２月調査に関する製表事務	基本集計 毎月　結果表	調査月の翌月下旬
	令和５年１月から令和５年12月調査に関する製表事務	四半期平均結果表	令和５年４月、７月、10月、令和６年１月の下旬
		年平均　結果表	令和６年１月下旬
	令和４年４月から令和５年３月調査に関する製表事務	年度平均　結果表	令和５年４月下旬
	令和５年１月から令和５年12月調査に関する製表事務	詳細集計 四半期平均結果表	令和５年５月、８月、11月、令和６年２月
		年平均　結果表	令和６年２月

なお、統計の品質の維持・向上を前提として、符号格付業務において格付支援システム を適用し、第２の１（６）に記載する業務の効率化を進める。

13点～37点
〈0点〉
▲12点～12点
〈▲25点〉
▲37点～▲13点
〈▲50点〉
▲62点～▲38点
〈▲75点〉
▲87点～▲63点
〈▲100点〉
▲88点以下

※満足度平均点について
各府省に対して、５つの設問ごとに５段階の満足度アンケートを実施。その結果を数値化（満足100点、おおむね満足50点、どちらともいえない0点、やや不満▲50点、不満▲100点）し、合計、平均した値を満足度平均点としている。
※設問の内容について
1：製表基準書類に基づく処理
2：納期の対応等（提出期限）
3：製表結果の出来栄え（正確性）
4：各府省等への対応（各府省等との連絡・相談・問合せ・電話対応等）
5：委託された業務に対する統計センターの取組あるいは姿勢に関する質問項目により実施

⑤質の向上等に資するプロセスの達成状況による評価
・「調査票のデータ化」、「統計分類符号格付」、「データチェック・審査」、「結果表作成・審査」ごとに、質の向上に資する取組の達成状況を評価する。
≪評価点と達成指標≫
＜100点＞
質の向上に係る顕著な成果を実現（※成果の定量的説明が必須）
＜50点＞
質の向上に係る一定の成果を実現
＜25点＞
質の向上に係る軽微な成果を実現

⑥上記①から⑤の評価結果を踏まえ、以下の方法で各調査の仮評定を決定する。
＜基礎評定の決定＞
・①「製表基準への適応」及び②「提出期限」の両方が「○」となっているか。
- 達　成：基礎評定を「ｂ」とし、困難度高の場合は「ａ」とする。
- 未達成：基礎評定を「ｃ」とす

（２）就業構造基本調査

ア　製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分		提　出　状　況	
		予　定	実　績
令和４年調査			
	全国編	R5．7	R5．7.18
	地域編	R5．7	R5．7.18

ウ　要員投入量

就業構造基本調査に係る実績は、535人日（計画761人日）で、対計画▲226人日（▲29%）となった。

減少の主な要因は、結果表審査において、就業者数などの基本数や新規調査項目のフリーランスの件数などの主要な結果表に絞ってマクロ審査を行ったことなどが挙げられる。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

③　データチェック・審査プロセス

(ｱ) 基本項目チェックにおける事務効率化

基本項目チェックにおいて、抽出単位名簿及び調査区要図のスキャナ入力によるイメージデータ化を行い、審査時の調査書類の出庫を不要とした。また、リアルタイムチェックの導入により、訂正処理後にデータチェックを即時実行可能とした。これらの事務効率化により前回に比べ98人日の要員削減につながった。

(ｲ) 仮集計結果表による審査早期化

統計局において就業者数などの基本数やフリーランスの件数の早期把握が必要であったことから、基本項目チェック完了後に仮集計結果表として先行的に暫定数値を出力した。この対応により、統計局による確認・審査が前回調査から約１か月早期に着手可能となった。

また、統計センターにおいても、仮集計結果表を活用することで、データチェック要領（マニュアル）の早期の見直しを可能とした。これにより後工程の事務である結果表審査（コア審査事務）での指摘に基づくチェック要領の修正は発生しなかった。

④　結果表作成・審査プロセス

結果表審査完了直前に統計局から結果表に関する基準書の差し替えがあったが、速やかに対応し、滞りなく審査を完了することができた。

（２）就業構造基本調査

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲29%	125点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	基本項目チェックにおける事務効率化 仮集計結果表による審査早期化	50点
(6)統計分類符号格付プロセス	―	―
(7)データチェック・審査プロセス	―	―
(8)結果表作成・審査プロセス	結果表に関する基準書の差し替えへの対応	25点
計		300点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をａとした。

る。
・なお、未達成の場合で、自責による再集計*1があった場合は、国民生活への影響度を考慮して以下の基礎評定とする。
- 利用上重大な影響が生じないと考えられる場合は、基礎評定「ｂ」とし（②が「×」の場合は「ｃ」）、次の仮評定の決定の際に、評価点の合計から100点を差し引く
- 利用上重大な影響が生じると考えられる場合、基礎評定「ｃ」とし、次の仮評定の決定の際に、評価点の合計から100点を差し引く

＜仮評定の決定＞
・③～⑤の評価点を合計し、評価点が＋200点以上の場合は、基礎評定から一段階上げることについて考慮する。なお、「ｓ」評定への引き上げは、「ａ」評定から更に特筆すべき点があった場合に考慮する。
（例）「ｂ」⇒「ａ」
「ｃ」⇒「ｂ」
また、評価点が▲200点以下は、評価を一段階下げることについて考慮する。
（例）「ｂ」⇒「ｃ」
「ｃ」⇒「ｄ」

(2)評定の決定

上記(1)の各統計調査の仮評価結果を基に、以下の手順により、評定を決定する。
①統計調査ごとの仮評定を数値に変換

仮評定	変換値
s	4
a	3
b	2
c	1
d	0

②上記①の統計調査ごとの数値に対して、以下のア～ウの性質に応じた値を乗じ、重み付け
ア 統計調査の位置付け

基幹統計（を含む業務）	左記以外
2	1

イ 要員規模（計画値）

大（１万人日以上）	2
中（１千人日以上）	１．５
小（１千人日未満）	1

（３）住宅・土地統計調査

ア　製表基準の適応度
統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	提　出　状　況	
	予　定	実　績
令和５年調査		
住宅数概数集計	令和６年度に継続	令和６年度に継続
住宅及び世帯に関する基本集計	令和６年度に継続	令和６年度に継続
住宅の構造等に関する集計	令和６年度に継続	令和６年度に継続
土地集計	令和６年度に継続	令和６年度に継続

ウ　要員投入量
住宅・土地統計調査に係る実績は、7,690人日（計画7,498人日）で、対計画192人日（２％）の増加となった。

エ　満足度アンケートの結果
統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上
①　調査票のデータ化プロセス
(ｱ) マーク濃淡情報を用いたマルチマーク*2の補定
調査票のＯＣＲ入力時に出力された「濃淡情報データ」を使用し、調査票に記載している各マークシート欄のうち、マークを塗りつぶした項目の画素数が最も大きい項目と２番目に大きい項目の差が一定値を超えた場合には、前者のマーク欄を採択する補定処理を、データチェックの前処理として行った。この処理を行ったことで、前回の住宅・土地統計調査では82,340件であったマルチマークが39,787件（約52%減）となった。
これまで、マルチマークは、データチェック・審査において、一定のルールに基づき、機械的に補定処理を行っていたが、当該処理によりマーク欄の正確な認識（マルチマークの解消）が可能となり、結果精度の向上につながった。
また、マークシート欄の正確な認識は、他項目とのクロスチェックにおけるエラー数の削減などにもつながり、業務効率化を図ることができた。

(ｲ) 受付整理事務における代替人員の対応
前回の住宅・土地統計調査では、作業人員の不足から後の工程に遅延等の影響を及ぼさないよう、製表業務の開始となる受付整理事務に従事する派遣労働者が病気その他のやむを得ない理由により、急に始業時間に勤務に就けない場合があることも想定し、あらかじめ代替人員を始業時間前までに統計センター内の履行場所に１名待機させ、業務に必要な人員の充足を行った。
今回調査では、代替人員について、履行場所に待機させるのではなく自宅待機とし、２時間以内に勤務に就けるよう対応を変更した。
これにより、業務時間前の職員による代替人員の管理・監督が不要となった。
また、代替人員の待機時間に係る予算の削減にもつながった。

(ｳ) 総務省第二庁舎耐震改修工事に関連する対応
調査書類の提出期間が総務省第二庁舎耐震改修工事中であることから、総務省統計局国勢統計課と調整し、提出グループを細分化した。また、都道

（３）住宅・土地統計調査
【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　2%	0点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	マーク濃淡情報を用いたマルチマークの補定 オンライン調査票の受付	50点
(6)統計分類符号格付プロセス	市区町村コード格付の効率化推進	25点
(7)データチェック・審査プロセス	住宅数概数集計データチェックにおける集計対象データの対応	25点
(8)結果表作成・審査プロセス	―	―
計		200点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をａとした。

*3 自責による再集計：当該年度に自分たちの責任（統計センター側の要因）で再集計が発生した場合
*4 マルチマーク：マークシート式調査票の一つの調査項目の回答欄に二つ以上のマークが記入されている場合をいう。

ウ 年度目標における重要度の設定

重要度高	左記以外
2	1

③上記②の値を用いて加重平均を算出し、評定区分を当てはめる

加重平均値※	評　定
3.5以上	S
2.5以上～3.5未満	A
1.5以上～2.5未満	B
0.5以上～1.5未満	C
0.5未満	D

※小数点以下第二位を四捨五入

府県から事前に提出されたトラックの大きさ、台数の情報を関係各所と共有することにより、受付整理時の調査書類を滞留させることなく、円滑に搬入、保管を行うことができた。

(ｴ) オンライン調査票の受付

オンライン調査票の回答期限間近においても、一定数の回答があったことから、回答期限を延長することとなった。一方で、住宅数概数集計データチェック・審査事務の開始が差し迫っていたが、可能な限りオンライン調査票の回答を結果表の集計に反映するため、オンライン調査票の受付処理の流れやプログラムの変更といった工夫を行い、その結果、590件のオンライン調査票の回答データを追加で受け付けることができた。

② 統計分類符号格付プロセス

市区町村コード格付の品質向上

格付支援システムを使用し、調査票の記入内容から機械的に市区町村コード格付を行う処理を試験調査に引き続き適用した。格付支援率は81%（目標値80%以上。消し残り等の読み取りデータを除く。）、正解率は100%（目標値97%以上）と、いずれも目標値を上回った。

③ データチェック・審査プロセス

住宅数概数集計データチェックにおける集計対象データの対応

住宅数概数集計データチェック・審査事務において、前回住宅・土地統計調査では、建物番号又は住宅番号がオフコードの場合、集計の対象外としており、後続の基本項目チェック・審査事務において、5,090件訂正を行い、集計対象としていた。オフコードの事例は誤読や不読によるものが多く、総じてイメージを見てすぐに訂正できるデータであったことから、今回調査では、チェック要領の変更を行い、エラーとして確認・訂正を行うことで3,080件を住宅数概数集計の集計対象とすることができ、後続の基本項目チェック・審査事務を軽減することができた。

（４）労働力調査

ア 製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ 製表結果の提出状況（提出期限）

区　分		提　出　状　況	
		予　定	実　績
基本集計	毎月	調査月の翌月下旬	調査月の翌月下旬に終了
	四半期平均	４、７、10、１月の下旬	４、７、10、１月の下旬に終了
	年平均	令和６年１月下旬	R6. 1.29
	年度平均	令和５年４月下旬	R5. 4.27
詳細集計	四半期平均	５、８、11、２月	５、８、11、２月の中旬に終了
	年平均	令和６年２月	R6. 2. 8

ウ 要員投入量

労働力調査に係る実績は、3,666人日（計画3,873人日）で、対計画207人日（５%）の減少となった。

減少の主な要因は、産業・職業分類符号格付事務の習熟度が向上したことにより、集計業務能率が想定より高かったことが挙げられる。

エ 満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

（４）労働力調査

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲5%	25点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	聞き取り調査票事務の効率化	25点
(6)統計分類符号格付プロセス	―	―
(7)データチェック・審査プロセス	統計局へ提出する疑義の整理 データチェック疑義画面追加による処理効率化	50点
(8)結果表作成・審査プロセス	―	―
計		200点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をａとした。

			オ　質の向上 ①　調査票のデータ化プロセス (ｱ) オンライン調査票の不備データ取扱い変更 短期間での製表業務の完了が求められる労働力調査の更なる事務効率化を図るため、オンライン調査票の受付チェックにおいて、集計対象外と判断されるデータを、機械的に訂正・削除するようにシステムの改修を行った。これにより、2022年度に２件、2023年度に１件発生した、統計局へのデータ差し戻し及び統計局による確認・訂正作業が軽減され、事務効率化につながった。 (ｲ) 未提出の調査票に係る事務の見直し 未提出の調査票があった場合の処理について、統計局及び統計センター内での事務手順を見直し手続きの修正を行った。 (ｳ) 聞き取り調査票事務の効率化 電話での聞き取りにより調査票内容をExcel調査票へ入力を行う事務について、調査票の格納・チェック・格納連絡を自動化することにより事務の効率化を図り、事務担当者１名減でも遅滞することなく対応することができた。 ②　統計分類符号格付プロセス (ｱ) 産業・職業中分類符号格付の効率化推進 格付支援システムに用いる辞書について、毎月、回答内容に応じて見直し整備を行い、オンライン回答データに格付支援システムで産業・職業中分類格付を実施した結果、格付率は、産業43.2%、職業40.0%（目標値各40%以上）、正解率は、産業99.8%、職業99.8%（目標値各98%以上）と全て目標値を上回った。 (ｲ) ＡＩ技術を用いた文字認識の導入のための検証 将来的に「ＡＩ技術を用いた文字認識」を導入するためのテストとして、ＡＩ文字認識データを用いた格付支援、符号格付、格付検査の検証を行った。引き続き検証結果を分析し、令和６年度中の導入を目指している。 ③　データチェック・審査プロセス (ｱ) 統計局へ提出する疑義の整理 統計局へ疑義を提出する際に都度、疑義票を作成していたが、一覧形式で作成するように変更した。これにより、過去の疑義内容を確認しやすくなり、事務の効率化につながった。 (ｲ) データチェック疑義画面追加による処理効率化 データチェック・審査時に発生する疑義について、従来は、口頭又はメールで対応していたが、製表システムを用いた効率的な対応が図れるよう、データチェック・審査疑義画面を開発している。 これにより、過去の疑義内容を一覧で速やかに確認することが可能となる。 ④　結果表作成・審査プロセス 毎月の集計スケジュールに基づき、製表業務の進捗状況を適切に把握・管理し、円滑に実施した。	

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－１－２	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項（経済に関する統計調査）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第１号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 以下の調査については、不測の事態が生じた場合においても業務の確実かつ継続的な実施を特に優先的に図る必要性が高いため。 ・悉皆調査でありその結果が各種法令に基づき利用される経済センサス - 活動調査	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
製表基準適応度(※１)			○	○	○	○	○
提出期限(※２)			○	○	○	○	○

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※３）	２年度（※３）	３年度（※３）	４年度（※３）	５年度（※３）
予算額（千円）	5,293,317	5,445,712	6,169,391	5,079,692	4,664,215
決算額（千円）	5,114,166	5,316,547	5,861,817	4,873,886	4,290,090
経常費用（千円）	5,072,781	5,250,980	5,937,696	4,926,451	4,457,136
経常利益（千円）	192,933	181,972	292,060	144,798	154,158
行政コスト（千円）	8,760,850	5,250,980	6,108,521	4,927,095	4,457,136
従事人員数（人日）	26,074	20,180	28,334	31,947	22,773

（※１）製表基準に適応＝○、製表基準に不適応＝×　（※２）期限どおり提出＝○、期限超過＝×　（※３）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価

年度目標

１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

（１）次に掲げる総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第82号の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出すること。

その際、調査票の記入不備の増加やオンライン調査の導入・拡大等に伴い必要となる対応に適切に取り組むほか、符号格付業務において格付支援（調査票の記入内容の統計分類符号への格付に係るソフトウェアによる支援をいう。以下同じ。）システムを適用するなど、各統計調査の特性・状況も踏まえて業務の質の向上と効率化を図ること。

②　経済センサス（基礎調査及び活動調査）
⑤　経済構造実態調査
⑨　個人企業経済調査
⑩　科学技術研究調査
⑪　サービス産業動向調査

【指標】
・製表基準への適応状況（100%）
・提出期限の遵守状況（100%）
・業務の質の向上及び効率化の状況
（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。）

（２）上記（１）に掲げる統計調査のほか、国勢調査等の実施に総務省が必要と認める調査等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進めること。

【指標】
・製表基準への適応状況（100%）
・提出期限の遵守状況（100%）
・業務の質の向上及び効率化の状況
（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。）

事業計画

１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第82号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査(以下「国勢調査等」という。)のうち次に掲げる統計調査(周期調査･経常調査)について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて適切に事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。

その際、調査票の記入不備の増加、オンライン調査の導入・拡大等に伴い、新たな対応を要する業務に適切に取り組む。

また、格付支援システム等の情報通信技術の活用など、業務改善への積極的な取組により、業務の効率化と品質の維持・向上を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害等の不測の事態（以下「不測の事態」という。）が生じた場合、製表業務を始めとする業務の確実かつ継続的な実施を図るため、新型コロナウイルス感染症の流行下で講じた対策も参考に業務体制を変更する等の措置を講じ、その時々の情勢や法人の状況等の変化に応じて各業務の在り方や重要性に影響が生じる場合は、その影響の度合いも踏まえて、法人全体としてマネジメントを含め柔軟かつ的確に対応する。

①　周期調査

経済センサス（基礎調査・活動調査）、経済構造実態調査の製表に当たっては、効率的な業務運営及び情報管理の徹底を図り、円滑な業務遂行に万全を期す。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
経済センサス（基礎調査･活動調査）	令和５年調査に関する製表事務（基礎調査）	乙調査 事業所に関する集計　結果表	令和６年度に継続
	令和３年調査に関する製表事務（活動調査）	確報集計 事業所に関する集計　結果表 企業等に関する集計　結果表 参考表集計　結果表 立地環境特性編　結果表	 令和５年６月 令和５年６月 令和５年６月 令和６年度に継続
経済構造実態調査	令和４年調査に関する製表事務	二次集計　結果表 三次集計　結果表	令和５年７月 令和５年10月

主な評価指標

＜主な定量的指標＞
Ⅰ－１－１と同様

業務実績

＜製表業務の実施状況＞

【経済に関する統計調査】

（１）経済センサス（基礎調査及び活動調査）

ア　製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

ただし、令和５年３月公表結果（建設・サービス収入の内訳）について、自責の再集計が発生した。再集計への対応は、下記「カ　特記事項」を参照。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分		提　出　状　況	
		予　定	実　績
令和５年調査（基礎調査） 乙調査			
	事業所に関する集計	令和６年度に継続	R6．3.14
令和３年調査（活動調査） 確報集計			
	事業所に関する集計	R5．6	R5．6.13
	企業等に関する集計	R5．6	R5．6.13
	参考表集計	R5．6	R5．6.13
	立地環境特性編	令和６年度に継続	令和６年度に継続

ウ　要員投入量

経済センサス（基礎調査及び活動調査）に係る実績は、7,349人日（計画7,861人日）で、対計画▲512人日（▲６％）となった。

減少の主な要因は、令和５年度より開始された事業所・企業照会（統計法27条に基づく事業所母集団データベース整備）の製表準備・運用支援に要員を配置したことにより、令和６年経済センサス‐基礎調査の準備全般に従事する時期が後ろ倒しとなったことによる。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

④　結果表作成・審査プロセス

(ｱ) 新たな結果表作成システム業務への対応（活動調査）

確報集計の結果表作成について、データベースとの親和性及びユーザの利便性を考慮し、従来のExcelによる報告書形式の結果表データ作成システムを用いた方法から、メタ情報付結果表データ作成システムを用いた方法に変更した。また、結果表データのe-Statへの登録を製表業務の一環として行うなど、統計局及び統計センターの業務効率化を推進した。

(ｲ) 令和５年６月公表結果（卸売業、小売業の企業等に係る集計値）の再演算（活動調査）

令和５年６月公表に向けた結果数値の確認の際、令和５年３月に公表済みの結果と不整合な箇所が見つかったが、適切な対応を行ったことにより、令和５年６月においては予定どおり公表することができた。

最新の集計を行う際に、過去の公表結果に変化がないか、比較確認を行っていたが、プログラムの誤りにより検出できなかったのが原因であり、次の

自己評価

＜評定と根拠＞

評定：Ｂ

【評定根拠】

以下の各統計調査の仮評価結果及び「主な評価指標」に掲げる「評価の方法」に基づき、所期の目標を達成していることから、当該事項の評定をＢとした。

（１）経済センサス（基礎調査及び活動調査）

【評定根拠】

(1)適応度	×	▲100点
(2)提出期限	○	

(3)要員投入量	増減率　▲6%	25点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	―	―
(6)統計分類符号格付プロセス	―	―
(7)データチェック・審査プロセス	―	―
(8)結果表作成・審査プロセス	新たな結果表作成システム業務への対応	25点
計		50点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

なお、自責による再集計による製表基準の適応度の未達成においては、「評価の方法」に基づき、「利用上重大な影響が生じない再集計」に該当すると考え、評価点を減点する措置を行った。

	令和５年調査に関する製表事務	一次集計　結果表	令和６年３月
		二次集計　結果表	令和６年度に継続
		三次集計　結果表	令和６年度に継続

②　経常調査
　経常調査の製表に当たっては円滑な業務遂行に万全を期す。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
個人企業経済調査	令和５年調査に関する製表事務	結果表	令和６年１月下旬
科学技術研究調査	令和５年調査に関する製表事務	結果表	令和５年12月上旬
サービス産業動向調査		月次調査 速報集計結果表	
	令和５年２月から令和６年１月調査に関する製表事務	月次	調査月の翌々月下旬
	令和５年１月から令和５年12月調査に関する製表事務	四半期	令和５年５月、８月、11月、令和６年２月の下旬
		年	令和６年２月下旬
	令和４年４月から令和５年３月調査に関する製表事務	年度	令和５年５月下旬
		確報集計結果表	
	令和４年11月から令和５年10月調査に関する製表事務	月次	調査月の５か月後下旬
	令和４年10月から令和５年９月調査に関する製表事務	四半期	令和５年５月、８月、11月、令和６年２月の下旬
	令和４年１月から令和４年12月調査に関する製表事務	年	令和５年５月下旬
	令和４年４月から令和５年３月調査に関する製表事務	年度	令和５年８月下旬

　なお、統計の品質の維持・向上を前提として、符号格付業務において格付支援システム を適用し、第２の１（６）に記載する業務の効率化を進める。

とおり、再発防止のための改善を図った。
・既存プログラムの修正に当たっては、修正箇所の分析を行い既存の処理に影響がないかなど、入念な確認を行うとともに、プログラムテスト実施時には、特に変更した部分の確認を徹底する。

(ｳ) 令和５年３月公表結果（卸売業、小売業の企業等に係る集計値）の再集計（活動調査）
　経済産業省より受理した商品手持額に関する訂正情報を反映した上で、令和５年３月公表結果の再集計依頼への対応を行った。再集計に伴い、経済産業省からの訂正依頼を受領した上で適切な対処を行い、指定された期限までに対応した。

カ　特記事項
　令和５年３月公表結果（建設・サービス収入の内訳）の再集計（活動調査）
　内閣府からの指摘により統計局において結果数値の確認を行った結果、数値の入力誤りが判明し、令和５年３月公表結果の再集計を行った。個票審査時の疑義処理の誤りが原因であり、次のとおり、再発防止のための改善を図った。
　① 希少産業企業については、重点的に審査を行う。
　② 異動者（転入者）が疑義処理を行う際は、担当を変えた検査を行う。

（２）経済構造実態調査

ア　製表基準の適応度
　統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分		提　出　状　況	
		予　定	実　績
令和４年調査			
	二次集計	R5. 7	R5. 7. 7
	三次集計	R5.10	R5.10. 6
	四次集計※	R5.12	R5.12.15
令和５年調査			
	一次集計	R6. 3	R6. 3.15
	二次集計	令和６年度に継続	令和６年度に継続
	三次集計	令和６年度に継続	令和６年度に継続
	四次集計※	令和６年度に継続	令和６年度に継続

（※四次集計の実施については、令和５年度に決定）

ウ　要員投入量
　経済構造実態調査に係る実績は、10,149人日（計画10,795人日）で、対計画▲646人日（▲５％）となった。
　減少の主な要因は、準備事務において、製表システムや生産物分類に係る審査資料の見直しを必要最小限に抑えたことや結果表審査事務に用いる資料について前回調査や一次集計で活用したものを用いたことによる。

エ　満足度アンケートの結果
　統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上
　①　調査票のデータ化プロセス
　(ｱ) プレプリント基盤データの作成
　　調査票への記入負担軽減に資するため、あらかじめ調査票に企業の名称や所在地等の印字を行うための情報を含むプレプリント基盤データを作成す

（２）経済構造実態調査
【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲5%	25点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	プレプリント基盤データの作成 各統計調査間のデータ移送 民間事業者からの調査票データ提出における平準化	50点
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	民間事業者の架電結果に伴う修正内容の確認 サービス分野の生産物分類の適用における対応 民間企業情報の活用 法人番号の重複審査対応	50点

るに当たっては、最新の企業情報を反映する必要があることから、前回の2022年経済構造実態調査までは、最新の母集団年次フレーム情報と前年の経済センサス‐活動調査の速報集計結果（データチェック・審査済データ）を用いて、調査票の印字情報を含むプレプリント基盤データの作成を行っていた。

2023年調査では、①2022年調査の経済構造実態調査の集計結果（データチェック・審査済データ）、②企業調査支援事業の名簿情報、③令和３年次フレーム情報（暫定版）で追加された企業等、④活動調査の確報集計結果データを用いて、段階的に最新情報を更新、反映しながら、可能な限り最新のプレプリント基盤データを作成した。

その際、前回のプレプリント基盤データの作成状況を踏まえ、事前に主な課題と方針を整理した上で、統計センターでも①～④のマッチング結果等を確認し、企業の廃業状況や名称・所在地等の情報が一致しなかった場合にエラーのパターンを整理し、どのようなルールで整備していくのか、統計局と協議を行いながら作成を行ったことより、調査対象の選定や調査用品の作成までにプレプリント基盤データを作成することができた。

(ｲ) 各統計調査間のデータ移送

３統計調査同時・一体的実施に伴い、各統計調査で同一の調査項目については、経済構造実態調査で回答し、調査票回収後に他の統計調査へのデータ移送を実施した。

データ移送に当たっては、各統計調査の集計スケジュールに合わせて移送する必要があるため、経済構造実態調査と他の統計調査のスケジュールの綿密な調整やデータ移送方法などの検討等、調査間連携を適切かつ確実に実施することで、他の統計調査も含めた集計スケジュールに影響なく完了した。

＜科学技術研究調査へのデータ移送率＞

2023年調査　産業横断　75.3%、製造業事業所　92.1%
2022年調査　産業横断　71.6%、製造業事業所　93.6%

(ｳ) 民間事業者からの調査票データ提出における平準化

統計局が委託した民間事業者が回収した調査票データについては、統計局（民間事業者）が回答された調査票の記入内容を確認し、必要に応じた企業への内容照会を経て、統計センターに調査票データを提出することとしている。

また、統計局（民間事業者）が企業に架電をしても内容照会の回答が得られない企業の調査票データについては、これまで統計センターのデータチェック・審査を行ってきた中で、エラー率が総じて高いことが判明しており、最終提出期限間際に一斉に納品された場合には、集計スケジュールに影響を与えることが想定された。

このため、統計局（民間事業者）と調整を行い、①企業へ何度か架電したが回答が得られていない企業、②集計結果や次回調査の名簿選定に影響の低い調査項目のみ確認ができていない企業等のデータは、最終期限を待たずに統計センターへ提出することとした。

これにより、前回調査よりも提出数やエラー率が平準化され、データチェック・審査の効率化が図られた。

＜民間事業者からの調査票データ提出状況＞

2023年調査　10月末時点　81.2%、最終(12月上旬)　89.6%
2022年調査　10月末時点　74.5%、最終(12月上旬)　91.1%

＜民間事業者対象企業分のデータチェック・審査完了率＞

2023年調査　９月末時点　53.9%
2022年調査　９月末時点　41.7%

② 統計分類符号格付プロセス

(ｱ) 分類符号格付の効率化推進

産業小分類符号格付に令和５年６月から12月まで格付支援システムを適用し、格付率は38.6%（目標値35%以上）、正解率は98.6%（目標値97%以上）といずれも目標値を上回った。

③ データチェック・審査プロセス

(ｱ) 民間事業者の架電結果に伴う修正内容の確認

統計局が委託した民間事業者における調査票の記入内容の確認（内容検査）のうち、複数事業を行っている一部の企業について、「６　企業全体の主な事業の内容」欄及び「生産品、取扱商品又は営業種目」（以下、「６欄」と

(8) 結果表作成・審査プロセス	—	—
計		225点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をａとした。

			いう。）を調査客体が訂正を行っていないにもかかわらず「７　企業全体の事業活動、生産物の種類」（以下、「７欄」という。）及び「８　事業活動、生産物の種類別の売上金額」（以下、「８欄」という。）の一番高額な事業内容と一致したもののみを残し、それ以外の事業内容を削除する状況が令和５年10月に判明した。 　６欄の記入内容が訂正されたことにより、産業分類符号の格付対象となり、産業分類の変更が過剰に行われた可能性があるため、統計調査の実施前にあらかじめプリントにより調査票に印字された６欄の情報と７欄、８欄の記入状況を確認し、企業産業分類が妥当か判断の上、必要に応じて６欄及び産業分類の訂正を行う対応を行った。 　10月10日までに既に提出済みの企業に加え、10月16日以降の提出分についても、上記の訂正が反映された可能性があることから、データチェック・審査時に記入内容を確認し、必要に応じて正しい産業への訂正を行った。 　＜６欄の訂正における確認状況＞ 　　確認件数　5,465企業 (ｲ) サービス分野の生産物分類の適用における対応 　2022年調査から新たに適用された「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」に伴い、2023年調査のデータチェック・審査事務において、生産物分類の妥当性の審査を適切かつ効率的に実施するため、事務開始前に、2022年調査の審査状況及び疑義照会状況を分析し①産業分類と生産物分類の組合せの注意点や活用事例を含めた審査資料（研修資料）の充実、②データチェックにおける生産物分類と関連項目とのクロスチェックの設計の見直しを行った。 　また、審査期間中においては、審査事務担当者からの疑義照会に対して、どのような考え方をすれば適切な判断ができるかという解説も加えた形で生産物分類担当から疑義回答を示すことにより、審査事務担当者の能力向上に努め、遅滞なく事務を完了することができた。 ＜生産物分類に伴うデータチェックの実施結果＞ 　審査対象数　　（2023年）7,360件　（2022年）8,051件 　うち疑義処理件数　（2023年）1,952件　（2022年）1,597件 (ｳ) 民間企業情報の活用 　企業調査支援事業の対象企業は、データチェック・審査時にエラーとなった際、公開されているＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）情報や企業のホームページ等で財務情報を確認することができるが、企業調査支援事業の対象企業以外の企業は、企業規模が小さい等により、企業のホームページ等に財務情報の掲載がなく、検索時間を要しても審査における参考情報がない状況が生じていた。 　そのため、2023年調査においても、2022年調査と同様に、結果への影響のある企業に限定して、民間企業が保有する最新の財務情報を活用し、①審査・訂正システム上に情報の有無を表示し、情報がある場合は、システム上に財務情報がすぐに表示できる仕組み、②法人番号から検索し、企業情報を閲覧できる仕組みの２つの方法を導入したことで、検索時間の短縮を図り、審査の効率化を図った。 (ｴ) 法人番号の重複審査対応 　2022年調査に引き続き、2023年調査では、令和３年経済センサス‐活動調査の重複是正や名寄せ処理後のデータを使用し、提出された調査票情報間で法人番号が重複している企業及び事業所について、データチェック・審査完了後に当該データを審査リストへ出力し、人手による確認を行うことで、調査結果の精度向上に努めた。 ④　結果表作成・審査プロセス (ｱ) 2022年調査二次集計結果の再集計 　内閣府からの指摘により、統計局において結果数値の確認を行った結果、生産物分類別売上金額の記入誤りが判明し、2022年調査の二次集計結果の再集計を行った。 　再集計に伴い、統計局から当該企業の生産物分類別売上金額の訂正依頼を受領した上で適切な対処を行い、指定された期限までに対応した。 (ｲ) 製造業事業所の推計処理における対応 　従来は、経済産業省においてSTATSシステムを用いて全ての集計処理を行	

っていたが、2022年調査より、製造業事業所調査の調査方法の変更が行われ、産業別の売上金額上位９割を用いて調査し、残り１割の非調査は推計処理を行うこととなった。

そのため、STATSシステムの審査済みデータを用いた製造業事業所調査の推計処理について、統計センターにおける産業横断調査の伸び率を用いた推計処理の知見を活かし、①非調査対象となる１割の事業所、②調査対象（９割）のうち未回収の調査票の推計処理※を暫定値と審査済データを用いて、統計センターにて推計処理を指示に基づき２回行った。

また、製造業事業所調査の単独事業所企業については、産業横断調査の二次集計及び三次集計の結果集計に用いるため、統計センターで作成した推計処理済みデータから産業横断調査データへの移送処理を４回行った。

※ 推計処理：前回情報を用いた伸び率の作成、欠測値補定処理、データ補完処理。

(ｳ) サービス分野への生産物分類の適用における対応

新たにサービス分野への生産物分類の適用に当たり、結果表の審査開始前に、産業大分類が変化した企業や、結果への影響のある売上金額の高い企業等について、データチェック・審査の疑義照会結果や令和３年経済センサス‐活動調査での審査状況等の事前把握を行った上で、生産物分類と関連する産業分類等の他の調査項目との表章のある結果表の審査を行った。

2022年調査では、二次集計に係る結果表審査において、関連する産業分類も含めた疑義照会が85件（全体の約８割）発生し、68件のデータ訂正を行った上で、期限内に審査を完了した。また、2023年調査の一次集計に係る結果表審査において、関連する産業分類も含めた疑義照会が192件（全体の約８割）発生し、99件のデータ訂正を行った上で、期限内に

審査を完了した。

（３）個人企業経済調査

ア　製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	提　出　状　況	
	予　定	実　績
令和５年調査	令和６年１月下旬	R6. 1.26

ウ　要員投入量

個人企業経済調査に係る実績は、621人日（計画932人日）で、対計画▲311人日（▲33%）となった。

減少の主な要因は、令和６年調査の準備に係る修正業務（データチェック要領、製表システム仕様書及びシステム開発）に要する時間が想定を下回ったことによる。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

④　結果表作成・審査プロセス

集計スケジュールに基づき、製表業務の進捗状況を適切に把握・管理し、円滑に実施した。

（３）個人企業経済調査

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲33%	150点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	—	—
計		250点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をａとした。

（４）科学技術研究調査

ア　製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	提　出　状　況	
	予　定	実　績
令和５年調査	令和５年12月上旬	R5.12. 4

ウ　要員投入量

科学技術研究調査に係る実績は、2,265人日（計画2,317人日）で、対計画▲52人日（▲２％）となった。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

③　データチェック・審査プロセス

(ｱ) 製表システムの改修による業務効率化

調査票データ登録における基本項目エラー審査においては、審査に必要な情報（チェック審査担当者情報及び受付名簿情報等）が、それぞれ別のシステム・ファイルにあったため、エラーの都度、システムを切り替えての確認が煩雑であった。

そのため、基本項目エラー審査のエラー表示画面上に、審査に必要な情報を表示するよう改修を行った。

これにより、基本項目エラー（132件）の大多数を占める重複エラー（112件）の確認業務の効率化が図られ、データ登録に係る要員を前年比21％（14人日）削減することができた。

（４）科学技術研究調査

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲2%	0点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	製表システムの改修による業務効率化	25点
計		125点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（５）サービス産業動向調査

ア　製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分		提　出　状　況	
		予　定	実　績
月次	速報集計	調査月の翌々月下旬	調査月の翌々月下旬に終了
	確報集計	調査月の５か月後下旬	調査月の５か月後下旬に終了
四半期	速報集計	５、８、11、２月の下旬	５、８、11、２月の下旬に終了
	確報集計	５、８、11、２月の下旬	５、８、11、２月の下旬に終了
年	速報集計	令和６年２月下旬	R6. 2.28
	確報集計	令和５年５月下旬	R5. 5.30
年度	速報集計	令和５年５月下旬	R5. 5.30
	確報集計	令和５年８月下旬	R5. 8.30

ウ　要員投入量

サービス産業動向調査に係る実績は、2,389人日（計画2,661人日）で、対計画▲272人日（▲10％）となった。

減少の主な要因は、審査経験が豊富な職員により審査が効率的に行われたことに加え、令和７年に開始されるサービス産業動態統計調査における開発が予定より小規模となったことによる。

（５）サービス産業動向調査

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲10%	50点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	フリー記入内容転記方法の変更 演算時間の短縮	25点
(8)結果表作成・審査プロセス	—	—
計		175点

			エ　満足度アンケートの結果 　統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。 オ　質の向上 ③　データチェック・審査プロセス (ｱ) フリー記入内容転記方法の変更 　従来は、回答の採否判断に必要な情報が含まれる備考欄のフリー記入内容については、データチェック・審査の中で入力（郵送回答）又は貼り付け（オンライン回答）を行っていた。 　事務の効率化を図るため、データ受付の際にオンライン回答分を登録する仕様に変更し（７月～）、さらに、郵送調査票についても、調査受託者がデータ化していることが判明したことから、当該データの追加納品を統計局と調整し、受付時に登録できる仕様とした（10月～）。 　これにより、フリー記入の入力・貼り付けがすべて自動化された。 ※フリー記入があるデータ：月平均1,500（うち郵送調査票約53%） (ｲ) チェック内容の変更 　統計局と調整し、製表担当において目視により行っていた確認範囲をデータチェック要領の条件に組み込んだ。これにより、当該チェックのエラー数は約100件（0.5%）減少し、統計局への疑義照会件数も減少した。 (ｳ) 演算時間の短縮 　データチェック演算実行時間を短縮するためのプログラム修正を行ったことにより、調査票の納品数が最多となる毎月１回目の演算において、１時間20分程度短縮した（１時間40分→20分）。	以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－１－３	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項（消費に関する統計調査）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第１号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 以下の調査については、不測の事態が生じた場合においても業務の確実かつ継続的な実施を特に優先的に図る必要性が高いため。 ・現下の経済情勢に関する調査でありその結果が閣議において毎月報告され社会に提供される小売物価統計調査（消費者物価指数）及び家計調査	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
製表基準適応度(※１)			○	○	○	○	○
提出期限(※２)			○	○	○	○	○

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※３）	２年度（※３）	３年度（※３）	４年度（※３）	５年度（※３）
予算額（千円）	5,293,317	5,445,712	6,169,391	5,079,692	4,664,215
決算額（千円）	5,114,166	5,316,547	5,861,817	4,873,886	4,290,090
経常費用（千円）	5,072,781	5,250,980	5,937,696	4,926,451	4,457,136
経常利益（千円）	192,933	181,972	292,060	144,798	154,158
行政コスト（千円）	8,760,850	5,250,980	6,108,521	4,927,095	4,457,136
従事人員数（人日）	37,277	37,294	37,755	38,853	35,716

（※１）製表基準に適応＝○、製表基準に不適応＝×　（※２）期限どおり提出＝○、期限超過＝×　（※３）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価

年度目標

１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

（１）次に掲げる総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第82号の国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出すること。

その際、調査票の記入不備の増加やオンライン調査の導入・拡大等に伴い必要となる対応に適切に取り組むほか、符号格付業務において格付支援（調査票の記入内容の統計分類符号への格付に係るソフトウェアによる支援をいう。以下同じ。）システムを適用するなど、各統計調査の特性・状況も踏まえて業務の質の向上と効率化を図ること。

⑦　小売物価統計調査（消費者物価指数）
⑧　家計調査
⑫　家計消費状況調査
⒀　家計消費単身モニター調査

【指標】
・製表基準への適応状況（100%）
・提出期限の遵守状況（100%）
・業務の質の向上及び効率化の状況（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。）

（２）上記（１）に掲げる統計調査のほか、国勢調査等の実施に総務省が必要と認める調査等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進めること。

【指標】
・製表基準への適応状況（100%）
・提出期限の遵守状況（100%）
・業務の質の向上及び効率化の状況（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。）

事業計画

１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第82号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）のうち次に掲げる統計調査（周期調査・経常調査）について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて適切に事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。

その際、調査票の記入不備の増加、オンライン調査の導入・拡大等に伴い、新たな対応を要する業務に適切に取り組む。

また、格付支援システム等の情報通信技術の活用など、業務改善への積極的な取組により、業務の効率化と品質の維持・向上を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害等の不測の事態（以下「不測の事態」という。）が生じた場合、製表業務を始めとする業務の確実かつ継続的な実施を図るため、新型コロナウイルス感染症の流行下で講じた対策も参考に業務体制を変更する等の措置を講じ、その時々の情勢や法人の状況等の変化に応じて各業務の在り方や重要性に影響が生じる場合は、その影響の度合いも踏まえて、法人全体としてマネジメントを含め柔軟かつ的確に対応する。

②　経常調査

経常調査の製表に当たっては円滑な業務遂行に万全を期す。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
小売物価統計調査（消費者物価指数）	動向編 令和５年３月から令和６年３月調査に関する製表事務	動向編 月次 東京都区部　結果表 全国　結果表 全国ガソリン　結果表	調査月の下旬 調査月の翌月中旬 調査月の翌月上旬
	令和４年１月から令和４年12月調査に関する製表事務	年平均　結果表	令和５年４月
	令和５年３月から令和６年３月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務	月次 東京都区部　結果表 全国　結果表	調査月の下旬 調査月の翌月中旬
	令和５年１月から令和５年12月調査により作成される	四半期平均結果表	令和５年４月、７月、10月、令和６年１月の中

主な評価指標

＜評価の視点＞
Ｉ－１－１と同様

法人の業務実績・自己評価

＜製表業務の実施状況＞

【消費に関する統計調査】

（１）小売物価統計調査（消費者物価指数）

ア　製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区分				提出状況 予定	提出状況 実績
動向編	小売物価統計調査製表事務	東京都区部		調査月の下旬	調査月の下旬に終了
		全国		調査月の翌月中旬	調査月の翌月中旬に終了
		全国　ガソリン		調査月の翌月中旬	調査月の翌月中旬に終了
		年平均		R5．4	R5．4．3
	消費者物価指数に関する製表事務	東京都区部		調査月の下旬	調査月の下旬に終了
		全国		調査月の翌月中旬	調査月の翌月中旬に終了
		四半期平均		４、７、10、１月の中旬	４、７、10、１月の中旬に終了
		年平均	東京都区部	令和６年１月上旬	R6．1．5
			全国	令和６年１月中旬	R6．1.16
		年度平均	東京都区部	令和６年３月下旬	R6．3.27
			全国	令和５年４月中旬	R5．4.18
構造編	小売物価統計調査製表事務	2021年消費者物価地域差指数		R5．6	R5．6.20
		2022年消費者物価地域差指数		令和６年度に継続	令和６年度に継続

ウ　要員投入量

小売物価統計調査（消費者物価指数）に係る実績は、6,162人日（計画6,440人日）で、対計画▲278人日（▲４％）となった。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

③　データチェック・審査プロセス

(ｱ)　令和６年１月家賃調査地区設定替えに伴う製表システム改修への対応

令和５年９月調査からの家賃調査の見直し等に係る小売物価統計調査管理システム（統計局側のシステム）の改修及び調査員端末の改修に伴い、統計局及び関係部署と連携し、審査開始までに製表システムの改修及びデータチェック要領の修正を完了した。

(ｲ)　令和６年１月家賃調査地区設定替えに伴う重複調査への対応

令和５年10月調査～12月調査では重複調査の審査を行い、令和６年１月調査からは消費者物価指数算出のため、家賃調査地区の変更により生じる断層を除去する処理を行った。

家賃調査地区設定替えは５年毎の業務であり未経験者も多いため、事前に重複調査時における審査の留意点や指数処理の方法について研修を

自己評価

＜評定と根拠＞

評定：Ａ

【評定根拠】

以下の各統計調査の仮評価結果及び「主な評価指標」に掲げる「評価の方法」に基づき、所期の目標の水準を上回って達成していることから、当該事項の評定をＡとした。

（１）小売物価統計調査（消費者物価指数）

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲4%	0点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	家賃調査地区設定替えに伴う重複調査への対応 総務省調査品目一部データ受領遅れへの対応 家計事務改善プロジェクト（タスクフォース２次適用）への対応	50点
(8)結果表作成・審査プロセス	結果表作成における処理の追加依頼への対応	25点
計		175点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

消費者物価指数に関する製表事務	年平均 東京都区部結果表 全国結果表	旬 令和６年１月上旬 令和６年１月中旬
令和５年４月から令和６年３月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務	年度平均 東京都区部結果表	令和６年３月下旬
令和４年４月から令和５年３月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務	全国結果表	令和５年４月中旬
構造編 令和４年１月から令和４年12月調査に関する製表事務	構造編 消費者物価地域差指数結果表	令和５年６月
令和５年１月から令和５年12月調査に関する製表事務	消費者物価地域差指数結果表	令和６年度に継続

実施し、処理に誤りが生じないよう理解を深めた。
　また、重複調査ではデータチェックで抽出されたエラーデータの審査に加えて、報告された全データを出力し審査するが、書式設定したExcelを用い、疑義照会が必要となるデータを着色して見落としを防ぐよう工夫するなど、効率化を図るとともに正確性を確保した上で審査を行った。
　さらに、重複調査時に統計局の小売物価統計調査管理システム側で生じたエラー対応において、データ補正が行われたことにより、製表システムにて「調査テーブル」と「世帯テーブル」のデータ不整合が発生し、データチェックでキー項目エラーが多発した。統計局の指示の下、システム担当において、手作業により不整合の修正を行い対応した。
　これらの対応により、重複調査では審査期間が短いところ、都道府県のデータ送信遅れや小売物価統計調査管理システムの不具合等による想定外のエラーも抽出されたが、統計局及び関係部署と連携をとりながら期日までに業務を完了した。

(ｳ) 総務省調査品目一部データ受領遅れへの対応
　データ提供元のシステムトラブルにより、令和６年１月調査のデータが期日までに統計局へ提出されなかった。
　事前に統計局及び関係部署と調整を行い､データ提供元からの提出時期によって処理方法が異なる臨機応変な対応が求められたが、データが提出された後は、速やかに審査し、統計局へ報告を行い、期日までに業務を完了した。

(ｴ) 都道府県調査品目の調査票変更等に伴う製表システムへの対応
　令和６年３月調査からの調査票変更に伴い、製表システムの改修及びデータチェック要領の修正を３月調査審査開始までに完了した。

(ｵ) 家計調査の事務改善プロジェクトへの対応
　消費者物価指数に関する基礎資料を得るため､家計簿の文字情報入力・詳細符号格付を行う業務について、家計調査の事務改善プロジェクトにより、家計簿文字情報入力システムの仕様においても修正が必要となった。関係部署から早めに情報を入手し、適用の令和５年７月調査の家計簿文字入力業務着手までに対応を完了した。

④　結果表作成・審査プロセス

(ｱ) ガソリン結果表の出力及び審査への対応
　令和５年３月分から統計センターにおいて対応することになったガソリン結果表の出力及び審査を予定どおり完了した。以降毎月結果表出力及び審査を適切に行っている。

(ｲ) 結果表作成における処理の追加依頼への対応
　追加依頼のあった結果表作成における処理（市町村銘柄一覧シートの作成等）について、統計局及び関係部署と連携し打合せ等を行い、基準書の記載誤りや認識に齟齬がないよう事前準備を行うとともに、期日までに小売集計プログラムの改修を行い、追加の処理に対応した。

(ｳ) 令和６年１月家賃調査地区設定替えに伴う結果表審査への対応
　令和６年１月の家賃調査地区設定替えに伴い、消費者物価指数で公表される民営家賃の指数用価格と小売物価統計調査で公表される民営家賃の小売平均価格の算出方法が異なるため、結果表に表章される数値に差異が生じることから、双方の数値について、世帯マスターから監督数を作成する等の審査方法を検討した上で、適切に審査を行った。

家計調査	令和５年１月から令和６年２月調査に関する製表事務	家計収支編 (月分) 二人以上の世帯結果表 単身世帯結果表 総世帯結果表	調査月の翌々月上旬 調査月の翌々月上旬 調査月の翌々月上旬
		(月分以外) 四半期平均結果表	令和５年５月、８月、11月、令和６年２月の上旬
		年平均結果表	令和６年２月上旬
	令和４年４月から令和５年３月調査に関する製表事務	年度平均結果表	令和５年５月上旬
	令和４年10月から令和５年11月調査に関する製表事務	貯蓄・負債編 (月分) 二人以上の世帯結果表	12、３、６、９月は調査月の４か月後下旬 上記以外の月は調査月の５か月後上旬
		(月分以外) 四半期平均結果表	令和５年５月中旬、７月、10月、令和５年５月中旬
		年平均結果表	令和５年10月下旬
	令和４年１月から令和４年12月調査に関する製表事務	二人以上の世帯結果表 単身世帯結果表	令和５年10月下旬 令和６年度に継続
	令和４年調査準調査世帯集計に関する製表事務	二人以上の世帯結果表 単身世帯結果表	令和６年度に継続 令和６年度に継続
	令和５年調査準調査世帯集計に関する製表事務		
家計消費状況調査	令和５年１月から令和６年２月調査に関する製表事務	月次 結果表	調査月の翌々月上旬
		四半期平均 結果表	令和５年５月、８月、11月、令和６年２月の上旬
		年平均 結果表	令和６年２月上旬
	令和４年４月から令和５年３月調査に関する製表事務	年度平均 結果表	令和５年５月上旬
家計消費単身モニター調査	令和５年２月分から令和６年２月分調査に関する製表事務	月次 結果表	調査月の翌々月上旬

（２）家計調査

ア　製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分		提　出　状　況	
		予　定	実　績
家計収支編	二人以上の世帯	調査月の翌々月上旬	調査月の翌々月上旬に終了
	単身世帯	調査月の翌々月上旬	調査月の翌々月上旬に終了
	総世帯	調査月の翌々月上旬	調査月の翌々月上旬に終了
	四半期平均	５、８、11、２月の上旬	５、８、11、２月の上旬に終了
	年平均	令和６年２月上旬	R6. 2. 5
	年度平均	令和５年５月上旬	R5. 5. 8
貯蓄・負債編	二人以上の世帯	12、３、６、９月は調査月の４か月後下旬 上記以外の月は調査月の５か月後上旬	12、３、６、９月は調査月の４か月後下旬 上記以外の月は調査月の５か月後上旬に終了
	四半期平均	５月中旬、 ７、10、１月の下旬	５、７、10、１月の中～下旬に終了
	年平均	令和５年５月中旬	R5. 5. 11
令和４年調査準調査世帯集計	二人以上の世帯	令和５年10月下旬	R5. 10. 26
	単身世帯	令和５年10月下旬	R5. 10. 26
令和５年調査準調査世帯集計	二人以上の世帯	令和６年度に継続	令和６年度に継続
	単身世帯	令和６年度に継続	令和６年度に継続

ウ　要員投入量

家計調査に係る実績は、29,530人日（計画30,590人日）で、対計画▲1,060人日（▲３％）となった。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

①　調査票のデータ化プロセス

(ｱ) オンライン回答における任意帳票画像からの格付への対応

統計局のオンライン回答システム機能の一つである任意帳票の代行入力について、令和３年度から、統計センター職員が毎月平均で約100帳票、約880項目の代行入力を実施（給与明細や公共料金の帳票など、情報が複雑かつプライバシー度が高く民間委託できないため）している。

代行入力は、任意帳票に記載された内容を収支項目分類符号名や附帯情報（財形貯蓄の種別等）に格付入力して世帯に戻す必要があるため、迅速な実施が求められ、統計局のオンライン回答システムと統計センター基盤に構築したＡＰＩサーバと連携を図り、業務が遅滞することがないよう対応した。また、調査対象月以外の明細やレシートなどの対応できない画像が送信されてきた場合は、対応できない理由と対応できるように正しい操作方法等を世帯に伝えるなど、丁寧な対応を徹底した。

（２）家計調査

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲3%	0点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	オンライン回答における任意帳票画像からの格付への対応	25点
(6)統計分類符号格付プロセス	収支項目分類符号格付の効率化推進	50点
(7)データチェック・審査プロセス	家計簿データの集計プロセスの見直し	50点
(8)結果表作成・審査プロセス	家計調査単身世帯の調査対象変更に係る検証用の結果表作成への対応	25点
計		250点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をａとした。

	なお、統計の品質の維持・向上を前提として、符号格付業務において格付支援システム を適用し、第２の１（６）に記載する業務の効率化を進める。		統計センター職員が代行入力した文字情報が、オンライン調査票の格付支援システムによる収支項目分類符号格付時に利用されることになるため、格付支援率及び精度の向上も図られた。 (ｲ) 携帯電話料金の購入履歴自動取得（ＷＥＢスクレイピング）への対応 統計局のオンライン回答システムの機能の一つである携帯電話料金の明細書の自動取得機能について、取得した明細書の品目を収支項目分類符号名に振り分けるための辞書整備が統計局だけでは困難であるため、令和３年度から統計センターが協力している。毎週、取得した明細書の記載項目と振り分け辞書の情報が不一致であった場合にその情報が統計センターに照会され、振り分け辞書に追加登録する内容の整備を行う等、円滑な調査実施に貢献した。 ② 統計分類符号格付プロセス (ｱ) 収支項目分類符号格付の効率化推進 オンライン調査票の収支項目分類符号格付に格付支援システムを適用した。格付支援システムの運用に当たり、家計簿の記入状況や格付支援結果を分析し、毎月、格付ルールの整備や教師モデルの更新を行うことで、格付支援率及び正解率の維持向上を図った。この結果、令和５年度を通じた格付率は76.5%（目標値70%以上）、正解率は99.8%（目標値97%以上）と目標を上回り、高い精度を達成しつつ業務の効率化が図られた。 ③ データチェック・審査プロセス (ｱ) 家計簿データの集計プロセスの見直し 従来の集計プロセスでは、オンライン回答によるデータと紙調査票の区別なく、同一の製表システム及びデータチェック処理等により、符号格付から審査事務を実施していた。 オンライン回答率の向上に伴い、令和元年度に家計調査製表プロセス検討プロジェクトの下にワーキンググループを設置し、職員と期間業務職員の業務フローの見直しや、それに伴うデータチェック処理や疑義処理など集計プロセスの見直しを行った。また、業務の効率化を図るため、新たな家計簿データ訂正システムの構築と、紙家計簿入力システム及び周辺システムの改修を検討し、令和５年度は３度の並行稼働（４月～７月）を実施、７月調査分から本運用を開始した。これにより、新たに構築した家計簿データ訂正システムで格付入力を行うオンライン家計簿の格付能率は、約14冊/人日から約16冊/人日に増加するなどの効果が見られた。 ④ 結果表作成・審査プロセス (ｱ) 購入形態別結果表の作成への対応 令和４年度から開始した二人以上世帯の購入形態別結果表作成に続いて、単身及び総世帯についても５年７月分から集計を開始するとともに、併せて２年１月分～５年６月分までの月・四半期・年の遡及集計を行った。 (ｲ) 家計調査単身世帯の調査対象変更に係る検証用の結果表作成への対応 統計局から、単身世帯の寮・寄宿舎単位区の候補となる寮の減少に伴い、寮・寄宿舎単位区を除外した場合の調査結果への影響を検証するための結果表作成の依頼があり、令和２年１月分～４年12月分までの月・四半期・年の結果表作成を行った。 (ｳ) 準調査世帯集計の結果表の変更に伴う対応 令和５年調査からの結果表様式の変更に対応するため、マッチングテスト及び様式審査のスケジュールについて各担当と調整を行い、ファイナルテストの実施に向け、準備事務を適切に行っている。	

（３）家計消費状況調査

ア　製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	提　出　状　況	
	予　定	実　績
月次	調査月の翌々月上旬	調査月の翌々月上旬に終了
四半期平均	５、８、11、２月の上旬	５、８、11、２月の上旬に終了
年平均	令和６年２月上旬	R6. 2. 5
年度平均	令和５年５月上旬	R5. 5. 8

ウ　要員投入量

要員投入量（計画）が100人日未満のため、効率化（要員投入量等）による評価を行わない。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

④　結果表作成・審査プロセス

毎月の集計スケジュールに基づき、製表業務の進捗状況を適切に把握・管理し、円滑に実施した。

（３）家計消費状況調査

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	―	―
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	―	―
(6)統計分類符号格付プロセス	―	―
(7)データチェック・審査プロセス	―	―
(8)結果表作成・審査プロセス	―	―
計		100点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（４）家計消費単身モニター調査

ア　製表基準の適応度

統計局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	提　出　状　況	
	予　定	実　績
月次	調査月の翌々月上旬	調査月の翌々月上旬に終了

ウ　要員投入量

要員投入量（計画）が100人日未満のため、効率化（要員投入量等）による評価を行わない。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

④　結果表作成・審査プロセス

毎月の集計スケジュールに基づき、製表業務の進捗状況を適切に把握・管理し、円滑に実施した。

（４）家計消費単身モニター調査

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	―	―
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	―	―
(6)統計分類符号格付プロセス	―	―
(7)データチェック・審査プロセス	―	―
(8)結果表作成・審査プロセス	―	―
計		100点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

４．その他参考情報
特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２	統計データの利活用の推進に関する事項		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第３号 独立行政法人統計センター法第 10 条第６号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※１）	２年度（※１）	３年度（※１）	４年度（※１）	５年度
予算額（千円）	－	－	－	－	898,502
決算額（千円）	－	－	－	－	580,146
経常費用（千円）	－	－	－	－	575,654
経常利益（千円）	－	－	－	－	52,289
行政コスト（千円）	－	－	－	－	575,654
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

<table>
<tr><th rowspan="2">主な評価指標</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr>
<td>
＜評価の視点＞
統計データの利活用の推進に関する事項について、適切に実施されているか。

○当該事項の評定は、以下の方法で評定区分を算出する。
①個別評価の結果を数値に変換
<table>
<tr><td>個別評価結果</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>S</td></tr>
<tr><td>変換値</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr>
</table>
②上記①の値を用いて平均値を算出し、評定区分を当てはめる
<table>
<tr><td>平均値※</td><td>0.5未満</td><td>0.5以上
～1.5未満</td><td>1.5以上
～2.5未満</td><td>2.5以上
～3.5未満</td><td>3.5以上</td></tr>
<tr><td>評定</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>S</td></tr>
</table>
※小数点第二位を四捨五入
</td>
<td>
２　統計データの利活用の推進に関する事項
業務実績の状況については、Ｉ－２－１～Ｉ－２－４の個別評価の結果ごとに詳細を記載
</td>
<td>
＜評定と根拠＞
統計データの利活用の推進に関する事項について、個別評価の結果は、Ａ評価２項目、Ｂ評価２項目であり、主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、当該事項の評価をＡとした。
</td>
</tr>
</table>

４．その他参考情報

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－１	統計データの利活用の推進に関する事項（加工統計等の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第３号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
製表基準適応度(※１)			○	○	○	○	○
提出期限(※２)			○	○	○	○	○

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※３）	２年度（※３）	３年度（※３）	４年度（※３）	５年度（※４）
予算額（千円）	－	－	－	－	898,502
決算額（千円）	－	－	－	－	580,146
経常費用（千円）	－	－	－	－	575,654
経常利益（千円）	－	－	－	－	52,289
行政コスト（千円）	－	－	－	－	575,654
従事人員数（人日）	－	－	－	－	2,835

（※１）製表基準に適応＝○、製表基準に不適応＝×　（※２）期限どおり提出＝○、期限超過＝×　（※３）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。
（※４）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標

２　統計データの利活用の推進に関する事項

（１）加工統計等の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

地域メッシュ統計、社会生活統計指標、人口推計、消費動向指数（ＣＴＩ）、住民基本台帳人口移動報告、産業連関表等の統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて事務を実施すること。

【指標】

・製表基準への適応状況（100%）
・提出期限の遵守状況（100%）
・業務の質の向上及び効率化の状況（不測の事態が生じた場合の対・工夫を含む。）

事業計画

２　統計データの利活用の推進に関する事項

（１）加工統計等の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

次に掲げる統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて適切に事務を行う。

業務名	事務の範囲	予定製表結果等	業務終了予定時期
地域メッシュ統計	令和２年国勢調査に関する地域メッシュ統計【JGD2011】※		
	同定データ図心の審査	納品データ	令和５年８月
	編成業務（人口及び世帯）	納品データ	令和６年１月
	編成業務（人口移動、就業状態等及び従業地・通学地）	納品データ	令和６年１月
	令和３年経済センサス-活動調査に関する地域メッシュ統計 編成業務	納品データ	令和６年度に継続
社会生活統計指標	令和４年度データの収集・整備・報告書結果表の作成	市区町村データ 都道府県データ	令和５年５月 令和６年２月
	令和５年度データの収集・整備・報告書結果表の作成	市区町村データ	令和６年度に継続
人口推計	各月１日現在人口 各年10月１日現在人口	基礎人口連絡表 結果表	毎月中旬 令和６年３月
消費動向指数（ＣＴＩ）	消費動向指数を作成するための結果表出力	結果表	調査月の翌々月上旬
住民基本台帳人口移動報告	結果表出力	月次結果表 年次結果表	調査月の翌月中旬 令和６年度に継続
産業連関表	令和２年産業連関表作成のための令和３年経済センサス－活動調査組替集計	結果表	令和５年７月

※東日本大震災による大規模な地殻変動の測量成果が反映された測地系。

主な評価指標

＜評価の視点＞

「Ｉ－１－１　国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項」の統計調査の仮評価の方法を準用して評価する。

法人の業務実績・自己評価

業務実績

２　統計データの利活用の推進に関する事項

（１）加工統計等の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

ア　製表基準の適応度

加工統計の作成については、統計局及び政策統括官（統計制度担当）から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表業務を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区分			提出状況 予定	提出状況 実績
地域メッシュ統計	令和２年国勢調査に関する地域メッシュ統計【JGD2011】※	同定データ図心の審査	R5. 8	R5. 8.14
		編成（人口及び世帯）	R6. 1	R5.11.21
		編成（人口移動、就業状態等及び従業地・通学地）	R6. 1	R6. 1.22
	令和３年経済センサス-活動調査に関する地域メッシュ統計	編成	令和６年度に継続	令和６年度に継続
社会生活統計指標	令和４年度市区町村データの収集・整備・報告書結果表の作成		R5. 5	R5. 4.17
	令和５年度都道府県データの収集・整備・報告書結果表の作成		R6. 2	R6. 1.15
	令和５年度市区町村データの収集・整備・報告書結果表の作成		令和６年度に継続	令和６年度に継続
人口推計	人口推計集計		毎月中旬	毎月中旬に終了
	人口推計年報		R6. 3	R6. 3. 8
消費動向指数	消費動向指数を作成するための結果表		調査月の翌々月上旬	調査月の翌々月上旬に終了
住民基本台帳人口移動報告	月次結果表		調査月の翌月中旬	調査月の翌月中旬に終了
	年次結果表		令和６年度に継続	R6. 3.12
産業連関表	令和２年産業連関表作成のための令和３年経済センサス - 活動調査組替集計		R5. 7	R5. 7.25

※東日本大震災による大規模な地殻変動の測量成果が反映された測地系。

ウ　要員投入量

加工統計等に係る実績は、2,835人日（計画3,041人日）で、対計画▲206人日（▲６％※）の減少となった。※小数点以下切り捨てによる。

自己評価

＜評定と根拠＞

評定：Ｂ

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲6%	25点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	消費動向指数における結果集計に係る演算処理の改良	25点
計		150点

以上のことから、当該項目の評定をＢとした。

			エ　満足度アンケートの結果 　統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。 オ　質の向上 　④　結果表作成・審査プロセス 　消費動向指数 　・毎月の集計スケジュールに基づき、製表業務の進捗状況を適切に把握・管理し、円滑に実施した。 　・統計局において詳細な分析が必要となることから、家計調査、家計消費状況調査及び家計消費単身モニター調査の個別データを統合したCTIミクロ個別世帯サマリーを作成し、結果集計に係る演算処理を改良した。また、参考詳細表に関する結果表の追加作成の依頼に対応した。	

４．その他参考情報

特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－２	統計データの利活用の推進に関する事項（調査票情報の二次的利用）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第３号 独立行政法人統計センター法第 10 条第５号
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 オンサイト施設での調査票情報の提供業務は、匿名化されていない調査票情報を外部の統計利用者に提供する業務であり、より徹底した情報管理及び運用監視体制が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※１）	２年度（※１）	３年度（※１）	４年度（※１）	５年度（※２）
予算額（千円）	－	－	－	－	898,502
決算額（千円）	－	－	－	－	580,146
経常費用（千円）	－	－	－	－	575,654
経常利益（千円）	－	－	－	－	52,289
行政コスト（千円）	－	－	－	－	575,654
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※１）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の項目により区分した情報を開示することが困難なため。
（※２）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	自己評価
（２）調査票情報の二次的利用 公的統計基本計画に基づき、総務省及び各府省と連携して、調査票情報等の提供及び活用を推進すること。推進に当たっては、利用相談等を通じたニーズの把握、広報活動による周知・普及促進、学会等と密接な連携などの取組を行い、平成 30 年度から令和４年度までの平均以上の提供実績となるよう努めること。特に以下の取組を進めるとともに、統計リソースを確保しつつ着実に取り組んでいく体制を整備し、ア～ウに掲げる調査票情報等の提供を適切に行うこと。 ・政府共通の基盤として、調査票情報等の保管を行う中央データ管理施設並びに調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトの運用・管理を適切に行うこと。 ・各府省からの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を受けるために必要な取組を行うこと。 ア　調査票情報のオンサイト利用 オンサイト利用に係る統計法第 32 条の規定に基づく調査票情報の二次利用及び同法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供について、期限までに適切に行うこと。また、同法第 37 条の規定に基づき国の行政機関から委託を受ける同法第 33 条の２の規定に基づく一般からの求めに応じた調査票情報の提供については、受益者負担の原則の下、期限までに適切に行うこと。 また、各府省と連携して利用可能な統計調査の拡充を図ること。 イ　一般からの委託に応	**（２）調査票情報の二次的利用** 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和２年６月２日閣議決定（※）。以下「公的統計基本計画」という。）に基づき、総務省及び各府省と連携して、調査票情報等の提供及び活用を推進する。推進に当たっては、利用相談等を通じたニーズの把握、広報活動による周知・普及促進、学会等と密接な連携などの取組を行い、平成 30 年度から令和４年度までの平均以上の提供実績となるよう努める。特に以下の取組を進めるとともに、統計リソースを確保しつつ着実に取り組んでいく体制を整備し、①～③に掲げる調査票情報等の提供を適切に行う。 ・政府共通の基盤として、調査票情報等の保管を行う中央データ管理施設並びに調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトの運用・管理を適切に行う。 ・各府省からの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を受けて、以下の取組を行う。 （ⅰ） 統計法第 32 条の規定に基づく調査票情報の二次利用並びに同法第 33 条及び第 33 条の２の規定に基づく調査票情報の提供を効率的かつ効果的に行うため、オンサイト施設において提供する統計調査について、調査票情報の集積・保管を適切に行う。 （ⅱ） 統計法第 34 条の規定に基づく一般からの委託に応じた統計の作成等及び同法第 36 条の規定に基づく匿名データの提供を効率的かつ効果的に行うために必要なデータの集積・保管を適切に行う。 （ⅲ） 公的統計の二次的利用に関する研究・開発、普及・啓発、研究者等に向けた匿名データの提供等に係るサービスの充実を図るため、以下の学術研究機関等との連携協力を推進する。 	法人名	組　織	連携協力締結年度
一橋大学	経済研究所附属社会科学統計情報研究センター	平成20年度
神戸大学	大学院経済学研究科	平成21年度
法政大学	日本統計研究所	平成21年度
情報・システム研究機構	統計数理研究所	平成22年度
滋賀大学	データサイエンス教育研究センター	平成28年度 | ※新たな公的統計基本計画が閣議決定した場合には、当該計画に置き換えるものとする。 ①　調査票情報のオンサイト利用 オンサイト利用に係る統計法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用及び同法第33条の規定に基づく調査票情報の提供について、期限までに適切に行う。また、同	**＜評価の視点＞** ・中央データ管理施設及びポータルサイトの運用管理が適切に行われているか。 ・各府省からの委託を受けて、調査票情報等の提供事務や管理事務が適切に行われているか。 ・調査票情報等の集積・保管が適切に行われているか。 ・調査票情報の提供及び活用の推進が適切に行われているか。 【参考指標】 ・広報活動による周知・普及、学会等と密接な連携	**（２）調査票情報の二次的利用** ア　調査票情報等の提供及び活用の推進 ①　調査票情報等の集積・保管 公的統計整備の基本的な指針となる第Ⅳ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和５年３月28日閣議決定）において、統計センターは、利用者のニーズを踏まえつつ提供する統計調査の種類や年次の追加等を行うことが求められている。 統計センターは、これを受けて、公的統計の二次的利用に係るサービスの各府省庁の受け皿となって、オーダーメード集計、匿名データの作成・提供のほか、各府省庁の下記の統計調査の調査票情報、匿名データ等の集積・保管を行った。 令和５年度に寄託を受けた統計調査数は、下表のとおり。 |	令和５年度実績	
	統計調査数	府省別の統計調査数
オンサイト利用で調査票情報の寄託を受けた統計調査	50	内閣官房１、内閣府３、こども家庭庁２、総務省２、財務省２、文部科学省１、厚生労働省13、農林水産省４、経済産業省13、国土交通省８、環境省１
既受け入れ統計調査の年次追加	43	
新規統計調査	7	
オーダーメード集計で調査票情報の寄託を受けた統計調査	9	内閣府１、総務省５、厚生労働省１、国土交通省１、環境省１
既受け入れ統計調査の年次追加	9	
新規統計調査	0	
匿名データの寄託を受けた統計調査	3	総務省２ 厚生労働省１
既受け入れ統計調査の年次追加	2	
新規統計調査	1	| （参考）オンサイト利用の既受け入れ統計調査の総数：95 オーダーメード集計の既受け入れ統計調査の総数：17 匿名データの既受け入れ統計調査の総数：７ ②　学術研究機関との連携 公的統計の二次的利用制度の充実と学術研究の発展を図るため、次の学術研究機関と連携協力協定を締結し、当該機関の施設を統計センターのサテライト機関として、匿名データの提供サービスを行うなど、官学連携の取組を進めた。 | 法人名	サテライト機関名	連携協定締結
一橋大学	経済研究所附属社会科学統計情報研究センター	H21．3.30
神戸大学	大学院経済学研究科・経済経営研究所	H21.11.13
法政大学	日本統計研究所	H22．3.30
情報・システム研究機構	データサイエンス共同利用基盤施設社会データ構造化センターオンサイト解析室	H22．7．6
滋賀大学	データサイエンス教育研究センター	H28.12．9	 ③　公的統計の二次的利用の広報等 公的統計の二次的利用の普及・啓発を図るため、学会の大会、研究集会等において、公的統計の二次的利用制度、利用手続、利用可能な統計調査等について広報を行った。 令和５年度は、実地の開催が再開されたことから、以下の広報活動を実施した。 (ｱ) 研究集会「公的統計ミクロデータ利活用に関する研究集会」の開催 例年、統計センターとサテライト機関が共同開催している研究集会「公的統計ミクロデータ利活用に関する研究集会」を令和５年11月17日に開催（オンライン開催）し、44名の参加があった。	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 【評定根拠】 調査票情報等の集積・保管については、各府省庁の統計調査の調査票情報、匿名データ等の集積・保管を適切に実施した。 公的統計の二次的利用の普及・啓発を図るための周知・広報については、実地の開催が再開したことから現地及びオンラインによる

じた統計の作成等（オーダーメード集計）
　統計法第 37 条の規定に基づき国の行政機関から委託を受ける同法第 34 条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成（以下「オーダーメード集計」という。）等については、各府省から事務を受託し実施していることを考慮した上で、履行期限までに統計を提供するとともに、受益者負担の原則の下、適切に行うこと。

ウ　匿名データの作成及び提供
　匿名データの作成に向けた必要な支援を各府省に行うとともに、国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受ける統計調査について、匿名データの作成を行うほか、統計法第 37 条の規定に基づき国の行政機関から委託を受ける同法第 36 条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を受益者負担の原則の下、提供期限までに適切に行うこと。
【指標】
・中央データ管理施設及びポータルサイトの運用・管理状況
・各府省からの調査票情報等の提供事務や管理事務の受託状況
・調査票情報等の集積・保管状況
・調査票情報等の適切な提供状況
・参考指標：調査票情報の二次的利用に関する利用相談件数、提供件数、手数料収入、ニーズ把握の実施状況

法第37条の規定に基づき国の行政機関から委託を受ける同法第33条の２の規定に基づく一般からの求めに応じた調査票情報の提供については、受益者負担の原則の下、期限までに適切に行う。
　また、各府省と連携して利用可能な統計調査の拡充を図る。
②　一般からの委託に応じた統計の作成等（オーダーメード集計）
　統計法第37条の規定に基づき国の行政機関から事務の委託を受けた同法第34条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等に係る相談、申出書類の審査、統計の作成・審査、提供等の一連の事務を適切に行い、提供に係る審査結果を申出者に通知するとともに、統計の提供については、受益者負担の原則の下、履行期限までに適切に行う。
　令和５年度においては、次に掲げる統計調査のオーダーメード集計を行うことを予定している。

統計調査名及び対象範囲	対象年次
国勢調査（総務省）	昭和55年、60年 平成２年、７年、12年、17年、22年、27年 令和２年
学校基本調査（文部科学省） 大学、大学院、短期大学 小学校、中学校	 平成20～26年度 平成20～22年度
賃金構造基本統計調査（厚生労働省） 個人票に係る集計	 平成18年～令和４年
建築着工統計調査（国土交通省）	平成21年４月～令和５年３月
全国消費実態調査（総務省）	平成６年、11年、16年、21年、26年
社会生活基本調査（総務省）	昭和56年、61年、平成３年、８年
調査票Ａ	平成13年、18年、23年、28年 令和３年
就業構造基本調査（総務省）	昭和54年、57年、62年 平成４年、９年、14年、19年、24年、29年
住宅・土地統計調査（総務省）	昭和53年、58年、63年 平成５年、10年、15年、20年、25年、30年
労働力調査（総務省） 基礎調査票 特定調査票	 昭和55年１月～令和４年12月 平成14年１月～令和４年12月
家計調査（総務省）	昭和56年１月～令和４年12月
家計消費状況調査（総務省）	平成14年１月～令和４年12月
消費動向調査（内閣府）	平成16年４月～令和５年３月
企業行動に関するアンケート調査（内閣府）	平成18年～令和２年度
経済センサス 基礎調査（総務省） 活動調査（総務省及び経済産業省）	 平成26年、令和元年 平成24年、28年
地方公務員給与実態調査（総務省）	平成30年
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査（環境省）	平成26～27年
家庭部門のCO2排出実態統計調査（環境省）	平成29年度～令和３年度

※社会生活基本調査（総務省）は、平成13年調査から、調査票が２種類（調査票Ａ及び調査票Ｂ）となった。

③　匿名データの作成及び提供
　ア　国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の

　なお、前年度と同様に公的統計ミクロデータ研究コンソーシアム（事務局：大学共同利用機関法人情報・システム研究機構）が主催するシンポジウムとの共同開催となり、二次的利用による有用な研究成果や、参加者への二次的利用サービスの利用方法の紹介などを行った。

(ｲ) 統計関連学会連合大会における広報活動
　令和５年度は、京都大学（京都府京都市）において、統計関連学会連合大会が、現地及びオンライン併用で開催された。
　このため、連合大会のホームページにバナー広告を掲載し、より効果的な広報を行ったほか、現地参加者に配布するカンファレンスバッグに二次的利用サービスを紹介するパンフレットを同封した。
　また、連合大会（現地）においては、統計センターが提供する二次的利用の各サービスの概要の説明や利用者が調査票情報等を用いて行った具体的な研究事例を紹介するなど、より幅広い利用者の拡充を目指した発表を行った。

(ｳ) 公的統計ミクロデータ研究コンソーシアム シンポジウム2023における説明
　公的統計ミクロデータ研究コンソーシアム主催者からの依頼を受け、公的統計ミクロデータ研究コンソーシアム シンポジウム2023 (11/24)において「公的統計の二次的利用及びSSDSE（教育用標準データセット）の概要」を説明した。

(ｴ) 日本統計学会等のメーリングリストを用いた二次的利用サービスの周知
　調査票情報のオンサイト利用、オーダーメード集計、匿名データ提供のサービスで新たに利用可能となった統計調査やその年次等について、日本統計学会等のメーリングリストを用いてサービス開始の周知を図った。

　これらのほか、公的統計の二次的利用に関するパンフレット等において、アンケートで寄せられた利用者の声を掲載したことや、全国21か所（パンフレットを作成した令和５年７月時点）のオンサイト施設の設置場所を地図で表示するなど、利用者の視点に沿ったわかりやすい情報提供に取り組んだ。今後もサービスの対象となる統計調査及び年次の拡大に取り組み、広報活動を通じて利用の促進を図る予定である。

④　中央データ管理施設及びポータルサイトの整備
　第Ⅳ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和５年３月28日閣議決定）に基づいて調査票情報のオンサイト施設の利用を推進するため、中央データ管理施設の管理者として適切に管理を行い、統計センターが実施する調査票情報の二次的利用業務（オーダーメード集計、匿名データの提供）と一体的に運営している。
　オンサイト施設における利用者のより一層の利便性向上に向けて、利用に供しているOSだけでなくデータ解析ソフトなどのメジャーバージョンアップ対応の取組を始め、演算環境の向上に努めている。
　また、調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイト（miripo）において、提供を開始した統計調査の情報提供を行うことの他、手続案内ページの見出し付与などにより見やすさの改善を図った。さらに、総務省統計局と連携し、公的統計ミクロデータ利用者からの利用手続や申請の仕方、処理状況等の質問、問い合わせを受け付けるミクロデータ利活用相談窓口を令和５年５月に設置した（利用実績：85件）。これらのことから、ポータルサイト（miripo）へのアクセスは、令和５年度合計275,874ページビュー（月間平均22,990ページビュー）に上り、前年度の合計248,560ページビュー（月間平均20,713ページビュー）を上回った。

⑤　二次的利用に係る各府省庁等からの事務の委託
　統計法（平成十九年法律第五十三号）第37条の規定に基づき、新たにこども家庭庁から事務の全部委託があり、これにより、令和５年度は、全11府省庁等から事務の全部委託を受けることとなった。

府省庁等名	事務委託受領月
内閣官房	R4. 7
内閣府	R2. 9
こども家庭庁	R5. 4
総務省	R1. 5
財務省	R1. 6
文部科学省	R1. 7
厚生労働省	R1. 5
農林水産省	R1.11
経済産業省	R1. 6
国土交通省	R1. 5
環境省	H31.4

研究集会の開催や広報活動を行うなど、積極的に取り組んだ。

　調査票情報の提供及び活用の推進のため、中央データ管理施設の運営を着実に実施するとともに、調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイト（miripo）の運用を行い、調査票情報の提供及び活用の推進に寄与している。

　調査票情報のオンサイト利用サービスの提供について、事務委託を積極的に進め、新たにこども家庭庁からの委託を加え、令和５年度までに11府省庁等からの全部委託を受けている。

行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成を行う。

イ　統計法第37条の規定に基づき国の行政機関から委託を受けた同法第36条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供に係る相談、申出書類の審査、匿名データの複製・提供等の一連の事務を適切に行い、提供に係る審査結果を申出者に通知するとともに、匿名データの提供については、受益者負担の原則の下、提供期限までに適切に行う。

令和５年度においては、次に掲げる統計調査の匿名データを提供することを予定している。

また、匿名データの利用促進のため、上記の第１の２（２）(ⅲ)の取組を行う。

統計調査名		対象年次
全国消費実態調査（総務省）		平成元年、６年、11年、16年、21年、26年
就業構造基本調査（総務省）		平成４年、９年、14年、19年、24年、29年
社会生活基本調査（総務省）		平成３年、８年
	調査票Ａ	平成13年、18年、23年、28年
	調査票Ｂ	平成13年、18年、23年、28年
住宅・土地統計調査(総務省)		平成５年、10年、15年、20年、25年、30年
労働力調査（総務省）		平成元年１月～令和３年12月
国勢調査（総務省）		平成12年、17年、22年、27年 令和２年
賃金構造基本統計調査(厚生労働省)		平成29年、30年 令和元年

※社会生活基本調査（総務省）は、平成13年調査から、調査票が２種類（調査票Ａ及び調査票Ｂ）となった。

＜評価の視点＞

◎調査票情報等の適切な提供状況

・調査票情報のオンサイト利用に関する事務は、以下の【基本評価指標】に基づき適切に行われているか。

【基本評価指標】
（１）利用相談
（２）申出の承諾
（３）調査票情報の提供

上記（１）、（２）及び（３）の【基本評価指標】について、適切に事務が実施されていれば「Ｂ」評価とし、実施されていなければ「Ｃ」評価とする。

【参考指標】
・利用相談件数、提供件数、手数料収入、ニーズ把握の実施状況
・オンサイト利用可能な統計調査の拡充

また、令和５年11月に各府省庁等の統計所管部局に対して、令和６年度における統計センターへの事務の委託に係る要望と利用可能な統計調査の調査票情報の照会を行った。この照会に際しては、第Ⅳ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」の記載内容（調査票情報のオンサイト利用に係る拠点施設及び統計調査の段階的な拡充を図る）を踏まえた取組であることを紹介し、各府省庁等へ調査票情報の提供及び活用の推進を促した。

なお、照会結果については以下の各項（イ　調査票情報のオンサイト利用、ウ　オーダーメード集計、エ　匿名データの作成及び提供）に記載している。

イ　調査票情報のオンサイト利用

(7) オンサイト利用に関する業務の適切な遂行

統計センターでは、国の行政機関等から寄託を受けた調査票情報を、法令に基づく利用要件を満たした申出者に、情報セキュリティが確保されたオンサイト施設で利用する「調査票情報のオンサイト利用」サービスの提供を令和元年５月から実施している。

サービスの提供に当たっては、「調査票情報の提供に関するガイドライン」［総務省政策統括官（統計基準担当）決定］に則り、申出から諾否決定まで、全て14日以内に行い、申出者が要望する提供期限までに調査票情報の提供を行ったほか、調査票情報のオンサイト利用に係る相談、申出書類の審査等、調査票情報の提供までの一連の事務を適切に行った。

なお、オンサイト利用（施設利用を含む）及びオンサイト利用により作成された分析結果等の提供においては、承認を適切に行うよう、申出書等の内容確認を徹底するとともに、必要に応じ速やかに検証を行えるよう、実施した審査内容・過程を保管している。オンサイト施設を訪問した利用者については、なりすまし等不正利用防止のため、初回利用時に身分証明証による本人確認を徹底し、併せてカードキーによるオンサイト施設への入退室記録及び監視カメラ等によるアクセス管理を行った。

さらに、オンサイト利用で提供する調査票情報、分析結果及び利用者情報等の紛失、漏えい等を防止するため、各種情報を取り扱う作業手順の明確化、確認・保管作業の手順の徹底及び各種情報へのアクセス管理の徹底等の措置を行った。

令和５年度における調査票情報のオンサイト利用に関する、延べ573件の質問・相談に適切に対応した。なお、利用実績は、以下のとおり。

統計法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用による提供件数：　２件（前年度２件）
第33条に基づく調査票情報の無償提供：　27件（前年度28件）
第33条の２に基づく有償提供：　５件（手数料収入72万円）
（前年度５件（手数料収入59万円））

そのほか、調査票情報のオンサイト利用における利用者に対して、サービス向上及び業務の改善に資することを目的としてアンケートを実施したところ、総合的な評価としては、非常に高い満足度（「満足」あるいは「概ね満足」との回答）であった。

アンケートでは、利用者の要望等についても把握することとしており、把握した要望等は調査票情報のオンサイト利用に係る業務の参考とするとともに、調査の実施府省に情報提供を行っている。令和５年度においては、従来の既定様式にアンケート内容を記入しメールで受領する形式から、WEBブラウザ上で回答を入力する形式に変更した。

また、利用者がオンサイト施設において作成する分析結果等のうち、一般によく用いられるが標準的なチェック内容の記載がない四分位数・中央値の提供ニーズに対応するため、安全性の確認に必要なチェック基準の改正に向けた手続を進めている。

なお、令和５年度の利用実績（調査別利用件数）は、以下のとおり。

所管府省庁等	統計調査名	提供対象年次*1	利用相談件数	申出の承諾件数*2	調査票情報の提供件数
内閣官房	人々のつながりに関する基礎調査	令和３年、４年	8	2	2
内閣府	高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	令和２年			
	高齢者の健康に関する調査	令和４年	1		
	高齢者の経済生活に関する調査	令和元年			

「調査票情報のオンサイト利用」サービスの提供に当たっては、オンサイト利用に係る相談、申出書類の審査等、調査票情報の提供に係る一連の事務を適切に行った。

なお、不適切な承認を行うことがないよう、本人確認やアクセス管理等を徹底するとともに、情報の紛失、漏えい等を防止するための取組も実施するなど、徹底した情報管理及び運用監視を行っている。

令和５年度における調査票情報のオンサイト利用については、質問・相談を延べ 573 件受付け、統計法第 32 条の規定に基づく調査票情報の二次的利用による提供件数は２件、第 33 条に基づく調査票情報の無償提供が 27 件、第33条の２に基づく有償提供が５件であった。

そのほか、調査票情報のオンサイト利用における利用者に対して、サービス向上及び業務の改善に資することを目的としてアンケートを実施したところ非常に高い評価を得た。

				高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査	令和３年			
				男女間における暴力に関する調査	令和２年	1		
				企業行動に関するアンケート調査	平成22年～令和２年	6		
			こども家庭庁	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成26年～令和３年、４年			
				若者の生活に関する調査	平成27年			
				生活状況に関する調査	平成30年			
				子供の生活状況調査	令和３年	2		
				こども・若者の意識と生活に関する調査	令和４年	19	1	1
			総務省	通信利用動向調査	平成29年	2		
				情報通信業基本調査	平成29年			
				国勢調査	平成12年、17年、22年、27年、令和２年	57	5	6
				住宅・土地統計調査	平成15年、20年、25年、30年	12	2	2
				労働力調査	昭和55年～令和３年、４年	28	3	3
				就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成４年、９年、14年、19年、24年、29年	11	2	2
				社会生活基本調査	昭和51年、56年、61年、平成３年、８年、13年、18年、23年、28年、令和３年	84	7	7
				個人企業経済調査	平成26年～令和３年	9	1	1
				科学技術研究調査	平成24年～令和３年	11	1	1
				サービス産業動向調査	平成25年～令和３年			
				経済センサス 基礎調査 活動調査	 平成21年、26年、令和元年、２年 平成24年、28年	 9 27	 1 4	 3 6
				経済構造実態調査	令和元年、２年	2		
				家計調査	平成26年～令和３年、４年	16	1	1
				全国家計構造調査（全国消費実態調査）	平成11年、16年、21年、26年、令和元年	10	3	3
				家計消費状況調査	平成27年～令和３年			
				小売物価統計調査	平成29年～令和３年			
			財務省	法人企業統計調査	平成27年～29年、30年～令和４年	11	2	2
				民間給与実態統計調査	平成26年～令和４年			
			文部科学省	学校基本調査	平成28年～令和３年、４年	1		
				学校教員統計調査	平成28年			
				21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	平成29年～令和２年	6		
			厚生労働省	人口動態調査	平成28年～令和２年、３年、４年	15	2	2
				医療施設調査	平成14年、17年、20年、22年～30年、令和元年、２年～４年	4		
				患者調査	平成14年、17年、20年、23年、26年、29年、令和２年	1		
				病院報告	令和元年、２年～４年			
				介護サービス施設・事業所調査	令和元年、２年	3		
				21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	平成28年	20	1	1
				21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）	平成14年～27年			
				中高年者縦断調査	令和元年、３年	3		
				21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	令和３年、４年	12	1	1
				21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）	令和元年、２年、３年			

				国民生活基礎調査	平成４年、７年、10年、13年、16年、19年、22年～令和元年、３年、４年	44	4	4
				毎月勤労統計調査　全国調査	令和２年～４年			
				特別調査	令和４年	3		
				賃金構造基本統計調査	平成13年～令和３年、４年	16	2	2
				就労条件総合調査	平成29年～令和２年、３年			
				薬事工業生産動態統計調査	平成28年～29年			
				医薬品・医療機器産業実態調査	平成27年～令和元年、２年			
				国民健康・栄養調査	平成12年～30年	16		
			農林水産省	農業経営統計調査 （営農類型別経営統計、生産費調査）	令和３年			
				農林業センサス （農林業経営体調査、農山村地域調査）	令和２年			
				漁業センサス	平成30年			
				作物統計調査	令和３年			
				海面漁業生産統計調査	平成19年～令和２年			
				牛乳乳製品統計調査	令和元年～４年			
			経済産業省	経済構造実態調査	令和元年、２年			
				経済センサス‐活動調査	平成24年、28年	27	3	5
				工業統計調査	平成26年、29年～２年			
				商業統計調査	平成26年			
				商業動態統計調査	平成28年～令和３年、４年			
				特定サービス産業実態調査	平成27年、29年、30年			
				特定サービス産業動態統計調査	平成29年～令和３年、４年			
				経済産業省企業活動基本調査	平成28年～令和３年、４年	15	1	1
				外資系企業動向調査	平成29年～令和２年			
				海外事業活動基本調査	平成29年～令和３年、４年			
				海外現地法人四半期調査	平成28年～令和３年、４年			
				情報通信業基本調査	平成29年～令和３年			
				経済産業省生産動態統計調査	平成28年～令和元年、２年～４年			
				工場立地動向調査	平成28年～令和２年、３年			
				情報処理実態調査	平成29年			
				エネルギー消費統計調査	平成29年～令和２年、３年	9	1	1
				石油製品需給動態統計調査	平成28年～令和３年、４年			
				ガス事業生産動態統計調査	平成28年、29年～令和３年			
				経済産業省特定業種石油等消費統計調査	平成28年～令和３年、４年			
				知的財産活動調査	平成29年～令和３年、４年	8	1	1
				模倣被害実態調査	平成29年～令和２年			
				中小企業実態基本調査	平成30年～令和３年、４年	21	2	2
			国土交通省	建築着工統計調査	平成21年～令和３年、４年	2		
				建設工事統計調査 建設工事受注動態統計調査 建設工事施工統計調査	平成25年～令和３年			
				鉄道車両等生産動態統計調査	平成21年～令和２年、３年			
				自動車輸送統計調査	令和２年、３年～４年			
				内航船舶輸送統計調査	平成28年～令和３年、４年			
				鉄道輸送統計調査	平成29年～令和３年			
				航空輸送統計調査	平成28年～30年、令和元年～４年			
				自動車燃料消費量調査	平成28年～30年、令和元年～３年			
				宿泊旅行統計調査	平成28年～令和２年			
				訪日外国人消費動向調査	平成30年、令和元年			

環境省	産業廃棄物排出・処理状況調査	平成29年			
	環境にやさしい企業行動調査	平成29年、30年			
	水質汚濁物質排出量総合調査	平成29年、令和元年			
	環境経済観測調査	平成30年、令和元年			
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査　全国試験調査	平成26年	2		
	家庭部門の C02排出実態統計調査	平成29年～令和２年、３年	13	1	1
オンサイト施設の利用全般への問い合わせ、提供していない統計調査に係る問い合わせ等			9	-	-
計*3			573	32	34

＊1）統計調査によって、年ごと、年度ごと、四半期ごと、月ごとなどの単位で調査を実施しているが、提供年次は全て「年」で表記

＊2） 申出の承諾件数について、統計法第32条の規定に基づくオンサイト利用の申出の承諾は統計センターにおいて行っていないため、件数に含めない。

＊3） 調査票情報のオンサイト利用では、利用者が一度に複数の統計調査を利用する場合があるため、各件数の計は調査別の合計と必ずしも一致しない。

＊4）下線は新たに提供を開始した調査の年次

(ｲ) オンサイト施設における利用可能な統計調査の拡充

「調査票情報のオンサイト利用」サービス提供の拡大に当たっては、各府省等の統計所管部局に対して、オンサイト利用における調査票情報の提供に係る委託要望の照会を行い、令和５年度は、11府省庁等58統計調査（内閣官房１調査、内閣府３調査、こども家庭庁２、総務省３調査、財務省２調査、文部科学省１調査、厚生労働省16調査、農林水産省６調査、経済産業省14調査、国土交通省９調査、環境省１調査）のデータ整備業務を実施し、年度末までに整備が完了した55統計調査153年次分の提供を開始した。

なお、令和５年度末時点で統計センターが提供する統計調査数は、94調査538年次分（11府省庁等）に上る。

また、各府省庁等の統計所管部局に対して、令和６年度におけるオンサイト利用による調査票情報の提供に係る委託要望の照会を行った。その結果、10府省庁71統計調査について、新規及び年次追加の要望があった。

(ｳ) 調査票情報の提供の迅速化に向けた取組

総務省政策統括官（統計制度担当）からあった二次的利用に係る審査の標準化・効率化のためのトライアルの依頼に基づき、令和５年10月から、審査期間短縮化に対応した審査方法及び標準化した申出様式による審査を実施し、審査日数の実績等について報告した。また、「規制改革実施計画」（令和５年６月16日閣議決定）に対応することを目的とした「調査票情報の提供に関するガイドライン」の改正に伴い、「オンサイト利用による調査票情報の提供に係る事務処理要綱」及び「調査票情報のオンサイト利用の手引」を令和６年２月に改正した。

また、提供事務の効率化、提供早期化の推進を目的としたシステム構築に向け、その機能等について総務省に意見等の申し入れを行っている。

オンサイト施設における利用可能な統計調査情報の拡充について、「調査票情報のオンサイト利用」サービス提供の拡大のため、各府省の統計所管部局に対して、オンサイト利用における調査票情報の提供に係る委託要望の照会を行った。

また、各府省庁等からの調査票情報の寄託を受け、順次データの整備を行っている。令和５年度は新たに55統計調査の提供を開始した。

＜評価の視点＞

◎調査票情報等の適切な提供状況

・オーダーメード集計の実施に関する事務は、以下の【基本評価指標】に基づき適切に行われているか。

【基本評価指標】

（１）利用相談

（２）委託申出の承諾

（３）統計成果物の提供

上記（１）、（２）及び（３）の【基本評価指標】について、適切に

ウ　一般からの委託に応じた統計の作成等（オーダーメード集計）

統計センターでは、国の行政機関等からの委託を受けて、利用者の要望に応じた様式により集計表を作成するオーダーメード集計サービスを、平成21年４月から実施している。

サービス提供に当たっては、「委託による統計の作成等に関するガイドライン」（平成21年２月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に則り、申出から諾否決定まで、全て21日以内に行い、契約書または請書に記載された履行期限までに統計成果物を申出者に提供を行ったほか、統計の作成等に係る利用相談から、申出書類の審査、統計の作成・審査、提供までの一連の事務を適切に行った。

また、寄託を受けた集計用データのデータ整備及び事前準備について、担当内の業務の調整などにより、提供の早期化に努めた（国勢調査の提供において、計画より約３か月短縮）。

令和５年度は、オーダーメード集計に関する298件の質問・相談に適切に対応した。なお、提供件数は17件、手数料収入は約1175万円となった。（前年度はそれぞれ216件、17件、344万円）

サービス提供の拡大に当たっては、各府省等の統計所管部局に対して、オーダーメード集計の実施に係る委託要望の照会を行い、令和５年度は、５府省13統計調査（内閣府１、総務省９、厚生労働省１、国土交通省１、環境省１）のデータ整備及び事前準備を実施し、５府省11統計調査について提供業務を開始した。なお、令和５年度に寄託された２調査については、令和６年度の提供に向けてデータ整備及び事前準備作業継続中となっている。

そのほか、オーダーメード集計サービスの利用者に対して、サービス向上及び業務の改善に資することを目的としてアンケートを実施したところ、総合的な評価としては、非常に高い満足度であった。

アンケートでは、利用者の要望等についても把握することとしており、把握した要望等はオーダーメード集計サービスに係る業務の参考とするとともに、調査の実施府省に情報提供を行っている。令和５年度においては、従来の既定様式にアンケート内容を記入しメールで受領する形式から、WEBブラウザ上から回答を入力する形式に変更した。

統計の作成等に係る利用相談から、申出書類の審査、統計の作成・審査、提供までの一連の事務を適切に行うとともに、契約書又は請書に記載された履行期限までに統計成果物を申出者に提供している。

令和５年度におけるオーダーメード集計の提供については、質問・相談を 298 件受付け、提供件数は 17 件、手数料収入は、約 1175 万円であった。

各府省の統計所管部局に対して、オーダーメード集計の実施に係る委託要望の照会を行い、５府省11統計調査において対象年次を追

事務が実施されていれば「B」評価とし、実施されていなければ「C」評価とする。

【参考指標】
・利用相談件数、提供件数、手数料収入、ニーズ把握の実施状況

令和５年度の提供実績は次のとおりである。

所管府省	統計調査名	提供対象年次	利用相談件数	委託申出の承諾件数*2	統計成果物の提供件数*2（ﾌｧｲﾙ数）
内閣府	消費動向調査	平成16年４月～令和５年３月	8	1	1（1）
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～令和２年度			
総務省	地方公務員給与実態調査	平成30年			
	国勢調査	昭和55年、60年 平成２年、７年、12年、 17年、22年、27年、令和２年	61	3	3（23）
	経済センサス 基礎調査 活動調査	 平成26年、令和元年 平成24年、平成28年	6		
	全国消費実態調査	平成６年、11年、16年、 21年、26年	6		
	社会生活基本調査	昭和56年、61年 平成３年、８年、13年、 18年、23年、28年、令和３年	21	1	1（6）
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年 平成４年、９年、14年、 19年、24年、29年	47	3	3（25）
	住宅・土地統計調査*1	昭和53年、58年、63年 平成５年、10年、15年、 20年、25年、30年	28	1	1（5）
	労働力調査 基礎調査票 特定調査票	 昭和55年１月～令和４年12月 平成14年１月～令和４年12月	8		
	家計調査	昭和56年１月～令和４年12月	4		
	家計消費状況調査	平成14年１月～令和４年12月	9		
文部科学省	学校基本調査 大学・大学院・短期大学 小学校・中学校	 平成20年度～26年度 平成20年度～22年度	4		
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	平成18年～令和４年	16	1	1（10）
国土交通省	建築着工統計調査	平成21年４月～令和５年３月	69	7	7（33）
環境省	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査　全国試験調査	平成26年～27年			
	家庭部門の CO2排出実態統計調査	平成29年度～令和３年度	11	1	1（1）
計			298	17	17（104）

＊1）平成５年以前は、住宅統計調査
＊2）複数調査をまとめて提供する場合があるため、承諾件数及び提供件数の計は調査別の合計と必ずしも一致しない。
＊3）下線は新たに提供を開始した調査の年次。

広報活動による周知・普及促進の取組については、「Ⅰ－２－２（２）ア③公的統計の二次的利用の広報等」を参照。
また、各府省庁等の統計所管部局に対して、令和６年度におけるオーダーメード集計の実施に係る委託要望の照会を行った。その結果、５府省９統計調査について、年次追加の要望があった。

加し、遅滞なく提供業務を開始した。
そのほか、オーダーメード集計サービスの利用者に対して、ニーズ把握のアンケートを行い、作成した統計成果物について満足との回答を得た。

＜評価の視点＞

◎調査票情報等の適切な提供状況

・匿名データの提供に関する事務は、以下の【基本評価指標】に基づき適切に行われているか。

【基本評価指標】

（１）利用相談

（２）提供依頼申出の承諾

（３）匿名データの提供

上記（1）、（2）及び（3）の【基本評価指標】について、適切に事務が実施されていれば「B」評価とし、実施されていなければ「C」評価とする。

【参考指標】

・利用相談件数、提供件数、手数料収入、ニーズ把握の実施状況

エ　匿名データの作成及び提供

統計センターでは、統計データの利用促進を図るため、統計調査を実施する国の行政機関等からの委託を受けて、匿名データの作成を行っている。また、国の行政機関等からの委託を受けて寄託された匿名データを、学術研究及び高等教育の発展に資すると認められた申出者に提供する、匿名データの提供サービスを実施している。匿名データの提供サービスの実施に当たっては、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年２月17日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に則り、申出から諾否決定まで、全て14日以内に行い、承諾通知書に記載された提供期限までに匿名データの提供を行ったほか、匿名データの提供に係る相談から、申出書類の審査、匿名データの複製・提供までの一連の事務を適切に行った。

また、申出者への負担軽減のため、対面による本人確認・データ受け渡しのほかに、希望者にはWEB会議システムを用いた画面越しでの本人確認や利用要件の説明を行った上で、本人限定郵便による郵送提供を11件実施した。なお、海外在住の利用者についても、従来は、来日した際に統計センターで対面によるヒアリングを実施していたところであるが、同様にWEB会議システムを用いて１件実施した。

令和５年度は、匿名データの提供に関する175件の質問・相談に適切に対応した。なお、提供件数は31件、手数料収入は約78万円となった。（前年度は、それぞれ357件、36件、約101万円）

匿名データの提供に当たっては、各府省の統計所管部局に対し、匿名データの作成及び提供の実施に係る委託要望の照会を行った。その結果、総務省から労働力調査及び国勢調査について、提供年次の追加要望があったことから、同省から仕様書の提示を受けた後、両調査の匿名データの作成を行い、追加年次の提供を開始した。

また、今年度から新たに厚生労働省より賃金構造基本統計調査の提供事務の委託があったことから、提供を開始した。

そのほか、匿名データの提供サービスを終了した利用者に対して、サービス向上及び業務の改善に資することを目的としたアンケートを実施したところ、総合的な評価としては、概ね高い満足度であった。

アンケートでは、利用者の要望等についても把握することとしており、把握した要望等は匿名データの提供サービスに係る業務の参考とするとともに、統計調査の実施府省に情報提供を行っている。

なお、令和５年度においては、従来の既定様式にアンケート内容を記入しメールで受領する形式から、WEBブラウザ上で回答を入力する形式に変更した。

令和５年度の提供実績は、以下のとおり。

所管府省	統計調査名	提供対象年次	利用相談件数	提供依頼申出の承諾件数*2	匿名データの提供件数*2（ﾌｧｲﾙ数）
総務省	全国消費実態調査	平成元年、６年、11年、16年、21年、26年	35	6	6（23）
	就業構造基本調査	平成４年、９年、14年、19年、24年、29年	31	8	8（20）
	社会生活基本調査	平成３年、８年、13年、18年、23年、28年	57	16	16（94）
	住宅・土地統計調査*1	平成５年、10年、15年、20年、25年、30年	7	1	1（1）
	労働力調査	平成元年１月～令和２年12月、<u>令和３年１月～12月</u>	21	2	2（10）
	国勢調査	平成12年、17年、22年、27年、<u>令和２年</u>	13	2	2（6）
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	<u>平成29年、30年、令和元年</u>	11		
計			175	31	31（154）

＊1　平成５年以前は、住宅統計調査

＊2　複数調査をまとめて提供する場合があるため、承諾件数及び提供件数の計は調査別の合計と必ずしも一致しない。

＊3　下線は新たに提供を開始した調査の年次。

統計センターでは、統計データの二次的利用の普及につなげるため、引き続き広報活動による周知・普及促進、学会等と密接な連携などの取組を行っている。（「Ⅰ－２－２（２）ア③ 公的統計の二次的利用の広報等」を参照。）

また、各府省庁等の統計所管部局に対して、令和６年度における匿名データの作成・提供に係る委託要望の照会を行った。その結果、１省３統計調査について、年次追加の要望があり、作成・提供に向けた準備・検討を行っている。

匿名データの提供に当たっては、匿名データの提供に係る相談、申出書類の審査、匿名データの複製・提供等の一連の事務を適切に行うとともに、承諾通知書に記載された提供期限までに匿名データを申出者に提供している。

令和５年度における匿名データの提供については、質問・相談を175件受付け、提供件数は31件、手数料収入は約78万円であった。

また、今年度から新たに厚生労働省より賃金構造基本統計調査の提供事務の委託があったことから、提供を開始した。

そのほか、匿名データ提供サービスの利用者に対してアンケートを実施したところ、提供した匿名データについて「満足」との肯定的な評価であった。

			オ　調査票情報のリモートアクセスへの対応 　令和５年度事業計画策定後に定められた規制改革実施計画（令和５年６月16日閣議決定）において、総務省は、研究者等による調査票情報のリモートアクセスを早期に可能とすることとし、相当数の総務省所管統計について令和５年度中にリモートアクセスを開始することが求められた。 　これを受けて、統計センターは、総務省統計局と連携し、令和６年３月までに総務省が所管する統計を対象としたリモートアクセスのためのシステム環境等を整備した。	調査票情報のリモートアクセスへの対応について、事業計画では、「リモートアクセスを含むオンサイト利用の運用における課題について技術的な検討を行う。」としていることから、ＤＶＤ等の電磁的記録媒体による調査票情報の提供の代替とすることを想定したリモートアクセスについて、試行運用を行う（「Ｉ－４統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項」参照）こととしていたところ、事業計画策定後に定められた規制改革実施計画（令和５年６月 16 日閣議決定）においては、「総務省は、研究者等による調査票情報のリモートアクセスを早期に可能とすることとし、相当数の総務省所管統計について令和５年度中にリモートアクセスを開始する。」という方針に対応すべく、総務省統計局と連携し、令和６年３月までに総務省が所管する統計を対象としたリモートアクセスのためのシステム環境等の整備も適切に行った。 以上のことから、オンサイト利用サービスに係る一連の業務を適切に実施するとともに、徹底した情報管理及び運用監視を実施、利用可能な統計調査情報の拡充にも対応、一般からの委託に応じた統計の作成等に係る一連の事務を適切に実施、匿名データの提供に関する事務を適切に実施したこと。 　令和２年国勢調査の抽出詳細集計に関するオーダーメード集計について、利用者からの求めに応じて、担当内の体制を見直すことなどにより、当初予定していた提供開始時期か

				ら４か月の提供早期化を実現、総務省統計局と連携し、公的統計ミクロデータ利用者からの問い合わせを受け付けるミクロデータ利活用相談窓口を令和５年５月に新たに設置（相談実績：85 件）、事業計画策定後に定められた「規制改革実施計画」（令和５年６月 16 日閣議決定）を受けて、令和６年３月までに総務省が所管する統計を対象としたリモートアクセスのためのシステム環境等を適切に整備したこと。 　これらのことから、所期の目標を上回って達成していることから、当該項目の評定をＡとした。

４．その他参考情報

特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－２－３	統計データの利活用の推進に関する事項（統計データ利活用センターによる取組）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第３号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※１）	２年度（※１）	３年度（※１）	４年度（※１）	５年度（※２）
予算額（千円）	－	－	－	－	898,502
決算額（千円）	－	－	－	－	580,146
経常費用（千円）	－	－	－	－	575,654
経常利益（千円）	－	－	－	－	52,289
行政コスト（千円）	－	－	－	－	575,654
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※１）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。
（※２）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
（３）統計データ利活用センターによる取組 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年 12 月 23 日閣議決定）に基づき、統計データ利活用センターにおいて、総務省と連携して以下の取組を含む統計ミクロデータの提供等の業務を行うこと。 ・ＩＣＴを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とするオンサイト施設の円滑な運用管理を行うこと。 ・全国の大学等へのオンサイト利用による有用性等について周知・広報を積極的に行うなどオンサイト利用の全国的な展開に向けて必要となる取組を行うこと。 ・オンサイト利用促進のために更なる利便性向上策等の検討を進めること。 【指標】 ・オンサイト利用に係る周知・広報等の取組状況	**（３）統計データ利活用センターによる取組** 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年 12 月 23 日閣議決定）に基づき、統計データ利活用センターにおいて、総務省と連携して以下の取組を含む統計ミクロデータの提供等の業務を行う。 ①　ICT を活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とするオンサイト施設の円滑な運用管理を行う。 ②　全国の大学等へのオンサイト利用による有用性等について周知･広報を積極的に行うなどオンサイト利用の全国的な展開に向けて必要となる取組を行う。 ③　オンサイト利用促進のために更なる利便性向上策等の検討を進める。	**＜評価の視点＞** ・オンサイト利用に係る周知・広報等の取組を適切に実施しているか。	**（３）統計データ利活用センターによる取組** 統計センターは、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年 12 月 23 日閣議決定）に基づき、総務省と連携して統計データ利活用センター（和歌山県和歌山市）を運営している。統計データ利活用センターでは、総務省第二庁舎（東京都新宿区）の統計センター関係部署と連携してオンサイト施設の利用を支えるシステムの運用管理を行っているほか、オンサイト施設の利用の全国的な展開に向けた取組や、利便性向上策の検討などを行っている。 ア　オンサイト施設の運用管理 情報セキュリティを確保しつつ、オンサイト施設の運用管理を実施している。 令和５年度は、統計データ利活用センターオンサイト施設の入退室管理システムの更改を令和５年５月に実施するとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第１項第２号の規定に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が実施するセキュリティ監査等を受審（特段、セキュリティ上の問題ない旨の報告を受けている）することにより、引き続き、情報セキュリティの確保に努めた。 イ　オンサイト施設の普及、周知・広報 統計ミクロデータのオンサイト施設の利用を推進するため、全国にオンサイト施設を設置する取組を行っている。 令和５年度は、施設設置を希望していた次の大学とのスケジュール調整を適切に実施し、２つの大学にオンサイト施設を新たに開設した。 大学２施設：筑波大学及び信州大学（令和６年３月） また、オンサイト施設が未設置の地域を考慮して、次の大学・機関に対してオンサイト設置に係る説明を行い、併せて統計ミクロデータのオンサイト施設の利用に係る意見交換等を実施した。 説明を行った９つの大学・機関：国立成育医療研究センター、九州大学、筑波大学、高知工科大学、横浜市立大学、信州大学、数理・データサイエンス・ＡＩ教育強化拠点コンソーシアム北海道ブロック会議、大阪成蹊大学、横浜国立大学 なお、大阪大学のオンサイト施設は、大学の事情により運用の継続が困難な状況となったため、令和５年度末で閉鎖することに至った。 令和５年度末の時点で設置しているオンサイト施設は、次の 24 施設となっている。（令和４年度末 23 施設に比べ１施設増加（２施設開設、１施設閉鎖）） 大学・研究機関 21 施設（開設順に、神戸大学、一橋大学、滋賀大学、多摩大学、群馬大学、新潟大学、情報・システム研究機構、京都大学、香川大学、いのち支える自殺対策推進センター、名古屋大学、金沢大学、長崎総合科学大学、岡山大学、東京大学、東北大学、広島大学、慶應義塾大学、立正大学、筑波大学、信州大学） 行政機関３施設（独立行政法人統計センター、統計データ利活用センター、総務省（中央合同庁舎２号館）） オンサイト施設を利用することの有用性等に関する周知・広報を行うため、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が主催する公的統計ミクロデータ研究コンソーシアムシンポジウムの場でオンサイト施設の利用やミクロデータによる分析事例等について紹介するなどの広報活動を実施した。 統計データ利活用センターの取組の紹介や、統計データ利活用の状況や課題について全国の都道府県統計データ利活用担当職員との意見交換を行うため、統計局と連携し、統計データ利活用担当者会議を開催した。 さらに、全国に展開されるオンサイト施設の担当者とオンサイト施設の利用の課題の共有等を図るため「2023 年度オンサイト連絡会議」を令和５年 10 月に開	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 【評定根拠】 統計データ利活用センターにて、オンサイト利用を支えるシステムの運用管理を行っているほか、オンサイト利用の全国的な展開に向けた取組や利便性向上策の検討などを行っている。 オンサイト施設の運用管理については、昨年度に引き続き、情報セキュリティを確保するとともに、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が実施するセキュリティ監査等を受審し、特段、セキュリティ上の問題ない旨の報告を受けた。 オンサイト施設の普及については、オンサイト施設の設置を希望する大学に対して開設に向けた説明を実施した。また、オンサイト施設が未設置の地域を考慮して、大学・機関に対するオンサイト施設の設置及び利用に関する意見交換などを行った。 これらの取組の結果、令和５年度末の時点で設置しているオンサイト施設は、24 施設となった。 また、オンサイト施設の周知・広報については、パンフレットの配布や、研究集会等において、統計データ利活用センターの取組について説明するなどの広報活動を実施した。

			催した。また、統計データ利活用担当者会議のアンケート結果を基に、東北大学オンサイト施設と調整の上、令和６年１月にオンサイト施設の利用説明・見学会を実施した。 　これらの活動を通じ、令和５年度は 34 件のオンサイト施設の利用が実施された（参照　Ⅰ－２－（２）イ　調査票情報のオンサイト利用）。 ウ　オンサイト施設の利用の利便性向上 　オンサイト施設で提供する調査票情報について、新たに55調査153年次分を拡充し、令和５年度末時点で提供されている調査数は、94調査538年次分〔11府省庁等〕が利用可能となっている（Ⅰ－２－２（２）イ　調査票情報のオンサイト利用を参照）。（令和４年度末に比べ17調査増加）	オンサイト利用で提供する調査票情報について、今年度新たに、55調査153年次分を拡充した。 　以上のことから、当該項目の評定をＢとした。

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－２－４	統計データの利活用の推進に関する事項（統計リテラシー向上のための取組）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第６号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※１）	２年度（※１）	３年度（※１）	４年度（※１）	５年度（※２）
予算額（千円）	－	－	－	－	898,502
決算額（千円）	－	－	－	－	580,146
経常費用（千円）	－	－	－	－	575,654
経常利益（千円）	－	－	－	－	52,289
行政コスト（千円）	－	－	－	－	575,654
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※１）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。
（※２）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
（４）統計リテラシー向上のための取組 統計データ利活用の発展に資するデータ分析の好事例の表彰行事における各種資料の作成、統計学習支援のための広報活動、好事例の普及展開など社会全体の統計リテラシー向上のための取組について、総務省と連携して進めること。 また、データセットの提供等により、中等教育段階及び高等教育段階における数理・データサイエンス教育の普及・展開などの取組に資すること。 【指標】 ・データ分析の好事例の普及展開に向けた取組状況 ・統計学習支援のための広報活動の実施状況 ・参考指標：データ分析の好事例の表彰行事のエントリー数、応募論文数	**（４）統計リテラシー向上のための取組** 総務省と共催する「統計データ分析コンペティション」において活用する「教育用標準データセット」（Standardized Statistical Data Set for Education: SSDSE）の整備や、統計学習支援の資料として当該データセットの一般への提供、各学会への広報活動、統計データ分析コンペティションホームページの充実など社会全体の統計リテラシー向上のための取組を総務省と連携して実施する。 また、中等教育段階及び高等教育段階における数理・データサイエンス教育に活用可能な素材等を整備し、教材として普及させる取組を行う。	**＜評価の視点＞** ・統計リテラシー向上に資するための広報活動等（データ分析の好事例の普及展開、統計学習支援のための広報活動等）の取組を適切に実施しているか。 【参考指標】 ・データ分析の好事例の表彰行事のエントリー数、応募論文数 ・SSDSE のダウンロード数 ・統計データ分析コンペティションの応募実績数	**（４）統計リテラシー向上のための取組** ア　SSDSEの整備等 データ分析のための汎用素材として、平成30年度から教育用標準データセット（SSDSE：Standardized Statistical Data Set for Education）*1を作成・公開している。 公的統計の利活用の拡大や統計の重要性の理解のための人的な素地を作り、統計の専門人材を安定的に確保していくためには、中等・高等教育段階における数理・データサイエンス教育の一層の普及・展開が非常に重要であると考えられる。 第Ⅳ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和５年３月28日閣議決定）においても、「統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、（中略）よりきめ細やかな習熟度別や業務別といった様々な切り口での学習コンテンツ等を作成し、それらの更なる充実を図る」こととされている。これを踏まえ、学習者のレベルに合わせた具体的な実データの提供とその普及を図ることを目的として、SSDSEの作成及びデータ更新等の整備を継続的に進めている。 SSDSEのデータ更新に関しては、令和５年４月に、都道府県別のデータセットである「SSDSE-県別推移」（都道府県別の時系列データ）、ファイルサイズが比較的小さい初学者向けのデータセットである「SSDSE-基本素材」（都道府県別の基本データ）及び「SSDSE-家計消費」（都道府県庁所在市別の家計消費データ）の更新版を公開し、また、６月には市区町村別のデータセットである「SSDSE-市区町村」の更新版を公開した。 新たなSSDSEの整備に関しては、これまでのSSDSEの収録データが総じて社会・経済に関するデータであることから、令和５年10月に、自然現象の分野から気象に関するデータセットとして「SSDSE-気候値」（都道府県庁所在市別の平年値データ）を新規作成・公開した。 さらに、SSDSEの一般への認知度の向上を図るために、統一したイメージで周知・提供できるようロゴマークの作成を行った。ロゴマークは、令和６年４月更新版の公開時から使用する。 また、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構主催の「公的統計ミクロデータ研究コンソーシアムシンポジウム」や日本統計学会主催の「統計・データサイエンス教育の方法論ワークショップ」において、積極的な広報活動を実施したことや、利用者のデータニーズを把握した上で新たなデータセット（SSDSE-気候値）を公開するなどの取組により、SSDSEのダウンロード数は、令和３年度は4.6万件、４年度は4.7万件（８月～３月）、５年度は15万件と大幅に増加しており、統計リテラシーの向上に大きく貢献している。 イ　統計データ分析コンペティションの開催 我が国の次世代を担う高校生、大学生等の統計の有用性への理解と統計データの利活用拡大を図るとともに、統計リテラシー向上に資するため、教育用標準データセットを用いた「第６回統計データ分析コンペティション」を総務省統計局等と共同開催した（エントリー期間５～８月、論文締切り９月）。 令和５年度は、統計データ分析コンペティションの広報活動等の取組として、ポスターを製作し、都道府県を通じて全国の国公立高校等の約4,000校に配布し、周知を図った。また、統計センターのホームページに開催案内等を掲載し、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパーグローバルハイスクール（SGH）等に開催を周知した他、学会等のメーリングリストを通じて広報活動を行った。 統計データ分析コンペティションの応募実績は以下のとおり。［　］は前年度 ・エントリー数：244（うち、高校生105、大学生・一般部門139）［186　（72、114）］	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 【評定根拠】 公的統計の利活用の拡大や、統計の専門人材の安定的確保のためには、高等教育段階における数理・データサイエンス教育の普及・展開が重要であることから、実データの提供と普及を図ることを目的として、平成30年度から「教育用標準データセット（SSDSE）」を作成・公開している。 令和５年度においても、各種SSDSEのデータ更新版を公開するとともに、利用者からの要望を踏まえ、自然現象の分野から気象に関するデータセットとして「SSDSE-気候値」（都道府県庁所在市別の平年値データ）を新規作成・公開した。また、認知度向上を図るためロゴマークを作成するなど、利用者のニーズに合った改善を図り、利用推進に繋がる積極的な取組を実施した。また、学会等における積極的な広報活動や、利用者のデータニーズを把握した上で新たなデータセット（SSDSE-気候値）を公開するなどの取組により、SSDSEのダウンロード数は、令和３年度は4.6万件、４年度は4.7万件（８月～３月）、５年度は15万件（約319％増）と大幅に増加しており、統計リテラシーの向上に大きく貢献している。 統計の有用性への理解と統計データの利活用拡大を図るとともに、統計リテラシーの向上に資するため、「統計データ分析コンペティション」を総務省統計局等と共同開催した。 広報活動等については、学会等のメーリングリストを通じた広報活動を行うとともに、ポスターを製作し、都道府県を通じて全国の高校等約4,000校に配布し周知を行った。 上記の取組の結果、「統計データ分析コンペティション」へのエ

*1教育用標準データセット（ＳＳＤＳＥ：Standardized Statistical Data Set for Education）：データサイエンス教育のための汎用素材として、作成・公開しているデータで、公的統計の地域別データを手軽に利用できるよう、縦に地域、横にデータ項目を並べた、２次元の表形式データに編集して提供している。

・応募論文数　：151（うち、高校生79、大学生・一般部門72）［105　（51、54）］

エントリー数、応募論文数とも、前年度に比べ増加傾向を維持し、統計リテラシーの向上に確実に寄与している。

これは、総務省統計局及び統計センターが共催で都道府県への協力の働きかけを行い、全国の高等学校等にポスターの配布、メーリングリストやWEBページを通じた広報を積極的に行ったことや、継続的に本コンペティションを開催していることなどが参加者の応募増加につながっていると考えられる。

なお、応募論文を審査した結果、受賞者及び受賞論文は以下のとおりとなった（10月公表、12月「全国統計大会」（代々木オリンピックセンター）にて表彰）。

本コンペティションの概要及び受賞論文については、受賞者の高校生及び指導教諭らと共に「第21回 統計・データサイエンス教育の方法論ワークショップ」（令和６年３月２・３日開催　日本統計学会統計教育分科会、日本統計学会統計教育委員会、情報・システム研究機構統計数理研究所主催）において報告した。

～　高校生の部　～

受賞者	受賞論文
【総務大臣賞】 杉山 輝恵 （愛知県立岡崎高等学校）	生活の形態と女性の社会進出
【優秀賞】 鈴木 実由 （慶応義塾湘南藤沢高等部）	大腸がん罹患要因の探究と罹患しにくい生活の提案
【統計数理賞】 柏原 昊隼、田原 睦己、大西 裕貴 （雲雀丘学園高等学校）	地価に関する最適モデルの構築と手法提案
【統計活用奨励賞】 衣川 凌太、中島 琉士、穂積 佑季、丸山 晃平、盈 優真 （兵庫県立姫路西高等学校）	独自指標作成による地方創生の方法論と兵庫県活性化の提案
【審査員奨励賞】 大池 一葉 （愛知県立一宮高等学校）	日本人の英語能力の実態とその背景 ～諸外国と比較して～
【審査員奨励賞】 清水 幹太郎 （早稲田実業学校高等部）	都道府県ごとの学力の差
【審査員奨励賞】 堀 くるみ （愛知県立一宮高等学校）	熱中症を防ごう！
【審査員奨励賞】 三島 光太郎、石井 沙英、岸本 理央、宮本 賢一郎、八木 琳太郎 （兵庫県立姫路西高等学校）	海水温からの降水量予測を目指して
【審査員奨励賞】 水野 怜 （愛知県立一宮高等学校）	日本の食料自給率を上げるために
【審査員奨励賞】 宮川 航、三笠 心菜、百瀬 泉里、山本 祐生、安岡 和希 （兵庫県立姫路西高等学校）	兵庫県の宝「いかなご」を守る
【学校表彰】 愛知県立一宮高等学校、慶應義塾湘南藤沢高等部、雲雀丘学園高等学校、兵庫県立姫路西高等学校、早稲田実業学校高等部	

エントリー数が244件（令和４年度：186件）、応募論文数については、151件（４年度：105件）となった。エントリー数（131％増）、応募論文数（144％増）ともに増加となり、当該取組は統計リテラシーの向上に確実に寄与している。

このように、教育用標準データセットは、既存のデータセットの更新のみならず、データニーズを踏まえた新たなデータセットの整備を行うことや、学会等における積極的な広報活動を実施することにより、ダウンロード件数が大幅に増加しており、教材として着実に普及してきている。

また、「統計データ分析コンペティション」においては、都道府県や学会等を通じた広報活動を行うことにより、エントリー数及び応募論文数が昨年度と比較し増加するなど、社会全体の統計リテラシー向上のための取組として積極的に行っている。

以上のことから、利用者ニーズを踏まえた新たなデータセット（SSDSE-気候値）の公開や、学会等における積極的な広報活動を実施することにより、SSDSEのダウンロード数は前年度に比べ３倍程度増加、「統計データ分析コンペティション」のエントリー数は前年比131％増加、応募論文数は前年比144％増加するなど、所期の目標を上回って達成していることから、当該項目の評定をＡとした。

～　大学生・一般の部　～

受賞者	受賞論文
【総務大臣賞】 廣野 准貴、藤井 優菜、山下 航、吉本 正崇 （南山大学総合政策学部総合政策学科）	小中学生の不登校率における環境要因分析
【優秀賞】 菊地原 守 （名古屋大学大学院教育発達科学研究科）	市町村費負担教員任用の規定要因 ―ハードルモデルを用いた多変量解析から―
【統計数理賞】 宮部 美月、戴 士淵 （日本電子専門学校 AI システム科）	CO_2排出特性と地域特性の関係 ―2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて―
【統計活用奨励賞】 井手 健太 （法政大学大学院経済学研究科/東京都総務局統計部調整課） 山口 真菜 （東京都総務局統計部調整課）	行動制限下における家計消費の変化に伴う経済波及効果の算出
【審査員奨励賞】 大河内 菜月 （東海大学大学院理学研究科）	パネルデータを用いた進学と就職時による人口流出の要因分析
【審査員奨励賞】 薫田 千雪、髙橋 希帆 （千葉工業大学先進工学部知能メディア工学科）	変数重要度に着目したクラスタリングによる社会構造と睡眠時間の関係性の解析
【審査員奨励賞】 門田 直道 （宮崎県教職員 高等学校英語科教諭）	「英語教育実施状況調査をエビデンス生成に繋げるための探究」 ～二項ロジスティック回帰モデルの係数解釈による英語力の地域間比較～
【審査員奨励賞】 出川 朋佳、近藤 七海、玉木 由梨、山本 桃子 （東洋英和女学院大学国際社会学部国際社会学科）	都道府県別のパネルデータを用いた合計特殊出生率の決定要因 ―地域差と女性の時間選択がどう影響しているか―
【審査員奨励賞】 富張 聡祥 （東京大学理学部情報科学科）	市区町村ごとの失業率の要因分析
【審査員奨励賞】 平澤 未羽、鈴木 陽翔、木村 美穂、白川 杏南、NGUYEN THI MINH QUY （青森中央学院大学経営法学部経営法学科）	子ども・子育て支援の充実は合計特殊出生率を高めるか？ ―47 都道府県パネルデータを用いた実証分析―

４．その他参考情報

特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３	公的統計の発展の支援に関する事項		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第２号 独立行政法人統計センター法第 10 条第３号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報(※1)

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
製表基準適応度（※1）							
提出期限（※2）							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※2）	２年度（※2）	３年度（※2）	４年度（※2）	５年度
予算額（千円）	－	－	－	－	2,770,842
決算額（千円）	－	－	－	－	3,230,654
経常費用（千円）	－	－	－	－	2,700,015
経常利益（千円）	－	－	－	－	668,138
行政コスト（千円）	－	－	－	－	2,700,015
従事人員数（人日）	－	－	－	－	13,442

（※1）主要なアウトプット（アウトカム）情報については、細分化された評価を参照

（※2）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

<table>
<tr><th rowspan="2">主な評価指標</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr>
<td>
＜評価の視点＞
公的統計の発展の支援に関する事項について、適切に実施されているか。

○当該事項の評定は、以下の方法で評定区分を算出する。
①個別評価の結果を数値に変換
<table>
<tr><td>個別評価結果</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>S</td></tr>
<tr><td>変換値</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr>
</table>
②上記①の値を用いて平均値を算出し、評定区分を当てはめる
<table>
<tr><td>平均値※</td><td>0.5未満</td><td>0.5以上
～1.5未満</td><td>1.5以上
～2.5未満</td><td>2.5以上
～3.5未満</td><td>3.5以上</td></tr>
<tr><td>評定</td><td>D</td><td>C</td><td>B</td><td>A</td><td>S</td></tr>
</table>
※小数点第二位を四捨五入
</td>
<td>
３　公的統計の発展の支援に関する事項
業務実績の状況については、Ｉ－３－１～Ｉ－３－５の個別評価の結果ごとに詳細を記載
</td>
<td>
＜評定と根拠＞
委託を受けて行う統計調査の実施又は統計調査の製表に関する事項について、個別評価の結果は、Ｓ評価２項目、Ａ評価１項目及びＢ評価２項目であり、主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、当該事項の評価をＡとした。
</td>
</tr>
</table>

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－３－１	公的統計の発展の支援に関する事項（委託を受けて行う統計調査の製表）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第２号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
製表基準適応度(※１)			○	○	○	○	○
提出期限(※２)			○	○	○	○	○

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※３）	２年度（※３）	３年度（※３）	４年度（※３）	５年度（※４）
予算額（千円）	－	－	－	－	2,770,842
決算額（千円）	－	－	－	－	3,230,654
経常費用（千円）	－	－	－	－	2,700,015
経常利益（千円）	－	－	－	－	668,138
行政コスト（千円）	－	－	－	－	2,700,015
従事人員数（人日）	－	－	－	－	5,946

（※１）製表基準に適応＝○、製表基準に不適応＝×　（※２）期限どおり提出＝○、期限超過＝×

（※３）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。

（※４）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標

３　公的統計の発展の支援に関する事項

（１）委託を受けて行う統計調査等の製表

ア　次に掲げる統計調査等について、国の行政機関及び地方公共団体からの委託を受けて製表業務を迅速かつ的確に行うこと。受託製表を行うに当たっては、上記１の国勢調査等の製表業務を圧迫しないようにするとともに、コスト管理を徹底すること。

①　国家公務員退職手当実態調査（内閣官房）
②　国家公務員給与等実態調査（人事院）
③　職種別民間給与実態調査（人事院）
④　民間企業の勤務条件制度等調査（人事院）
⑤　家計調査特別集計（標準生計費・各分位)(人事院)
⑥　地方公務員給与実態調査（総務省）
⑦　公害苦情調査（総務省）
⑧　家計調査特別集計（品目分類・特定品目)(財務省)
⑨　雇用動向調査（厚生労働省）
⑩　賃金構造基本統計調査（厚生労働省）
⑪　貨物自動車運送事業輸送実績調査(国土交通省)
⑫　内航船舶輸送統計調査（国土交通省）
⑬　船員労働統計調査（国土交通省）
⑭　建設工事統計調査（国土交通省）
⑮　建築着工統計調査（国土交通省）
⑯　建築物滅失統計調査（国土交通）
⑰　建設総合統計（国土交通省）
⑱　労働力調査地方別集計(都道府県)

イ　上記アの受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記１の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲内で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を迅速かつ的確に行うこと。

なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用の徴収を原則とし、コスト管理を徹底すること。

【指標】
・製表基準への適応状況（100%）
・提出期限の遵守状況（100%）

事業計画

３　公的統計の発展の支援に関する事項

（１）委託を受けて行う統計調査等の製表

①　年度目標において受託が指示されている統計調査等の受託製表

次に掲げる統計調査等について、国の行政機関及び地方公共団体からの委託を受けて、委託者が明示する基準に基づき製表業務を迅速かつ的確に行う。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国家公務員退職手当実態調査（内閣官房）	令和５年調査に関する製表事務	結果表	令和５年 11月
国家公務員給与等実態調査（人事院）	令和５年調査に関する製表事務	結果表	令和５年８月
	令和６年調査に関する製表事務	結果表	令和６年度に継続
職種別民間給与実態調査(人事院)	令和５年調査に関する製表事務	結果表	令和５年７月
民間企業の勤務条件制度等調査(人事院)	令和４年調査に関する製表事務	結果表	令和５年４月
	令和５年調査に関する製表事務	結果表	令和６年度に継続
家計調査特別集計（標準生計費・各分位）(人事院)	令和４年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	令和５年４月
	令和５年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	令和６年度に継続
地方公務員給与実態調査（総務省）	令和５年調査に関する製表事務	職員数把握集計　結果表 本集計　結果表	令和５年11月 令和６年１月
公害苦情調査(総務省)	令和４年度調査に関する製表事務	結果表	令和５年10月
家計調査特別集計（品目分類・特定品目）(財務省)	令和４年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	令和５年12月
	令和５年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	令和６年度に継続

主な評価指標

＜評価の視点＞

統計調査等の製表に関する業務については、以下の方法により評価を行う。

(1)統計調査ごとの仮評価

①「製表基準への適応」の達成状況による評価
○：製表基準に適応
×：製表基準に不適応

②「提出期限」の達成状況による評価
○：期限どおり提出
×：期限超過

③効率化（要員投入量）等の達成状況による評価
≪評価点と要員増減率≫
〈100点〉
▲20%以上▲25%未満
〈75点〉
▲15%以上▲20%未満
〈50点〉
▲10%以上▲15%未満
〈25点〉
▲５%以上▲10%未満
〈0点〉
▲５%未満＋５%未満
〈▲25点〉
＋５%以上＋10%未満
〈▲50点〉
＋10%以上＋15%未満
〈▲75点〉
＋15%以上＋20%未満
〈▲100点〉
＋20%以上＋25%未満
※分母（計画値）は、事後的な業務増減を織り込んだ要員計画ベースで算出
※±５%増減幅ごとに±25点とし、上下限なし
※増減率については、小数点以下を切り捨てて算出
※業務量に変更等があったことにより、要員投入量の効率化実績に影響を及ぼす場合には、考慮しない。
※要員投入量（計画）が100人未満の場合には、効率化（要員投入量等）による評価を行わない。

④満足度アンケートの結果による評価
≪評価点と満足度平均点≫
〈100点〉
88点以上
〈75点〉
63点～87点
〈50点〉
38点～62点
〈25点〉

法人の業務実績・自己評価

業務実績

【年度目標において受託が指示されている統計調査の受託製表】

（１）内閣官房内閣人事局委託業務（国家公務員退職手当実態調査）

ア　製表基準の適応度[*1]

内閣官房内閣人事局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	予　定	実　績
令和５年調査	R5.11	R5.11.6
令和６年調査	令和６年度に継続	令和６年度に継続

ウ　要員投入量

内閣官房内閣人事局委託業務に係る実績は、335人日（計画334人日）で、対計画▲21人日（▲５%）となった。

減少の主な要因は、昨年度調査からの変更点が想定より少なかったことなどが挙げられる。

エ　満足度アンケート[*2]の結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

①　調査票のデータ化プロセス

令和７年調査以降、国家公務員の定年年齢の段階的延長による俸給表の種類の増加が見込まれることに伴い、調査票の変更が見込まれるため、毎年度システムを変更せずに対応可能とするプログラム改修を行い、開発作業の効率化を図った。

（２）人事院給与局委託業務（国家公務員給与等実態調査、職種別民間給与実態調査、家計調査特別集計（標準生計費・各分位））

ア　製表基準の適応度

人事院給与局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分		予　定	実　績
国家公務員給与等実態調査	令和５年調査	R5. 8	R5. 8.23
	令和６年調査	令和６年度に継続	令和６年度に継続
職種別民間給与実態調査	令和５年調査	R5. 7	R5. 7.12
家計調査特別集計（標準生計費・各分位）	令和４年調査	R5. 4	R5. 3.28
	令和５年調査	令和６年度に継続	令和６年度に継続

ウ　要員投入量

人事院給与局委託業務に係る実績は、770人日（計画919人日）で、対計画▲149人日（▲16%）となった。

自己評価

＜評定と根拠＞

評定：Ｂ

【評定根拠】

以下の各統計調査の仮評価結果及び「主な評価指標」に掲げる「評価の方法」に基づき、所期の目標を達成していることから、当該事項の評定をＢとした。

（１）内閣官房内閣人事局委託業務

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲5%	25点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	国家公務員の定年年齢の段階的延長に伴うプログラム改修	50点
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	—	—
計		175点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（２）人事院給与局委託業務

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲16%	75点

*1 適応度：統計センターが、委託元から提示された基準及び手続に基づいて製表業務を適切に行ったかを判断するもの

*2 満足度アンケート:委託元が、統計センターから提出された製表結果について、誤りや期限の遅れなどがなかったかを判断したもの

・業務の質の向上及び効率化の状況
（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。）

雇用動向調査（厚生労働省）	令和４年調査に関する製表事務 令和５年調査に関する製表事務	下半期調査結果表 年計 結果表 精度計算 下半期 結果表 年計 結果表 上半期調査結果表 精度計算 上半期 結果表 下半期調査結果表 年計 結果表 精度計算 下半期 結果表 年計 結果表	令和５年５月 令和５年５月 令和５年５月 令和５年５月 令和５年11月 令和５年11月 令和６年度に継続 令和６年度に継続 令和６年度に継続 令和６年度に継続 令和６年度に継続
賃金構造基本統計調査（厚生労働省）	令和５年調査に関する製表事務	結果表 報告書用結果表	令和５年12月 令和６年３月
貨物自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）	令和３年度調査に関する製表事務 令和４年度調査に関する製表事務	結果表 結果表	令和５年５月 令和６年度に継続
内航船舶輸送統計調査（国土交通省）	令和４年度調査に関する製表事務 令和５年１月から令和５年12月調査に関する製表事務	自家用船舶輸送実績調査　結果表 内航船舶輸送実績調査 月次 結果表 精度計算 令和４年度計　結果表	令和５年６月 毎月中旬頃 毎月中旬頃 令和５年６月
船員労働統計調査（国土交通省）	令和４年調査に関する製表事務 令和５年調査に関する製表事務	第二号調査（漁船）結果表 第一号調査（一般船舶）　結果表 精度計算 結果表 第三号調査（特殊船）結果表	令和５年６月 令和５年11月 令和５年11月 令和５年11月
建設工事統計調査（国土交通省）	令和５年度調査に関する製表事務 令和５年３月から令和６年２月調査に関する製表事務	建設工事施工統計調査結果表 建設工事受注動態統計調査 月次　結果表 令和４年度計　結果表 令和４年度報　結果表 令和５年計	令和６年３月 毎月上旬頃 令和５年５月 令和５年５月 令和６年２

13点～37点
〈0点〉
▲12点～12点
〈▲25点〉
▲37点～▲13点
〈▲50点〉
▲62点～▲38点
〈▲75点〉
▲87点～▲63点
〈▲100点〉
▲88点以下

※満足度平均点について
各府省に対して、５つの設問ごとに５段階の満足度アンケートを実施。その結果を数値化（満足100点、おおむね満足50点、どちらともいえない0点、やや不満▲50点、不満▲100点）し、合計、平均した値を満足度平均点としている。
※設問の内容について
1：製表基準書類に基づく処理
2：納期の対応等（提出期限）
3：製表結果の出来栄え（正確性）
4：各府省等への対応（各府省等との連絡・相談・問合せ・電話対応等）
5：委託された業務に対する統計センターの取組あるいは姿勢に関する質問項目により実施

⑤質の向上等に資するプロセスの達成状況による評価
・「調査票のデータ化」、「統計分類符号格付」、「データチェック・審査」、「結果表作成・審査」ごとに、質の向上に資する取組の達成状況を評価する。
≪評価点と達成指標≫
＜100点＞
質の向上に係る顕著な成果を実現（※成果の定量的説明が必須）
＜50点＞
質の向上に係る一定の成果を実現
＜25点＞
質の向上に係る軽微な成果を実現

⑥上記①から⑤の評価結果を踏まえ、以下の方法で各調査の仮評定を決定する。
＜基礎評定の決定＞
・①「製表基準への適応」及び②「提出期限」の両方が「○」となっているか。
- 達　成：基礎評定を「ｂ」とし、困難度高の場合は「ａ」とする。
- 未達成：基礎評定を「ｃ」とす

減少の主な要因は、国家公務員給与等実態調査において、令和６年調査の業務が、他業務との兼ね合いにより先送りになったことなどが挙げられる。

エ　満足度アンケートの結果
統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

（３）人事院職員福祉局委託業務（民間企業の勤務条件制度等調査）

ア　製表基準の適応度
人事院職員福祉局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	予　定（変更後）	実　績
令和４年調査	R5. 4	R5. 3.27
令和５年調査	令和６年度に継続	R6. 2.21

ウ　要員投入量
人事院職員福祉局委託業務に係る実績は、351人日（計画351人日）で、対計画0人日（0%）となった。

エ　満足度アンケートの結果
統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

（４）総務省自治行政局委託業務（地方公務員給与実態調査）

ア　製表基準の適応度
総務省自治行政局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分		予　定（変更後）	実　績
令和５年調査	職員数把握集計	R5.11	R5.11. 1
	本集計	R6. 1 (R6. 3)	R6. 3.28

ウ　要員投入量
総務省自治行政局委託業務に係る実績は、326人日（計画280人日）で、対計画46人日（16%）の増加となった。
増加の主な要因は、基準書の確認や結果表審査準備等に想定より時間を要したため、当初予定より要員投入量が多かったことなどが挙げられる。

エ　満足度アンケートの結果
統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「75点」である。

オ　質の向上
④　結果表作成・審査プロセス
(ｱ) 再演算への対応
総務省自治行政局から提供データの不備に伴う再演算の依頼を受け、

(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	—	—
計		175点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（３）人事院職員福祉局委託業務
【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　0%	0点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	—	—
計		100点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（４）総務省自治行政局委託業務
【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　16%	▲75点
(4)満足度		75点

		結果表	月
建築着工統計調査（国土交通省）	令和５年３月から令和６年２月調査に関する製表事務	月次　結果表 令和４年度計　結果表 令和４年度計(年報)結果表 令和５年計結果表 令和５年計（年報）　結果表	毎月下旬頃 令和５年４月 令和５年５月 令和６年１月 令和６年２月
建築物滅失統計調査（国土交通省）	令和５年２月から令和６年１月調査に関する製表事務	月次　結果表 令和４年度計　結果表 令和５年計結果表	調査票持込から１か月以内 令和５年６月 令和６年３月
建設総合統計（国土交通省）	令和５年２月から令和６年１月調査に関する製表事務	月次　結果表 令和４年度計　結果表 令和５年計結果表	毎月中旬頃 令和５年５月 令和６年２月
労働力調査都道府県別集計（都道府県）	令和５年度調査に関する製表事務	四半期平均結果表 年平均　結果表	四半期末月の翌月下旬 令和６年１月

②　年度目標において受託が指示されている統計調査以外の受託製表

上記①の受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記１の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を迅速かつ的確に行う。なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用の徴収を原則とし、コスト管理を徹底する。

令和５年度においては、次に掲げる統計調査の製表について受託することを予定している。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
東京都生計分析調査（東京都）	令和５年２月から令和６年１月調査に関する製表事務	月次 結果表 年平均 結果表	調査票持込みの翌月中旬 令和６年２月
経済センサス‐活動調査（東京都）	令和３年調査の再編加工に関する製表事務	結果表	令和６年３月
経済センサス‐活動調査（東京都）	令和３年調査の集計済データの審査事務（秘匿処理含む）	結果表	令和６年１月

る。

・なお、未達成の場合で、自責による再集計[*1]があった場合は、国民生活への影響度を考慮して以下の基礎評定とする。

- 利用上重大な影響が生じないと考えられる場合は、基礎評定「ｂ」とし（②が「×」の場合は「ｃ」）、次の仮評定の決定の際に、評価点の合計から100点を差し引く
- 利用上重大な影響が生じると考えられる場合、基礎評定「ｃ」とし、次の仮評定の決定の際に、評価点の合計から100点を差し引く

＜仮評定の決定＞

・③～⑤の評価点を合計し、評価点が＋200点以上の場合は、基礎評定から一段階上げることについて考慮する。なお、「ｓ」評定への引き上げは、「ａ」評定から更に特筆すべき点があった場合に考慮する。

（例）「ｂ」⇒「ａ」
　　「ｃ」⇒「ｂ」

また、評価点が▲200点以下は、評価を一段階下げることについて考慮する。

（例）「ｂ」⇒「ｃ」
　　「ｃ」⇒「ｄ」

(2)評定の決定

上記(1)の各統計調査の仮評価結果を基に、以下の手順により、評定を決定する。

①統計調査ごとの仮評定を数値に変換

仮評定	変換値
s	4
a	3
b	2
c	1
d	0

②上記①の統計調査ごとの数値に対して、以下のア～ウの性質に応じた値を乗じ、重み付け

ア　統計調査の位置付け

基幹統計（を含む業務）	左記以外
2	1

イ　要員規模（計画値）

大（１万人日以上）	2
中（１千人日以上）	１．５
小（１千人日未満）	1

ウ　年度目標における重

要員やスケジュール等を改めて調整するなどにより適切に対処し、依頼の期日までに完了した。

(ｲ) 監督数作成における業務標準化の取組

前回調査では、監督数の作成においてADAMを用いて行っていたが、ADAMは使用できる職員が限られるため、条件集計プログラムで作成し直すことにより、業務の標準化を図った。

（５）公害等調整委員会事務局委託業務（公害苦情調査）

ア　製表基準の適応度

公害等調整委員会事務局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

	予　定	実　績
令和４年度調査	R5.10	R5.10.18

ウ　要員投入量

公害等調整委員会事務局委託業務に係る実績は、189人日（計画173人日）で、対計画16人日（9%）の増加となった。

増加の主な要因は、結果表様式作成、監督数作成について、想定より修正箇所が多かったことにより、当初予定より要員投入量が多かったことなどが挙げられる。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

（６）財務省委託業務（家計調査特別集計（品目分類・特定品目））

ア　製表基準の適応度

財務省から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	予　定	実　績
令和４年調査	R5.12	R5.10.5
令和５年調査	令和６年度に継続	令和６年度に継続

ウ　要員投入量

財務省委託業務に係る実績は、258人日（計画300人日）で、対計画▲42人日（▲14%）となった。

減少の主な要因は、格付業務について習熟度が高い担当者が行ったため能率が高かったことなどが挙げられる。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	再演算への対応 監督数作成における業務標準化	50点
計		50点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（５）公害等調整委員会事務局委託業務

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　9%	▲25点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	—	—
計		75点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（６）財務省委託業務

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

[*3] 自責による再集計：当該年度に自分たちの責任（統計センター側の要因）で再集計が発生した場合

要度の設定

重要度高	左記以外
2	1

③上記②の値を用いて加重平均を算出し、評定区分を当てはめる

加重平均値※	評　定
3.5以上	S
2.5以上～3.5未満	A
1.5以上～2.5未満	B
0.5以上～1.5未満	C
0.5未満	D

※小数点以下第二位を四捨五入

（７）厚生労働省委託業務（雇用動向調査、賃金構造基本統計調査）

ア　製表基準の適応度

厚生労働省から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分				予　定（変更後）	実　績
雇用動向調査	令和４年調査	下半期		R5. 5	R5. 5.11
		年計		R5. 5	R5. 5.17
		精度計算	下半期	R5. 5	R5. 5.11
			年計	R5. 5	R5. 5.17
	令和５年調査	上半期		R5.11	R5.11.22
		下半期		令和６年度に継続	令和６年度に継続
		年計			
賃金構造基本統計調査	令和５年調査	結果表		R5.12（R6. 1）	R6. 1.29
		報告書		R6. 3	R6. 2.22

※雇用動向調査の精度計算について、所管省庁（厚生労働省）の都合により、令和５年調査においては業務委託を行わないこととなった。

ウ　要員投入量

厚生労働省委託業務に係る実績は、538人日（計画672人日）で、対計画▲134人日（▲19%）となった。

減少の主な要因は、習熟度の高い担当者が効率的にシステム開発を行ったことなどがあげられる。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

④　結果表作成・審査プロセス

(7) 雇用動向調査における再演算依頼への対応

令和４年下半期調査において、厚生労働省から事業所票、入職者票及び離職者票データの誤りに伴う再演算の依頼を受け、要員やスケジュール等を改めて調整するなどにより適切に対処し、依頼の期日までに完了した。

また、令和５年上半期調査においても、厚生労働省から事業所票データの誤りに伴う再演算の依頼を受け、要員やスケジュール等を改めて調整するなどにより適切に対処し、依頼の期日までに完了した。

（８）国土交通省物流・自動車局委託業務（貨物自動車運送事業輸送実績調査）

ア　製表基準の適応度

国土交通省物流・自動車局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	予　定	実　績
令和３年度調査	R5. 5	R5. 5.31
令和４年度調査	令和６年度に継続	令和６年度に継続

ウ　要員投入量

国土交通省物流・自動車局委託業務に係る実績は、336人日（計画336人日）で、対計画0人日（0%）となった。

(3)要員投入量	増減率▲14%	50点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	—	—
計		150点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（７）厚生労働省委託業務

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率　▲19%	75点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	再演算への対応	50点
計		225点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をａとした。

（８）国土交通省物流・自動車局委託業務

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

エ　満足度アンケートの結果
　統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

（９）国土交通省総合政策局委託業務（内航船舶輸送統計調査、船員労働統計調査、建設工事統計調査、建築着工統計調査、建築物滅失統計調査、建設総合統計）

ア　製表基準の適応度
　国土交通省総合政策局から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。
　ただし、建築物滅失統計調査及び船員労働統計調査について、自責の再集計が発生した。再集計への対応は、下記「カ　特記事項」を参照。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分			予　定 （変更後）	実　績
内航船舶輸送統計調査	自家用船舶輸送実績調査	令和４年度調査	R5．6	R5．6.29
	内航船舶輸送実績調査	月次	毎月20日前後	毎月20日前後に終了
		令和４年度計	R5．6	R5．6.21
		精度計算	毎月20日前後	毎月20日前後に終了
船員労働統計調査	第二号調査（漁船）	令和４年調査	R5．6	R5．6.26
	第一号調査（一般船舶）	令和５年調査	R5.11 （R5.12）	R5.12.19
		精度計算	R5.11 （R5.12）	R5.12.19
	第三号調査（特殊船）	令和５年調査	R5.11 （R5.12）	R5.12.19
建設工事統計調査	建設工事施工統計調査	令和５年度調査	R6．3	R6．3.19
	建設工事受注動態統計調査	月次	データ持込後３日以内	データ持込後３日以内に終了
		令和４年度計	R5．5	R5．5.12
		令和４年度報	R5．5	R5．5.18
		令和５年計	R6．2	R6．2．8
建築着工統計調査		月次	データ持込後３日以内	データ持込後３日以内に終了
		令和４年度計	R5．4	R5．4.21
		令和４年度計(年報)	R5．5	R5．4.27
		令和５年計	R6．1	R6．1.24
建築物滅失統計調査		月次	調査票持込から１か月以内	調査票持込から１か月以内に終了
		令和４年度計	R5．6	R5．5.25
		令和５年計	R6．3	R6．2.21
建設総合統計		月次	毎月10日頃	毎月10日頃に終了
		令和４年度計	R5．5	R5．5.11
		令和５年計	R6．2	R6．2．8

※建築着工統計調査の令和５年計（年報）について、所管省庁（国土交通省）の都合により業務委託を行わないこととなった。

(3)要員投入量	増減率　0%	0点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	―	―
(6)統計分類符号格付プロセス	―	―
(7)データチェック・審査プロセス	―	―
(8)結果表作成・審査プロセス	―	―
計		100点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（９）国土交通省総合政策局委託業務

【評定根拠】

(1)適応度	×	▲100点
(2)提出期限	○	

(3)要員投入量	増減率　▲2%	0点
(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	―	―
(6)統計分類符号格付プロセス	―	―
(7)データチェック・審査プロセス	―	―
(8)結果表作成・審査プロセス	再演算、再集計への対応	50点
計		50点

以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。
なお、自責による再集計による製表基準の適応度の未達成においては、「評価の方法」に基づき、「利用上重大な影響が生じない自責による再集計」に該当すると考え、評価点を減点する措置を行った。

ウ　要員投入量
　国土交通省総合政策局委託業務に係る実績は、1,531人日（計画1,573人日）で、対計画42人日（2%）の減少となった。

エ　満足度アンケートの結果
　統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上
④　結果表作成・審査プロセス
(ｱ) 建築着工統計調査及び建設総合統計の再演算、再集計への対応
　国土交通省から、調査票データの誤りによる再演算１回（12月）、再集計４回（４月、６月、８月２回）の依頼があり、再演算・再集計に対応するため、その都度、要員、スケジュール等を調整するなど適切に対処し、依頼の期日までに完了した。
　また、建築着工統計調査のデータを使用して作成する建設総合統計も影響が生じ、再演算１回（４月）、再集計２回（８月２回）の依頼があり、再演算・再集計に対応するため、その都度、要員、スケジュール等を調整するなど適切に対処し、依頼の期日までに完了した。

(ｲ) 建築物滅失統計調査の再演算、再集計への対応
　国土交通省から、調査票データの誤りによる再演算１回（７月）、再集計２回（令和４年７月～８月）の依頼があり、再演算・再集計に対応するため、要員、スケジュール等を調整するなど適切に対処し、依頼の期日までに完了した。

(ｳ) 建設工事施工統計調査における事務改善
　誤記入等によるデータの不備について、これまでは国土交通省が手動で訂正作業を行っていたが、チェック要領等に作業内容を盛り込むことにより、データチェック作業内で修正できるよう、作業手順の見直し及びシステム改修を行った。これにより、作業の効率化を図るとともに、正確性を確保することができた。

カ　特記事項
　建築物滅失統計調査において、公表済の令和４年５月～11月分、令和５年２月～６月分、令和４年計、令和４年度計結果について、ＣＳＶ調査票取込対応プログラムのエラーによるデータ欠落があったことが判明したため、速やかに再集計を行い、令和４年５月～11月分、令和５年２月～６月分、令和４年計、令和４年度計結果を再納品した。
　再発防止策として、システム開発に係る留意点の確認の徹底や、統計センターのシステム取り込み時にデータ数を確認する等の対策を講ずるものとした。
　船員労働統計調査において、公表済みの令和２年分及び令和４年分結果について、閏年処理のプログラムにエラーがあったことが判明したため、速やかに再集計を行い、令和２年分及び令和４年分結果を再納品した。
　再発防止策として、プログラム修正を行うとともに、今後のプログラムテストにおいては、修正点がテストケースに漏れなく作成されているか確認を取った上で実施する等の対策を講ずるものとした。

(10) 都道府県委託業務（労働力調査都道府県別集計(37都道府県)）

ア　製表基準の適応度
　都道府県から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分	予　定	実　績
四半期平均	四半期末月の翌月下旬	四半期末月の翌月下旬に終了
年平均	R6. 1	R6. 1.30

(10) 都道府県委託業務（労働力調査都道府県別集計(37 都道府県)）

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	―	―

ウ　要員投入量
　都道府県委託業務に係る業務については、ほとんどが機械処理のみの運用となっているため、投入されている要員は100人未満である。このため、効率化（要員投入量等）による評価は行わない。

エ　満足度アンケートの結果
　統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

【年度目標において受託が指示されている統計調査以外の受託製表】

（１）有償受託製表

ア　製表基準の適応度
　東京都等から提示された製表基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成し、製表を行った。
　ただし、東京都生計分析調査について、自責の再集計が発生した。再集計への対応は、下記「オ 特記事項」を参照。

イ　製表結果の提出状況（提出期限）

区　分		委託元	予　定	実　績
東京都生計分析調査	月次	東京都	調査票持込の翌月中旬	調査票持込の翌月中旬に終了
	年平均		R6. 2	R6. 2.21
平成28年経済センサス - 活動調査特別集計	再編加工	東京都	R6. 3	R6. 1.31
平成28年経済センサス - 活動調査特別集計	秘匿処理等	東京都	R6. 1	R5.12.19

ウ　要員投入量
　有償受託製表に係る要員投入量は、1,313人日（計画1,324人日）で、対計画▲11人日（0%）となった。

エ　満足度アンケートの結果
　統計センターが行った製表業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「75点」である。

オ　特記事項
　東京都生計分析調査において、公表済の令和５年１月～７月分結果について、令和５年１月の標本改正の際に調整係数の更新漏れがあったことが判明したため、速やかに再集計を行い、令和５年１月～７月分結果を再納品した。
　再発防止策として、調整係数の更新の自動化や結果表審査の強化等の対策を講ずるものとする。
　年度目標において受託が指示されている統計調査以外の受託製表について、徴収した費用（実費相当）は、以下のとおり。

(4)満足度		100点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	—	—
計		100点

　以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。

（１）有償受託製表

【評定根拠】

(1)適応度	×	▲100点
(2)提出期限	○	

(3)要員投入量	増減率　0%	0点
(4)満足度		75点
(5)調査票のデータ化プロセス	—	—
(6)統計分類符号格付プロセス	—	—
(7)データチェック・審査プロセス	—	—
(8)結果表作成・審査プロセス	—	—
計		▲25点

　以上のことから、当該統計調査の仮評定をｂとした。
　なお、自責による再集計による製表基準の適応度の未達成においては、「評価の方法」に基づき、「利用上重大な影響が生じない自責による再集計」に該当すると考え、評価点を減点する措置を行った。

単位：千円

調査名	徴収費用（実費相当）
東京都生計分析調査	25,071
平成28年経済センサス‐活動調査特別集計（再編加工）	2,594
平成28年経済センサス‐活動調査特別集計（秘匿処理等）	6,670
合　計	34,335

４．その他参考情報

特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３－２	公的統計の発展の支援に関する事項（委託を受けて行う統計調査の実施（経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査））		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第２号
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 ３調査（経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査）については、同時・一体的に実施するものであり、各調査の統計的品質を確保するためには、企業形態が複雑な大企業に対する継続的な信頼関係の構築に努めるとともに、企業会計の知識に基づく徹底した品質管理、工程管理及び情報管理を行うことが求められるところ。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
製表基準適応度(※１)			○	○	○	○	○
提出期限(※２)			○	○	○	○	○

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※３）	２年度（※３）	３年度（※３）	４年度（※３）	５年度（※４）
予算額（千円）	－	－	－	－	2,770,842
決算額（千円）	－	－	－	－	3,230,654
経常費用（千円）	－	－	－	－	2,700,015
経常利益（千円）	－	－	－	－	668,138
行政コスト（千円）	－	－	－	－	2,700,015
従事人員数（人日）	－	－	－	－	7,496

（※１）製表基準に適応＝○、製表基準に不適応＝×　（※２）期限どおり提出＝○、期限超過＝×

（※３）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。

（※４）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標

（２）委託を受けて行う統計調査の実施

調査実施者からの委託を受けて、経済構造実態調査（総務省及び経済産業省）、科学技術研究調査（総務省）及び経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）を定められた期限までに的確に実施すること。

また、従前の製表業務において蓄積された知見などを活用しつつ、報告者ごとに置かれた専任の職員が積極的な回答の支援（以下「企業調査支援事業」という。）を実施し、効果的かつ効率的に業務を進めること。併せて、調査実施者からの委託を受けて、令和６年度に実施する調査に係る企業調査支援事業の準備を進めること。

【指標】

・業務委託仕様書への適応状況（100%）
・提出期限の遵守状況（100%）
・業務の質の向上及び効率化の状況（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。）
・参考指標：専任職員による回答の支援状況

事業計画

（２）委託を受けて行う統計調査の実施

次に掲げる統計調査について、調査実施者からの委託を受けて、委託者が明示する基準に基づき、統計調査を定められた期日までに的確に実施する。

また、調査実施者からの委託を受けて、令和６年度に実施する調査に係る企業調査支援事業の準備を行う。

統計調査名等	事務の範囲	予定成果物	業務終了予定時期
経済構造実態調査（総務省及び経済産業省）	令和５年調査の実施事務(調査依頼、調査用品の配布、調査票の回収・受付、簡易検査、疑義照会、未提出企業への督促等) ※サポート対象企業に調査を実施する。	納品データ	令和６年３月
科学技術研究調査（総務省）	令和５年調査の実施事務(調査依頼、調査用品の配布、調査票の回収・受付、簡易検査、未提出企業への督促等) ※サポート対象企業に調査を実施する。	納品データ	令和６年３月
経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）	令和５年調査の実施事務(調査依頼、調査用品の配布、調査票の回収・受付、簡易検査、未提出企業への督促等) ※サポート対象企業に調査を実施する。	納品データ	令和６年３月

主な評価指標

＜評価の視点＞

統計調査の実施に関する業務については、以下の方法により評価を行う。

①「基準への適応」*1の達成状況による評価
○：基準に適応
×：基準に不適応

②「提出期限」の達成状況による評価
○：期限どおり提出
×：期限超過

③効率化（要員投入量）等の達成状況による評価
≪評価点と要員増減率≫
〈100点〉
▲20%以上▲25%未満
〈75点〉
▲15%以上▲20%未満
〈50点〉
▲10%以上▲15%未満
〈25点〉
▲５%以上▲10%未満
〈0点〉
▲５%未満＋５%未満
〈▲25点〉
＋５%以上＋10%未満
〈▲50点〉
＋10%以上＋15%未満
〈▲75点〉
＋15%以上＋20%未満
〈▲100点〉
＋20%以上＋25%未満
※分母（計画値）は、事後的な業務増減を織り込んだ要員計画ベースで算出
※±５%増減幅ごとに±25点とし、上下限なし
※増減率については、小数点以下を切り捨てて算出
※業務量に変更等があったことにより、要員投入量の効率化実績に影響を及ぼす場合には、考慮しない。
※要員投入量（計画）が100人未満の場合には、効率化（要員投入量等）による評価を行わない。

④満足度アンケート*2の結果による評価
≪評価点と満足度平均点≫
〈100点〉
88点以上
〈75点〉
63点～87点
〈50点〉
38点～62点
〈25点〉
13点～37点

法人の業務実績・自己評価

業務実績

【年度目標において受託が指示されている統計調査の実施】

（１）企業調査支援事業

ア　基準の適応度

統計局及び経済産業省から提示された基準書に基づき、事務処理マニュアルを適切に作成した上で、業務を実施した。

イ　予定成果物の提出状況（提出期限）

区　分	提　出　状　況	
	予　定	実　績
令和５年調査の実施事務		
経済構造実態調査	R6．3	R6．3.31
科学技術研究調査	R6．3	R6．3.31
経済産業省企業活動基本調査	R6．3	R6．3.31

ウ　要員投入量

企業調査支援事業に係る実績は、7,496人日（計画7,855人日）で、対計画▲359人日（▲４%）となった。

エ　満足度アンケートの結果

統計センターが行った業務に対して、委託元府省等の満足度を計るアンケートを実施し、アンケート結果を主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、満足度における評価点は「100点」である。

オ　質の向上

＜令和５年統計調査の実施＞

①　実施準備プロセス

(ｱ)　３統計調査の同時・一体的実施

経済構造実態調査（産業横断調査・製造業事業所調査）、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の３統計調査同時実施に当たっては、３統計調査それぞれの実施機関のほか、サポート対象企業以外の調査対象への統計調査の実施を受託する事業者がいる。また、経済構造実態調査（産業横断調査）、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査のデータチェック審査・疑義照会業務は、各実施機関のそれぞれ別部署で行われるため業務の実施系統が複雑になることから、サポート対象企業が照会等を行う際にどの部署に連絡したらよいかなどの混乱を生じさせないよう、関係部署と緊密な連携を図った。

さらに、サポート対象の各企業は、３統計調査いずれの対象となるかが異なることから、サポート対象企業への発送書類に誤りが生じないよう、12パターンに及ぶ調査関係書類の配り分けに対応するほか、統計調査ごとに送付先を分割する調査関係書類の再送依頼への対応、３統計調査で提出時期が異なる場合の回収調査票の受付管理、一部が未回収となった調査票の督促方法等、サポート対象企業と行き違いが生じることがないよう、綿密な準備を行った。

これらの準備に当たっては、前回調査での課題を踏まえた事務処理マニュアルの改善や業務研修の見直しを行うとともに、新任者に対するきめ細かいＯＪＴを行うなどして、サポートスタッフの育成と更なる体制の充実を図った。

(ｲ)　サポートスタッフの充実・強化

前回調査対象4,343企業よりも多いサポート対象企業4,501企業に対応するため、調査日（令和５年６月１日）までに、前回調査よりも多くのサポートスタッフ計30名を配置し、体制の充実を図った。また、サポート対

自己評価

＜評定と根拠＞

評定：Ｓ

【評定根拠】

(1)適応度	○
(2)提出期限	○

(3)要員投入量	増減率▲4%	0点
(4)満足度		100点
(5)実施準備プロセス	サポートスタッフの配置 広報活動 アカウント登録率	50点
(6)実施プロセス	オンラインサポートシステム利用促進 問い合わせ対応 調査票回収率	100点※
(7)実施後サポートプロセス	督促事務 一貫した工程管理による効率的な事務処理 疑義照会	50点
計		300点

※令和５年10月末時点の回収率85%以上の委託仕様書要件は、２か月以上早期に達成し、最終の回収率は99%以上（経済構造実態調査は100%）と要件を大幅に上回る成果を実現

以上のことから、経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査を受託し、綿密な準備、対象企業への適切なサポート、着実な調査の実施により、調査票回収率は、前年度よりも早期に目標を達成し、最終的な回収率も99%

*1適応度：統計センターが、委託元から提示された基準及び手続に基づいて製表業務を適切に行ったかを判断するもの
*2満足度アンケート:委託元が、統計センターから提出された成果物について、誤りや期限の遅れなどがなかったかを判断したもの

		〈0点〉 ▲12点～12点 〈▲25点〉 ▲37点～▲13点 〈▲50点〉 ▲62点～▲38点 〈▲75点〉 ▲87点～▲63点 〈▲100点〉 ▲88点以下 ※満足度平均点について 各府省に対して、５つの設問ごとに５段階の満足度アンケートを実施。その結果を数値化（満足100点、おおむね満足50点、どちらともいえない0点、やや不満▲50点、不満▲100点）し、合計、平均した値を満足度平均点としている。 ※設問の内容について 1：委託仕様書に基づく処理 2：納期の対応等（提出期限） 3：成果物の出来栄え（正確性） 4：各府省等への対応（各府省等との連絡・相談・問合せ・電話対応等） 5：委託された業務に対する統計センターの取組あるいは姿勢に関する質問項目により実施 ⑤質の向上等に資するプロセスの達成状況による評価 ・「調査の準備」、「調査の実施」、「調査実施後のサポート」ごとに、質の向上に資する取組の達成状況を評価する。 ≪評価点と達成指標≫ ＜100点＞ 質の向上に係る顕著な成果を実現（※成果の定量的説明が必須） ＜50点＞ 質の向上に係る一定の成果を実現 ＜25点＞ 質の向上に係る軽微な成果を実現 ⑥上記①から⑤の評価結果を踏まえ、以下の方法で評定を決定する。 ＜基礎評定の決定＞ ・①「基準への適応」及び②「提出期限」の両方が「○」となっているか。 - 達　成：基礎評定を「ｂ」とし、困難度高の場合は「ａ」とする。 - 未達成：基礎評定を「ｃ」とする。 ＜評定の決定＞ ・③～⑤の評価点を合計	象企業を産業分類等で５つにグループ化した上で各担当に割当て、サポートスタッフ１人に約150企業を主担当として専任させるとともに、３人１組のユニット編成で更に副担当も配置することにより、シームレスかつ的確な対応を可能とする体制を整備した。 (ｳ) 広報活動 調査の実施に先立ち、３統計調査同時・一体的実施、政府統計オンラインサポートシステムへの登録及び登録情報の更新について、４月10日から11日にかけて「調査実施のお知らせ」をサポート対象企業に郵送するとともに、４月11日に政府統計オンラインサポートシステムの特設ページにリーフレット等を掲載することにより、調査実施の周知及びオンライン回答率の向上を図った。 (ｴ) 政府統計オンラインサポートシステムのアカウント登録率 サポート対象企業へ政府統計オンラインサポートシステムの利用を訴求するための広報活動等を行うことにより、令和５年４月以降220企業の新規アカウントが登録され、アカウント登録率は93.6%となり、前回調査までの91.8%から登録率を1.8ポイント向上することができた。 ②　調査の実施プロセス (ｱ)　調査関係書類の発送と政府統計オンラインサポートシステムの利用促進について、令和５年５月24日以降、サポート対象企業の4,501企業へ調査関係書類を発送した。その際、政府統計オンラインサポートシステムの利用を促進するため、前回調査でオンライン回答を行った企業に発送する調査関係書類には紙の調査票を同封せず、電子調査票によるオンライン回答を依頼した。 また、調査関係書類の発送に先立ち、前回調査では、紙の調査票回答であって、なおかつ、傘下事業所数が多くあるなどの企業に対し、調査関係書類の送付先の確認とオンライン回答への誘導を兼ねた事前架電を行った。 なお、調査関係書類の発送前に新設分割や統廃合等が判明した企業は、サポート対象企業における回答記入の負担軽減のため、新設企業の回答対象への追加や廃業が判明した企業を回答対象から除外する対応を行った。 (ｲ) 問合せ対応 サポート対象企業からの問合せは、平日9:00～18:00の間の電話受付のほか、政府オンラインサポートシステムによる随時受付を行った。 調査関係書類の発送後、3,417件（令和６年３月31日時点）の問合せに対応した。さらに、最大ピーク時（令和５年６月30日の週）には、１週間に495件（うち電話によるものは428件）の問合せがあったが、滞留させることなく対応した。 また、サポート対象企業の担当者がテレワークを行っているため、調査関係書類が手元にないケース等もあり、調査票の回答方法の説明や回答期限の延長の問合せ等に丁寧に対応した。 (ｳ) 調査票の回収率 総務省・経済産業省の委託仕様書にある「令和５年10月末時点の回収率85%以上」の要件は、経済構造実態調査は８月15日、科学技術研究調査は８月８日、経済産業省企業活動基本調査は８月18日にそれぞれ到達し、前回実績（令和４年８月26日）よりも早期に達成することができた。 さらに、その後も督促業務を継続したことで、経済構造実態調査の回収率（回答企業数/調査対象数、以下同じ）100%（前回99.4%）、オンライン回答率（オンライン回答企業数/回答企業数、以下同じ）84.8%（前回82.7%）、科学技術研究調査99.3%（前回98.6%）、オンライン回答率80.2%（前回72.4%）、経済産業省企業活動基本調査99.5%（前回98.6%）、オンライン回答率84.2%（前回78.6%）（令和６年３月29日時点）となり、３統計調査ともに前回までの実績を更に上回ることができた。 ③　調査実施後サポートプロセス (ｱ) 督促業務 調査票未回収企業には、計３回の督促状発出と督促状発出前のサポートスタッフによる架電を組み合わせることにより丁寧に回答を促し、回答率の向上に努めた。また、サポート対象企業からの架電等で何らかの事	以上と、質的に顕著な成果を達成していること、当該項目の困難度が高であることを踏まえ、当該項目の評定をＳとした。

		し、評価点が＋200点以上の場合は、基礎評定から一段階上げることについて考慮する。なお、「ｓ」評定への引き上げは、「ａ」評定から更に特筆すべき点があった場合に考慮する。 （例）「ｂ」⇒「ａ」 「ｃ」⇒「ｂ」 また、評価点が▲200点以下は、評価を一段階下げることについて考慮する。 （例）「ｂ」⇒「ｃ」 「ｃ」⇒「ｄ」 【参考指標】 ・専任職員による回答の支援状況	情による期限延期を求められた場合には、新たな回答期限を設定する等、督促業務においても企業に寄り添い回答を支援することを常に意識した工夫を行った。 (ｲ) 調査実施から製表までの一貫した工程管理による効率的な事務処理 回収した紙の調査票は、先ずスキャニングによる画像作成・データ入力を行いデータ化し、オンライン回答分のデータと合わせて簡易検査を行った。 また、回答のあった調査票は、提出された段階で速やかに内容を確認し疑義照会を行う必要があるが、経済構造実態調査（産業横断調査）においては、その後の製表業務（産業分類符号格付、データチェック・審査業務）までの結果を含めた疑義照会を行うことによる一貫した工程管理を行ったことで、効率的な事務処理を行うことができた。 これは、機械処理によるデータチェックやサポートスタッフによる人手審査で検知するエラーまで見据えた効率的な疑義照会を行うものであり、回答企業への疑義照会回数も低減させつつ業務量全体の低減も図ったため、予定どおり令和５年12月８日に完了することができた。 なお、12月８日以降に回収した調査票については、統計局及び経済産業省と連携しながら、集計に反映できるよう対応した。 (ｳ) 疑義照会 経済構造実態調査（産業横断調査）の疑義照会では、サポート対象企業の担当者とサポートスタッフの双方向の連絡等を可能とする機能を備えた政府統計オンラインサポートシステムを活用し、データチェックにおけるエラー項目（特に経理項目に関するエラー等の要点が伝わり難い項目）について、照会内容を集約して提示した。 この結果、疑義照会に応じるサポート対象企業の担当者の負担を軽減するとともに、照会事項の要点とその回答について、双方でファイルを共有した内容の履歴を残すことで疑義内容の修正プロセスが明確になり、回答内容についての正確性を確保することができた。 ＜令和６年統計調査の実施＞ ① 準備プロセス (ｱ) 事務処理マニュアルの整備 令和６年調査では、前年と同じく経済構造実態調査（産業横断調査・製造業事業所調査）、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の３調査の実施を受託するため、前年調査の実施で得られた改善点を反映した事務処理マニュアルの整備等を進めている。 (ｲ) 調査対象企業名簿の更新・整備 令和５年調査の調査日以降の合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の状況を反映してサポート対象企業の調査用名簿を更新し、令和６年の調査関係書類発送のための送付先情報を作成した。 (ｳ) 調査用品の作成 ３統計調査の調査票の配布・回収を同時・一体的に行うため、調査ごとに封入される調査関係書類を一つの封筒に収めて送付するための一括送付用封筒・一括送付状、Excel形式（マクロ機能なし）の統合電子調査票や政府統計オンラインサポートシステム利用ガイド等の調査用品を作成した。	

４．その他参考情報

特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３－３	公的統計の発展の支援に関する事項（政府統計共同利用システムの運用管理、統計データのオープン化の推進等）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第３号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
システム稼働率	国民向けサービス：99.75%以上 行政向けサービス：99.5%以上		国民向けサービス：99.99% 行政向けサービス：100.00%	国民向けサービス：100.00% 行政向けサービス：100.00%	国民向けサービス：100.00% 行政向けサービス：99.99%	国民向けサービス：100.00% 行政向けサービス：99.99%	国民向けサービス：100.00% 行政向けサービス：99.77%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※１）	２年度（※１）	３年度（※１）	４年度（※１）	５年度（※２）
予算額（千円）	－	－	－	－	2,770,842
決算額（千円）	－	－	－	－	3,230,654
経常費用（千円）	－	－	－	－	2,700,015
経常利益（千円）	－	－	－	－	668,138
行政コスト（千円）	－	－	－	－	2,700,015
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※１）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。
（※２）予算額～行政サービス実施コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
（３）政府統計共同利用システムの運用管理、統計データのオープン化の推進等 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年３月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システムの運用管理や利便性向上に向けた取組を行うとともに、統計データの提供を確実に行うこと。 政府統計共同利用システムの国民向けサービスについては、保守作業等（庁舎停電等の外部要因を含む。）による計画停止時間を除き、システム稼働率99.75%以上を目標とすること。 また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に基づき、統計データのオープン化の推進・高度化を図るため、API（Application Programming Interface）機能及び統計地理情報システムの運用を確実に行うとともに、これらの機能の円滑な利活用に資するとの観点から、各府省、地方公共団体及び利用者への支援や、データ提供形式の先進化のための取組を行うこと。 その際、各種統計調査結果のデータ提供方法におけるニーズ把握を実施すること。 令和５年度については、各府省の統計作成プロセスへの支援も含めて、引き続き政府統計共同利用システムにおける各府省統計データのデータベース化など高度利用型統計データ化の拡充を図るための取組を進めるとともに、各府省が高度利用型統計データ化の作業をできるよう支援する。さらに、オープンデータの公開レベルの向上に資する取組を行うこと。 【指標】 ・政府統計共同利用システムによる統計データの提供状況 ・国民向けサービスに係るシステム稼働率（計画停止期間を除く。）（99.75%以上） ・参考指標：API機能及び統計地理情報システムの利用登録数、統計調査結果のデータ提供方法におけるニーズ把握の実施状況、各府省統計データのデータベース化等の取組状況、オープンデータの公開レベルの向上に関する取組状況	**（３）政府統計共同利用システムの運用管理** 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年３月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システムの運用管理や利便性向上に向けた取組を行うとともに、統計地理情報システムを始めとする統計データの提供を確実に行う。 また、政府統計共同利用システムの国民向けサービスについては、保守作業等（庁舎停電等の外部要因を含む。）による計画停止時間を除き、システム稼働率99.75%以上を目標とする。 なお、運用管理に当たっては、「政府統計共同利用システム基本規程」（統計調査等業務最適化推進協議会平成20年３月31日決定）を遵守する。 **（４）統計データのオープン化の推進・高度化等** 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）等に基づき、統計データのオープン化の推進・高度化を図るため、API（Application Programming Interface）機能及び統計地理情報システムの運用を確実に行うとともに、各府省、地方公共団体及び利用者への支援を充実させる。また、令和５年度については、各府省の統計作成プロセスへの支援も含めて、引き続き政府統計共同利用システムにおける各府省統計データのデータベース化など高度利用型統計データ化の拡充を図るための取組を進めるとともに、各府省が高度利用型統計データ化の作業をできるよう支援する。さらに、オープンデータの最上位レベルであるLOD（Linked Open Data）による統計データのデータ拡充を行うなど公開レベルの向上を的確に実施する。その際、各種統計調査結果のデータ提供方法におけるニーズ把握を実施する。	**＜評価の視点＞** ・政府統計共同利用システムによる統計データの提供及び統計におけるオープンデータの高度化に関する取組は、適切に行われているか。 ・国民向けサービスに係るシステム稼働率（計画停止期間を除く。）（99.75%以上） 【参考指標】 ・API機能及び統計地理情報システムの利用登録数 ・統計調査結果のデータ提供方法におけるニーズ把握の実施状況 ・各府省統計データのデータベース化等の取組状況 ・オープンデータの公開レベルの向上に関する取組状況	**（３）政府統計共同利用システムの運用管理** ア　サービスの提供 政府統計共同利用システムは、一般の国民が利用する「政府統計の総合窓口(e-Stat)及び「政府統計オンライン調査総合窓口(e-Survey)」と、行政機関が利用する「利用機関総合窓口（業務ポータル)」の２種類のサービスに大別され、24時間365日のサービス提供を行っている。 イ　情報セキュリティ対策 システムの情報セキュリティ対策については、システム内にある不正アクセス遮断機能及びファイアウォール機能が出力するログの監視を24時間365日行うとともに、専門業者による情報セキュリティ監査を行った。情報セキュリティ監査の結果において指摘を受けた部分に関しては、速やかに対応を行っている。また、システムの運用管理に係る情報セキュリティ対策の更なる確保・向上を目的として、第三者によるリスク分析・評価を実施し、常に最新の脆弱性情報を確認しながら必要なセキュリティ対策を講じている。 ウ　統計地理情報システム等のデータ整備及び登録 政府統計共同利用システム利用要領に基づいて、行政機関からの依頼により運用管理機関である統計センターが、「地域統計分析システム」に係る項目定義等、「統計地理情報システム」に係る以下の統計調査等データの登録を行った。 ・令和３年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計（都道府県,市区町村） ・令和３年経済センサス-活動調査 企業等に関する集計（都道府県,市区町村） ・令和４年人口動態調査（都道府県） ・令和２年国勢調査　地域メッシュ統計JGD2011 また、「標準地域コード管理システム」については、令和６年３月31日官報告示分までの廃置分合等のデータの整備及び登録を行った。 エ　システム稼働 令和５年度においては、行政機関向けサービスでシステム障害によるサービス停止が２件発生（合計19時間50分停止）したが、システム稼働率（保守作業等による計画停止時間を除く）としては、国民向けサービスで100%（前年度100%)、行政機関向けサービスで99.77%（前年度99.99%）となり、それぞれのサービスレベル目標（99.75%以上、99.5%以上）を達成した。 行政機関向けサービスでサービス停止となった２件のシステム障害の内容は以下のとおり。 令和５年６月、システムで使用している製品の不具合により行政機関向けサービスにログインができない状態が約50分間発生した。速やかにシステム復旧を行うことにより利用者への影響を最小限に留めつつ、恒久的対策として不具合修正パッチを適用するとともに、類似事象が発生する前の予兆を検知する仕組みを追加することで再発防止に努めている。 ６年１月、サーバー証明書の有効期限超過により行政機関向けサービスにアクセスできない状態が発生した。新たなサーバー証明書の発行までに時間が必要となるため、完全復旧までに概ね19時間を要することとなったが、事象把握後速やかに別のアクセスルートを利用者へ提供することで暫定復旧を行い、サービス影響を限定的にする対応を行った。当該事象を踏まえ、サーバー証明書に係る管理方法及びシステム的な監視方法を見直し、再発防止に努めている。 また、国民向けサービスにおいては、サービス停止はないものの、利用者への影響を与えた事象は以下のとおり。 ６年３月、セキュリティ装置において、自動更新されたシグネチャ（攻撃検知ルールを定義したもの）が正常アクセスの通信をブロックしたことにより地図で見る統計（jSTAT MAP）にアクセスし難い状態が約21時間発生した。セキュリティ装置の過検知であることが確認できたため、当該シグネチャを除外設定することでサービスの復旧を行った。類似の事象が起きた場合に早期復旧を図るためのサービス監視方法の見直し及び復旧手順の確立を行い、サービス影響	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 【評価根拠】 サービスの提供及び利用の実績について、e-Statにおいては、前年度から統計表管理システムが29統計、統計情報データベースの登録数が１統計増加となった。また、アクセス件数は、前年度から統計表管理システムが13.3%減少、統計情報データベースが26.2%増加となった。 e-Surveyにおいては、19府省庁等の117の統計調査で利用され、前年度から15統計調査の増加となった。 地理情報システム等のデータ整備及び登録については、データの整備、登録を確実に実施した。 情報セキュリティ対策ついては、24時間365日のログ監視を行うとともに、更なる情報セキュリティの確保・向上に向けた取組を実施している。 システム稼働については、行政向けサービスでシステム障害が２件発生したが、最小限の影響となるよう速やかに対応し、また、適切な運用管理を実施したことで、システム稼働率は、国民向けサービスは100%、行政向けサービスは99.77%と、高い水準で目標を達成した。 なお、jSTAT MAPにおいて、アクセス障害が１件発生したが、速やかに対処し、再発防止対策を講じるなどの対応を適切に行った。

を最小限に留める運用に努めている。

オ　機能改修

行政機関や利用者等からの要望を踏まえ、更なる利便性の向上を図るため継続的にシステムの機能改修を行っている。

オンライン調査システムにおいては、調査対象者の負担軽減及び利便性向上を図ることによりオンライン回答率の向上を目指すため、回答方式の多様化、ユーザーインターフェイスの見直し、調査対象者とのコミュニケーション機能、メール配信型調査機能等の追加・改修を行った。

地図で見る統計（jSTAT MAP）では、収録データの拡充及び登録作業の負担軽減を図るため、統計情報データベースとの連携機能を追加した。

なお、オンライン調査システムの移行については、調査対象者への影響を考慮し、既存システムと新システムが並行稼働する構成での運用とした上で、統計調査ごとの意向に応じた新システムへの移行時期の調整を行ったことから、約140の統計調査に対して滞りなく実施することができた。

カ　利用者支援

(ｱ) 広報活動等

政府統計共同利用システムの利用促進を図るため、Ｇ空間ＥＸＰＯ等に参加し、e-Stat や地図で見る統計（jSTAT MAP）などの紹介、パンフレット配布などを行った。

(ｲ) 地方公共団体等への支援

利活用促進の観点から地方公共団体や各種団体からの依頼による地図で見る統計（jSTAT MAP）の研修を行っており、令和５年度においては、対面で以下のとおり研修を実施した。

日付	研修名等	研修方式	受講者数
R5.12.22	jSTAT MAP 操作研修（川崎市）	対面	約25名

(ｳ) オンライン調査に係る照会対応

システム操作方法、テスト環境・本番環境構築手順、電子調査票の開発方法等行政機関からの様々なお問い合わせに対して都度、回答・提案を行った。令和５年度は、e-Survey を利用する117の統計調査のほか、６年度以降に利用が予定されている調査のうち６府省の12調査への照会対応を行った。また、それに係る行政機関や調査対象者からの問合せ件数は798件（電話399件、メール399件）であった。

＜参考＞年度別実施調査数・うち新規調査数

年度	実施調査数	うち新規調査
平成29年度	73	5
平成30年度	70	6
令和元年度	90	24
令和２年度	94	10
令和３年度	90	5
令和４年度	102	11
令和５年度	117	17

(ｴ) 行政機関に対する研修

令和５年度の行政機関に対する研修は、「統計表管理システムの操作方法」、「統計情報データベースの操作方法」、「統計情報データベースの設計」、「オンライン調査システムの操作方法」の４つのコースを５月及び11月に集合形式で実施し、延べ190名（前年度391名）が受講した。前年度までは、新型コロナウィルスの感染防止対策のため、動画教材による自習形式とＷＥＢ会議システムを活用したライブ配信形式による研修を実施してきたが、５年度は、操作演習を交えた集合形式による研修を再開した。操作演習を行う際は、受講者をサポートするための要員を配置し、受講者のフォローを行うことで研修の習熟度向上に努めた。

また、オンライン調査システムの研修コースでは、過去の研修受講者からの要望を踏まえ、これまでオンライン調査システムを利用した統計調査の実施経験がある職員を講師として招き、システムを活用する上で考慮するポイント、改善した点や留意点等の事例紹介を行うことで、研修内容の充実化を

利用者支援については、Ｇ空間ＥＸＰＯ等に参加し一般利用者への広報活動や、地方公共団体や各種団体からの依頼を受けた研修の実施により利活用の促進を図った。

e-Surveyを利用した調査やe-Statへのデータ登録行う府省等の利用機関に対しては、利用方法の問合せ対応や研修等の支援を実施し、政府統計共同利用システムの利用促進を図った。

図った。

キ　利用実績

e-Statにおいて、令和５年度末における統計表管理システムに登録されている統計表データ（Excel、CSV等）は、721統計、1,361,513ファイル（前年度末692統計、1,341,240ファイル）で、前年度末に比べて29統計、20,273件（1.5%）増加した。また、統計情報データベースに登録されているデータベース化された統計は、283統計（前年度282統計）で、前年度末に比べて１統計が増加した。

５年度における統計表管理システムのアクセス件数（クローラ除く）は、34,868,309件（前年度40,218,670件）で、前年度から5,350,361（13.3%）減少した。また、統計情報データベースのアクセス件数(クローラ除く)は、7,920,874件（前年度6,278,111件）で、前年度から1,642,763件（26.2%）増加した。

また、e-Surveyにおいては、「人々のつながりに関する基礎調査（内閣官房）」、「民間企業の勤務条件制度等調査（人事院）」、「企業行動に関するアンケート調査（内閣府）」、「労働力調査（総務省）」、「法人企業統計調査（財務省）」、「学校基本調査（文部科学省）」、「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」、「農業物価統計調査（農林水産省）」、「企業活動基本調査（経済産業省）」、「建築物リフォーム・リニューアル調査（国土交通省）」、「環境保健サーベイランス調査（環境省）」、「民間給与実態統計調査（国税庁）」、「水産物流通調査（水産庁）」、「エネルギー消費統計調査（資源エネルギー庁）」、「知的財産活動調査（特許庁）」、「中小企業実態基本調査（中小企業庁）」、「旅行・観光消費動向調査（観光庁）」、「全国企業短期経済観測調査（日本銀行）」、「東京都財政収支調査（東京都）」など、19府省庁等の117統計調査（前年度19府省庁等の102統計調査）で利用された。

（４）統計データのオープン化の推進・高度化等

ア　ＡＰＩ[*1]機能及び統計地理情報システム機能の確実な運用

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）等に基づき、統計データのオープン化の推進・高度化を図るため、「政府統計の総合窓口（e-Stat）」のＡＰＩ機能及び統計地理情報システム機能の地図で見る統計（jSTAT MAP）の運用を引き続き実施している。

ＡＰＩ機能の提供については、国勢調査等の主要な統計データをアプリケーションから手軽に取得できるようになり、地方公共団体や民間企業において独自にアプリケーションを開発し、新しいサービスを提供する等、統計データの利用が広がっている。

統計地理情報システム機能の地図で見る統計（jSTAT MAP）については、公共機関において、公共施設の適正配置の検討、地域振興施策の立案、防災計画、都市計画の策定、無人航空機の飛行許可申請など様々な行政施策立案の基礎資料として利用されている。

なお、新規利用登録数は、ＡＰＩ機能は37,398件、jSTAT MAPは38,165件となり、それぞれ平成30年度から令和４年度における新規利用登録数平均の1.35倍、1.36倍となった。

単位：件,%

	平成30年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	5か年度平均(A)	５年度(B)	増減比(B)/(A)
API機能	20,455	24,965	28,317	30,775	34,290	27,760	37,398	1.35
jSTAT MAP	20,753	25,172	28,446	31,033	34,765	28,034	38,165	1.36

イ　政府統計共同利用システムにおける統計データのデータベース化の推進

政府統計共同利用システムにおいて、各府省統計データのデータベース化を推進するために、令和２年度から統計センターにおいて、各府省の統計調査結果のデータベース化を支援しており、令和５年度は３府省庁６統計調査の支援を実施した。

また、令和５年度政府統計共同利用システム研修の中で、データベース設計研修を実施し、各府省自らデータベース化を実施できるようにするための取組を行うなど、統計情報データベースの拡充を推進した。

ＡＰＩ機能及び統計地理情報システム機能の地図で見る統計（jSTAT MAP）の運用を確実に行ったことにより、新規利用登録数は、ＡＰＩ機能は37,398件、jSTAT MAPは38,165件となり、それぞれ平成30年度から令和４年度における新規利用登録数平均の1.35倍、1.36倍となった。

政府統計共同利用システムにおいて統計データのデータベース化を推進し、３府省庁６統計調査についてデータベース化作業の支援を実施した。

また、データベース設計研修を行うなど、各府省自らデータベース化を実施できるようにする取組も実施し、データベースの拡充を推進した。

[*1]ＡＰＩ（Application Programming Interface）：ＯＳ（基本ソフトウェア）などが提供している機能を他のプログラム（アプリケーション・ソフトウェアなど）から呼び出す際の取り決め、仕様のこと。

			ウ　ＬＯＤ[*2]による統計データの提供及びメタデータレジストリの構築に向けたメタデータ等の整備 e-Stat内の統計ＬＯＤ機能により、オープンデータの最上位レベルであるＬＯＤによる統計データの提供を実施している。なお、令和６年３月末現在の累計利用件数[*3]は71,838,001件（５年３月末現在累計利用件数40,547,764件）である。 また、e-Statで提供している大量の統計データから目的のデータをスムーズに検索するためには、メタデータを使用した検索が重要となるが、現在のe-Statではメタデータの統一的な整備がなされていないため、目的のデータを見つけにくい状況となっている。 このような状況を踏まえ、統計データの検索性を向上させるためのメタデータ整備の考え方をまとめ、ＬＯＤやＳＤＭＸ[*4]などの国際標準を取り入れた各種要件を確立し、メタデータの整備及びメタデータを管理するメタデータレジストリの構築を行い、令和６年度に公開予定である。 さらに、データカタログ[*5]については、e-Statにおける統計調査結果の検索性向上に係る利用者からの要望を踏まえ、整備方針や検索性の向上に係る要件の確立や、統計調査の概要等のメタデータの統一的な整備を行うことにより、データカタログを活用した検索システムを令和６年度の公開に向けて開発を行っている。	ＬＯＤによる統計データの提供については、令和６年３月末現在の累計利用件数71,838,001件（前年度末40,547,764件）となり、前年度から177％に増加した。 また、利用者がe-Statにおいてデータの検索をスムーズに行うこと等を目的として、統計データの検索性を向上させるためのメタデータ整備の考え方をまとめ、ＬＯＤやＳＤＭＸなどの国際標準を取り入れた各種要件を確立し、メタデータの整備及びメタデータを管理するメタデータレジストリの構築を行い、令和６年度に公開する予定である。 以上のことから、行政機関や利用者等からの要望を踏まえ、利便性の向上を図るためのシステム機能を改修を進めるとともに、システムの稼働率は、行政機関向けシステムに障害等が発生したが、速やかにシステムを復旧したことなどにより利用者への影響を最小限にとどめ、国民向けサービスで稼働率が100％、行政向けサービスで99.77％と所期の目標を高い水準で達成していること。 また、データベース設計研修を行うなど、各府省自らデータベース化を実施できる取組も行い、データベースの拡充を推進したこと。 ＡＰＩ機能及び地理情報システム機能（jSTAT MAP）等のさまざまなデータの運用を確実に行ったことにより、新規利用登録数は、ＡＰＩ機能は37,398件、jSTAT MAPは38,165件となり、それぞれ平成30年度から令和４年度における新規利用登録数平均の1.35倍、1.36倍となった。 これらのことから、所期の目標を上回って達成していることから、当該項目の評定をＡとした。

４．その他参考情報

特になし。

[*2] ＬＯＤ（Linked Open Data）：誰でも利用可能な全てのデータ同士がリンクしたデータ。星の多さでオープンデータの公開レベルを示す５スターオープンデータの考え方で、最上級のデータ形式と位置付けられている。
[*3] 利用件数はSPARQLクエリー（LODなどのRDFを用いて定義されたデータを取得するためのクエリー言語）の実行された件数を計上している。
[*4] ＳＤＭＸ（Statistical Data and Metadata eXchange）：ISO国際標準となっている統計データとメタデータの交換規約
[*5] データカタログ：提供している統計データを説明するメタデータ（調査の概要、調査の対象、調査事項、集計事項等）を整理したもの

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－３－４	公的統計の発展の支援に関する事項（事業所母集団データベースの整備・運用管理）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第３号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※１）	２年度（※１）	３年度（※１）	４年度（※１）	５年度（※２）
予算額（千円）	－	－	－	－	2,770,842
決算額（千円）	－	－	－	－	3,230,654
経常費用（千円）	－	－	－	－	2,700,015
経常利益（千円）	－	－	－	－	668,138
行政コスト（千円）	－	－	－	－	2,700,015
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※１）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。
（※２）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
（４）事業所母集団データベースの整備及び運用管理 統計法第27条の規定に基づく事業所母集団データベースのシステム及び記録されている情報について、総務省が定める基準に基づき、整備及び運用管理を行うこと。なお、整備に当たっては、企業調査支援事業で把握する情報を活用し、効果的かつ効率的に業務を進めること。また、公的統計基本計画における指摘を踏まえ、総務省が行う、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進するための検討に対して、技術的な面からの支援を行うこと。 【指標】 ・事業所母集団データベースの整備状況 ・事業所母集団データベースの運用管理状況 ・総務省が行う検討に対する技術的な面からの支援状況	**（５）事業所母集団データベースの整備・運用管理** 統計法（平成19年法律第53号）第27条の規定に基づく事業所母集団データベースに記録されている情報について、総務省が定める基準に基づき、以下の整備を行い、事業所母集団データベースのシステムへの登録及び更新を適切に行う。 ①　事業所・企業基礎情報照会結果（複数の事業所を持つ法人（企業調査支援事業の対象を除く。）及び労働保険情報、商業・法人登記情報から抽出したデータを対象に統計局が実施する照会結果）を用いたデータ整備に係る産業分類符号格付事務及び内容審査事務 ②　企業調査支援事業で把握する情報を用いたデータ整備 ③　EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）情報、各府省が実施する事業所・企業に関する統計調査の情報等を用いたデータ整備 また、事業所母集団データベースのシステムについて、総務省が定める基準に基づき、各府省等への母集団情報の提供、各府省が行う調査対象者の重複是正の支援、各府省等が実施した統計調査の調査履歴の登録等の運用管理を、適切に行うとともに、公的統計基本計画における指摘を踏まえ、総務省が行う、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進するための検討に対して、技術的な面からの支援を行う。	**＜評価の視点＞** ・事業所母集団データベースの整備・運用管理に関する事務は適切に行われているか。 ・総務省が行う検討に対する技術的な面からの支援が、適切に行われているか。	**（５）事業所母集団データベースの整備・運用管理** 事業所母集団データベースは、事業所・企業を対象とする母集団情報を整備し、各府省等からの申請に基づき母集団情報を提供するとともに、各府省が行う統計調査対象者の重複是正を支援し、実施した統計調査の調査履歴を管理する。 ア　事業所母集団データベースの整備 (ｱ) 労働保険情報及び商業・法人登記簿情報からのデータ整備 令和５年３月から６年２月までの労働保険情報及び令和４年６月から５年10月までの商業・法人登記簿情報を基に、統計局が調査を実施するための新設・廃業候補事業所データの整備を行った。 (ｲ) 事業所母集団データベースのデータ整備に係る照会業務に関する製表事務 事業所母集団データベースに登録されている事業所・企業のうち、傘下事業所を複数有する法人企業（経済構造実態調査の企業調査支援事業の対象事業所・企業を除く）、労働保険情報及び商業・法人登記簿情報に基づく新設・廃業候補事業所を対象に、令和５年６月１日現在で統計局が実施した照会結果から得られた情報について、受付チェック、産業分類符号格付及びデータチェック・審査を行い、令和６年度のデータベースへの更新に向けて、データ整備を行った。 (ｳ) 企業調査支援事業による事業所・企業情報の把握及びデータ整備 国税庁法人番号公表サイトの変更情報や有価証券報告書等の情報を定期的に確認するとともに、民間商用データベースの合併・分割等情報を基にして企業のウェブサイトを確認する等により、サポート対象約5,000企業の開廃、名称・所在地変更等の情報を把握し、令和６年３月31日に令和５年次フレーム用データ及び令和６年度サポート対象企業名簿用データを作成した。 (ｴ) 経済センサス情報及び経済構造実態調査情報の登録 令和５年６月に令和３年経済センサス‐活動調査の甲調査（確報）及び乙調査（確報）の結果、11月に令和４年経済センサス‐基礎調査の乙調査の結果を登録し、データベースの更新を行った。 また、令和５年11月に令和４年経済構造実態調査（産業横断調査・二次集計及び製造業事業所調査）の結果を登録し、データベースの更新を行った。 (ｵ) 市区町村の配置分合等におけるデータ更新 データベースに登録された情報について、令和６年３月までに施行される市区町村の廃置分合に対応する所在地名、郵便番号及び市外局番の変更に対応した所在地情報の更新を行った。 (ｶ) 行政記録情報の登録 令和５年11月に労働保険情報（令和２年６月～３年４月）及び令和５年12月に商業・法人登記簿情報（令和２年６月～３年５月）を基にした新設事業所に対する照会業務から得られた情報について登録し、データベースの更新　を行った。 また、令和５年10月に令和４年次ＥＤＩＮＥＴ情報（令和３年６月～４年５月決算情報）を登録し、データベースの更新を行った。 イ　事業所母集団データベースの運用管理 (ｱ) 母集団情報の抽出 各府省等の事業所を対象とした統計調査の実施等に当たり、対象選定等に必要となる母集団情報の抽出処理について、268件（前年度263件）に対応した。 平成30年６月の統計法改正により、母集団情報の提供範囲が拡大され、地方公共団体や独立行政法人等においても利用が可能となった。これにより、地方公共団体の抽出処理は、195件で全体の73%を占めており、統計法改正以前よりも利用が拡大している。 (ｲ) 重複是正の処理及び調査履歴の登録 各府省から提出された調査対象名簿について、母集団データベースの情報と	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 【評定根拠】 事業所母集団データベースの整備においては、労働保険情報、商業・法人登記簿情報、企業調査支援事業のサポート対象企業、令和３年経済センサス‐活動調査、令和４年経済センサス‐基礎調査、令和４年経済構造実態調査、ＥＤＩＮＥＴ情報等の情報を基に、データベースの整備を行った。 事業所母集団データベースの運用管理について、各府省等からの申請に基づき、母集団情報からの抽出処理（268件）を対応した。また、各府省から提出された調査対象名簿の重複確認について108名簿（56統計調査、1,872,071事業所）に対応した。 新たな提供用母集団情報として、令和３年経済センサス‐活動

			の照合により、１年間に実施可能な統計調査回数を超えた事業所・企業を検出し、該当する事業所に重複是正対象フラグを付加する処理を行い、108名簿、56統計調査、1,872,071事業所（前年度：93名簿、56統計調査、1,324,130事業所）に対応した。 　また、各府省から調査実施後に提出された調査結果名簿の情報を用いて、母集団データベースの調査履歴情報の更新作業を行い、240名簿、143統計調査、2,711,484事業所（前年度：208名簿、125統計調査、2,057,802事業所）対応した。 (ｳ) 提供用母集団情報の登録 　新たな提供用母集団情報として、令和３年経済センサス‐活動調査の確報集計の調査票情報を用いて、令和３年次フレーム（確報）（令和３年６月１日を基準時点）を整備、作成し、令和５年８月10日から提供を開始した。 　また、令和３年経済センサス‐活動調査及び令和４年経済センサス‐基礎調査の調査票情報を基礎として、令和４年経済構造実態調査及び各種行政記録情報等により整備した令和４年次フレーム（令和４年６月１日基準時点）を作成し、令和６年３月８日から提供を開始した。 ウ　総務省が行う検討に対する技術的な面からの支援 　母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進するための検討に対して、総務省から技術的な面の支援依頼はなかったが、事業所母集団データベースの整備・運用管理を行う際には、必要に応じて技術的な支援を行った。	調査及び令和４年経済センサス‐基礎調査の調査票情報を用いて、令和４年次フレームを整備、作成し、提供を開始するなどにより、適切な運用管理を行った。 　以上のことから、事業所母集団データベースの整備・運用管理においては、適切に整備、運用管理を実施しており、所期の目標を達成していることから、当該項目の評定をＢとした。

４．その他参考情報
特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－３－５	公的統計の発展の支援に関する事項（各府省支援業務）		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第３号
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 政府全体の公的統計の品質向上につながる業務であり、各府省が実施している多種多様な統計の作成を支援するための広範かつ専門的な知識が求められるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※１）	２年度（※１）	３年度（※１）	４年度（※１）	５年度（※２）
予算額（千円）	－	－	－	－	2,770,842
決算額（千円）	－	－	－	－	3,230,654
経常費用（千円）	－	－	－	－	2,700,015
経常利益（千円）	－	－	－	－	668,138
行政コスト（千円）	－	－	－	－	2,700,015
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※１）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。
（※２）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
（５）各府省支援 公的統計基本計画等に基づき、以下のとおり各府省の統計作成を支援すること。 ・統計の作成等に関する各府省からの相談のうち、製表に関する事項等について、支援を行うこと。 ・各府省におけるメタデータの整備に係る支援を行うこと。 ・「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和４年８月10日統計委員会）を踏まえ、各府省に対して技術的な支援を行うこと。 【指標】 ・各府省に対する支援状況	**（６）各府省支援業務** 公的統計基本計画等に基づき、以下のとおり各府省の統計作成を支援する。 ①　統計の作成等に関する各府省からの相談のうち、製表に関する事項等について、支援を行う。 ②　各府省におけるメタデータの整備に係る支援を行う。 ③　「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」を踏まえ、各府省に対して技術的な支援を行う。	**＜評価の視点＞** ・各府省に対する製表に関する事項等についての支援が、適切に行われているか。	**（６）各府省支援業務** ア　総務省統計研究研修所における統計の作成等に関する各府省からの相談のうち、製表に関する事項等の支援 総務省統計研修所（統計作成支援センター）において、統計に関する各府省等からの相談を受け付けし、このうち、製表に関する内容については、統計センターで対応している。令和５年度は、統計センターで実施しているデータチェックに関する相談に対応した。 イ　各府省におけるメタデータ[*1]の整備に係る支援 「規制改革実施計画」（令和５年６月16日閣議決定）では、調査票情報の二次的利用に関して、利用者への提供の迅速化等が掲げられており、そのためには、利用申出手続の一元化や提供用データを自動的に抽出するシステムを開発していくこととなる。このうち自動抽出の対応に当たっては、提供に資するためのメタデータを整備していく必要があり、既存のデータから新たに作成することとなる。 このため、統計センターでは、既存のデータから二次的利用のメタデータに変換するためのツールを開発し、各府省へ提供したほか、オンサイト登録済のデータのうち変換ツールを適用できない一部のデータについては、統計センターでメタデータを作成し各府省（４省庁10統計調査102ファイル）へ提供した。 なお、調査票情報の二次的利用の提供迅速化を進めるに当たっては、各府省の理解を促し、有用な支援を行っていくことが不可欠であり、そのための会議が令和６年１月に開催された。この中で統計センターは、各府省の理解の増進につながるよう、データ整備及びツールの使用方法に関する資料を作成するとともに各府省において特にテクニカルな面で各府省に内在する疑問点や不審な点の解消に向けた説明を行ったところである。 ウ　各府省に対する技術的な支援 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和５年３月28日閣議決定）に記載された統計基盤のデジタル化の推進に資する取組として、各府省に対して技術的な支援を実施しており、令和５年度は、統計センター内に「統計基盤デジタル化推進支援室」を設置して、支援を確実かつ効率的に進めるために以下の取組を実施した。 (ｱ) オンライン調査の利用促進 政府統計オンライン調査総合窓口（e-Survey）を利用したオンライン調査を実施するために必要となる企画設計作業等において、統計調査ごとの状況及び要望に合わせた技術的な支援を７府省26統計調査に実施した。 また、今後の支援を効率的に進めることや、各調査の事情に適したオンライン調査を構築できるよう、モデルケース（オンライン調査のパターン別のサンプル）を作成するとともに、各府省を訪問して、支援対象となる統計調査、支援内容や支援時期などに関する調整を行い、令和６年度の支援計画を策定した。 (ｲ) 各府省の集計業務支援 各府省の集計業務を支援することを目的に開発している汎用集計ツールについて、導入を希望する８府省35統計調査に対し、支援要望や問題点等の事前ヒアリングを行うとともに、ホームページに掲載された調査情報や政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載されている統計表及びデータベースを確認し、作業量等を分析・検討して支援計画を策定した。 支援計画で早期の支援を希望している６統計調査については、各府省と具体的な支援内容及び作業スケジュールの調整と詳細な分析を開始した。 (ｳ) データカタログ等の整備 政府統計の総合窓口（e-Stat）の検索性、利便性の向上を図るため、統計調査の概要等のメタデータを整備したデータカタログを作成した。データカタログの作成については、各統計調査が横並びとなるよう統一性を図り、データのクリーニング作業や出典元の妥当性確認等を行うとともに、各府省における今後の更新作業が容易に行えるようテンプレート等の作成を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ 【評定根拠】 統計の作成等に関する各府省からの相談のうち、製表に関する事項等の支援を適切に実施した。 事業計画策定後に定められた規制改革実施計画（令和５年６月 16日閣議決定）において、調査票情報の二次的利用に関して、利用者への提供の迅速化等が掲げられたことも踏まえ、統計センターでは、既存のデータから二次的利用のメタデータに変換するためのツールを開発し、各府省へ提供しているほか、オンサイト登録済のデータのうち変換ツールを適用できない一部のデータについては、統計センターでメタデータを作成し各府省（４省庁 10 統計調査 102 ファイル）への支援を迅速に行った。また、調査票情報の二次的利用の提供迅速化に関する内容の会議に当たり、統計センターは、各府省の理解の増進につながるよう、データ整備及びツールの使用方法に関する資料を作成するとともに各府省において特にテクニカルな面で各府省に内在する疑問点や不審な点の解消に向けた説明を行った。 政府統計オンライン調査総合窓口（e-Survey）を利用したオンライン調査を実施するために必要となる企画設計作業等において多数の府省への技術的な支援を行った。 各府省の集計業務を支援することを目的に開発している汎用集計ツールについて、導入を希望する８府省 35 統計調査に対し、支援要望等のヒアリングを行うとともに、支援計画を策定するなどの対応を行った。 政府統計の総合窓口（e-Stat）の検索性、利便性の向上を図るため、統計調査の概要等のメタデータを整備したデータカタログを作成した。また、各統計調査が横並びとなるよう統一性を図り、データのク

				リーニング作業や出典元の妥当性確認等を行うとともに、各府省における今後の更新作業が容易に行えるようテンプレート等の作成を行った。 以上のことから、新たに「統計基盤デジタル化推進支援室」を設置するなど各府省の統計業務のデジタル化を支援する体制を整備し、同室において、これまでに比べ、各統計調査の実情や統計調査実施スケジュールに寄り添った技術的支援を行ったことにより、令和５年度は、７府省 26 統計調査を支援対象とし、特に６統計調査においては新規にオンライン調査を導入するなど、技術的な支援を適切に行っており、所期の目標を上回って達成していること。 事業計画策定後に定められた規制改革実施計画に基づき、早期の調査票情報の円滑な二次的利用を確保するため、利用申出の内容に応じた提供データの作成自動化等を実現するための土台となるメタデータの整備を強力かつ迅速に推進する観点から、必要となる変換ツールを新規に開発して各府省へ提供するなど短期間で的確に取り組んでおり、所期の目標を質的及び量的に上回って達成していること。 これらのことから、質的及び量的に顕著な成果を達成していること、当該項目の困難度が高であることを踏まえ、当該項目の評定をＳとした。

*1 メタデータ：統計数値そのものではなく、統計データに付随し、データの利用や解釈、効率的な管理や検索に資する情報

４．その他参考情報

特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－４	統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第４号 独立行政法人統計センター法第 10 条第６号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報(※1)

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
製表基準適応度（※1）							
提出期限（※2）							

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※2）	２年度（※2）	３年度（※2）	４年度（※2）	５年度
予算額（千円）	－	－	－	－	156,089
決算額（千円）	－	－	－	－	155,449
経常費用（千円）	－	－	－	－	144,756
経常利益（千円）	－	－	－	－	7,156
行政コスト（千円）	－	－	－	－	144,756
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※1）主要なアウトプット（アウトカム）情報については、細分化された評価を参照
（※2）令和４年度年度目標以前における区分が令和５年度年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

<table>
<tr><th rowspan="2">主な評価指標</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr>
<td>

＜評価の視点＞

統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項について、適切に実施されているか。

○当該事項の評定は、以下の方法で評定する。

①個別評価の結果を数値に変換

個別評価結果	D	C	B	A	S
変換値	0	1	2	3	4

②上記①の値を用いて平均値を算出し、当該事項を評定

平均値※	0.5未満	0.5以上 ～1.5未満	1.5以上 ～2.5未満	2.5以上 ～3.5未満	3.5以上
評定	D	C	B	A	S

※小数点第二位を四捨五入

</td>
<td>

４　統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項

業務実績の状況については、Ｉ－４－１の個別評価の結果に詳細を記載

</td>
<td>

＜評定と根拠＞

統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項について、個別評価の結果は、Ａ評価であり、主な評価指標欄に掲げる方法に基づき評定した結果、当該事項の評価をＡとした。

</td>
</tr>
</table>

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－４－１	統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第４号 独立行政法人統計センター法第 10 条第６号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※１）	２年度（※１）	３年度（※１）	４年度（※１）	５年度（※２）
予算額（千円）	－	－	－	－	156,089
決算額（千円）	－	－	－	－	155,449
経常費用（千円）	－	－	－	－	144,756
経常利益（千円）	－	－	－	－	7,156
行政コスト（千円）	－	－	－	－	144,756
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※１）令和４年度目標以前における区分が令和５年度目標の開始に伴い改訂されたことから、令和４年度目標以前の区分により作成した情報を開示することが困難なため。
（※２）予算額～行政コストについては、セグメント単位の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
４　統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項 （１）統計に関する技術の研究 製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質の向上及び統計ニーズの多様化への対応などに資するため、統計データの提供に関する研究、公的統計基本計画に掲げられた研究等に積極的に取り組み、その研究成果を業務運営に十分に活用すること。 令和５年度は、引き続き、格付符号における格付支援システムの機能向上等に資する研究、データエディティングに関する研究及び消費動向指数に関する研究を行うとともに、匿名データや一般用ミクロデータの作成及び提供に関する研究、リモートアクセスを含むオンサイト利用の運用時における課題の研究など、目標を明確にした研究を行うこと。 【指標】 ・各種研究の取組状況 ・研究成果の業務運営への活用状況 （２）統計活動に関する国際協力 諸外国や国際機関と連携しつつ、統計技術の向上を図るために、国際的な動向等に関する情報収集、国際会議等への参加、発展途上国等への技術協力、諸外国への統計データ提供環境の整備等に総務省と連携し、取組を更に進めること。 【指標】 ・国際的な動向等に関する情報収集、国際会議等への参加の状況 ・発展途上国等への技術協力の実施状況 ・諸外国への統計データ提供環境整備の実施状況	**４　統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項** **（１）統計に関する技術の研究** ①　製表業務の高度化･効率化や製表結果の品質向上に資するための研究 ア　格付支援システムに関する研究 収支項目分類について､機械学習の技術を活用した格付支援システムに関する研究を行う。 また、その研究成果を踏まえ、令和６年全国家計構造調査の収支項目分類の自動格付の検討を行う。 イ　データエディティングに関する研究 統計調査で用いる新たなエディティング手法について、更なる研究を行う。 ウ　消費動向指数に関する研究 消費動向指数の作成にビッグデータを活用する手法など､指数の改善に向け､更なる研究を行う。 ②　統計ニーズの多様化への対応などに資するための研究 ア　公的統計のミクロデータの利用促進を図るため､匿名データ作成における各種手法の研究を行う。 令和５年度においては､匿名データの作成を効率的に行うための研究を行う。 イ　広く一般的に活用可能な一般用ミクロデータの作成及び提供に関する研究を行う。 令和５年度においては､国内外の一般用ミクロデータ作成方法等に関する研究を行う。 ウ　調査票情報の提供に関し､リモートアクセスを含むオンサイト利用の運用における課題について技術的な検討を行う。 エ　より利便性の高い提供方式であるオンデマンドによる統計作成機能･方策について､オーダーメード集計への導入に向けた検討を行う。また､統計ニーズの多様化への対応などに資するため､統計データの提供に関する研究等を行う。 ③　外部機関との連携及び研究成果の普及等 上記の研究に当たっては、必要に応じて統計研究研修所や大学等の研究機関、国際機関や諸外国の統計機関等との間で技術協力や連携も併せて実施する。 また、統計技術や研究成果の普及を図る観点から、研究報告書などの各種資料の刊行や学術誌等への投稿、関連学会等における発表を推進し、刊行等の件数を３件以上とするとともに、外部の研究者等を招へいした研究会及び講演会を２回以上開催する。	**＜評価の視点＞** ・格付支援システム､データエディティングに関する研究など、製表業務に適用可能な研究が重点的に行われているか。 ・研究に当たっては､外部研究者を積極的に活用して研究を行っているか。 ・研究成果の業務運営への活用状況	**４　統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項** **（１）統計に関する技術の研究** 統計センターでは、製表業務の高度化や製表結果の品質の向上、統計ニーズの多様化への対応などに資するため、製表実務に適用可能な研究に重点を置いて研究を進めている。 令和５年度は、製表業務の高度化・効率化及び製表結果の品質向上に資するための研究、統計ニーズの多様化への対応などに資するための研究を行うとともに、外部機関との連携及び研究成果の普及等を行った。 ア　製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質向上に資するための研究 ①　格付支援システムの研究 近年、統計センターでは、人工知能（ＡＩ： Artificial Intelligence）技術を用いて、「家計調査」における分類符号の自動付与による格付業務支援システムを開発し、令和４年１月より、実用化している。当該システムは、人間によって行われてきた格付業務の省力化を目指し、「言語」に対する新たな「機械学習型分類手法」を開発することで、格付の自動化を図ったものである。その結果、従来型の方法に比べ、格付率が約５ポイント向上している。 本格付支援システムに利用している言語分類は、その方法論において、分類（格付）困難を生じる問題に対し、人間の記憶や知識を増強するＩＡ（Intelligence Augmentation）分野の研究や、計算知能（ＣＩ：Computational Intelligence)の分野で開発されている「計量」に基づく新たな分類信頼度を提案することで、新しい機械学習型分類手法を開発し解決するという特徴がある。 令和５年度においては、総務省統計研究研修所と連携し次の研究を進めた。 令和６年全国家計構造調査での本システムの適用を目指し、令和４年度に引き続き検証を進めた。令和５年度は、実際の製表事務を想定した検証を行い、モデルの更新条件の検討等を行った。全国家計構造調査では、都道府県別に集計事務が行われることから、11月分の格付支援で使用するモデルについては、これを想定し、県ごとに前月分のデータを用いてモデルの更新を行うため、当該モデルによる格付精度の検証を行った。また、全国家計構造調査の格付支援システムにおいては、入力データの種類（レシートデータ/レシートデータ以外）ごとに異なる分類信頼度の設定を可能としているため、データの種類ごとに各分類信頼度による検証を行った。さらに、本格付支援システムの格付結果の検証は、これまで、実用上の目標値とされる格付率及び正解率による検証のみを行ってきており、適切な評価指標による評価が重要な課題となっていた。そこで、令和５年度の研究においては、種々の評価指標による本格付支援システムの格付結果の検証を行った。その結果、本格付支援システムにおける格付結果について新たな傾向をつかむことができた。本検証の結果は、より効率的で効果的な機械学習型分類手法の開発につながるものである。 さらに、令和４年度に開発した格付結果の解釈を数理的に行う手法を発展させ、階層型サポートベクターマシンに基づく新たな分類アルゴリズムを開発した。これは、サポートベクターマシンの確率スコアから得られた数値的特徴を用いることで、より高性能な分類アルゴリズムの開発を目指したものである。 これらの研究成果は、KES2023国際会議、uRos2023国際会議、日本分類学会第42回大会で発表するなど公表に努めた。 また、医学・科学技術関係を中心とする世界最大規模の出版社で、学術雑誌も多数発行しているElsevier社から出版の「Procedia Computer Science Vol. 225」及びルーマニア統計局発刊の「Romanian Statistical Review」に論文が採択・掲載された。	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 【評定根拠】 ＜製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質向上に資するための研究＞ 人工知能（ＡＩ： Artificial Intelligence）技術を用いて、「家計調査」における分類符号の自動付与による格付業務支援システムを開発し、実用化している。 令和５年度においては、令和６年全国家計構造調査での本システムの適用を目指し、実際の製表事務を想定した検証を行い、モデルの更新条件の検討等を行った。 また、令和６年全国家計構造調査では、入力データの種類（レシートデータ/レシートデータ以外）が異なることから、本システムによるデータの種類ごとに各分類信頼度による検証を行った。 これらの研究成果などは、KES2023国際会議、uRos2023国際会議、日本分類学会第42回大会においての発表や、医学・科学技術関係を中心とする世界最大規模の出版社で、学術雑誌も多数発行しているElsevier社から出版の「Procedia Computer Science Vol. 225」及びルーマニア統計局発刊の「Romanian Statistical Review」に論文が採択・掲載され、学術学会においても学術的研究としての評価を得た。

	（２）統計活動に関する国際協力 国際機関及び各国における統計活動への協力の一環として、更なる国際的な統計行政の発展及び世界における我が国統計行政のプレゼンス向上に貢献するため、国際的な動向等に関する情報収集や国際的な統計技術の検討の場における我が国の知見の共有を行い相互の統計技術の深化を図るとともに、国際会議等への参加、発展途上国等への技術協力、諸外国への統計データ提供環境の整備等に、総務省と連携して積極的に参画する。 また、ＬＩＳ（CROSS-NATIONAL DATA CENTER in Luxembourg）のデータベース（各国の家計所得に関するデータベース）について、政府機関の職員、大学や非営利団体の研究者が利用することができるよう支援を行う。		②　データエディティングに関する研究 統計局からの依頼により令和３年度から行っている個人企業経済調査に係る欠測値補完に関する研究については、昨年度に引き続き０円を先に補完する方法[*1]の検証を進め、研究成果を報告書にとりまとめた。 また、現行の補完方法により補完を行って集計した公表済の結果表と、０円を先に補完する方法で補完した集計結果について統計局において比較検証を行うため、０円を先に補完する方法で補完した結果表を作成して統計局に提供した。 これらの研究の成果については、本年度は、2023年度統計関連学会連合大会において発表するとともに、ISI WSC2023（国際統計協会世界大会）において発表し、その論文が掲載された。 ③　消費動向指数に関する研究 前年度に引き続き総消費動向指数（ＣＴＩマクロ）について、その推定に使用されている公的統計結果のうち、公表時期の遅い「サービス産業動向調査」及び「第３次産業活動指数」における「広義対個人サービス」について、クレジットカード情報等を用いた一期（一月）先予測の試算を行い、統計局に報告した。 また、統計局において本予測結果を利用した総消費動向指数の試算を行い、その試算結果について、令和５年12月開催の消費動向指数研究評議会において統計局から報告を行った。本試算結果は令和６年３月に統計局ウェブサイトで公開された。 さらに、新たに入手したＰＯＳデータの分析を行い、ＰＯＳデータの利活用に係る今後の研究に向けての示唆を統計局へ与えた。 イ　統計ニーズの多様化への対応などに資するための研究 ①　匿名データ作成における各種手法の研究 匿名データの作成を効率的に行うための研究として、匿名データ作成に必要となる情報処理及びデータ検査のための汎用システム５機能（並び替え、抜き出し・削除、連番付与、フォーム変換、データの値によるデータ変換）を開発し、試行的に実務に適用し検証してきた。 その結果、各統計調査に共通する匿名化処理への汎用ツールの適用は効果的だが、それぞれの統計調査に特有の匿名化処理については汎用性が無いため、汎用ツールの適用は困難であることがわかった。 これにより、今後の匿名データ作成の実務においては、汎用ツールと開発プログラムを状況に応じて組み合わせることにより、匿名データ作成の効率化を進めていくことが最適であるとの結論を得た。 ②　一般用ミクロデータの作成及び提供に関する研究 一般用ミクロデータについては、統計リテラシー向上の取組の一環として、大学等の授業やプログラムテストなど、広く一般での活用を可能とする一般用ミクロデータの提供（無償）を行っており、令和５年度の利用件数は、924件（前年度1,191件）であった。 令和５年度は、総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所及び統計センターが連携して行っている「統計をめぐる諸課題に関する研究」（統計データの利活用高度化プロジェクト）における一般用ミクロデータの作成方法のこれまでの検討結果を踏まえ、データ作成に向けた準備を進めた。 ③　調査票情報の提供に関するオンサイト利用等の検討 令和５年度は、ＤＶＤ等の電磁的記録媒体による調査票情報の提供の代替を想定したリモートアクセスについて、試行運用を開始した。 ④　オンデマンドによる統計作成機能・方策についての研究 令和５年度は、統計表作成仕様書の作成を利用者が視覚的に容易に行えるようにする仕組みについて、Excelのマクロを使ったプログラムを開発した。	このほか、令和５年度は、個人企業経済調査に係る欠測値補完に関する研究や消費動向指数に関する研究を実施することにより、評価指標に掲げられている、３点の視点（「格付支援システム、データエディティングに関する研究など、製表業務に適用可能な研究が重点的に行われているか。」、「研究成果の実務への活用実績」、「研究に当たっては、外部研究者を積極的に活用して研究を行っているか。」）について、十分に実行されているか確認することができた。 ＜統計ニーズの多様化への対応などに資するための研究＞ 匿名データ作成における各種手法の研究においては、匿名データ作成の際に必要となる情報処理及びデータ検査のための汎用システムを開発し、試行的に実務に適用し検証した結果、汎用ツールと開発プログラムを状況に応じて組み合わせることにより、匿名データ作成の効率化を進めていくことが最適であるとの結論を得ることができた。 一般用ミクロデータの作成及び提供に関する研究においては、総務省統計局、政策統括官（統計制度担当）、統計研究研修所及び統計センターが連携して行っている「統計をめぐる諸課題に関する研究」（統計データの利活用高度化プロジェクト）における一般用ミクロデータの作成方法のこれまでの検討結果を踏まえ、データ作成に向けた準備を進めた。 オンサイト利用促進に向けた利便性向上策の検討の一環として、リモートアクセスの実現に向け、試行運用を実施した。 オンデマンドによる統計作成機能・方策についての研究においては、統計表作成仕様書の作成を視覚的に容易に行えるようにする仕組みについてExcelのマクロを使ったプログラムを開発した。

[*1] ０円が多い経理項目について、従来の補完方法では０円の多さを考慮せず補完を行っていたが、０円か否かをまず判別し０円を補完した後、０円に補完されなかったデータに対して従来どおり補完する方法

ウ　外部機関との連携及び研究成果の普及等

①　外部機関その他との連携

津田塾大学の依頼により、「多変量解析と公的統計」の講師を１名派遣した。

②　統計技術及び研究成果の普及等

(ｱ) 学会等における研究発表

統計センターでは、日本統計学会など、統計技術との関連がある６学会に団体加入し、学会の情報を収集するとともに、定期的に開催される会合において研究発表を行い、研究成果の普及を図っている。

令和５年度は、以下の研究発表を行った。

令和５年度 学会等における研究発表実績

年月日	会議等の名称	発表内容	開催地	開催場所
R5. 5.27 ～28	日本分類学会第42回大会	・全国家計構造調査と家計調査における自動格付のための教師データの改善	京都府 京都市	京都 女子大学
R5. 7.16 ～20	The 64th ISI WSC2023 第64回国際統計協会世界大会	・Imputing zeros in business survey items using a binary classification method（二値分類手法を用いた経済調査項目における0の補完）	カナダ オタワ	ショーセンター (Shaw Centre)
R5. 9. 3 ～7	2023年度統計関連学会連合大会	・統計センターが提供する公的統計のミクロデータ利用サービスについて ・統計センターにおける欠測値補完に関する研究の一事例	京都府 京都市	京都 大学
R5. 9. 6 ～8	KES2023 第27回知識ベース及びインテリジェントな情報とエンジニアリングシステムに関する国際会議	・Hierarchical Support Vector Machine based Classifier for Autocoding （自動格付のための階層型サポートベクターマシンに基づく分類器）	ギリシャ アテネ	ロイヤル オリンピック ホテル
R5. 9.26 ～28	UNECE Expert Meeting on Statistical Data Confidentiality 2023 統計データの秘匿に関する専門家会議	・A Case Study of Output Checking in Japan （日本におけるアウトプットチェッキングの事例紹介）	ドイツ ヴィースバーデン	ラインマン大学
R5.9.30 ～10.1	The 8th Japanese-German Symposium on Classification 第８回日独分類シンポジウム	・Proposal of new similarity indices "cluster center-of-gravity distance" and "cluster difference degree" and similarity cluster identification algorithm for comparing cluster analysis results of different survey years data （異なるデータのクラスター分析を比較する～類似クラスターのアラインメント手法の提案）	北海道 札幌市	北海道 大学

＜外部機関との連携及び研究成果の普及等＞

統計学の研究に携わっている研究者を非常勤研究員として採用し、消費動向指数などの研究を行った。

外部研究者を交えた先進的な理論や実際の応用事例を学ぶ場として、外部有識者による「統計技術講演会」及び外部研究者を交えた学術的な検討を行う場として統計技術研究会を開催した。

学会等における研究発表では、統計技術との関連がある６学会に団体加入し、学会の情報を入手するとともに、定期的に開催される会合において発表を行った。

また、統計センターの業務を広く周知するための広報も実施した。このほか、統計センター実務検討会を開催した。

研究成果の普及を図るため、統計センターにおける製表技術の研究成果や国外における製表技術の研究に関連する資料を刊行した。

R5.12.12 ～14	uRos2023 第11回公的統計におけるＲの利用に関する国際会議	・Difference on Evaluation Scores Considering Image Descriptions （画像から取得した記述を考慮した評価指標の値の違い）	ルーマニアブカレスト	ルーマニア統計局

(ｲ) 製表技術参考資料等の刊行

研究成果の普及を図るため、製表技術の研究成果に関連する資料を刊行した。

令和５年度 製表技術参考資料等刊行実績

資料等名	内　　容
製表技術参考資料44	・個人企業経済調査の令和元年度調査見直し後における欠測値補完の検証と更なる研究

(ｳ) 統計センター実務検討会

統計センター業務についての研究・開発の成果及び事務改善に関する情報等を共有し、その活用を一体的かつ効果的に推進するとともに、職員の人材育成及び専門性の継承を図るため、統計センター実務検討会を３回開催した。

令和５年度 統計センター実務検討会開催実績

回	開催年月日	発表内容
第118回	R5. 9.13	・製表業務に関する品質管理の取組について ・各府省支援の取組
第119回	R5.12.20	・家計調査 製表業務の事務改善について
第120回	R6. 1.25	・人材確保・育成方針に基づく積極的な採用活動 ・匿名データの作成について

注）回は平成20年度からの一連番号

(ｴ) 個票データの秘匿技術に関する特許取得

統計センターから特許出願を行った「多次元クロス度数表の秘匿変換処理による個票データの匿名化装置（特願2019-149284）」について、特許の査定通知に基づき、特許料を納付し、統計センター発足以来初となる特許を取得した。（令和６年３月14日）

この特許技術については、オンサイト利用の持ち出し審査の負担軽減、匿名データを作成する技術としての利用及び公表結果表から統計教育用のミクロデータを作成する手法としての利用が期待される。

③　外部研究者の採用

統計学の研究に携わっている研究者を非常勤研究員として平成30年度から採用しており、消費動向指数に関する研究などの研究業務に資する取組を行っている。

令和５年度は、新たに入手したＰＯＳデータ等の分析を行い、その結果をＰＯＳデータ等の利活用に係る今後の研究に向けて統計局へ提示するとともに、統計センターの構成員として消費動向指数研究協議会に参画した。

④　統計技術講演会の開催

製表業務の高度化や製表結果の品質の向上、統計ニーズの多様化への対応などに資するため、先進的な理論や実際の応用事例を学ぶ場として、統計センターの役職員に加え、総務省統計局、政策統括官室（統計制度担当）及び統計研究研修所の職員を対象とした外部有識者による「統計技術講演会」を開催し、約80名が聴講した。

開催年月日	議　　題
R6.1.30	・歴史ある企業においてどのようにすればDXが実現できるのかーCSDXの事例を通じて

⑤　統計技術研究会の開催

外部研究者を交えた学術的な検討を行う場として統計技術研究会を開

統計センター発足以来初となる特許を取得した。

これにより、事務の負担軽減が図れることのほか、匿名データを作成する技術としての利用や公表結果表から統計教育用のミクロデータを作成する手法としての利用が期待される。

催した。

開催年月日	議　　題
R6. 3.11	持出審査事務の効率化にかかる中央値及び四分位数の標準的なチェック内容に関する研究

＜評価の視点＞

・国際的な動向等に関する情報収集、国際会議等への参加に関する取組は、適切に行われたか。

・発展途上国等への技術協力は、適切に行われたか。

・諸外国への統計データ提供環境整備は、適切に行われたか。

６　統計活動に関する国際協力

国際機関及び各国における統計活動への協力の一環として、更なる国際的な統計行政の発展及び世界における我が国統計行政のプレゼンス向上に貢献するため、国際的な動向等に関する情報収集や、国際的な統計技術の検討の場における我が国の知見の共有を行い相互の統計技術の深化を図るとともに、国際会議等への職員派遣、発展途上国等への技術協力、諸外国への統計データ提供環境の整備等に、統計局等と連携して積極的に参画した。

（１）国際的な動向等に関する情報収集

国際的な動向等に関する情報収集においては、国際会議に職員を参加させ、国際的な動向等に関する情報収集を行うとともに、会議において発表を行うことにより、統計センターの知見の共有を行い相互の統計技術の深化を図っている。

また、海外の研究者と交流を行うことにより、情報収集及び統計技術の深化を図っている。

令和５年度における国際的な動向等に関する情報収集の具体的な取組は、次のとおりである。

○ 国際会議等への参加

時期	国際会議名等	開催地	目的等
R5.7.16～20	2023年ISI（国際統計協会）総会	カナダ	国際会議への参加（発表） ISIにおける重要課題等の把握
R5.9.6～8	KES2023（27th International Conference on Knowledge-Based and Intelligent Information & Engineering Systems）（第 27 回知識ベース及びインテリジェントな情報とエンジニアリングシステムに関する国際会議）	ギリシャ	国際会議への参加（発表）
R5.9.26～28	UNECE Expert Meeting on Statistical Data Confidentiality（統計データの秘匿に関する専門家会議）	ドイツ	国際会議への参加（発表）
R5.12.12～14	uRos 2023 （The 11th International Conference on the Use of R in Official Statistics）（第11回公的統計におけるＲの利用に関する国際会議）	ルーマニア	国際会議への参加（発表）
R6. 2.25～3.1	第55回国連統計委員会	アメリカ	国連統計委員会における重要課題等の把握

国際的な動向等に関する情報収集については、国際会議に職員を派遣し、国際的な動向等に関する情報収集を行うとともに、会議において発表を行うことで、統計センターの知見の共有を行い相互の統計技術の深化を図っている。

（２）海外への技術協力

海外への技術協力について、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）や統計局で実施している発展途上国等への技術協力プロジェクトに協力している。

令和５年度における二国間交流事業等について、新たに統計局と英国統計機構との間において、公的統計の作成に関する知識及び経験の交換を通じて、統計分野における緊密な協力を目的に連携協力協定（覚書）を５月に締結した。

この覚書に基づき、令和６年１月に統計局、統計センター職員が英国へ出張し意見交換等を行った。

その他の令和５年度における海外からの来訪者への対応は、次のとおりである。

○ その他の来訪対応

実施日	来訪者等	内容等
R5.5.12	香港城市大学	業務説明（統計センターの概要）、施設見学
R5.5.16	訪日・英国統計機構	理事長表敬、業務説明（統計センターの概要）
R5.5.18	訪日・エジプト国中央動員統計局	理事長表敬、業務説明（統計センターの概要）、施設見学
R5.8.31、9.4	石橋信夫記念国際交流事業	（8.31）理事長表敬、業務説明（統計センターの概要）、施設見学 （9.4）家計調査の審査・集計方法に関する説明 ※統計情報研究開発センター（Sinfonica）による事業
R5.9.12	訪日・韓国統計視察団	理事長表敬、業務説明（統計センターの概要）
R5.10.3	国際連合アジア太平洋統計研修所(SIAP)研修員	理事長表敬、業務説明（統計センターの概要）、施設見学
R5.12.13	訪日・エジプト国中央動員統計局	理事長表敬、業務説明（統計センターの概要）、施設見学

海外への技術協力について、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）や統計局で実施している発展途上国等への技術協力プロジェクトへの協力など、積極的に協力を図っている。

（３）ＬＩＳ[*2]のデータベース利用に関する支援

ＬＩＳが整備しているデータベースの利用について、平成21年10月から統計センターとＬＩＳで利用協定を締結している。平成30年11月に第３期目の拠出金支払いに係る合意書を締結（平成31年～令和５年）し、日本の政府機関の職員、その他国内の大学や非営利機関の研究者が利用するための支援を行っている。

令和６年においても引続きＬＩＳのデータベース利用を支援するため、加盟機関事務局として拠出金支出に関する合意書の締結（2024年）を令和５年11月に行った。

ＬＩＳが整備しているデータベースの利用については、政府機関の職員等が利用するための支援を行い、国際的な統計データの利用機会を国内に提供することで、統計の利便性を向上させた。

以上のことから、製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質向上に資するための研究については、これまでの格付支援システム

[*2]ＬＩＳ（CROSS-NATIONAL DATA CENTER in Luxembourg）：各国の政府機関等の協力・支援を得て、家計所得に関係する各国の調査データを収集し、国際比較研究に利用可能なデータベースを整備しているプロジェクト。現在、約 50 か国から家計所得に関するデータ提供を受けている。ＬＩＳのデータは、所得分布に関する国際的なデータベースとして有名なものであり、各国の経済学者や社会学者に幅広く使われている。

				の研究結果を踏まえ、さらなる業務適用に向けて検証を進め、外部機関との連携及び研究成果の普及等も適切に実施したこと。 統計センター発足以来、初の特許を取得することができたことから、これにより、事務負担の軽減が図れることのほか、匿名データを作成する技術としての利用や公表結果表から統計教育用のミクロデータを作成する手法としての利用が期待されること。 令和５年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が収束したことから、国際機関及び各国における統計活動への協力について、前年度よりも積極的な取組を実施したこと。 これらのことから、所期の目標を上回って達成していることから、当該項目の評定をＡとした。

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅰ－５	その他		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人統計センター法第 10 条第６号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度（※）	２年度（※）	３年度（※）	４年度（※）	５年度（※）
予算額（千円）	9,914,989 の内数	9,049,154 の内数	10,317,641 の内数	9,015,708 の内数	8,489,648 の内数
決算額（千円）	9,590,452 の内数	8,610,295 の内数	9,547,125 の内数	8,591,745 の内数	8,256,338 の内数
経常費用（千円）	9,531,400 の内数	8,696,408 の内数	9,710,092 の内数	8,710,150 の内数	7,877,561 の内数
経常利益（千円）	223,308 の内数	278,470 の内数	707,552 の内数	299,058 の内数	881,741 の内数
行政コスト（千円）	14,863,404 の内数	8,696,408 の内数	9,880,917 の内数	8,710,794 の内数	7,877,561 の内数
従事人員数（人日）	－	－	－	－	－

（※）Ⅰ－１国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項～Ⅰ－４統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項の額を計上

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

<table>
<tr><th rowspan="2">年度目標</th><th rowspan="2">事業計画</th><th rowspan="2">主な評価指標</th><th colspan="2">法人の業務実績・自己評価</th></tr>
<tr><th>業務実績</th><th>自己評価</th></tr>
<tr>
<td>５　その他
上記１から４までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保、秘密の保護、統計の品質管理等のために必要な措置を講じること。
【指標】
・製表結果の精度確保、秘密の保護、統計の品質管理に係る取組状況</td>
<td>５　その他
上記第１の１から４までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保に努めるとともに秘密の保護を徹底する。特に、製表結果の精度確保に当たっては、製表業務の各段階において、取組状況の監視、達成状況の評価、更なる活動内容の見直しを行い、製表業務の品質管理におけるＰＤＣＡサイクルを着実に実施することにより、品質の維持・向上に努める。
また、ＩＳＭＳに基づくマネジメントシステムを運用する情報セキュリティ対策を確実に実施し、調査票情報、公表期日前情報等の秘密の保護を徹底する。</td>
<td>＜評価の視点＞
・製表結果の精度確保、秘密の保護、品質の維持・向上、統計の品質管理等に努めているか。</td>
<td>５　その他
上記第１の１から４までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保に努めるとともに秘密の保護を徹底した。特に、製表業務の各段階における品質管理活動を着実に実施し、製表結果の精度確保に努めるとともに、情報技術に関する各種事務においても品質の維持・向上に努めた。
また、秘密の保護に当たっては、ＩＳＭＳに基づくマネジメントシステムを運用する情報セキュリティ対策を確実に実施し、調査票情報等の秘密の保護を徹底した。（「Ⅳ-４　情報セキュリティ対策の徹底」を参照）

（１）品質管理に係る取組
統計センターの経営理念に掲げられた「正確な統計の作成（統計をつくる）」「統計データの利活用の推進（統計を活かす）」「公的統計の発展の支援（統計を支える）」の３つの使命の下、品質の高いサービスを提供するために、日常から、製表結果の精度確保、秘密の保護、品質の維持・向上のため、統計の品質管理等に努めている。令和５年度の品質管理に係る取組に当たっては、令和５年９月を品質管理推進月間として、統計センターイントラネット（C-NET）に品質管理に関する注意喚起の掲載や統計センター実務検討会において「製表業務に関する品質管理の取組について」の発表を行う等の職員の意識向上を図る取組を行うとともに、各部において品質管理推進連絡会を開催し、上半期における品質目標・管理項目の実施状況の確認を行った。
また、令和６年３月には、各部の品質管理推進連絡会において、年度を通した品質目標・管理項目の実施状況の確認を行うとともに、役員を構成員とする品質管理推進会議において、各部の実施状況の年度報告や、令和５年度の実施状況を踏まえた令和６年度の品質目標・管理項目を決定する等、ＰＤＣＡサイクルに基づいた品質管理に取り組んだ。

（２）製表業務等に関する品質管理活動
品質管理項目について、チェックシート等を活用した日常管理を実施することで、製表業務の品質の維持・向上を図るとともに、製表結果の精度確保に当たっては、次表に示す製表業務の各段階における品質管理活動を行った。また、民間委託による業務においても委託事業者との連絡体制の整備を行い、単に納品物の合否通知を行うだけではなく、納品検査結果を還元（資料の発行）するなど適切な指導を行うことで、精度の維持・向上に努めた。
さらに、平成29年１月から実施している「ヒヤリ･ハット事例からの重大な事件・事故の防止活動」を継続して行い、毎月の事例収集及び防止に向けた取組について職員への情報共有を図った。
なお、品質目標の１つとしていた「自責による再集計[*1]件数の抑制」では、４件（前年度０件）の再集計が発生したが、いずれも速やかに対応するとともに、原因を分析し、再発防止に向けた改善策の検討や防止策を講じた。これらの品質目標の達成状況等を品質管理推進連絡会等に報告するとともに、結果を踏まえ６年度の品質目標・管理項目の見直しを行った。

製表業務等に関する品質管理活動内容
<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">製表業務における品質管理活動</td><td>受付整理</td><td>・提出された調査書類の検査、管理</td></tr>
<tr><td>データの入力</td><td>・調査票に記入されているマーク及び文字の読取精度を確保するため、読取テスト、不読文字修正の精度検証及び誤読管理</td></tr>
<tr><td>符号格付</td><td>・符号の検査・検証
・検査結果の還元（中間研修、資料の発行）</td></tr>
<tr><td>データチェック</td><td>・システムによる内容検査
・システム又は職員による補完
・チェック審査事務の検証</td></tr>
</table>
</td>
<td>＜評定と根拠＞
評定：Ｂ

【評定根拠】
統計センターの経営理念に掲げられた「統計をつくる」、「統計を活かす」、「統計を支える」の３つの使命を果たすため、日常から品質管理等に努め、品質管理推進月間や製表業務に関する品質管理の取組の発表を行うなどにより職員の意識向上を図った。
また、各部における品質管理推進連絡会での品質目標・管理項目の達成状況の中間報告、令和６年３月には品質管理推進会議で品質管理実施状況の報告や令和６年度の品質目標・管理項目を決定するなどにより、ＰＤＣＡサイクルを着実に実施した。

製表結果の精度確保に当たっては、製表業務の各段階における品質管理活動を着実に実施するとともに、製表業務におけるＰＤＣＡサイクルを通じた品質の維持・向上の実現に努めた。
具体的には、チェックシート等を活用した日常管理の実施や、製表業務の各段階における品質管理活動の実施。さらに、民間委託による業務においても委託事業者との連絡体制の整備を行い、単に納品物の合否通知を行うだけではなく、納品検査結果を還元（資料の発行）するなど適切な指導を行うことにより、精度の維持・向上に努めた。</td>
</tr>
</table>

[*1] 再集計：結果公表後に結果の再作成を行うことをいう。

	結果表審査	・正確性・妥当性の観点から、様々なデータを用いた審査
民間委託における品質管理活動	受付整理	・提出された調査書類の検査、管理
	データ入力	・文字入力業務における入力誤り検査
	符号格付	・符号の検査 ・検査結果の還元（資料の発行）
プログラム開発における品質管理活動		・システム開発業務の管理 ・開発におけるスケジュール管理
製表業務全体にわたる品質管理活動	マニュアルの整備	・各製表事務における製表事務手続の整備
	職員の教育	・マニュアルに基づいた業務研修 ・新人職員や期間業務職員に対する研修 ・業務途中での中間研修
	問題解決の専門チームによる指導	・製表事務における疑義を解決するための体制 ・解決方法を資料配布やミーティング・研修等により職員等にフィードバック

（３）情報システムに関する品質管理活動

情報システムに関する各種業務の品質の維持・向上を図るため、各業務の日常管理項目[*2]及び品質管理項目[*3]に基づいた品質管理活動を行うとともに、品質管理実施状況等について各種会議等を通して共有することにより、情報システム部内における品質管理活動の充実及び実施の徹底を図った。

具体的には、情報システムの開発及び運用の観点から情報システムに関する品質目標を定め、各課においてチェックシートや実績表等を活用した日常管理活動の推進を行った。また、業務の品質が部外にまで影響を及ぼすような業務については、定量的な指標を設定して品質管理を行った。

調査票情報、公表前情報等の秘密に係る情報の保全に当たっては、ＩＳＭＳに基づくマネジメントシステムを運用する情報セキュリティ対策を確実に実施し、調査票情報等の秘密の保護を徹底した。

情報システムに関する品質管理活動内容

区　分	内　容
情報システムの開発における品質管理活動	・システム開発業務の管理 ・機能改修の管理
情報システムの運用における品質管理活動	・ＯＣＲ機の読取精度の管理 ・問い合わせ対応の管理 ・利用機関担当者の業務研修

（４）統計技術・提供部の事務に関する品質管理活動

統計技術・提供部における各業務の品質の維持・向上を図るため、各事務の品質管理目標及び品質管理項目に基づき、品質管理活動を適切に実施した。

具体的には、各課の品質管理項目において管理水準を超えた項目がないことを確認することにより、品質管理活動を適切に実施した。

情報システムに関する品質向上の維持・向上を図るため、情報システム部内における品質管理活動の充実及び実施の徹底、ＩＳＭＳに基づく情報セキュリティ対策の実施による調査票情報等の秘密の保護の徹底を図った。

品質管理活動の充実及び実施の徹底を図った。

自責による再集計が４件発生したが、いずれも速やかに対応するとともに、原因を分析し、再発防止に向けた改善策の検討や防止策を講じた。また、製表結果の精度確保、秘密の保護、品質の維持・向上及び統計の品質管理等に適切に取り組むことにより、ＰＤＣＡサイクルを着実に実施していることから、当該項目の評定をＢとした。

[*2] 日常管理項目：各業務の作業工程において確認すべきチェックポイントをいう。
[*3] 品質管理項目：日常管理項目のうち、特に当該業務の品質の状況を確認するための重要なチェックポイントをいう。

４．その他参考情報
特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－１	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費及び一般管理費の削減（※）	3.2%以上の減	前年度予算額	3.2%減	3.2%減	3.2%減	3.2%減	3.2%減	

（※）業務経費及び一般管理費に係る運営費交付金については、新規追加、拡充部分等を除く。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
１　業務運営の効率化に関する事項 （１）調査別・工程別投入量、コスト構造等を分析し、統計作成に関する業務を確実・正確に遂行するとともに、適切なＰＤＣＡサイクルの実施により、業務運営の効率化を推進すること。その際、ＡＢＣ／ＡＢＭ（活動基準原価計算／活動基準管理）を基礎としたコスト管理を行うこと。 【指標】 ・調査別要員投入量、コスト構造等の分析状況 ・ＡＢＣ／ＡＢＭを基礎としたコスト管理の状況 （２）業務経費及び一般管理費（情報システム関係経費、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング等推進費、各種法	**１　業務運営の効率化に関する事項** **（１）計画的な業務運営の効率化に向けた取組** 統計作成の全プロセスについて、取組状況の監視、達成状況の評価、更なる活動内容の見直しを行い、品質管理におけるＰＤＣＡサイクルを着実に実施する。これにより、品質の維持・向上に努めるとともに、業務改善への積極的な取組を行い、業務運営の効率化の推進を図る。また、ＡＢＣ／ＡＢＭ（活動基準原価計算／活動基準管理）を基礎としたコスト管理を推進する。 **（２）業務経費及び一般管理費の削減** 業務経費及び一般管理費（情報システム関係経費、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング等推進費、各種法令等により生じる義務的な経費等の所要額計上を必要とする経費及び周期統計調査に係る経費を除く。）に係る運営費交付金について、新規追加及び拡充部分を除	**＜評価の視点＞** ・調査別要員投入量、コスト構造等の分析が行われているか。 ・ABC/ABM を基礎としたコスト管理ができているか。 **＜評価の視点＞** ・年度目標に掲げた経費の削減に取り組んでいるか。	**１　業務運営の効率化に関する事項** **（１）計画的な業務運営の効率化に向けた取組** 高品質な公的統計の安定的作成・提供を堅持するため、情報通信技術（ＩＣＴ）や外部リソースの活用による業務の効率化を図ることのほか、ＡＢＣ／ＡＢＭを基礎とした業務マネジメントと各部門間の品質管理を連携・連結させるＴＱＭ[*1]を実施することにより、ＰＤＣＡサイクルに基づく成果志向の業務運営に取り組んでいる。 **（２）業務経費及び一般管理費の削減** 業務経費及び一般管理費（情報システム関係経費、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング等推進費、各種法令等により生じる義務的な経費等の所要額計上を必要とする経費及び周期統計調査に係る経費を除く。）に係る運営費交付金については、新規追加及び拡充部分を除き、業務の質の確保に留意しつつ、令和５年度から９年度までにおける削減目標を令和４年度予算額１億4,121万円に対し85%以下、金額では５か年で約2,100万円以上とされたことから、各年度の業務経費及び一般管理費の予算額を、対前年度比▲3.2%以上削減した予算額として５か年の目標を達成することとしている。 令和５年度の業務経費及び一般管理費の予算額は、４年度予算額１億4,121万円に対して１億3,669万円とし、▲3.2%の削減を達成した。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 【評定根拠】 計画的な業務運営の高度化・効率化に向けた取組については、ＡＢＣ／ＡＢＭを基礎とした業務マネジメントと各部門間の品質管理を連携・連結させるＴＱＭを実施し、適切なＰＤＣＡサイクルに基づく業務運営に取り組んでいる。 業務経費及び一般管理費の予算額については、対前年度比▲3.2%の削減目標を達成した。

[*1]ＴＱＭ（ Total Quality Management）：総合的品質管理。企業活動における「品質」全般に対し、その維持・向上を図っていくための考え方、取組、手法、しくみ、方法論などのこと。統計センターでは、各課室で業務の品質管理を行い、これらを連携させ、統計作成の全プロセスについて、総合的な品質管理を実施している。

令等により生じる義務的な経費等の所要額計上を必要とする経費及び周期統計調査に係る経費を除く。）について、新規追加及び拡充部分を除き、業務の質の確保に留意しつつ、令和５年度から令和９年度までの５年間で、令和４年度の該当経費相当に対する割合を85％以下とすること。 令和５年度においては、上記目標を達成するため、経費の効率的な執行に努め、当該経費について対前年度比 3.2％の削減を図ること。 【指標】 ・該当経費の削減状況（対前年度比 3.2％） （３）業務運営に必要な人員については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、不断の見直しを行うこと。その上で、令和５年度から９年度末までの常勤役職員数については、平成 30 年度から令和４年度までの実績を上回る削減に努めること。 令和５年度においては、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和４年８月 10 日統計委員会）において統計センターに求められる業務等に対応するため必要となる人員についても、既存業務に係る効率化によりまかなうこととし、常勤役職員を令和４年度末以下とすること。 【指標】 ・常勤役職員数（678 人） ・機能的な組織体制の整備や人員配置に向けた取組状況（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。） （４）役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表すること。 【指標】 ・適正な給与水準の設定状況 ・給与水準の検証結果及び取組状況の公表の有無 （５）製表業務の民間委託等は、調査票の受付整理、分類符号の格付等の業務において、厳格な秘密の保護、統計に対する国民の信頼の確保、統計の品質の維持・向上及び委託業務の適切な管理監督を図った上で、次の統計調査等における民間事業者の活用を積極的に実施すること。 ・令和５年住宅・土地統計調査の調査関係書類の受付整理、ＯＣＲ入力業務について、民間事業者の活用を着実に実施すること。 ・令和５年度事業所母集団データベース整備に係る照会結果の産業小分類	き、業務の質の確保に留意しつつ、令和５年度から令和９年度までの５年間で、令和４年度の該当経費相当に対する割合を85％以下とする。 令和５年度においては、上記目標を達成するため、経費の効率的な執行に努め、当該経費について対前年度比3.2％の削減を図る。 **（３）効率的な組織体制の整備及び管理** 業務運営に必要な人員については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、不断の見直しを行う。その上で、令和５年度から９年度末までの常勤役職員数については、平成30年度から令和４年度までの実績を上回る削減に努める。 令和５年度においては、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和４年８月10日統計委員会）において統計センターに求められる業務等に対応するため必要となる業務に係る人員についても、既存業務に係る効率化によりまかなうこととし、常勤役職員を令和４年度末以下とする。 **（４）給与水準の適正化等** 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。 **（５）製表業務の民間委託等に向けた取組** 製表業務について、厳格な秘密の保護、統計に対する国民の信頼の確保、統計の品質の維持・向上及び委託業務の適切な管理監督を図った上で、民間事業者を活用する。これにより、効率的な業務運営を図り、統計センターにおける資源配分の改善に寄与することを目的として、令和５年度は以下の民間事業者の活用を実施するものとする。 また、民間委託等に当たっては、「独立行政法人統計センター情報セキュリティポリシー」（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に基づき、民間事業者における情報セキュリティ対策・危機管理体制等の確保を図る。 ① 令和５年住宅・土地統計調査の受付整理及びＯＣＲ入力業務について、民間事業者の活用を着実に実施する。 ② 令和５年度事業所母集団データベース整備に係る照会結果の産業小分類符号格付事務について、民間事業者の活用を着実に実施する。 **（６）情報通信技術を活用した業務運営の効率化** 情報通信技術の積極的な導入・活用を図ることにより、生産性を向上させ、業務運営の効率化を推進するため、以下の取組を実施するものとする。 ① 経済構造実態調査の産業小分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ	＜評価の視点＞ ・年度目標に掲げた常勤役職員数の削減に取り組んでいるか。 ・年度目標等による指示に基づき新たに対応が必要となる業務に必要な人員を確保しているか。 ・業務に応じた機能的な体制整備等により、能率的な業務運営が確保されているか。 ＜評価の視点＞ ・国家公務員の給与水準を十分に考慮し、適正な給与水準が設定されているか。 ・役職員の給与について、給与水準の上昇要因等を含めて検証が行われているか。また、検証結果及び取組状況について公表しているか。 ＜評価の視点＞ ・製表業務の民間委託について、事業計画で示された業務等、積極的に実施しているか。	**（３）効率的な組織体制の整備及び管理** 令和５年度は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和５年３月28日閣議決定）に基づき、調査票情報等の利用及び提供、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を期待されていること等を踏まえ、担当課室長等から十分なヒアリングを実施した上で、業務が遅滞することなく確実に遂行していけるよう、業務量に合わせた適正な人員配置を行うこと等により能率的な業務運営を確保した。 雇用制度の運用としては、「国家公務員高齢者雇用推進に関する方針」（平成13年６月27日人事管理運営協議会決定）及び「国家公務員の雇用と年金の接続について」（平成25年３月26日閣議決定）に鑑み、国家公務員法に基づいた定年退職者の暫定再任用を実施しており、今年度は、令和４年５月に意向調査、11月に説明会を実施して暫定再任用職員の募集を行った結果、令和５年４月に58名（うち、短時間勤務は31名）を採用した。 また、ＩＣＴや統計理論等に関する高度な知識が求められる業務などにおいて、外部人材の知見を活用することは、人材確保の重要な手段であることから、以下のとおり高度な専門性を有する職員を、国家公務員法の任用制度に基づき非常勤として採用した。 (ｱ) 平成30年４月１日から発足した統計データ利活用センター（和歌山県）に「統計ミクロデータの提供」等の研究業務に当たる者（３名）を非常勤研究員として採用（継続） (ｲ) 統計データ分析コンペティションの在り方等に関する研究業務に当たる研究者（１名）を非常勤研究員として採用（継続） (ｳ) リモートアクセスを活用したオンサイト利用に関する研究業務に当たる研究者（１名）を非常勤研究員として採用（継続） (ｴ) 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年６月29日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に沿って、統計センターの主要な業務及びシステムの最適化を実現するため、ＣＩＯ補佐官（１名）を非常勤職員として採用（継続） これらの取組により、常勤役職員を令和４年度末以下（678人）とする目標を達成した。 **（４）給与水準の適正化等** 役職員の給与水準について、国の機関に在勤する国家公務員の給与水準と比較し、較差の要因に係る分析・検証を行った上で、当該結果を令和６年６月末にホームページで公表した。 令和５年度の統計センターにおける「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準」（対国家公務員指数）は、年齢勘案指数で102.4、年齢・地域勘案指数90.5（令和４年度はそれぞれ、102.3、90.2）となった。 年齢勘案指数は、国より2.4ポイント高い指数となっている。これは、統計センターが東京都特別区に所在しており、同じ特別区に所在する国の機関の地域手当（20.0％）と同様となっていることが影響したものである。 年齢・地域勘案指数は、国より9.5ポイント低い指数となっている。これは、中・高年齢層において、上位級の職員の割合が国の機関に比べて低いためである。 **（５）製表業務の民間委託等に向けた取組** 令和５年度は、令和５年住宅・土地統計調査の受付整理事務、ＯＣＲ入力業務に係る労働者派遣業務及び令和５年度事業所母集団データベース整備に係る照会結果の産業小分類符号格付事務の製表業務において、民間事業者の活用を推進した。 民間委託等の実施に向けては、関係課及び統計調査間での連絡調整を円滑に行い、適正な遂行及び品質の確保を図った。 民間委託により実施した業務においては、「独立行政法人統計センター情報セキュリティポリシー」に基づく、情報セキュリティ対策・危機管理体制等を確保した上で適切に業務を行うよう仕様書に定め、さらに、委託事業者の業務履行場所に赴き検査を実施するなどにより管理監督を行った。また、統計センターで納品検査を実施し、合格基準を満たすまで再納品するよう仕様書で定め、品質の確保を図った。 労働者派遣により実施した業務においては、着実に業務を行うため、また、秘密の保護等の情報セキュリティ対策を確保するために事務処理要領を定め、それを派遣労働者に遵守するよう指導した。さらに、履行場所には防犯カメラ等を設置するなどの情報セキュリティ対策を講じて実施した。 専門とする民間事業者が存在しないと考えられる分類符号格付業務への入札参加者の拡大に向けて、加盟事業者数が多い団体への働きかけを継続して行った。さらに、符号格付業務の概要について、事例を使った視覚的にも業務を理解しやすい資料を用い	効率的な組織体制の整備及び管理については、業務が遅滞することなく確実に遂行していけるよう、業務量に合わせた適正な人員配置を行うこと等により能率的な業務運営を確保した。 また、雇用制度の運用としては、定年退職者の暫定再任用を実施するため、職員の募集を行った結果、令和５年４月に58名（うち、短時間勤務は31名）を採用した。 ＩＣＴや統計理論等に関する高度な知識が求められる業務などにおいて、外部人材の知見を活用することは、人材確保の重要な手段であることから、高度な専門性を有する職員を、国家公務員法の任用制度に基づき非常勤として採用した。 役職員の給与水準について、国家公務員と比較し、分析・検証を行った上で公表した。 職員の給与水準については、対国家公務員比で102.4となった。これは、統計センターが東京都特別区に所在しており、同じ特別区に所在する国の機関の地域手当の支給割合（20.0％）と同様となっていることが影響したものであり、同じ特別区に所在する国の機関と比較した場合の年齢・地域勘案指数は90.5となる。 なお、年齢・地域勘案指数は、国より9.5ポイント低い指数となっており、給与水準は適切に保たれた。 製表業務の民間委託については、秘密の保持及び情報セキュリティ対策等を徹底した上で、民間事業者の活用を推進した。また民間事業者への管理業務を適切に行うことにより、全体を通して、支障なく予定どおり業務を完了した。

符号格付業務について、民間事業者の活用を着実に実施すること。
民間委託に当たっては、格付支援システムなどの情報通信技術の活用や期間業務職員の活用等に係るコストと民間委託に係るコストの分析・比較に留意しつつ、民間委託を進めること。
【指標】
・民間委託等の実施状況

（６）情報通信技術の積極的な導入・活用を図ることにより、生産性を向上させ、業務運営の効率化を推進すること。
なお、格付率については、記入状況等により影響を受けるが、前回調査と同水準を維持するよう努めること。
経済構造実態調査の産業小分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ35％以上及び97％以上とする。
労働力調査オンライン調査票の産業・職業中分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ40％以上及び98％以上とする。
家計調査オンライン調査票の収支項目分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ70％以上及び97％以上とする。
事業所母集団データベース整備に係る照会結果の産業小分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ15％以上及び97％以上とする。
なお、格付支援システムの適用に当たっては、品質管理を適切に行い、製表結果の精度確保を図ること。
【指標】
・格付率及び正解率

（７）情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、適切に実施するとともに、ＰＭＯによる全体管理を通じてＰＪＭＯを支援する体制の下、利用者に対する利便性の向上や情報システムの整備及び管理の効率化に継続して取り組むこと。
【指標】
・情報システムの整備及び管理に係る取組状況等

35％以上及び97％以上とする。
② 労働力調査オンライン調査票の産業・職業中分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ40％以上及び98％以上とする。
③ 家計調査オンライン調査票の収支項目分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ70％以上及び97％以上とする。
④ 事業所母集団データベース整備に係る照会結果の産業小分類符号格付について、格付支援システムを適用し、業務の効率化を図る。その適用に当たっては、格付率及び正解率の目標値をそれぞれ15％以上及び97％以上とする。

（７）情報システムの整備及び管理
情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、適切に実施するとともに、ＰＭＯによる全体管理を通じてＰＪＭＯを支援する体制の下、利用者に対する利便性向上や情報システムの整備及び管理の効率化に継続して取り組む。

＜評価の視点＞
・各統計調査の格付率及び正解率が、目標値以上となっているか。

た入札説明会を行うなどの対応を講じたことにより、入札参加者は新規の民間事業者を含む４者となり、競争性の確保が図られた。
また、履行場所を統計センターから３時間以内とする入札参加要件の撤廃を図った（令和２年国勢調査から実施）ことによる効果として、令和５年度事業所母集団データベース整備に係る照会結果の産業小分類符号格付事務では、徳島県の民間事業者に業務を委託することになった。
これについては、「統計センターの情報セキュリティポリシー」に基づき、民間事業者における情報セキュリティ対策・危機管理体制等の確保を十分に図りながら、積極的なＷｅｂ会議の活用やオンラインでのデータ送受方法を導入するなど、効率的な業務運営を行い、民間事業者の活用を着実に実施した。

ア 令和５年住宅・土地統計調査
(ｱ) 調査関係書類の受付整理業務
調査関係書類の受付整理業務については、令和５年11月から６年１月までの間、派遣職員を活用し、統計センター事務室において、都道府県から提出された輸送箱（4,886箱）の確認等を行った。また、提出された調査票等について、提出明細書との照合を行った。

(ｲ) 調査票等のＯＣＲ入力業務
調査票等のＯＣＲ入力業務については、令和５年11月24日から令和６年３月５日までの間、派遣職員を活用し約330万枚の入力を行った。また、読み取りのイメージ確認や文字修正等を行った。

イ 令和５年度事業所母集団データベース整備に係る照会結果の産業小分類符号格付事務
令和５年９月から６年１月までの間、民間事業者が確保した施設において、統計センターが貸与した調査票コードデータ、調査票部分イメージデータ及び分類関係資料等を用いて、格付支援システムにより格付ができなかった事業所及び企業の産業小分類符号格付を行った。

（６）情報通信技術を活用した業務運営の効率化
ＩＣＴを活用した各種製表システムの機能拡充や、その基盤となる情報システムの監視・維持等により安定運用を確保し、業務全体の効率化を推進した。
特に、格付支援システムを積極的に活用し、同システムで格付できなかった分類符号について、民間事業者、期間業務職員及び常勤職員で格付を行った。

ア 経済構造実態調査における格付支援システムの適用
産業小分類符号格付に令和５年６月から12月まで格付支援システムを適用し、格付率及び正解率について、定められた目標値を上回った。

産業小分類符号の格付結果

	格付対象数	格付数	格付率（目標値）	正解率（目標値）
産業小分類符号	98,123	37,886	38.6%（35%以上）	98.6%（97%以上）

イ 労働力調査における格付支援システムの適用
オンライン調査票の産業・職業中分類符号格付に格付支援システムを適用し、格付率及び正解率について、定められた目標値を上回った。

産業・職業中分類符号の格付結果

	格付対象数	格付数	格付率（目標値）	正解率（目標値）
産業中分類符号	276,666	119,440	43.2%（40%以上）	99.8%（98%以上）
職業中分類符号	276,666	110,796	40.0%（40%以上）	99.8%（98%以上）

＜令和５年住宅・土地統計調査＞
調査関係書類の受付整理業務、調査票のＯＣＲ入力業務を民間委託等で行った。

＜事業所母集団データベース整備＞
照会結果の産業小分類符号格付事務の製表業務を民間委託等で行った。

情報通信技術を活用した業務運営の高度化・効率化については、以下の調査で格付支援システムを適用した。

＜経済構造実態調査＞
産業小分類符号格付に格付支援システムを適用し、格付率及び正解率ともに目標値を上回った。

＜労働力調査＞
オンライン調査票の産業・職業中分類符号格付に格付支援システムを適用し、格付率及び正解率ともに目標値を上回った。

ウ　家計調査における格付支援システムの適用

オンライン調査票の収支項目分類符号格付に格付支援システムを適用し、格付率及び正解率について、定められた目標値を上回った。

収支項目分類符号の格付結果

	格付対象数	格付数	格付率 （目標値）	正解率 （目標値）
収支項目分類符号	12,983,092	9,936,271	76.5% （70%以上）	99.8% （97%以上）

＜家計調査＞

オンライン調査票の収支項目分類符号格付に格付支援システムを適用し、格付率及び正解率ともに目標値を上回った。

エ　事業所母集団データベース整備に係る照会結果における格付支援システムの適用

産業小分類符号格付に令和５年８月から12月まで格付支援システムを適用し、格付率及び正解率について、定められた目標値を上回った。

産業小分類符号の格付結果

	格付対象数	格付数	格付率 （目標値）	正解率 （目標値）
産業小分類符号	309,726	96,996	31.3% （15%以上）	99.0% （97%以上）

＜事業所母集団データベース整備＞

産業小分類符号格付に格付支援システムを適用し、格付率及び正解率ともに目標値を上回った。

＜評価の視点＞

・情報システムの整備及び管理を適切に実施しているか。

（７）情報システムの整備及び管理

ア　統計センターにおけるデジタル戦略

統計センターでは、令和３年度に「独立行政法人統計センター情報化推進規程」を改定し、「ＰＭＯ（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）」[*2]を設置するとともに、「ＣＩＯ（情報化統括責任者）」を委員長とした情報化に係る基本的な方針等を審議する「情報化推進委員会」を置き、情報システムを整備及び管理する体制を運用している。

また、「統計センターデジタル戦略基本方針」によりデジタル戦略に関する基本的な考え方を示すとともに、毎年度「統計センターデジタル化実行計画」を策定し、変化の激しい情報技術分野に柔軟に対応できるよう業務のデジタル化を推進してきたところである。

令和５年度においても「統計センターデジタル化実行計画」を策定し、実施状況や課題等について、「情報化推進委員会」において共有するとともに、概ね月１回の頻度で当該計画やその他デジタル化に係る事項について、ＣＩＯを始めとする関係者間で審議し、関係部署との議論を深めるなど、各事業の進捗状況等の認識に齟齬が生じないよう意思の疎通を図った。

「ＰＪＭＯ（プロジェクト・マネジメント・オフィス）」[*3]への支援としては、情報システムに係る調達について、ＰＭＯによる有用性や妥当性の確認のほか、ＣＩＯ補佐官による専門的知見からの助言を行うための相談会を常時適切に実施した。

また、統計センターにおける情報システムを網羅的に把握することにより、法人内全体のデジタル化を効果的・効率的に行うことを目的に、令和３年度に整備した「情報システム管理台帳」を最大限に活用できるよう、同台帳に掲載されている情報を最新の状態に保つよう適時更新を行った。

＜情報システムの整備及び管理＞

変化の激しい情報技術分野に柔軟に対応できるよう、毎年度「統計センターデジタル化実行計画」を策定し、統計センターのデジタル化を推進している。

令和５年度においても、「統計センターデジタル化実行計画」を策定し、実施状況や課題等を情報化推進委員会やＣＩＯを始めとする関係者間で、デジタル化に係る事項の審議や情報共有を図るとともに、各事業の実施を支援するためＣＩＯ補佐官の相談会を常時適切に開催した。

また、「情報システム管理台帳」は最大限に活用できるよう最新の状態を保ち適時更新を行った。

イ　文書管理システム

令和３年１月から運用を開始した文書管理システムの導入により、決裁期間の短縮や業務負担の軽減、テレワーク勤務への対応、ペーパーレス化などに寄与しており、令和５年度は、システムのバージョンアップ及び定期保守による機能改善を図った。うち、過去の文書の管理のための管理簿作成機能の追加及び文書作成時の添付ファイルの追加がより容易になったことで利便性が向上した。

文書管理システムについては、職員からの要望等を踏まえ、システムのバージョンアップ等により更なる利便性の向上を図った。

以上のことから、経費及び常勤役職員数の適正な管理に取り組み、職員の給与水準（対国家公務員）も適切に保たれているほか、製表業務の民間委託についても、積極的に実施している。

また、情報通信技術の導入につ

[*2] ＰＭＯ（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）…統計センターにおける情報化について一元的な管理を行うための組織のこと。情報システム部システムソリューション課を指す。

[*3] ＰＪＭＯ（プロジェクト・マネジメント・オフィス）…統計センターの情報化に係る個別のプロジェクトを推進する組織のこと。

				いては、格付支援システムを積極的に活用し、全ての格付において格付率及び正解率の目標値を上回った。加えて、戦略的なデジタル化推進を図るため、「統計センターデジタル化実行計画」を策定し、これに基づく取組を進めており、所期の目的を達成していることから、当該項目の評定をＢとした。

４．その他参考情報

特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－２	調達等の合理化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
２　調達等の合理化に関する事項 （１）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、統計センターが策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。 契約内容を公開し、随意契約の見直しや一者応札・一者応募の改善に向けた取組を行うなど、業務運営の一層の透明性の確保と効率化を図るとともに、毎年度その取組状況について公表すること。 【指標】 ・「調達等合理化計画」に基づく取組状況及びその公表の有無 ・随意契約、一者応札・一者応募の改善に向けた取組状況 （２）監事による監査において、入札・	**２　調達等の合理化に関する事項** **（１）調達等合理化計画** 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。 また、一般競争入札等を原則とし、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。 さらに、一者応札・一者応募については、真に競争性が確保されているか、独立行政法人統計センター契約監視委員会において契約状況の点検・見直しの状況について審議を行い、その結果に的確に対応する。 これらの取組状況、審議概要及び契約内容については、ホームページを通じて公表する。 （２）契約内容の監査	**＜評価の視点＞** ・「調達等合理化計画」に基づく取組が着実に実施されているか。	**４　調達等の合理化に関する事項** （１）調達等合理化計画 ア　調達等合理化計画の取組 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むために令和５年６月に策定した「調達等合理化計画」を着実に推進しているとともに、当該計画における策定及び自己評価については、独立行政法人統計センター契約監視委員会[*1]（以下「契約監視委員会」という。）において了承を得ているものである。 なお、当該計画の取組状況については、ホームページを通じて公表している。 イ　令和５年度契約実績 統計センターにおける令和５年度の契約件数は37件、契約金額は8.7億円である。また、競争性のある契約は32件（86.5%）、8.2億円（93.7%）、競争性のない随意契約は５件（13.5%）、0.6億円（6.3%）となっている。 競争性のない随意契約は４年度と同様の５件であり、真にやむを得ない契約に限ることとして随意契約を実施している。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 【評定根拠】 「調達等合理化計画」を令和５年６月に策定し、事務・事業の特性を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を推進している。 令和５年度の契約件数は37件で、うち５件（13.5%）は随意契約となっている。随意契約は、真にやむを得ない契約として適切な調達を実施した。

[*1] 独立行政法人統計センター契約監視委員会：「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、平成 21 年 11 月に設置され、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）により、統計センター監事及び外部有識者によって構成される組織。

契約の内容についてチェックを受けること。
【指標】
・監事による監査の実施状況

監事による監査において、入札・契約の内容について定期的なチェックを受ける。

＜評価の視点＞
・随意契約、一者応札・一者応募の改善に向けた取組はされているか。

令和５年度の統計センターの調達全体像　（単位：件、億円）

	令和４年度		令和５年度		比較増△減	
	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
競争入札等	(87.5%) 35	(99.0%) 51.4	(86.5%) 32	(93.7%) 8.2	(△8.6%) △3	(△84.0%) △43.2
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約（小計）	(87.5%) 35	(99.0%) 51.4	(86.5%) 32	(93.7%) 8.2	(△8.6%) △3	(△84.0%) △43.2
競争性のない随意契約	(12.5%) 5	(1.0%) 0.5	(13.5%) 5	(6.3%) 0.6	(0%) 0	(11.4%) 0.1
合　計	(100%) 40	(100%) 51.9	(100%) 37	(100%) 8.7	(△8.6%) △3	(△83.1%) △43.1

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）複数年度契約を締結した案件については、件数、総契約金額ともに契約初年度にのみ計上している。
（注３）統計センター契約事務取扱要領第23条第１項第13号から第15号まで及び第18号の規定に基づく金額以下の少額随意契約は除いている。
（注４）指名競争入札は、いずれの年度においても実施していない。
（注５）比較増△減の（　）書きは令和５年度の対４年度伸率である。

ウ　一者応札・応募の状況
令和５年度の一者以下の応札・応募による契約は、「エ　重点的に取り組む分野」の一者応札の改善に伴う重点事項に加え、令和４年度に引続き、公告期間を延長するなどの取組を実施した結果、業務の周期性等による調達件数の増減はあるものの４年度の 19 件と比べ大幅に減少し９件となった。
なお、一者以下の応札・公募となった９件（うち６件は国の行政機関との合同調達）についても、複数者が参加した案件と同様に仕様書の要件は、必要最低限の内容であり、競争性の障壁となるような記載はなかった。

令和５年度の統計センターの一者応札・応募状況　（単位：件、億円）

		令和４年度	令和５年度	比較増△減
２者以上	件　数	16(45.7%)	23(71.9%)	7(43.8%)
	金　額	2.9(5.6%)	6.4(77.6%)	3.5(121.3%)
１者以下	件　数	19(54.3%)	9(28.1%)	△10(△58.3%)
	金　額	48.5(94.4%)	1.8(22.4%)	△46.7(△96.2%)
合　計	件　数	35(100%)	32(100%)	△3(△8.6%)
	金　額	51.4(100%)	8.2(100%)	△43.2(△84.0%)

（注１）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
（注２）合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。
（注３）比較増△減の（ ）書きは、令和５年度の対令和４年度伸率である。

エ　重点的に取り組む分野
(ｱ) 一者応札の改善
一者応札の改善あたり、十分な競争性を確保するため、①年度当初に年間入札予定案件を統計センターホームページに掲載し、入札参加希望者が計画的に入札に係る準備が行えるよう情報提供を行ったほか、②公正性や透明性の観点から十分な競争性が確保されているか仕様書を徹底して精査するなどの取組を実施し、さらに、③電子メ

一者応札・応募案件の改善においては、公告期間を延長する等の取組を実施した結果、令和４年度の19件と比べ大幅に減少し９件となった。
一者以下の応札・応募となった９件の仕様書の要求要件は、必要最低限で、応札や応募の条件を限定する内容も見当たらず、競争性の障壁となるようなものはなかった。

一者応札の改善あたり、年度当初に年間の入札予定案件をホームページに掲載して周知する取組、公正性や透明性の観点から十分な競争性が確保されているか仕様書を徹底して精査する

			ールを活用した入札手続き等の様々な取組を継続的に実施した。 　その結果、業務の周期性等により調達件数の増減はあるものの、調達全体の 15%まで大幅に減少させることができた。 (ｲ) 新規参入業者の拡大 　統計センターと契約実績のない業者の参入の拡大を図るため、 　① 新規参入業者の開拓（インターネットで検索した業者への見積もり依頼） 　② オープンカウンター方式の導入 　③ 入札情報配信サービスへの登録促進 　を実施するとともに、仕様書の精査など新規参入し易い環境を整備し、新規参入業者の拡大に取り組んだ。 　また、上記の取組を実施するにあたっては、契約監視委員会において御指摘のあった「数値目標の設定」も考慮し、令和４年度の実績（９者）以上の参入を目指した結果、令和５年度は 27 者（少額随意契約 21 者、競争入札６者）と新たに契約を締結することができた。 オ　調達に関するガバナンスの徹底 (ｱ) 新たな随意契約に係る随意契約適正化検証チームにおける点検 　令和５年度において、少額随意契約以外で随意契約を締結した５件のうち、新たな内容の案件は発生しなかった。 (ｲ) 納品成果物の確認 　少額随意契約以外の納品成果物（14件）について、検査職員以外の職員（総務部財務課調達係）も現物確認を行うとともに、履行状況の確認を行い、検収の徹底を図ることにより、不祥事等の発生を防止した。 (ｳ) 調達担当者に対する研修の実施 　新たに検査・監督職員の職責を担う者（新任課長代理８名、新任係長相当職 10 名）を対象に、調達手続全般及び不祥事の事例について研修を実施するとともに、適正な検査監督業務に関する重要性等について周知徹底を図った。 　また適時に検査・監督職員を含め調達担当者へ指導を行うなど、適正な検収が実施できるよう取り組んだ。 カ　契約監視委員会による点検 　契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を受けるとともに、これに関連して、競争性のない新たな随意契約、２か年度連続の一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の調達内容及び調達手続等についても点検を受け、その審議結果を踏まえ、更なる競争性の確保の推進に努めている。 　なお、契約監視委員会の議事概要についてはホームページで公表した。 キ　共同調達の実施 　経済性及び事務効率性の向上を図るため、総務省統計局や総務省本省等と合同して調達を実施している。令和５年度においては、「総務省第二庁舎で使用する電力の購入」他13件について共同調達を実施した。 （２）契約内容の監査 　「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、一般競争入札を含むすべての入札・契約事務全般の状況について、監事及び監査室による監査を毎月実施している。 　なお、監査を受けるに当たっては、随意契約や情報開示を含む契約案件全般（※）について、財務課内で厳正なチェックを行い監査体制及び内部牽制の実効性の確保に努めている。 （※）調達の実施に当たっては、事業部門（調達要求部門）の作成した仕様書等を、財務課の契約担当者がその内容を審査した上で、金額に応じて、理事長、総務部長等が決裁を行うが、この場合においても、財務課の予算執行管理担当者は事前に審査を行っており、会計部門内での相互牽制を行い、適正な経費執行を確保する体制を構築し実施している。	などの取組、電子メールを活用した入札手続き等の様々な取組を継続的に実施した結果、調達全体の15%まで大幅に減少している。 新規参入業者の拡大を図るため、新規参入業者の開拓、オープンカウンター方式の導入及び入札情報配信サービスへの登録促進する取組により、令和５年度は27者と新たに契約を締結した。 新たに随意契約を締結した調達は、令和４年度はなかった。 不祥事等の発生を未然に防止する為、少額随意契約以外の納品成果物（14件）について、検査職員以外の職員による確認を行った。 新たに検査・監督職員の職責を担う者（18名）を対象に調達手続全般及び不祥事の事例についての研修などを実施した。 調達等合理化計画の策定及び自己評価について、契約監視委員会の点検を受けるとともに、２か年度連続の一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の調達内容及び調達手続等についての点検を受けた。 経済性及び事務効率性の向上を図るため、国との共同調達を実施している。 一般競争入札を含む全ての入札・契約事務全般の状況について、監事及び監査室による監査を毎月実施している。 監査を受けるにあたっては、契約案件全般について、厳正なチェックを行い監査体制及び内部牽制の実効性の確保に努めている。 以上のことから､｢調達等合理化計画｣に基づく取組が着実に実施されており、随意契約、一者
		＜評価の視点＞ ・監事による監査が、適切に行われているか。		

				応札・一者応募の改善に向けた取組も実施されている。 また、契約監視委員会において、契約案件の調達内容及び調達手続等について点検を受け、了承を得ており、所期の目標を達成していることから、当該項目の評定をＢとした。

４．その他参考情報
特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費及び一般管理費の削減（※）	3.2%以上の減	前年度予算額	3.2%減	3.2%減	3.2%減	3.2%減	3.2%減	

（※）業務経費及び一般管理費に係る運営費交付金については、新規追加、拡充部分等を除く。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
第３　財務内容の改善に関する事項 適正な財務管理を行い、上記第２の１（２）を達成するとともに、経費全体の効率的な執行を図ること。 また、令和５年度においては、上記第１の２（２）に掲げる調査票情報の二次的利用に関する取組について、自己収入の拡充に努めること。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、積立金の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこと。 【指標】 ・目標第２の１（２）に掲げた経費の削減状況 ・参考指標：調査票情報の二次的利用による収入額	**第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画** 適正な財務管理を行い、上記第２の１（２）を達成するとともに、経費全体の効率的な執行を図る。 また、令和５年度においては、上記第１の２（２）に掲げる調査票情報の二次的利用に関する取組について、自己収入の拡充に努める。 予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおりとする。	**＜評価の視点＞** ・適正な財務管理がなされているか（年度目標に掲げた経費の削減状況含む）。 【参考指標】 ・調査票情報の二次的利用による収入額	**（１）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画** 業務経費及び一般管理費（情報システム関係経費、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング等推進費、各種法令等により生じる義務的な経費等の所要額計上を必要とする経費及び周期統計調査に係る経費を除く。）に係る運営費交付金については、新規追加及び拡充部分を除き、業務の質の確保に留意しつつ、令和５年度から９年度までにおける削減目標を令和４年度予算額１億4,121万円に対し85%以下、金額では５か年で約2,100万円以上とされたことから、各年度の業務経費及び一般管理費の予算額を、対前年度比▲3.2%以上削減した予算額として５か年の目標を達成することとしている。 令和５年度の業務経費及び一般管理費の予算額は、４年度予算額１億4,121万円に対して１億3,669万円とし、▲3.2%の削減を達成した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 【評定根拠】 業務経費及び一般管理費の予算額については、対前年度比▲3.2%の削減目標を達成した。 また、調査票情報の二次的利用に関する取組について、自己収入の拡充に努めた。

【所要額計上経費等を除く削減対象経費】　（単位：千円）

区　　分	令和４年度（基準額）		５年度		６年度		７年度		８年度	
	金　額	比　率	金　額	対前年度比	金　額	対前年度比	金　額	対前年度比	金　額	対前年度比
業務経費	73,597	100.0%	71,242	96.8%						
一般管理費	67,615	100.0%	66,451	96.8%						
計	141,212	100.0%	136,693	96.8%						

区　　分	令和９年度	
	金　額	対前年度比
業務経費		
一般管理費		
計		

令和５年度における調査票情報の二次的利用に関する手数料収入については、以下のとおりであり、調査票情報の二次的利用に関する自己収入の拡充に努めた。

・調査票情報のオンサイト利用による収入は 85 万円
・オーダーメード集計の提供による収入は 1,175 万円
・匿名データの提供による収入は 78 万円

４．その他参考情報

特になし。

別　添

事業計画予算

令和5年度

（単位:百万円）

区　別	統計調査製表事業	統計データ利活用推進事業	公的統計発展支援事業	技術研究・国際協力事業	法人共通	合 計
収入						
運営費交付金収入	4,664	889	984	156	991	7,684
受託製表収入	－	－	33	－	－	33
政府統計共同利用システム運用管理等収入	－	－	1,754	－	－	1,754
統計作成支援事業収入	－	9	－	－	－	9
その他の収入	－	－	－	－	－	－
計	4,664	898	2,771	156	991	9,480
支出						
業務経費	1,057	121	289	31	74	1,572
経常統計調査等に係る経費	840	121	243	31	74	1,309
周期統計調査に係る経費	217	－	46	－	－	262
受託製表経費	－	－	33	－	－	33
政府統計共同利用システム運用管理等経費	－	－	1,754	－	－	1,754
統計作成支援事業経費	－	9	－	－	－	9
一般管理費	126	27	21	4	134	312
人件費	3,481	742	673	122	783	5,800
計	4,664	898	2,771	156	991	9,480

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【人件費の見積り】

期間中 4,920 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

【運営費交付金の算定ルール】

運営費交付金　＝　人件費 ＋ 業務経費 ＋ 一般管理費 － 自己収入（人件費相当分）

人件費　　＝　前年度予算額 × 給与改定率 ＋ 特殊要因（退職手当等）

業務経費　＝　経常統計調査等に係る経費 ＋ 周期統計調査に係る経費

経常統計調査等に係る経費　＝　前年度予算額（「所要額計上経費」を除く。） × 政策係数（α）× 効率化係数（β） × 消費者物価指数（CPI）（γ） ＋ 当年度の所要額計上経費

周期統計調査に係る経費については、各年度必要な額を見積り、計上する。

一般管理費　＝　前年度予算額（「所要額計上経費」を除く。） × 効率化係数（β） × 消費者物価指数（CPI）（γ） ＋ 当年度の所要額計上経費

自己収入（人件費相当分）については、過去実績等を勘案し、当年度に想定される受託製表収入及び統計作成支援事業収入の見込額のうち人件費相当分を計上する。

予算額計算の前提条件

1　政策係数（α）を１．００とする。

2　効率化係数（β）を０．９６８とする。

3　消費者物価指数（γ）を１．００とする。

また、「所要額計上経費」とは、情報システム関係経費、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング等推進費、各種法令等により生じる義務的な経費等の所要額計上を必要とする経費とする。

収支計画

令和5年度

（単位：百万円）

区　別	統計調査製表事業	統計データ利活用推進事業	公的統計発展支援事業	技術研究・国際協力事業	法人共通	合 計
費用の部	4,694	928	2,500	156	995	9,274
経常費用	4,689	928	2,499	156	994	9,267
業務費	4,446	855	949	150	－	6,400
受託製表業務費	－	－	33	－	－	33
政府統計共同利用システム運用管理等経費	－	－	1,419	－	－	1,419
統計作成支援事業経費	－	9	－	－	－	9
一般管理費	－	－	－	－	953	953
減価償却費	243	64	98	6	41	453
財務費用	5	1	1	0	1	7
収益の部	4,686	929	2,772	156	995	9,538
運営費交付金収益	4,390	842	937	148	760	7,078
受託製表収入	－	－	33	－	－	33
政府統計共同利用システム運用管理等収入	－	－	1,754	－	－	1,754
統計作成支援事業収入	－	9	－	－	－	9
資産見返負債戻入	21	31	1	0	11	64
資産見返運営費交付金戻入	21	31	1	0	11	64
資産見返物品受贈額戻入	－	－	－	－	－	－
賞与引当金見返に係る収益	274	47	46	8	43	418
退職給付引当金見返に係る収益	－	－	－	－	182	182
その他の収入	－	－	－	－	－	－
財務収益	－	－	－	－	－	－
純利益	△8	0	272	0	0	264
総利益	△8	0	272	0	0	264

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

注１：当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものとしている。

注２：純利益及び総利益については、ファイナンスリースにより取得した資産の会計処理によるもの及び政府統計共同利用システム運用管理等収入により購入した固定資産の減価償却費見合いのものである。

資金計画

令和5年度

（単位：百万円）

区　別	統計調査製表事業	統計データ利活用推進事業	公的統計発展支援事業	技術研究・国際協力事業	法人共通	合 計
資金支出	4,664	898	2,771	156	991	9,480
業務活動による支出	4,451	864	2,402	150	960	8,827
投資活動による支出	－	－	300	－	－	300
財務活動による支出	214	34	68	6	31	353
資金収入	4,664	898	2,771	156	991	9,480
業務活動による収入	4,664	898	2,771	156	991	9,480
運営費交付金収入	4,664	898	984	156	991	7,684
受託製表収入	－	－	33	－	－	33
政府統計共同利用システム運用管理等収入	－	－	1,754	－	－	1,754
統計作成支援事業収入	－	9	－	－	－	9
その他の収入	－	－	－	－	－	－
投資活動による収入	－	－	－	－	－	－
財務活動による収入	－	－	－	－	－	－

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅳ　短期借入金の限度額）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	第４　短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、19億円とし、運営費交付金等の交付時期にずれが生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。	**＜評価の視点＞** ・短期借入金の使用状況	計画の実施なし。	＜評定と根拠＞ 評定：― 【評定根拠】 運営費交付金等の交付時期のずれや、不測の事態等が生じなかったことから、借入れを行うことはなかったため評価せず。

４．その他参考情報

特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ｖ　不要財産等の処分に関する計画）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ｖ	不要財産等の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	第５　不要財産等の処分に関する計画 計画なし。		該当なし。	—

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅵ	重要な財産の譲渡等に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	第６　重要な財産の譲渡等に関する計画 計画なし。		該当なし。	―

４．その他参考情報

特になし。

＜参 考＞（保有資産の管理・運用等について）

１　実物資産

統計センターにおいては、土地、建物は保有していない。現在使用している建物については、独立行政法人統計センター法（平成 11 年法律第 219 号）附則第６条の規定に基づき、独立行政法人化の際、専ら使用していた庁舎（総務省第２庁舎）を無償で使用している。

２　知的財産

知的財産として、製表業務の効率化を目的に独自開発した機械学習型格付支援システム等のプログラムや、統計センターマークの商標登録などを有しているが、収益を得るための財産は保有していない。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅶ　その他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－１	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
６　耐震改修工事の実施に伴う措置 総務省第二庁舎の耐震改修工事の実施に伴い発生する機器移設等の諸作業を着実に進めること。 【指標】 ・耐震改修工事の実施に伴い発生する諸作業の実施状況	**１　施設及び設備に関する計画** 総務省第二庁舎の耐震改修工事の実施に伴いＯＣＲ機の移設、入退管理・監視カメラの設置等、必要な作業を着実に実施する。	**＜評価の視点＞** ・耐震改修工事の実施に伴うOCR機の移設、入退管理・監視カメラの設置等の作業が適切に行われているか。	**１　施設及び設備に関する計画** 総務省第二庁舎の耐震改修工事の実施に伴い、振動等によるＯＣＲ機での調査票入力への影響を未然に防ぐため、住宅・土地統計調査の調査票入力事務実施前までに、ＯＣＲ機の移設を着実に実施した。また、ＯＣＲ機の移設場所及び新たに設けた調査票の保管場所に、入退室管理に係るシステムや監視カメラを新たに設置するなど厳重なセキュリティ対策を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 【評定根拠】 総務省第二庁舎の耐震改修工事の実施に伴う、ＯＣＲ機の移設や、入退室管理に係るシステムや監視カメラを設置するなど厳重なセキュリティ対策を適切に実施しており、所期の目標を達成していることから、当該項目の評定をＢとした。

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ―２－１	人事に関する計画（人材確保・育成の推進）		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
２　人材確保・育成の推進 製表業務に必要な高度な技術の継承・発展を図るとともに、業務の多様化に対応し、将来にわたって社会の要請に応える組織を人材面からも支えるため、統計センターが策定した人材確保・育成方針に基づき総務省統計局等との人事交流や研修の実施による職員の資質向上、政府の取組も踏まえた働き方改革など働きやすい職場環境の整備を含め、計画的な人材の確保とその育成を図ること。 なお、効率的な製表業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展を図るため、研修等により職員の能力開発を積極的に行うこと。 【指標】 ・人材確保・育成に係る取組状況 ・研修等による職員の能力開発の取組状況	**２　人事に関する計画** **（１）人材確保・育成の推進** 製表業務に必要な高度な技術の継承・発展を図るとともに、業務の多様化に対応し、将来にわたって社会の要請に応える組織を人材面からも支えるため、統計センターが策定した人材確保・育成方針に基づき、総務省統計局等との人事交流や研修の実施による職員の資質向上、政府の取組も踏まえた働き方改革など働きやすい職場環境の整備を含め、計画的な人材の確保とその育成を図る。 職員個々の能力開発に向け、人事評価制度と研修制度の関係を強化し、自己啓発の意識を醸成するなど、以下のとおり計画的な研修体系を実施する。 なお、研修を受講した職員に対して、研修内容に関するアンケートを実施し、研修成果があったとする者の割合が85％以上となることを目指す。 ①　職員の専門的能力の向上を図るため、外部機関で実施する研修を積極的に活用する。 ②　内部で実施する研修については、経験と実績を有する職員等を講師とする統計研修の内容を充実し、統計技術の継承及び発展を図	**＜評価の視点＞** ・人材確保・育成に係る取組が、適切に行われているか。 ・研修等による職員の能力開発を積極的に行っているか。	**２　人事に関する計画** **（１）人材確保・育成の推進** ア　人材確保・育成方針を具体化する人材確保・育成実行計画の一部改定 令和３年度に策定した「統計センター人材確保・育成方針」（以下、「方針」という。）に基づく取組を実施するに当たり、具体化が必要な内容について、「人材確保・育成実行計画」（以下、「計画」という。）を令和４年度に策定し、令和５年度から、計画に基づく取組を開始しつつ「人材育成１on１ミーティング」については、令和５年３月の一部試行結果を踏まえ、令和５年６月からの本格実施に合わせ、計画の一部改定を行った。 計画に基づく令和５年度の具体的な取組は、以下のとおり。 (ｱ) 積極的な採用戦略 新規採用職員について、引き続き積極的に採用活動を進めたほか、係長相当の職務について、初めて選考採用するなど、計画に基づき積極的な採用活動を行った。具体的には、統計センターホームページ内の「採用案内」サイトの刷新（育児・介護支援制度、人材確保・育成、研修制度の紹介等を導入）、人事院主催のイベントへの参加、前年度より専門学校等への業務説明会開催回数を増加、統計センター独自の業務説明会・座談会（対面形式・オンライン形式）の開催などの取組を行った結果、令和４年度の採用（内定）者数が16名であったところ、令和５年度は24名と８名増（1.5倍増）となった。 令和５年度の採用活動として、一般職（大卒程度）試験の第１次試験合格者を対象とした人事院主催の官庁合同説明会に加え、６月には独自にオンライン及び対面による説明会を実施したほか、７月に官庁訪問を実施	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 【評定根拠】 積極的に採用活動を進めたほか、係長相当の職務について、初めて選考採用するなどの活動を行った。 統計センター人材確保・育成実行計画に基づく具体的な対応として、統計センターホームページ内の「採用案内」サイトの刷新（育児・介護支援制度、人材確保・育成、研修制度の紹介等を導入）、人事院主催のイベントへの参加、前年度より専門学校等への業務説明会開催回数を増加、統計センター独自の業務説明会・座談会（対面形式・オンライン形式）の開催などの取組を行った。 その結果、令和４年度の採用（内定）者数が16名であったところ、令

	る。階層別研修では、特に中堅の係長等を対象に、マネジメント能力を活性化させ業務の改善・強化を図るための研修を充実させる。 　また、製表工程別に必要な専門知識の習得及び継承並びに資質の向上を図るため、各課室等で独自に実施する業務研修を実施する。 ③　次世代を担う若手職員については、自己啓発目標を自ら半期ごとに設定し、専門知識の習得及び能力開発に努めることを促進する。 ④　外部の専門的知見を活用するなど、より高度な専門人材を育成することを目的とした人材育成の方策を検討する。		し、統計センターの概要や業務説明を行った。その結果、同試験の最終合格者から令和５年10月１日に２名、令和６年４月１日に13名を採用した。 　一方、一般職（高卒者）試験を志望する専門学生等を対象として専門学校が主催する官庁合同説明会については、前年度の６校から積極的な営業活動により数を増やし、１都６県の16校で行ったほか、第１次試験合格者に対して、10月にオンライン形式による業務説明会と官庁訪問を実施し、同試験の最終合格者から６年４月１日に９名を採用した。 　なお、令和６年度の採用活動として、６年２月に人事院が主催する国家公務員（主に一般職（大卒程度及び高卒者））を志望する学生等を対象とした「官庁ＥＸＰＯ・国のお仕事情報ＮＡＶＩ」、３月に人事院が主催する国家公務員（主に一般職（大卒程度及び高卒者））を志望する学生等を対象とした「関東地区官庁オープンツアー」に参加してオンライン形式で業務説明を行ったほか、専門学校が主催する官庁合同説明会に参加して優秀な人材の確保に努めた。 (ｲ) 長期的な視点に立った人事管理 　適材適所な人事配置に資するために、従来、新規採用職員を対象に行っていた「適性検査*1」について、35歳以下の若手職員にも拡充して実施した。これにより、若手職員の特性や能力の分布とその変化を的確に把握し、人材育成の効果を計測しつつ、今後の長期的な人事管理に役立てていくものとした。 　なお、今回拡大した対象職員には、令和５年度以降３年ごとに継続して実施しつつ、６年度には36歳以上の係長級の中堅職員に対し実施することとした。 　また、統計センターの特徴であり強みでもある、業務システムの内製による開発を担うシステム開発担当職員のプログラミング等のスキルを客観的に判定するための外部サービスについて、令和５年度は27人を対象に９月と12月に実施した。ここで得られた判定結果を、成長サポート１on１ミーティングにおける対話に活用した。 (ｳ) 主体的な成長を促す研修の実施 　新たに総務省統計研究研修所が開催する中級統計研修への若手職員の受講を必修化した。 　なお、「公的計画の整備に関する基本的な計画」（令和５年３月28日閣議決定）において、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の確保・育成・配置の加速に引き続き取り組むこととされたことを踏まえ、令和６年１月から統計センター職員も資格認定の対象となったことから、必要な統計研修を修め、一定の業務経験を有するといった認定要件を満たす者を順次統計局へ認定推薦を依頼した結果、統計データアナリスト２名、統計データアナリスト補13名が新たに認定された。「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の認定取得を積極的に行うことは、主体的な成長を促す研修の一定の成果となるものと考えることから、令和６年度以降も引き続き認定推薦の依頼を行っていくこととしている。 イ　経営理念・経営方針の改定に伴う方針及び計画への反映 　令和６年３月に「独立行政法人統計センター経営理念・経営方針」を改定したことに伴い、方針及び計画について、両者の整合性を図りつつ同時に所要の改正を行った。なお、計画については、改めて令和６年度から８年度までの行程を示し、引き続き人材確保・育成を図るものである。 ウ　職員の専門的能力向上のための外部研修の活用 　外部研修については、職員の専門的能力の向上を図るため、各省等が実施する研修会、セミナー等を積極的に活用し、延べ421人（前年度105人）が受講した。 　なお、外部研修を受講した職員に対して、研修内容に関するアンケートを実施した結果、研修成果があったとする者（「大変有意義だった」又は「有意義だった」と回答した者）の割合は約96.9％と、目標である85％以上となっている。 　情報システム開発担当職員については、情報処理業務に関する専門知識の習得とスキル向上を図るため、民間企業が実施する研修へ積極的に参加し、	和５年度は24名と８名増（1.5倍増）となった。 人材育成では、適材適所な人事配置に資するために、従来、新規採用職員を対象に行っていた「適性検査」について、35歳以下の若手職員にも拡充して実施した。 　また、統計センターの特徴であり強みでもある、業務システムの内製による開発を担うシステム開発担当職員のプログラミング等のスキルを客観的に判定するための外部サービスについて、新たに実施した。 新たに総務省統計研究研修所が開催する中級統計研修への若手職員の受講を必修化した。 　なお、「公的計画の整備に関する基本的な計画」（令和５年３月28日閣議決定）において、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の確保・育成・配置の加速に引き続き取り組むこととされたことを踏まえ、必要な統計研修を修め、一定の業務経験を有するといった認定要件を満たす者を順次統計局へ認定推薦を依頼し、その結果、統計データアナリスト２名、統計データアナリスト補13名が新たに認定された。 外部研修については、職員の専門的能力の向上を図るため、各省等が実施する研修会、セミナー等を積極的に活用し、延べ421人（前年度105人）が受講した。 情報システム開発担当職員向けの内部研修については、プログラム言語やデータベースに関する知識、統計センターで内製している汎用ツール等、システム開発業務に関する専門知識の習得とスキル向上を目的とした研修を実施し、延べ256人（前年度220人）が受講した。 広い視野を持った人材を養成する観点から、原則、四半期ごとに統計局等と人事交流を行った。令和５年度の統計局等国の行政機関からの転入者は30人（前年度19人）、転出者数は28人（前年度21人）となった。 企業調査支援業務は、経済構造統計の中心となる統計調査について、その実施から製表業務までを

*1 民間企業のツールを活用し正確や業務適性などを把握するものであり、職員の得意とする分野の特定が期待できる。

			延べ52人（前年度34人）が受講した。 エ　内部研修の充実及び専門知識の習得等に係る業務研修の実施 　内部研修については、令和５年５月に実施した課長代理等研修など、マネジメント能力を活性化させ業務の改善・強化を図るための階層別研修を実施したほか、人事評価制度と研修制度の関係を強化し、職員個々のより高い職務遂行能力の発揮や、自己の能力開発への自立的・計画的な意識の醸成を目的とした技能研修等を実施し、延べ342人（前年度384人（テキスト研修（実習）を含む））が受講した。 　なお、内部研修を受講した職員に対して、研修内容に関するアンケートを実施した結果、研修成果があったとする者（「大変有意義だった」又は「有意義だった」と回答した者）の割合は約96.8％と、目標である85％以上となっている。 　情報システム開発担当職員向けの内部研修については、プログラム言語やデータベースに関する知識、統計センターで内製している汎用ツール等、システム開発業務に関する専門知識の習得とスキル向上を目的とした研修を実施し、延べ256人（前年度220人）が受講した。 オ　若手職員の専門的知識の習得及び能力開発の促進 　次世代を担う若手職員については、人事評価制度と研修制度を連動させた自己啓発目標を自ら半期毎に設定し、専門的知識の習得及び能力開発の促進を図った。 カ　外部の専門的知見の活用等による高度な専門人材育成に関する取組 　統計データの二次的利用や統計作成に係る技術研究などの高度な知識を要する専門職員を育成するため、専門的知見を有する外部の者を雇用し、職員への教育を図っている。また、高度な専門知識を有する職員の確保・育成に関する取組として、サイバーセキュリティの専門知識や技能を有する人材を育成するため、担当者に情報処理安全確保支援士講習を受講させ、スキル向上を図った。 キ　人材の育成 　統計行政に関する広い視野を持った人材を養成する観点から、原則、四半期ごとに統計局等と人事交流を行った。令和５年度の統計局等国の行政機関からの転入者は30人（前年度19人）、転出者数は28人（前年度21人）であった。 　また、統計の作成・提供、情報通信技術など統計センターの業務運営に必要な専門性を有する職員を育成するため、それぞれの専門知識を習得できるよう定期的に人事異動や研修等を実施している。 ク　統計編成部における人材育成研修の実施 (ｱ) 産業・職業大分類符号のｅ-ラーニング研修 　将来の統計センターを担う人材を育成するため、分類符号格付業務に携わったことがない職員が、産業・職業分類符号を大分類ベースで学ぶことにより、基礎知識の習得を図った。なお、研修の実施に当たっては、統計センター全ての職員を対象にした人事係の「統計センター職員研修実施計画一覧」に産業・職業大分類符号研修を掲載したことや、啓発計画の対象としてイラストを多く取り入れた格付初心者にも分かりやすいｅ-ラーニングによる研修教材を作成した。（令和５年度の受講者56名） 　なお、研修受講後にアンケートを実施した結果、設定した教材の難易度について「やさしい」又は「ちょうどよい」と回答した者の割合は98.1％となった。 (ｲ) 企業調査支援課の体験実習 　企業調査支援課の業務は、経済構造統計の中心となる統計調査の実施から製表業務までを一貫して行うものであり、この業務経験は、経済統計に関わる職員の資質向上に大きく寄与するものであることから、課外の若手職員が期間限定で実際に業務を体験することにより、自己啓発の意識を醸成することを目的として、令和５年９月４日～15日の２週間にわたって「体験実習」を実施した。	一貫して行うものであり、その業務経験は、経済統計に関わる職員の資質向上に大きく寄与するものであることから、課外の若手職員が期間限定で実際に業務を体験し、自己啓発の意識を醸成することを目的として、２週間にわたって「体験実習」を実施した。

			(ｳ) 統計データ利活用センターへの出張研修 和歌山県に設置する統計データ利活用センター（以下「利活用センター」という。）の役割について理解を深めることを目的として、令和５年11月15日～17日の３日間に７名の職員が利活用センターへ出張し、施設見学なども行いながら、ミクロデータの提供やオンサイト施設の運用、地方自治体や大学との連携などの取組について研修を受講した。	以上のことから、統計センター採用案内サイトの刷新や業務説明会の開催回数の増加、独自の業務説明会の開催などの対応により採用（内定）者数が1.5倍に増加したことや、適材適所な人事配置に資するための「適正検査」の受検対象者の拡大、プログラミング等スキルの評価サービスの新たな導入、総務省統計研究研修所開催の中級統計研修への若手職員の受講必修化、統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の認定など、積極的な人材確保・育成に取り組んでおり、所期の目標を上回る成果が得られていることから、当該項目の評定をＡとした。

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ―２―２	人事に関する計画（人事評価制度）		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
２　人材確保・育成の推進 製表業務に必要な高度な技術の継承・発展を図るとともに、業務の多様化に対応し、将来にわたって社会の要請に応える組織を人材面からも支えるため、統計センターが策定した人材確保・育成方針に基づき総務省統計局等との人事交流や研修の実施による職員の資質向上、政府の取組も踏まえた働き方改革など働きやすい職場環境の整備を含め、計画的な人材の確保とその育成を図ること。 なお、効率的な製表業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展を図るため、研修等により職員の能力開発を積極的に行うこと。 【指標】 ・人材確保・育成に係る取組状況 ・研修等による職員の能力開発の取組状況	**（２）人事評価制度** 能力評価及び業績評価から成る人事評価制度により、適正な人事評価を行う。	**＜評価の視点＞** ・適正な人事評価制度を構築・運用しているか。	**２　人事に関する計画** **（２）人事評価制度** 令和５年度は、職員（再任用職員を含む。）を対象に、能力評価（評価期間：令和４年10月から令和５年９月まで）及び業績評価（評価期間：前期－令和５年４月から令和５年９月まで、後期－令和５年10月から令和６年３月まで）を適切に実施した。 また、令和４年度に先行して一部試行した「人材育成１on１ミーティング」への意見に基づき、職員と管理職との面談に用いる対話シートを改善するとともに、職員の自律的な成長の支援という目的をより明確にすべく、「成長サポート１on１ミーティング」と名称を改め、運用規程を整備した上で、令和５年度から、35歳以下の若手職員を対象として本格実施した。 これは、若手職員の意欲や希望を聴取するとともに、現在身につけている業務スキルについて、振り返りの機会として内省し、できる限り職員自身で記述してみた対話シートを上司と共同で確認することにより、上司からは今後習得してもらいたいスキルを提示しつつ、若手職員は自身の強みを意識し、今後のスキル向上への「気づき」を得て、自律的に成長できるようにする新たな取組である。 さらに、「成長サポート１on１ミーティング」の本格実施に当たり、より効果的な面談となるよう、課室長及び副課長を対象としたコーチング研修を新たに実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 【評定根拠】 職員と管理職との面談に用いる対話シートを改善するとともに、職員の自律的な成長の支援という目的をより明確にすべく、「成長サポート１on１ミーティング」と名称を改め、若手職員の意欲や希望を聴取するとともに、現在身につけている業務スキルについて、振り返りの機会として内省し、できる限り職員自身で記述してみた対話シートを上司と共同で確認することにより、上司からは今後習得してもらいたいスキルを提示しつつ、若手職員は自身の強みを意識し、今後のスキル向上への「気づき」を得て、自律的に成長できるようにする新たな取組として35歳以

				下の若手職員を対象として本格実施した。 　さらに、「成長サポート１on１ミーティング」の本格実施に当たり、より効果的な面談となるよう、課室長及び副課長を対象としたコーチング研修を新たに実施した。 　以上のことから、令和４年度に先行して一部試行した「人材育成１on１ミーティング」について、職員と管理職との面談に用いる対話シート（様式）を改善し、若手職員を対象として本格実施したことや、面談を行う課室長及び副課長に対して、より効果的な面談となるよう、コーチング研修を新たに実施しており、前年度から更なる改善を図る取組を行うことにより、所期の目標を上回って達成していることから、当該項目の評定をＡとした。

４．その他参考情報
特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ―２－３	人事に関する計画（ワーク・ライフ・バランスの推進）		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
２　人材確保・育成の推進 製表業務に必要な高度な技術の継承・発展を図るとともに、業務の多様化に対応し、将来にわたって社会の要請に応える組織を人材面からも支えるため、統計センターが策定した人材確保・育成方針に基づき総務省統計局等との人事交流や研修の実施による職員の資質向上、政府の取組も踏まえた働き方改革など働きやすい職場環境の整備を含め、計画的な人材の確保とその育成を図ること。 なお、効率的な製表業務の推進に必要な高度な技術の継承・発展を図るため、研修等により職員の能力開発を積極的に行うこと。 【指標】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進状況（不測の事態が生じた場合の対応・工夫を含む。）	**（３）ワーク・ライフ・バランスの推進** 「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に基づき策定した「独立行政法人統計センター一般事業主行動計画」に基づき、仕事と子育てを両立するための勤務形態として、また、ワーク・ライフ・バランスの向上のため、テレワーク等を推進する。	**＜評価の視点＞** ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が、適切に行われているか。	**２　人事に関する計画** **（３）ワーク・ライフ・バランスの推進** ア　テレワークの運用 ワーク・ライフ・バランスの向上のために平成22年11月からテレワークの本格運用を開始した。令和２年度からは、テレワーク勤務日数制限の緩和、電子申請・電子承認、フレックスタイム制度との併用のほか、対象者の範囲の拡大、勤務時間区分の増設、年次休暇等の取得単位を半日、四半日でも取得可能とするなど新たな制度での運用を開始し新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にも寄与している。 令和５年度は、５月８日に新型コロナウイルス感染症の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から５類感染症に変更されたことに伴い、テレワーク勤務の減少が見られたものの、テレワーク勤務の延べ実施者数は21,870人（前年度：58,491人）で１日当たり約108人（前年度：約241人）と前年度に引き続き高い水準で利用されており、柔軟な働き方としてのテレワーク勤務が浸透してきている。また、内部手続の電子化の取組として、令和２年度より運用している職員別フォルダを利用した各種通知の電子交付について、令和５年度は、引き続き対象書類の拡大を図り、新たに二次検査受診報告書の電子交付を実施し、相談窓口、共済及び福利厚生関係の通知に係る電子交付化を更に進めた。	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 【評定根拠】 引き続きテレワークを推進するとともに、男性職員による育児参加や女性職員の活躍促進を更に進めるため、両立支援制度の周知・休暇制度の取得に関する意向確認、関連規程の改正などを進めた。 また、「働きやすさ」の向上に資する新たな措置として、「看護休暇」及び「調和休暇」について見直しを行い、「独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程」及び「独立行政法人統計センター非常勤職員就業規則」を改正した。 これにより、新たに取得対象と

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
			イ　両立支援制度等の整備・推進 　統計センターでは、男性職員による育児参加や女性職員の活躍促進を更に進めるため、両立支援制度の周知・休暇制度の取得に関する意向確認、関連規程の改正などを進め、また、仕事と家庭の両立だけでなく、災害や新型コロナ感染症等のリスクへの対応など、働く職員を取り巻く環境が複雑化している状況の下、全ての職員が心身ともに健康で活躍できる職場を整備し、職員の様々な事情に応じた柔軟な働き方や時間当たりの生産性を高める働き方を検討、推進していくこととしている。 　令和５年度においては、「働きやすさ」の向上に資する新たな措置として、「看護休暇」及び「調和休暇」について見直しを行い、「独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程」及び「独立行政法人統計センター非常勤職員就業規則」を改正し、令和６年１月１日に施行した。 　具体的な内容は以下のとおり。 (ｱ)　「看護休暇」の対象期間の拡大 　看護休暇とは、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話を行い、又は子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるための制度である。 　令和５年度に制度の見直しを行い、「子の小学校就学前」から「子の中学校就学前」へ対象を拡大した。 　これにより、新たに取得対象となった「子の小学校就学」から「子の中学校就学前」の令和６年１月１日から３月31日までの間看護休暇の実績は、延べ59名もの者が取得した。 (ｲ)　「調和休暇」の名称変更及び対象範囲の拡大 　調和休暇とは、当該職員の子及び孫の通学する学校行事に参加する場合その他の業務と職員の生活との調和の観点から職員が勤務しないことが相当であると認められる場合で、業務の運営に支障がないと認めるときに与えられる制度である。 　令和５年度に制度の見直しを行い、「調和休暇」を「ワーク・ライフ・バランス休暇」に名称を変更するとともに、対象範囲を「子」から「子及び孫」へ対象を拡大した。 　上記以外においても、育児時間の対象期間を拡大するための検討を進めており、仕事と育児等の両立支援し、更なるワーク・ライフ・バランスの向上を図ることとしている。 　また、「子育てサポート事業主」としての「くるみん」認定及び仕事と介護を両立できる職場環境に取り組んでいる法人の証としてのシンボルマーク（愛称：トモニン）の取得により、更なる仕事と育児等の両立支援を推進している。 　具体的には、両立支援制度について、e-ラーニング研修実施やイントラネットでの周知を行った。	なった「子の小学校就学」から「子の中学校就学前」の令和６年１月１日から３月31日までの間看護休暇の実績は、延べ59名もの者が取得した。 以上のことから、「看護休暇」及び「調和休暇」について見直しや、「ワーク・ライフ・バランス休暇」では、対象範囲を拡大するなど、全ての職員が心身ともに健康で活躍できる職場を整備し、職員の様々な事情に応じた柔軟な働き方や時間当たりの生産性を高める働き方を検討、推進していくための積極的な取組を行ったことなど、所期の目標を上回って達成していることから、当該項目の評定をＡとした。

４．その他参考情報

特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報

Ⅶ－３	積立金の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
	３　積立金の処分に関する計画 当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人統計センター法第13条第１項の規定に基づき、総務大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた以下の業務の財源に充てることとする。 ①　自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額等に係る会計処理 ②　前事業年度にリース資産取得に係る一括仕入税額控除を受けた消費税のうち、令和５年度中に発生する消費税の支払い	**＜評価の視点＞** ・法令に基づく積立金の処分状況	**３　積立金の処分に関する計画** 独立行政法人統計センター法第13条第１項の規定に基づき、令和４年度に総務大臣の承認を受け、５年度の財源に充てられた貯蔵品、前払費用及び自己収入で取得した固定資産の残存資産価値等に係る相当額の積立金の処分については、当該事業年度分を適切に費用化した。 また、令和４年度リース資産取得に伴う消費税還付相当額の積立金の処分についても、５年６月に総務大臣の承認を受け、５年度の消費税納付の財源に充当する。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 【評定根拠】 計画のとおり、自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額等に係る会計処理及び前事業年度にリース資産取得に係る一括仕入税額控除を受けた消費税のうち、令和５年度中に発生する消費税の支払いのための財源に充当する。

４．その他参考情報

特になし。

独立行政法人統計センター　　令和５年度の業務実績に関する項目別自己評価書（Ⅶ　その他業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ－４	その他センターの業務の運営に関し必要な事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID　000854（独立行政法人統計センター運営事業）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
１　内部統制の充実・強化 （１）統計センターに期待される役割を十全かつ適切に果たすため、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等を踏まえて整備した体制を基に実効性のある内部統制システムの運用に努めること。 　また、これらの取組を実施することで、法人の長によるトップマネジメントを推進する。 【指標】 ・内部統制システムの運用状況 ・トップマネジメントによる法人運営・組織風土等の改善状況 （２）業務運営及び公的統計に対する信頼性を確保する観点から、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を徹底すること。 【指標】 ・法令遵守の徹底に向けた取組状況	**（１）内部統制の充実・強化** ①　「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等を踏まえて整備した体制を基に、理事長のトップマネジメントにより実効性のある内部統制システムの運用に努め、引き続き内部統制の充実・強化を図る。 ②　業務運営及び公的統計に対する信頼性を確保する観点から、全職員に対してコンプライアンス研修を実施し、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守の徹底を図る。 ③　内部監査を実施し、事業計画の達成に向けた適正かつ能率的な業務運営の確保を図る。 **（２）情報セキュリティ対策の徹底** 政府統計共同利用システムの適切な運用管理を始め、調査票情報、公表期日前情報等の秘密に係る情報を保全する観点から、情報セキュリティに関する事故の発生を未然に防止するため、外部からの不正アクセス、サイバー攻撃及び標的型攻	**＜評価の視点＞** ・トップマネジメントによる内部統制システムの運用等の法人運営や組織風土等の改善が適切に行われているか。 ・事業活動に関わる法令その他の規範の遵守が徹底されているか。 ・内部監査の実施及びその結果の反映が適切に行われているか。	**４　その他業務運営に関する事項** **（１）内部統制の充実・強化** 　統計センターでは、年度目標に基づき、法令等を遵守しつつ業務運営の高度化・効率化を行い、常に正確で信頼できる統計データを作成し、国民生活の向上と社会経済の発展に貢献するという基本的使命を果たすため、内部統制の充実・強化として理事長のリーダーシップを十分に発揮できる仕組みを整備・運用している。 　この統計センターの使命を達成するためには、製表結果の精度の確保、提出期限の厳守等業務の委託元における高い満足を確保するとともに、委託元から信頼されることが、事業活動を継続していく上で必要不可欠である。これら製表結果及び統計サービスの品質の維持・向上を図るため、製表業務における品質管理活動の一層の推進に取り組んでいる。（Ⅰ－５　その他を参照） 　また、統計センターにとって、個人情報や事業所・企業等情報が記載された調査票情報とハードウェア、ソフトウェアの情報システムが、事業活動を展開する上で不可欠な資産である。これら情報資産の適切な保護・管理を通じた情報セキュリティの確保を図るため、情報セキュリティ対策の一層の強化に取り組んでいる。（Ⅶ－４　情報セキュリティ対策の徹底を参照） 　その他、内部統制の充実・強化を図るため、令和５年度は次のような取組を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：Ａ 【評定根拠】 　内部統制の充実・強化においては、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」等を踏まえて整備した体制を基に実効性のある内部統制システムの運用に努めた。

（３）内部監査が効果的に実施されるよう努めること。 【指標】 ・内部監査の実施状況、監査結果の反映状況 ３　情報セキュリティ対策 政府統計共同利用システムの適切な運用管理を始め、調査票情報、公表前情報その他の保有する情報を保全し、より高度化する外部からの不正アクセスやコンピュータウィルスの侵入等を防ぎ、業務の確実な実施を確保する観点から、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、更なる情報セキュリティ対策を講じ情報セキュリティに関する事故の発生を未然に防止し、情報管理の徹底を図ること。 【指標】 ・情報セキュリティ対策の実施状況 ・情報セキュリティ教育の実施状況 ・情報セキュリティに関する事故の発生の有無、発生時の対応状況 ４　危機管理の徹底 災害や緊急事態に即応できるような体制を保持し、危機管理を徹底すること。危機管理に関する点検・訓練を実施するとともに周知・啓発を図ること。 【指標】 ・危機管理体制の整備状況 ・点検・訓練等の実施状況 ・不測の事態が発生した場合における業務継続に係る取組状況 ５　環境への配慮 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した適切な対応を図るよう努めること。 【指標】 ・環境に与える影響に配慮した対応の取組状況	撃メールなどへの更なる対策を講じるとともに、情報管理の徹底を図るため、次の情報セキュリティ対策を講じる。 ①　全職員を対象とした情報セキュリティに関するｅラーニングを１回以上実施する。 ②　ｅラーニング実施後、情報セキュリティポリシーの内容に対する理解度を把握するための確認試験を実施し、全職員が100点を目指す。 ③　業務の民間委託等に当たっては、情報セキュリティポリシー等を踏まえた対策を講じることを仕様書等で明確化する。 ④　ISMSに基づくマネジメントシステムを的確に運用する。ISMSの継続審査に向けて、情報資産管理台帳の見直し、リスク分析等を行う。 **（３）危機管理の徹底** ①　危機管理体制の点検を１回以上実施するとともに、防災の日等の機会をとらえ、職員の防災に関する意識の向上に努めるなど、災害や緊急事態に即応できるような体制を保持し、危機管理を徹底する。 ②　大規模な自然災害に伴う様々な緊急事態に対し、業務が継続できるよう機動的に対応する。 ③　製表業務に用いる情報システム等については、災害や緊急事態に備えてバックアップ体制を保持するなど、危機管理を徹底する。 **（４）環境への配慮** 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づき、引き続き適正な環境物品の調達を図るよう努める。 **（５）職員の安全・健康管理** ①　職員の定期健康診断や産業医等による職場巡視を実施するとともに、衛生委員会を定期的に開催することを通じて、職員の安全衛生や健康管理を推進する。 ②　メンタルヘルスについては、講習会の開催や学習サイトの活用により、職員の基礎知識の向上を図るとともに、管理監督者によるラインケアの向上を図る。また、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき、全職員を対象にメンタルヘルス診断を診断ソフトウェアを用いて実施し、各職員のストレスへの気付きを促す。診断結果を踏まえた対応により、ストレスを低減させ、メンタルヘルス不調を未然に防止するよう努めるとともに、職場内のストレス度を把握し、職場環境の改善を図る。		ア　内部統制システムの整備 (ｱ) 統制環境の充実・強化 統計センターに期待される役割を十全かつ適切に果たすため、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、内部統制システムを推進していく上で法人の事業運営が適切に行われていることの合理的な保証を得ることや、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価（モニタリング）する仕組みを整備するなど、実効性のある内部統制システムの運用に努めている。 統計センターでは、令和３年度から、各部における内部統制に係る取組の確認・見直し等を実施するための期間として、「内部統制推進月間」（10～11月）を設定している。令和５年度は、内部統制推進月間における取組の一環として、全役職員を対象として「内部統制に関するe-ラーニング」を実施した。これにより、内部統制の意義や必要性等の基本的な内容についての理解を促し、内部統制に関する統計センター全職員の意識の醸成を図ることができた。 また、本年度の新たな取組として、各課室において「リスク共有の推進」を図るため、例えば、担当内ミーティングを活用することにより年度当初に設定した自身が所属する課室におけるリスク一覧を確認するとともに、新たなリスク事象の追加やリスク一覧に掲げる事項の変更（再発防止策の追加、修正等）の有無を点検したことにより、リスク発生の低減に向けた対応を図った。 (ｲ) 統制環境の整備 ①　組織・業務等の管理 予算の要求・執行の管理については、随時又は定期に担当部署から理事長を始めとする役員に報告し、費用対効果、優先度を明確化した上で経営判断を行い、業務運営の高度化、効率化に取り組んだ。 ②　役員会議等の運営 毎月、定期的に役員会議等を開催し、各部からの業務の進捗、達成状況を報告させ、適切な指示等を行うことに加えて、統計センター運営上の重要事項について、審議を行った。 また、理事長を始めとする役員等により、各執務室の巡回（ＭＢＷＡ：巡回管理）を定期的に実施することで、自らが職場の現状を把握・理解し、職員と問題等を共有することにより、円滑な業務の運営に努めた。 (ｳ) ミッションの周知徹底 統計センターでは、毎週開催する会議体を通して重要事項等の情報共有を行うとともに、毎月「理事長・理事からのメッセージ」を職員に対して配信している。その中で統計センターを取り巻く状況や課題などについて役員の考えを職員に伝達し、意識の共有を図るとともに、法人のミッションについての周知徹底を行っている。 また、業務改革や身近な改善を推進することにより、職員個々の意欲の高揚と組織の活性化を図り、その成果を業務の効率化及び品質の維持・向上に寄与することを目的として、業務改善を実施している。 令和５年度においては、業務の遂行過程において、主に現場レベルの裁量で実現した業務改善に資する取組に対する表彰を行い、職員の業務改善意欲の向上や職場の活性化を図るなど統計センター全体に関わる業務改善に取り組んだ。 (ｴ) リスクの把握・対応等 統計センターでは、年度目標、事業計画に掲げた目標の達成を阻害する要因、公的統計と統計作成機関に対する信頼を低下させる要因をリスクと位置付けている。具体的には、個人、事業所・企業情報が記載された調査票及び調査票情報の漏えい、滅失、破損、統計調査結果の公表期日前情報の漏えい、製表結果の精度の低下、人的・物的リソースの不足などについては重大なリスクであることから重点管理項目と位置づけ、これら以外のリスクを日常管理項目と整理している。 令和５年度は、日常管理項目と重点管理項目に分けたリスク監視体制に基づき監視を実施し、重点管理対象項目について報告を受け、適切に監視を行った。また、内部統制推進月間における取組の一環として、「重点管理項目」に設定されたリスクについて、リスクスコアの設定状況や、「予防策（未然防止策）」及び「発生時対策」の実効性について点検を行うなど、内在するリスクへの適切な対応を行うための取組を実施した。	統制環境の充実・強化においては、全役職員を対象として「内部統制に関するe-ラーニング」を実施し、内部統制に関する統計センター全役職員の意識の醸成を図った。 統制環境の整備においては、毎月、定期的に役員会議等を開催し、役員の意思を迅速に反映させた。 ミッションの周知徹底においては、業務改善に資する取組に対する表彰を行い、職員の業務改善意欲の向上や職場の活性化を図るなど、更なる業務改善を推進した。 リスクの把握・対応等においては、日常管理項目と重点管理項目に分けたリスク監視体制に基づき適切に監視を行った。また、「重点管理項目」に設定されたリスクについて、リスクスコアの設定状況や、「予防策（未然防止策）」及び「発生時対策」の実効性について点検を行うなど、内在するリスクへの適切な対応を行うための取組を実施した。 コンプライアンスの徹底におい

			イ　コンプライアンスの徹底 　業務運営及び公的統計に対する信頼性の確保を図ることを目的とし、以下のとおり実施した。 　令和５年４月及び10月に、人事院が主催する国家公務員の服務・懲戒制度ｅラーニング研修を新規採用職員（非常勤職員を含む。）を対象に実施した。また、12月の国家公務員倫理月間・ハラスメント防止週間において、倫理監督官からの注意喚起、階層に応じた教材を用いたｅラーニングによるコンプライアンス研修及びハラスメント防止研修を全職員に実施した。併せて、研究業務に従事する職員に対して、研究活動に係る倫理及び不正行為の防止研修を実施した。 　以上の取組の結果、職員の倫理意識を高揚し、公正な職務遂行の維持が徹底された。 ウ　内部監査の実施 　内部監査計画に基づき、統計センター業務の執行状況を監査するとともに、前年度内部監査のフォローアップ等を行うことにより、ＰＤＣＡが機能し、適切かつ効率的な業務運営の確保を図った。 エ　監事監査等の実施 　監事は、定期監査のほか、役員会議等の各種重要な会議（WEB開催及び書面開催含む）に出席し、業務運営の進捗状況、課題等を把握することにより、理事長に対して監査報告書を６月に提出し、必要に応じて改善点等について指摘を行った。また、入札・契約事務全般及び月次決算の報告に対して、監査を実施した。 　監事による監査のほか、財務諸表の信憑性・透明性の確保の観点から、法定外監査として外部監査法人による会計監査を実施し、その結果については、監事及び理事長に報告を行った。 　理事長は、監査の結果、改善が必要であると報告された事項に対し、その改善に向けた検討及び必要な措置を講じるとともに、その取組状況及び結果について監事に通知することとしている。 オ　独立行政法人統計センター経営理念・経営方針及び行動指針の改正 　統計センターの使命である、「正確な統計の作成（統計をつくる）」、「統計データの利活用の推進（統計を活かす）」、「公的統計の発展の支援（統計を支える）」の３つの使命と、この使命を適切に果たすため、「弛（たゆ）まぬ技術の向上」と「適正な組織運営」を進めていくことに変更はないものの、一方で、統計ユーザーの利便性や各府省の統計の品質に関わる多くの新たな課題への積極的な取組を続けていく必要があり、また、統計行政全般を支える基盤的な専門組織としての役割を的確に果たしうる組織として、今後も公的統計の発展に大きく貢献していくためには、人材の確保・育成の取組を進めていく必要があると考えている。 　このため、人材確保・育成の取組を進めていくに当たっては「全ての職員が成長でき、ここで働いてよかったと思える、すばらしい組織を追求」することや、統計は使われてこそ価値を生じるのであり、より多くの人に統計を使ってもらえるよう、統計センターの業務全般について、「ユーザーの利便性向上を常に念頭に置いた改善」を進めていくことが重要であると考え、法人の長自らがこれらのことを踏まえた「独立行政法人統計センター経営理念・経営方針」（以下「経理理念・経営方針」という。）の改正案等を作成し、法人内の全職員を対象に意見を募るなどのプロセスを経た上で改正を行った。 　また、従来、経営理念・経営方針と一体的なものとして位置付けていた職員の行動規範について、今般の改正に併せて職員における個人レベルでの行動の明確化を図るためにも、「独立行政法人統計センター行動指針」を改めて策定した。 **（２）情報セキュリティ対策の徹底** ア　情報セキュリティ対策 (ｱ) 情報セキュリティポリシーの徹底 　統計センターでは、「独立行政法人統計センター情報セキュリティポリシー」（令和４年５月12日改正理事長決定。以下「ポリシー」という。）において、統計センターが行うべき情報セキュリティ対策基準について、対策項目ごとに遵守すべき事項の基準を定めている。 　さらに、国民の個人情報を大量に取り扱う統計センターが、万が一、情報漏えい等の事故を引き起こせば、統計センターのみならず、政府統計に対する国民の信頼を大幅に低下させることに直結することから、ＩＳＭＳ認証を取得することにより、公的な認証基準に則った管理の枠組みを構築し、ポリシーの徹底のため、職員一人ひとりの意識を更に向上させていくとともに、統計センタ	＜評価の視点＞ ・情報セキュリティ対策を適切に講じているか。 ・情報セキュリティ教育を適切に実施したか。 ・情報セキュリティに関する事故が発生した場合には、適切な対応を行ったか。	ては、新規採用職員を対象に４月及び10月に服務・懲戒制度研修を実施するとともに、12月にコンプライアンス研修及びハラスメント防止研修を実施し、職員の倫理意識を高揚し、公正な職務遂行の維持を徹底した。 内部監査の実施においては、適正かつ効率的な業務運営の確保を図った。 監事監査の実施においては、理事長のマネジメントに留意した監査が十分に実施できる体制とした。 独立行政法人統計センター経営理念・経営方針及び行動指針の改正においては、統計ユーザーの利便性や各府省の統計の品質に関わる多くの新たな課題への積極的な取組を続けていく必要性など、近年の状況を踏まえて、法人の長自らが改正案等を作成し、法人内の全職員を対象に意見を募るなどのプロセスを経た上で改正を実施した。また、従来、経営理念・経営方針と一体的なものとして位置付けていた職員の行動規範について、今般の改正に併せて職員における個人レベルでの行動の明確化を図るためにも、「独立行政法人統計センター行動指針」を改めて策定した。 ポリシーにおいて、統計センターが行うべき情報セキュリティ対策基準について、対策項目ごとに遵守すべき事項の基準を定めているほか、公的認証基準であるＩＳＭＳ認証を取得するなど統計センターの信頼性の維持・向上に努めた。

			ーの信頼性の維持・向上に努めた。 (ｲ) サイバー攻撃への対応等 統計センター情報システム基盤等への攻撃や、標的型攻撃メール等のサイバー攻撃への対応として、ウイルスチェック、不審なメール及び通信のブロック、不正侵入防止装置による監視、標的型攻撃対策装置による解析等の対策に加え、第三者による情報セキュリティ監査を実施した。 (ｳ) 業務継続性の確保 災害時の業務継続、安定的な運用を考慮し、集計用データについては、強固なセキュリティ対策が施されたデータセンターに保管するとともに遠隔地へのバックアップを継続して行っている。 (ｴ) 情報セキュリティに関するｅ-ラーニングの実施 情報セキュリティ対策として、ポリシーの浸透をより一層深めるため、統計センター全役職員（期間業務職員等を含む。）を対象に、情報セキュリティに関するｅ-ラーニングを令和５年６月に実施し、その後、情報セキュリティに関する確認試験を実施（ｅ-ラーニング受講率100%、確認問題 全員が100点を取得）するとともに、各種内部研修において情報セキュリティの単元を設け、講義やｅ-ラーニングを実施した。 また、令和５年７月に総務部に対する「情報セキュリティ対策の監査」を、令和６年１月には「情報セキュリティパトロール」及び「不審メール訓練」を実施した。 さらに、職員自らがポリシーに準拠した運用を行っているか否かについて点検する「情報セキュリティ対策の自己点検」について、１回目を令和５年６月に、２回目を12月に実施した。これらの実施結果に基づく指摘事項等に対して改善を行い、情報セキュリティへの取組の推進を図った。 イ　民間委託における対策 業務の民間委託に当たっては、ポリシーと同等の情報セキュリティ対策を委託先においても講じるよう、要求要件を仕様書等に明記するとともに、委託先への業務履行場所に赴き検査を実施することにより、情報セキュリティ対策の確保に努めている。 ウ　ＩＳＭＳ認証 ＩＳＭＳ認証について、令和５年度は、情報資産管理台帳の見直し、リスク分析、リスク対応、内部監査及びマネジメントレビューを実施し、９月に認証機関による継続審査を受けて、統計編成部、情報システム部及び統計技術・提供部について、ＩＳＭＳ認証取得組織として認証継続が承認された。今後も、定期的に監査等を実施し、継続的に情報セキュリティマネジメントシステムの改善に努めている。	サイバー攻撃への対応として、ウイルスチェック、不審なメール及び通信のブロック、不正進入防止装置による監視、標的型攻撃対策装置による解析等の対策に加え、第三者による情報セキュリティ監査を実施した。 災害時の業務継続、安定的な運用を考慮し、集計用データについては、強固なセキュリティ対策が施されたデータセンターに保管するとともに遠隔地へのバックアップを継続して行っている。 情報セキュリティ対策においては、統計センター全役職員を対象に、情報セキュリティに関するｅ-ラーニングを実施し、確認問題において全員が100点を取得するなど目標を達成した。 民間事業者の活用に当たっても、情報セキュリティ対策・危機管理体制の確保に万全を期した。 さらに、ＩＳＭＳに基づくマネジメントシステムを的確に運用した。
		＜評価の視点＞ ・危機管理体制を整備しているか。 ・危機管理体制の点検を行っているか。 ・不測の事態が発生した場合における業務継続に係る取組が、適切に行われているか。	**（３）危機管理の徹底** ア　危機管理に対する対策及び周知 ①　連絡体制、危機対応の整備及び職員への周知 「独立行政法人統計センター緊急事態対応規程」（令和４年３月１８日規程第３９号）に基づき、自然災害等の緊急事態発生時に必要な食料、飲料水、衛生用品等の備蓄を行うとともに、緊急時の危機管理担当者間の連絡体制を整備している。また、業務の継続が機動的に対応できるよう「独立行政法人統計センター災害、事故等への対応及び事業継続計画」（令和４年３月１８日危機管理責任者決定）や地震時の行動マニュアル等を統計センターイントラネットの「統計センター危機管理ホームページ」に掲載し、職員への周知徹底を図っている。 ②　訓練の実施 統計局との合同による緊急地震速報訓練（６月15日及び11月２日）を実施するなど、防災に関する意識の向上や避難行動への周知徹底を図った。 また、11月２日の訓練に併せて、実際に火災が発生したと想定した避難訓練を実施し、災害時の避難路の確認等を行った。 さらに、役職員等の安否確認等を迅速かつ的確に行うために導入している安否確認サービスを用いた安否確認訓練（令和５年９月１日）を実施した。	危機管理においては、大規模な自然災害に伴う様々な緊急事態に対して、連絡体制の整備や業務の継続が機動的に対応できるよう「独立行政法人統計センター災害、事故等への対応及び事業継続計画」について、職員に周知徹底を図った。 また、統計局と合同で避難訓練等を実施し、防災に関する事項についての啓発を行った他、安否確認サービスを用いた安否確認訓練を実施した。

			③　新型コロナウイルス感染拡大防止の取組 令和２年３月に設置した新型コロナウイルス感染拡大防止のための統計センター対策本部について、令和５年度は合計６回の会議を開催し、社会情勢や感染状況などに応じて、「１．新型コロナウイルス感染症に対する独立行政法人統計センターの取組方針」、「２．独立行政法人統計センター職員感染リスクゼロ行動計画」、「３．各課室における事業継続計画の見直し」を行い、職員への周知徹底を図った。 また、令和５年度も引き続き、執務室の毎日の消毒、換気作業、ソーシャルディスタンス（隣席との間隔を１ｍ以上）の確保や会議室等への間仕切りの設置、テレワーク環境の整備など、徹底した新型コロナウイルス感染症対策を行った。 さらに、ＰＣＲ検査等で陽性となった職員、濃厚接触者となった職員等の情報については、総務省第二庁舎内において毎日情報共有を行った。 上記以外にも、令和２年４月から開始した安否確認サービスのシステムを利用した健康状況報告は、令和５年度も引き続き統計センターの全役職員を対象に毎日実施し、役職員からの報告を厚生管理室及び各課室の担当者が確認を行い、異常を報告した役職員（嗅覚・味覚異常など）には直接状況を聞くなどの対応を行うほか、テレワークの推進や、経営企画課及び厚生管理室からの注意喚起のメッセージの配信、自席での昼食を徹底するなどの取組を行った。 これらの取組及び対策の徹底により、クラスター等の発生による公的統計機関としての事業が滞ることなく、着実に業務を遂行することができた。 ④　個人への大きな健康被害とそれに伴う社会的な影響をもたらすことが懸念される感染症（以下、「感染症」という。）が発生した場合には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要があることを痛感した。独立行政法人統計センターは、再び感染症が発生した場合においても、感染症対策に関する業務を適切に実施するほか、法人としての意思決定機能を維持し、国民経済に及ぼす影響が最小となるような合理的な意思決定に寄与するため、経常調査の統計編成等の業務を円滑に継続することが必要であるとともに、所掌業務の関係者への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。 このため、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に関する教訓を踏まえ、現行の「独立行政法人統計センター緊急事態対応規程」について、必要に応じて災害時以外の事象についても事業継続計画を策定できるよう改正するとともに、新たに「独立行政法人統計センター感染症対応事業継続計画」を策定した。	新型コロナウイルス感染拡大防止の取組については、統計センター対策本部を６回開催し、社会情勢や感染状況などに応じて、行動計画や各種マニュアルを見直し、職員への周知を行うとともに、テレワーク環境の整備、執務室の毎日の消毒作業、ソーシャルディスタンスの確保や会議室等への間仕切りの設置など、徹底的な感染対策を講じることにより、クラスター等の発生による公的統計機関の事業が滞ることのないように取り組んだ。 これら以外にも、安否確認サービスによる健康状況報告による感染拡大対策などの取組も行った。 さらに、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に関する教訓を踏まえ、現行の「独立行政法人統計センター緊急事態対応規程」について、必要に応じて災害時以外の事象についても事業継続計画を策定できるよう改正するとともに、新たに「独立行政法人統計センター感染症対応事業継続計画」を策定した。
			イ　情報システム等に対する危機管理 統計センター情報システム基盤は、安定的な運用、情報セキュリティ対策を考慮し、ＰＣの仮想化を行うとともに、サーバ等の主要な機器を強固な地震対策、電力の安定供給対策、情報セキュリティ対策等が施されているデータセンターに設置し、かつ災害時の業務継続性を確保するため、遠隔地へのバックアップを行っている。 また、統計センター情報システム基盤への不正アクセス・サイバー攻撃の対策として、不正侵入防御装置による監視等を実施し、統計センター内のデータを標的とした攻撃への対策としては、電子メールのウイルス等検知（検知数：449, 241件）、ＷＥＢ閲覧におけるウイルス等検知（検知数：114件）などを講じているほか、利用者からの不審メール受信報告機能（報告数：211件）やＷＥＢフィルタリングによる閲覧規制等の対策を講じることにより、情報漏えい等の発生なく、適切な情報セキュリティ対策を講じている。	情報システム基盤は、安定的な運用、情報セキュリティ対策を考慮し、ＰＣの仮想化を行うとともに、情報セキュリティ対策等が施されているデータセンターに設置している。遠隔地へのバックアップも行い、危機管理に対する対策の徹底を図った。 また、適切な情報セキュリティ対策等を講じたことで、情報漏洩等の事故は発生しなかった。
		＜評価の視点＞ ・環境に与える影響に配慮した対応を図った。	ウ　節電への対応 令和５年度の節電対策については、「統計センター節電対策」を策定し、節電に対する共通の認識と具体的な取組内容を、イントラネット及びメールにより役職員へ周知を行い、庁舎を管理する統計局と連携し、総務省第二庁舎の節電に努めた。 **（４）環境への配慮** 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づき策定した、統計センターにおける「令和５年度環境物品等の調達の推進を図るための方針」に掲げた目標を達成するため、業務に必要な物品等については、環境物品の調達を図り、環境への負荷の低減に努めた。	節電への対応においては、「統計センター節電対策」を策定し、節電に対する共通の認識と具体的取組について、イントラネット及びメールにより役職員への周知を行い、総務省第二庁舎の節電に寄与した。 環境への配慮においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、適正な環

			また、執務室の照明を消費電力の少ないＬＥＤタイプの照明器具へ交換することにより、消費電力を抑制し、温室効果ガスの排出の削減に努めた。 なお、令和５年度は、執務室の一部をＬＥＤタイプの照明器具へ交換した。	境物品の調達を図るよう努め、国等が推進する環境への負担の低減に寄与した。
		＜評価の視点＞ ・職員の安全・健康管理に関し必要な措置を講じたか。	**（５）職員の安全・健康管理** ア　職員の安全・健康管理 衛生委員会の開催（月１回）、産業医（年６回）及び衛生管理者（週１回）による職場巡視等を実施することにより、室温・湿度、不要物品等の確認を行い、職場環境の整備、備品の耐震措置等の状況を把握し職員の安全管理を図った。 新型コロナウイルス感染症への対策として、毎朝、全役職員にセコム安否確認サービスを活用した健康状態報告を行い、普段とは異なる報告があった役職員には、追加で健康状態の確認を行う等、感染拡大を未然に防ぐ対応を図った。（政府の基本的対処方針の廃止及び感染症法上の位置づけの変更に伴い、５月８日以降は中止） また、消毒液等を購入し、役職員に手指及び共用物品の日々の消毒、執務室の換気の徹底等により、職場における感染リスクの軽減を図った。 なお、新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査等の受検報告を受けた際は、関係者への連絡、報告を速やかに実施し、同ウイルス感染に関する情報共有を図った。 イ　メンタルヘルス 職場における心の健康づくりの一つの支援策として、職場のメンタルヘルスに関する基礎知識の向上やストレスへの対処方法、管理監督者の相談応対等について、毎年外部講師によるメンタルヘルス講習会の開催（課室長：１回、課長代理：１回、係長：１回、全職員対象：１回）及び前年度に引き続き学習サイトの活用により、職員のメンタルヘルスへの意識向上を図った。 また、令和５年６月には全職員に対してストレス診断を行った。この診断結果を各職員に配信し、自身のストレスへの気付きと対処を促すとともに、管理監督者等に対しては、職場ごとのストレス度を集計・分析した「仕事のストレス判定図」を配布することにより、より効果的な職場環境の改善に努めた。 さらに、カウンセラーによる職員相談業務を週３回行うことにより、職員が心身ともに健康で勤労意欲を失うことなく職務を遂行できるよう努めた。	職員の安全・健康管理においては、衛生委員会の開催や、産業医及び衛生管理者による職場巡視等を実施した。 新型コロナウイルス感染症対策として、セコム安否確認サービスを活用した体調確認や日々の消毒の徹底を図ることにより、感染リスクの軽減を図った。 メンタルヘルスにおいては、外部講師によるメンタルヘルス講習会の開催、ストレス診断の実施、カウンセラーによる相談などの取組を行った。 以上のことから、所期の目標を上回って達成していることから、当該項目の評定をＡとした。

４．その他参考情報
特になし。